

賃金構造基本統計問題に関する緊急報告

～平成 31 年 1 月の基幹統計の点検に係る実務上の諸問題を中心として～

参考資料編

平成 31 年 3 月 8 日

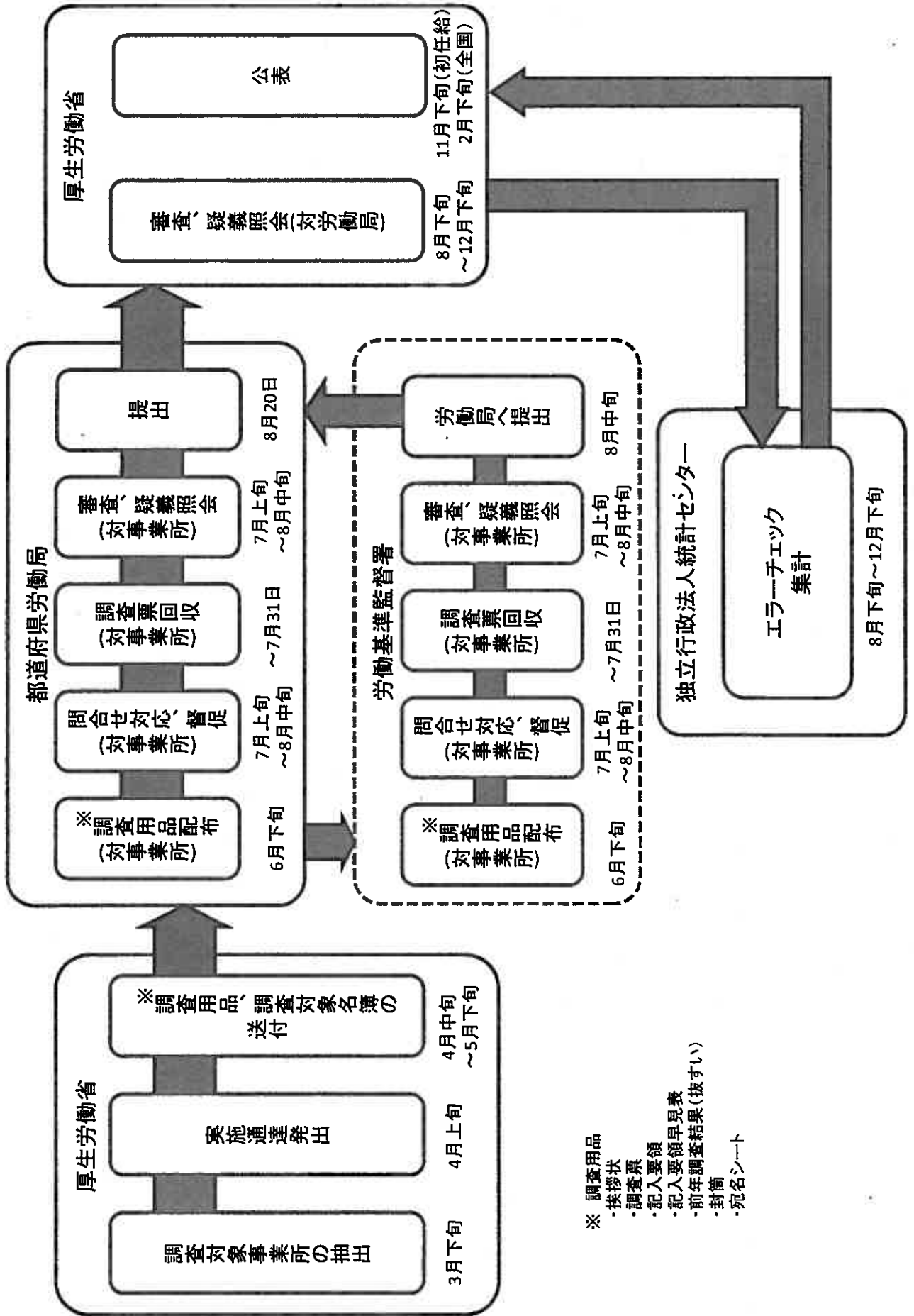
総務省行政評価局

参考資料 目次

参考資料 1	業務の概要.....	1
参考資料 2	平成 31 年基幹統計の点検「実施要領」(総務省照会)	2
参考資料 3	平成 31 年賃金構造基本統計調査の調査計画の変更の承認申請(決裁)	9
参考資料 4	平成 31 年基幹統計の点検(追加)(厚生労働省回答)	18
参考資料 5	平成 31 年基幹統計の点検及び今後の対応について(追加)	19
参考資料 6	賃金構造基本統計調査の計画と実態の違いに係る報告(平成 31 年 1 月 28 日)	21
参考資料 7	賃金構造基本統計調査に関し一斉点検の際に報告しなかったこと に係る報告(平成 31 年 2 月 1 日)	23
参考資料 8	賃金構造基本統計調査計画.....	26
参考資料 9	平成 29 年賃金構造基本統計調査報告.....	35
参考資料 10	調査対象事業所数、有効事業所数、回収率の推移	41
参考資料 11	厚生労働省行政効率化推進計画等の取組実績	42
参考資料 12	労働基準監督署数の推移	44
参考資料 13	昭和 39 年賃金構造基本統計調査 調査要綱	45
参考資料 14	統計法と統計制度	50
参考資料 15	平成 30 年賃金構造基本統計調査 調査票記入要領	54
参考資料 16	平成 30 年賃金構造基本統計調査 封筒	57
参考資料 17	平成 29 年統計法遵守に関する一斉点検(厚生労働省回答)	58
参考資料 18	平成 20 年賃金構造基本統計調査手引	59
参考資料 19	平成 20 年賃金構造基本統計調査抽出要領	71
参考資料 20	賃金構造基本統計調査の課題(平成 21 年検討資料)	78

参考資料 21	サービス産業の推移等	82
参考資料 22	外資系企業数の推移	83
参考資料 23	平成 18 年官民競争入札等監理委員会関係資料	84
参考資料 24	賃金構造基本統計調査の見直し（案）（平成 28 年検討資料）	88
参考資料 25	平成 30 年試験調査申請資料	92
参考資料 26	調査内容の変遷	107
参考資料 27	回収率向上に向けた工夫・好事例（H21～H30）	115
参考資料 28	平成 16 年賃金構造基本統計調査の変更の諮問	125
参考資料 29	公的統計の整備に関する基本的な計画第 I～III 期（抜粋）	126
参考資料 30	平成 27 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書	128
参考資料 31	平成 29 年統計法遵守に関する一斉点検（総務省照会）	141
参考資料 32	賃金構造基本統計調査の改善に関する WG 議事次第	144
参考資料 33	平成 31 年基幹統計の点検及び今後の対応について	147
参考資料 34	第 131 回統計委員会関係資料（平成 31 年 1 月 30 日）	153

賃金構造基本統計調査 業務の概要



- ※ 調査用品
- 挨拶状
 - 調査票
 - 記入要領
 - 記入要領早見表
 - 前年調査結果(抜すい)
 - 封筒
 - 宛名シート

<実施要領>

対象統計：基幹統計（56）

点検項目：以下の項目について、承認された調査計画や対外的な説明のとおり行われているか

○調査対象の選定方法（全数調査／抽出調査の別、抽出方法、抽出率、報告者数 等）

また、復元推計の実施状況についても調査（抽出調査において、統計的な処理（復元）が適切に行われているか）

※集計プログラムにおける復元処理の点検を含む

なお、統計調査以外の方法によって作成する基幹統計については、その作成方法（統計法第26条に基づき、総務大臣に通知された作成方法と異なる方法で作成されていないか）について調査

点検手法：各府省が統計幹事を中心に自ら点検を実施。これを総務省が取りまとめ

実施府省：基幹統計所管の府省等

（内閣府、総務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

提出期限：1月22日（火）10時

提出先：総務省政策統括官室総点検担当の各府省担当者に加えて総括担当にも送付してください。

基幹統計の点検内容

府省庁等名（担当課室名）		承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄)		直近の実施内容に基づく実績 (B欄)	自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：×
統計・調査名称		承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄)		直近の実施内容に基づく実績 (B欄)	自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：×
1 調査対象の選定 方法	承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄)		直近の実施内容に基づく実績 (B欄)		自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：×
① 調査対象の範囲	(いづれかにチェック又は記載) 地理的範囲〔 <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 一部地域 ()〕 属性的範囲〔 <input type="checkbox"/> 世帯・個人 <input type="checkbox"/> 企業・法人 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕		地理的範囲〔 <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 一部地域 ()〕 属性的範囲〔 <input type="checkbox"/> 世帯・個人 <input type="checkbox"/> 企業・法人 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕		
② 全数調査・抽出 調査等の別	(いづれかにチェックを付す) <input type="checkbox"/> 全数調査 <input type="checkbox"/> 一部全数調査 (全数の範囲：) <input type="checkbox"/> 抽出調査		<input type="checkbox"/> 全数調査 <input type="checkbox"/> 一部全数調査 (全数の範囲：) <input type="checkbox"/> 抽出調査		
③ 抽出方法等	(選定の方法にチェックを付すとともに、使用する母集団情報を記載) 選定方法〔 <input type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出〕 母集団情報〔)〕		選定方法〔 <input type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出〕 母集団情報〔)〕 (左欄との違いを記載)		
④ 標本設計の概要 (無作為抽出、有意 抽出の場合)	(抽出区分(産業別、規模別等)ごとに目標精度や抽出率、上位●%選定等を記載)				
⑤ 報告者数	(いづれかにチェック又は記載) <input type="checkbox"/> 〔) 世帯・人 <input type="checkbox"/> 〔) 法人・事業所 <input type="checkbox"/> その他〔)〕 母集団の数〔)〕		<input type="checkbox"/> 〔) 世帯・人 <input type="checkbox"/> 〔) 法人・事業所 <input type="checkbox"/> その他〔)〕 母集団の数〔)〕 ※ 左欄と異なる場合、その理由を記載		

2 復元推計の実施	直近の実施内容に基づく実績	自己点検結果 抽出率に対応した適切な復元推計が行われていることが確認された場合は○
	<p>(いずれかにチェック又は記載)</p> <p><input type="checkbox"/> 必要なし (全数調査等)</p> <p><input type="checkbox"/> 必要あり → <input type="checkbox"/> 実施 [復元乗率： [プログラムの確認年月・確認方法]]</p> <p><input type="checkbox"/> 未実施</p>	

(注) 1 本票には、貴省庁等が所管する基幹統計ごとに作成してください。また、同一の基幹統計であっても、調査票ごとに「1 調査対象の選定方法」の「②全数調査・抽出調査等の別」が異なる場合には、調査票単位に作成したうえで、それをまとめた調査全体についても作成して下さい。

2 点検は、確報を公表している直近の調査の実施状況を基に実施して下さい。

3 「1 調査対象の選定方法」、「2 復元推計の実施」のうち、「1 調査対象の選定方法」の「⑤報告者数」以外について、平成28年度以降に変更している場合、変更前についても、別途点検票を作成して下さい。

4 「承認・公表されている調査計画等の内容」には、点検の対象となった調査に係る承認内容等に基づき記載して下さい。

5 「1 調査対象の選定方法」の「② 全数調査・抽出調査等の別」欄については、目標精度を確保するため、調査対象数を算出した結果、全数抽出している階層がある場合は、「抽出調査」にチェックして下さい。

6 「1 調査対象の選定方法」の「④ 標本設計の概要（無作為抽出、有意抽出の場合）」欄については、既存の資料がある場合はその資料を添付し、ここでの記載は「別添資料参照」と記載して下さい。

7 「1 調査対象の選定方法」の「⑤報告者数」について、最新の母集団名簿に基づき算定した結果、調査計画上の数字と相違した場合、調査計画上の標本設計を見直したか否かを、「直近の実施内容に基づく実績」欄に記載して下さい。また、標本設計を見直していない場合は、自己点検結果は○となります。

8 基幹統計のうち加工統計（6統計）は、別途、統計法第26条に基づく作成方法の通知内容との相違の有無について、点検を実施します。

加工統計の点検作業表

府省庁等名（担当課室名）			自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：×
加工統計の名称			
統計法第26条に基づき総務大臣に通知した作成方法 (A欄)	直近の実施内容に基づく実績 (B欄)		
	<input type="checkbox"/> 通知された作成方法の通り作成 <input type="checkbox"/> 通知された作成方法と異なる方法で作成 (異なる点)		

(注) 点検は、確報を公表している直近の調査の実施状況を基に実施して下さい。

差出人: [redacted] <[redacted]>
送信日時: 2019年1月21日月曜日 11:37
宛先: [redacted]
CC: [redacted]
件名: 【依頼・参考】基幹統計の点検作業について

総務省統計窓口御担当 様

いつもお世話になっております。

標記の件につきまして、
以下2点、依頼と参考情報です。

(1) 依頼

1/16日の説明会においてご説明しておりますが、今回の点検事項に限らず、
今回の点検を機に新たに問題等が把握できた場合は、ご連絡いただけますでしょうか。
(メールにて連絡のうえ、一報をお願いいたします。)

(2) 参考

各省からの「承認内容と実績の内容は一致しているが、HPにて公表している情報が
古く実績とは一致していない場合の判断はどうなるのか」という質問に対して、
「実施要領のとおり、承認・公表されている調査計画だけでなくHP等で公表している
内容と実績を比較するため、不一致の場合は、×として提出してください」
と回答していることを、念のため共有いたします。

決裁・供覧

件名	【賃金構造基本統計調査】基幹統計調査の変更について（申請）			文書番号	
伺い文	<p>標記統計調査について、統計法第11条第1項の規定に基づく基幹統計調査の変更に係る承認申請を、次案により総務大臣あて行ってよろしいか伺います。 なお、変更内容については、総務省と調整済みであることを申し添えます。</p>				
起案	起案日	平成31年1月23日		受付日	
	部署	厚生労働省 政策統括官 審査解析室		決裁	決裁処理期限日
	起案者	[REDACTED]		決裁	決裁日
	連絡先			施行	施行処理期限日
分類名称	大分類	統計法（平成19年法第53号）		施行	施行日
	中分類	承認申請		施行	施行先
	名称（小分類）	別紙2参照		施行	総務大臣
取扱区分	秘密区分			施行	施行者
	秘密期間終了日			施行	厚生労働大臣
	指定事由			格付け	取扱上の注意
				格付け	機密性格付け
格付け			格付け	2	
			格付け	取扱制限	
保存			保存	行政文書保存期間	
			保存	5年	
保存			保存	保存期間満了時期	
			保存	平成36年3月31日	
決裁・供覧欄					
備考欄	大臣印・1枚				

政策統括官
[redacted] (政策統括官)

政策統括官 統計・情報総務室
[redacted] (参事官) 【済】

政策統括官 賃金福祉統計室
[redacted] (室長) 【済】

政策統括官 賃金福祉統計室
[redacted] (室長補佐) 【済】

政策統括官 賃金福祉統計室 企画調整係
[redacted] (係長) 【済】

政策統括官 審査解析室
[redacted] (審査解析官) 【済】

政策統括官 審査解析室
[redacted] (室長補佐) 【済】

決 政策統括官 審査解析室
[redacted] (統計専門官) 【済】

裁

・
供

覧

欄

別紙

申請事項記載書

1 調査の名称
賃金構造基本統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国</p> <p>5 報告を求めめる事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求めめる事項 (詳細は調査票を参照)</p> <p>イ 個人票 (削除)</p> <p>① 性 ② 雇用形態 ③ 就業形態 (常用労働者に限る。) ④ 最終学歴 (短時間労働者以外の常用労働者に限る。) ⑤ 年齢 ⑥ 勤続年数 (常用労働者に限る。) ⑦ 労働者の種類 (鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)</p>	<p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国 (ただし、一部島しょ部を除く。)</p> <p>5 報告を求めめる事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求めめる事項 (詳細は調査票を参照)</p> <p>イ 個人票 ① 労働者の番号又は氏名 ② 性 ③ 雇用形態 ④ 就業形態 (常用労働者に限る。) ⑤ 最終学歴 (短時間労働者以外の常用労働者に限る。) ⑥ 年齢 ⑦ 勤続年数 (常用労働者に限る。) ⑧ 労働者の種類 (鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)</p>	<p>郵送調査の導入に伴い、島しょ部を調査対象から除外しないこととする。</p> <p>近年個人情報保護に対する意識が高まっており、行政における個人情報の取扱い状況が注視される中、重大な個人情報漏洩のリスクを減らし、調査対象事業所の協力を得やすくするため、調査事項から「労働者の番号又は氏名」を削除する。</p> <p>なお、個人票の備考欄に事業所で記入対象労働者を識別する番号等を記入させることで、実査上の支障が出ないようにする。 (詳細は別添調査票参照)</p>

<p>⑧ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であつて、別表の1*に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の2*に掲げる職種の労働者に限る。）</p> <p>⑨ 経験年数（別表の2*に掲げる職種の常用労働者に限る。）</p> <p>⑩ 実労働日数</p> <p>⑪ 所定内実労働時間数</p> <p>⑫ 超過実労働時間数</p> <p>⑬ きまつて支給する現金給与額</p> <p>⑭ 超過労働給与額</p> <p>⑮ 通勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑯ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑰ 家族手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者</p>	<p>⑨ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であつて、別表の1*に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の2*に掲げる職種の労働者に限る。）</p> <p>⑩ 経験年数（別表の2*に掲げる職種の常用労働者に限る。）</p> <p>⑪ 実労働日数</p> <p>⑫ 所定内実労働時間数</p> <p>⑬ 超過実労働時間数</p> <p>⑭ きまつて支給する現金給与額</p> <p>⑮ 超過労働給与額</p> <p>⑯ 通勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑰ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑱ 家族手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者</p>
---	---

<p>働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑱ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）</p>	<p>働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）</p> <p>⑲ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）</p> <p>(追加)</p>	<p>我が国で就労する外国人は年々増加しているところ、平成31年4月より新たな在留資格による外国人材の受け入れが開始されることから、さらなる増加が予想される。そのような中、関連政策を的確に展開するため、外国人労働者の就業状況、とりわけ賃金の実態を把握する必要があることから、外国人について在留資格を調査する。</p>
<p>⑲ <u>在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄（特定技能の在留資格にあつては、2の表の特定技能の項の下欄に掲げる第1号又は第2号の区分を含む。）及び別表第2の上欄の在留資格をいう。以下この号において同じ。）（外国人（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）</u></p>	<p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の6月30日現在（給与締切日現在）の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤新規学卒者の初任給額、イの⑩実労働日数、⑪所定内実労働時間数、⑫超過実労働時間数、⑬きままって支給する現金給与額、</p>	<p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の6月30日現在（給与締切日現在）の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤新規学卒者の初任給額、イの⑩実労働日数、⑪所定内実労働時間数、⑫超過実労働時間数、⑬きままって支給する現金給与額、</p>
<p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の6月30日現在（給与締切日現在）の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤新規学卒者の初任給額、イの⑩実労働日数、⑪所定内実労働時間数、⑫超過実労働時間数、⑬きままって支給する現金給与額、</p>	<p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の6月30日現在（給与締切日現在）の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤新規学卒者の初任給額、イの⑩実労働日数、⑪所定内実労働時間数、⑫超過実労働時間数、⑬きままって支給する現金給与額、</p>	<p>(2) 基準となる期日又は期間 調査実施年の6月30日現在（給与締切日現在）の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤新規学卒者の初任給額、イの⑩実労働日数、⑪所定内実労働時間数、⑫超過実労働時間数、⑬きままって支給する現金給与額、</p>

<p>⑭ 超過労働給与額、⑮ 通勤手当、⑯ 精皆勤手当及び⑰ 家族手当については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑱ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 厚生労働省 — 都道府県労働局 — (労働基準監督署) — 報告者</p> <p>(2) 調査方法 <input type="checkbox"/> 調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送調査 <input type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他 ()) ア 調査実施者 (ア) 厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の送付その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせる。 (イ) 都道府県労働局長は、(ア)の事務の一部を行うとともに労働基準監督署長にその一部を行わせること</p>	<p>⑮ 超過労働給与額、⑯ 通勤手当、⑰ 精皆勤手当及び⑱ 家族手当については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑱ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法 (1) 調査組織 厚生労働省 — 都道府県労働局 — 労働基準監督署 — 調査員 — 報告者</p> <p>(2) 調査方法 <input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査 <input type="checkbox"/> 郵送調査 <input type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他 ()) ア 調査実施者 (ア) 厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の配布その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせる。 (イ) 都道府県労働局長は、(ア)の事務の一部を行うとともに労働基準監督署長にその一部を行わせる。</p>	<p>調査票の配布・回収は郵送により実施する。</p> <p>調査の効率化の観点から、各労働局の実情に応じて、労働基準監督署を経由せず労働局一括で調査を行うことが可能であることを明確にするもの。</p>
---	--	---

<p>ができる。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ 調査従事者</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。</p> <p>a 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。</p> <p>b 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、<u>調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の送付及び審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。</u></p> <p>ウ 調査票の作成及び提出</p> <p>(ア) 都道府県労働局長は、調査事業所の事業主に対して調査票を送付する。</p> <p>(イ) 調査票の送付を受けた事業主は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、都道府県労働局長に提出する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>7 報告を求めめる期間</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>毎年7月1日から7月31日まで実施する。</p> <p>ア 調査票の送付を受けた事業主は、調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。</p> <p>イ (略)</p> <p>8 集計事項</p>	<p>(ウ) (略)</p> <p>イ 調査従事者</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。</p> <p>a 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。</p> <p>b 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、<u>調査票の配布、調査票の取りまとめその他調査の実施に伴う事務に従事する。</u></p> <p>ウ 調査票の作成及び提出</p> <p>(ア) 都道府県労働局長は、調査事業所の事業主に対して調査票を配布する。</p> <p>(イ) 調査票の配布を受けた事業主は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、都道府県労働局長に提出する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>7 報告を求めめる期間</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>毎年7月1日から7月31日まで実施する。</p> <p>ア 調査票の配布を受けた事業主は、調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。</p> <p>イ (略)</p> <p>8 集計事項</p>	<p>これまでも「事業主に対する必要な指導」や「調査票の審査」については統計調査員が調査票の配布・回収と併せて行っていたが、郵送調査の導入後も電話等の方法で引き続き統計調査員が実施することを明確にするもの。</p> <p>郵送調査となることによる変更。</p>
--	--	--

<p>(1) 全国に関する事項</p> <p>① 常用労働者に関する事項</p> <p>ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項</p> <p>(ア) ～ (サ) 略</p> <p>(シ) (在留資格区分別所定内給与額等)</p> <p><u>在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間所定間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</u></p> <p>(ス) (在留資格区分、勤続年数階級別所定内給与額等)</p> <p><u>在留資格区分、産業、企業規模、雇用形態、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数</u></p> <p>(セ) (在留資格区分別所定内給与額分布)</p> <p><u>在留資格区分、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値</u></p> <p>(ソ) (初任給額等)</p> <p>産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数</p> <p>(タ) (初任給額の分布)</p> <p>産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値</p>	<p>(1) 全国に関する事項</p> <p>① 常用労働者に関する事項</p> <p>ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項</p> <p>(ア) ～ (サ) 略</p> <p>(追加)</p> <p>(シ) (初任給額等)</p> <p>産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数</p> <p>(ス) (初任給額の分布)</p> <p>産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値</p>	<p>在留資格区分に係る集計事項を追加する。</p>
---	--	----------------------------

<p>イ 短時間労働者に関する事項 (ア)～(エ) 略 (オ) <u>短時間労働者の在留資格区分別1時間当たり 所定内給与額等</u> <u>在留資格区分、産業、企業規模別平均年齢、 平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日 当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり 所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別 給与額及び短時間労働者数</u></p> <p>※別表の1、別表の2は別添調査計画を参照</p>	<p>イ 短時間労働者に関する事項 (ア)～(エ) 略 (追加)</p> <p>※別表の1、別表の2は別添調査計画を参照</p>	<p>在留資格区分に係る集計事項を追 加する。</p>
--	--	----------------------------------

相違事案											
府省名	基幹統計名	報告を求める事項及びその基準となる期日又は期日	発生した事案の概要とその要因	報告を求めるために行っている方法	発生した事案の概要とその要因	報告を求める期間	発生した事案の概要とその要因	使用する統計基準その他総務省令で定める事項	発生した事案の概要とその要因	調査票情報の保存期間及び保存責任者	発生した事案の概要とその要因
厚生労働省	賃金構造基本統計		調査計画では調査員調査により実施しているが、実際は配布・回収とも郵送調査により実施していた。調査員を任命し審査業務等を行わせていた。	○	調査計画では、提出期限について「調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する」と規定しているが、実際は労働局の裁量により、これよりも早い提出期限を定め報告者に通知することが可能であった。						

その他

○調査対象の範囲について

調査計画では調査対象範囲に日本標準産業分類による「飲食業、宿泊サービス業」を含めていたが、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」について、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。

※記入の仕方

- ・相違事項がない場合は、こちらのフォーマットを使用せずメール本文に点検結果がわかるように記載・回答いただいてもかまいません。
- ・相違事項がある場合は、該当する相違事項（ピンク）に○と記載し、発生した要因の記入をお願いします。

報道資料



平成31年1月28日

基幹統計の点検の取りまとめ結果(追加)についての公表

総務省は、毎月勤労統計における不適切事案を受け、各府省において点検を実施し、その結果を「基幹統計の点検及び今後の対応について」として取りまとめましたので、公表します。

- ・ [追加報告](#) 

(参考) [基幹統計の点検及び今後の対応について\(平成30年1月24日公表\)](#) 

⇒ 平成31年1月28日公表資料「厚生労働省からの追加報告」について、以下のとおり訂正いたします。(平成31年2月4日)

- ・ [追加報告\(訂正版\)](#) 

連絡先

政策統括官(統計基準担当)付
電話 : 03-5273-2080(直通)
FAX : 03-5273-1189



© 2009 Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

厚生労働省からの追加報告

○賃金構造基本統計

	概要	今後の対応
調査票の配布・回収方法	総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収ともほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていた。	今後、平成31年度の調査実施に向け、統計委員会における審議も踏まえながら、適正な調査実施に向けた改善を実施
報告を定める期間	調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があった。	
調査対象の範囲	調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。	

平成 31 年 1 月 28 日

【照会先】

政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)付

参事官 中井 雅之

政策評価推進官 森 奈美

(代表番号)03(5253)1111(内線 7332,7366)

(直通電話)03(3595)1604

報道関係者 各位

賃金構造基本統計調査において、調査員調査により実施 するとしている配布・回収とも郵送調査により実施して いたこと等について

標記につきましては、以下のような事実を確認し、総務省に報告しましたので、その報告内容を公表します。

また、これまでの事実関係については調査を行ってまいります。

1. 賃金構造基本統計の概要

厚生労働省で実施している「賃金構造基本統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするもので、昭和 23 年以来毎年実施しています。

調査対象は 5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9 人の事業所については企業規模が 5~9 人の事業所に限る。)及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所であり、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体としています。

調査対象事業所は厚生労働省本省が抽出し、本省からの通達に基づき、都道府県労働局及び労働基準監督署において調査を実施し、集計・公表は本省で行っていません。

2. 確認された事実

(1) 報告を求めるために用いる方法

「調査計画」では調査員調査により実施するとしていますが、実際は調査票の配布・回収ともにほぼ全ての事業所について郵送調査により実施していました。また、調査員は実際に任命されており、事業所からの照会対応（調査の説明）、調査票の審査、事業所への疑義照会、未提出事業所への督促などに携わっていました。

(2) 報告を求める期間

調査計画では、提出期限について「調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する」と規定していましたが、実際は、これよりも早い提出期限を定め報告者である事業所に通知している例がありました。

(3) 調査対象の範囲について

調査計画では調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていますが、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていませんでした。

3. 今後の対応について

承認された調査計画に示していた調査方法と実態が異なることへの対応としては、今後、平成31年度の調査実施（6月の賃金等について7月に調査）に向け、総務省と相談の上、統計委員会における審議を踏まえ、適正な調査実施に向けた改善を行ってまいります。

平成 31 年 2 月 1 日

【照会先】

大臣官房審議官

山田 雅彦

人事課

田中 佐智子

(代表番号) 03(5253)1111 (内線 5901, 7251)

報道関係者 各位

賃金構造基本統計調査に関し、一斉点検の際に
総務省に報告しなかった件について

賃金構造基本統計調査については、平成 31 年 1 月 28 日に、調査員調査により実施するとしている配布・回収とも郵送調査により実施していたこと等の事実を確認し、総務省に報告したことを公表いたしました。

その後、省内で調査を行っていましたが、今般、標記についての事実関係が判明いたしましたのでお知らせします。(別添参照)

今後も引き続き調査を進めていく予定です。

1 前回（平成 31 年 1 月 28 日）の公表事項

賃金構造基本統計調査について、調査計画と異なる取扱いにより調査を行っていたが、このことについて、平成 31 年 1 月 24 日に公表された総務省の一斉点検の際に、報告されていなかった。

その後の調査により、誤りを総務省に報告し、平成 31 年 1 月 28 日に、公表に至ったものである。

確認された調査計画と異なる取扱いとなっていたのは、次の 3 点である。

（1）報告を求めるために用いる方法

調査計画では調査員調査により実施するとしているが、実際は調査票の配布・回収ともに、ほぼ全ての事業所について郵送調査により実施していた。

（2）報告を求める期間

調査計画では、提出期限について、「調査票を調査実施年の 7 月 31 日までに、都道府県労働局長に提出する」と規定していたが、実際は、これよりも早い提出期限を定め、報告者である事業所に通知している例があった。

（3）調査対象の範囲について

調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めているが、そのうち産業小分類 766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。

2 平成 31 年 1 月 24 日に公表された総務省の一斉点検の際に報告しなかったことについて

（1）報告を求めるために用いる方法

○ 調査計画については、出入国管理及び難民認定法の改正等に伴い、外国人の調査項目を加え、変更申請を行う予定となっていた。その検討過程で平成 30 年 12 月下旬に、政策統括官は調査計画では調査員調査となっているが、実際は郵送で行っていることの説明を賃金福祉統計室長から受け、その際、変更申請に郵送調査への変更も盛り込むことを指示した。

○ 賃金福祉統計室長は、その後、平成 30 年 12 月中に郵送調査への変更も含んだ調査計画の変更申請について、総務省に事務的に相談をしたが、その際、実態として郵送調査が行われていることは説明しなかった。

- 平成 31 年 1 月 16 日に総務省より一斉点検の指示があったが、賃金福祉統計室長は、調査計画と異なる実態にあることを知りながら、変更申請予定の調査計画は外国人の項目追加という重要な内容を含んでおり、必ず実現しなければならないが、報告することによって変更申請ができなくなることを危惧し、報告をしないと判断した。
- 賃金福祉統計室長は、政策統括官に一斉点検ではこの点については回答しないとの方針を説明しようとしたが、その機会が得られなかった。結果として、平成 31 年 1 月 24 日に、総務省へこの点を含まない一斉点検の回答に関する報告がなされ、同日公表された。
- 平成 31 年 1 月 25 日、政策統括官は賃金構造基本統計調査に係る調査計画の変更申請の決裁に際し、書類をチェックしたところ、賃金構造基本統計調査に係る調査計画とは異なる郵送調査で実施していることを再認識し、一斉点検で報告すべきであったことに気がついた。このため、その日のうちに大臣まで報告し、総務省にも連絡した。同日発出された総務省の追加調査に対して、平成 31 年 1 月 28 日に、3 点の内容について報告し、公表となった。

(2) 報告を求める期間

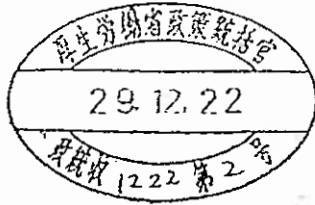
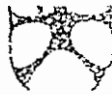
- 総務省の一斉点検の際には、賃金福祉統計室長は、そのような例があるという程度の認識で、問題であると考えておらず、報告することはなかった。そのような例があることを政策統括官に説明しなかった。
- 賃金福祉統計室長は、追加調査においては、どのような細かい点でも報告すべきと考え、報告となった。政策統括官は、この時点まで、このような問題があることは知らなかった。

(3) 調査対象の範囲について

- 賃金福祉統計室長は、一斉点検の際まで、調査計画で含むことになっていることを知らなかった。「バー、キャバレー、ナイトクラブ」は調査対象から除外することが一般的であるという認識で、一斉点検で報告する必要はないと考えた。政策統括官にも説明しなかった。

3 その他

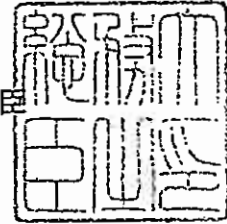
- 平成 18 年には、ほとんどが郵送調査で行われている実態を賃金福祉統計課(当時。その後の組織変更により現在は賃金福祉統計室となった。)では把握していた。



総政審第427号
平成29年12月20日

厚生労働大臣殿

総務大臣



基幹統計調査の承認について (通知)

平成29年11月30日付け厚生労働省発政統1130第3号で申請された下記調査の変更に
ついて、承認します。

なお、承認された調査計画を変更しようとする場合には、速やかに当省に連絡するとともに、必要に応じ、調査の変更について承認申請の手続を行ってください。

記

賃金構造基本統計調査

調査計画（変更後）

1 調査の名称

賃金構造基本統計調査

2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国（ただし、一部島しょ部を除く。）

(2) 属性的範囲

ア 事業所票

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所

(ア) 常用労働者 10 人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 1 号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 3 号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

(イ) 常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

イ 個人票

上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条の規定による船員を除く。）

4 報告を求める者

(1) 数

ア 事業所票

約 8 万事業所（母集団約 140 万事業所）

イ 個人票

約 170 万人（母集団約 4200 万人）

（注）母集団の値はいずれも事業所母集団データベースによる。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

事業所を第 1 次抽出単位、労働者を第 2 次抽出単位とする層化二段抽出法を用いている。

ア 事業所票

事業所母集団データベースによる事業所名簿に基づき、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

イ 個人票

アの事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

(3) 報告義務者

事業所の事業主

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 事業所票

- ① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号
- ② 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ③ 事業所の雇用形態別労働者数
- ④ 企業全体の常用労働者数
- ⑤ 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

イ 個人票

- ① 労働者の番号又は氏名
- ② 性
- ③ 雇用形態
- ④ 就業形態（常用労働者に限る。）
- ⑤ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）
- ⑥ 年齢
- ⑦ 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ⑧ 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑨ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であって、別表の1に掲げる役職のものに限る。職種については、別表の2に掲げる職種の労働者に限る。）
- ⑩ 経年数（別表の2に掲げる職種の常用労働者に限る。）
- ⑪ 実労働日数
- ⑫ 所定内実労働時間数
- ⑬ 超過実労働時間数
- ⑭ きまって支給する現金給与額
- ⑮ 超過労働給与額
- ⑯ 通勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）

- ⑰ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑱ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者 99 人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者 29 人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑲ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）

（2）基準となる期日又は期間

調査実施年の 6 月 30 日現在（給与締切日の定めがある場合には、6 月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、（1）に掲げる事項のうち、アの⑤ 新規学卒者の初任給額、イの⑪ 実労働日数、⑫ 所定内実労働時間数、⑬ 超過実労働時間数、⑭ きまって支給する現金給与額、⑮ 超過労働給与額、⑯ 通勤手当、⑰ 精皆勤手当及び⑱ 家族手当については、6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間（給与締切日の定めがある場合には 6 月の最終の給与締切日以前 1 箇月間）、⑲ 昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（調査を実施する年の前年の 1 月 2 日以降において雇用された調査労働者のうち、7 月 1 日以前に雇用されたものについては、雇用の日から 1 年間、7 月 2 日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の 6 月 30 日までの期間）の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査組織

厚生労働省 — 都道府県労働局 — 労働基準監督署 — 調査員 — 報告者

（2）調査方法

（■調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他（ ））

ア 調査実施者

（ア）厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の配布その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせる。

（イ）都道府県労働局長は、（ア）の事務の一部を行うとともに労働基準監督署長にその一部を行わせる。

（ウ）労働基準監督署長は、（イ）の事務の一部を行う。

イ 調査従事者

（ア）調査には、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員が従事する。

（イ）調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

a 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

b 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて調査票の配布、調査票の取りまとめその他調査の実施に伴う事務に従事する。

ウ 調査票の作成及び提出

- (ア) 都道府県労働局長は、調査事業所の事業主に対して調査票を配布する。
- (イ) 調査票の配布を受けた事業主は、調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を2部、都道府県労働局長に提出する。
- (ウ) 都道府県労働局長は、(イ)により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を厚生労働大臣に提出する。

エ 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成19年法律第53号）第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月1日から7月31日まで実施する。

ア 調査票の配布を受けた事業主は、調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。

イ 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、調査実施年の8月20日までに厚生労働大臣に提出する。

8 集計事項

(1) 全国に関する事項

① 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (年齢階級別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(エ) (標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数（常用労働者5人

以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く。)

(オ) (標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値

(カ) (役職、年齢階級別所定内給与額等)

産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(キ) (役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等)

企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ク) (役職別所定内給与額分布)

産業、企業規模、役職、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(ケ) (職種、年齢階級別所定内給与額等)

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(コ) (職種、年齢階級、経験年数階級別所定内給与額等)

職種、性、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(サ) (職種別所定内給与額分布)

職種、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

(シ) (初任給額等)

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

(ス) (初任給額の分布)

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(イ) (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(ウ) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、雇用形態、1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値

(エ) (短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等)

職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手

当等特別給与額及び短時間労働者数

② 臨時労働者に関する事項

(ア) (臨時労働者の年齢階級別1時間当たりきまって支給する現金給与額等)

産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(イ) (臨時労働者の1時間当たりきまって支給する現金給与額分布)

産業、企業規模、性、1時間当たりきまって支給する現金給与額階級別臨時労働者数及び分布特性値

(ウ) (臨時労働者の職種別1時間当たりきまって支給する現金給与額)

職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(2) 都道府県に関する事項

○ 常用労働者に関する事項

ア 一般労働者に関する事項

(ア) (年齢階級別所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(イ) (職種別所定内給与額等)

地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(ウ) (初任給額等)

地域、産業、性、学歴別初任給額

イ 短時間労働者に関する事項

(ア) (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額等)

地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物(報告書)により公表する。

(2) 公表の期日

調査の結果は、概要については調査実施翌年の3月、詳細については調査実施翌年の6月までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の確定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
6の(2)のウの(ウ)により提出された調査票	調査実施年の6月30日から2年間	厚生労働省賃金福祉統計官
6の(2)のウの(ウ)により提出された調査票を収録した電磁的記録	永年	厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)
6の(2)のウの(ウ)により保管する調査票	調査実施年の6月30日から1年間	都道府県労働局長

別表

1 調査する役職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職
-----	-----	-----	-----	--------

2 調査する職種

自然科学系研究者	販売店員(百貨店店員を除く。)	溶接工
化学分析員	スーパー店チェッカー	機械組立工
技術士	自動車外交販売員	機械検査工
一級建築士	家庭用品外交販売員	機械修理工
測量技術者	保険外交員	重電機器組立工
システム・エンジニア	美容師	通信機器組立工
プログラマー	洗たく工	半導体チップ製造工
医師	調理士	プリント配線工
歯科医師	調理士見習者	軽電機組立工
獣医師	給仕従事者	自動車整備工
薬剤師	接客員	自動車・洋生菓子製造工
看護師	警備員	パン・洋菓子製造工
准看護師	守衛	繊維工
看護補助者	電車運転士	織布工
診療放射線・診療エック線技師	電車車掌	洋裁工
臨床検査技師	旅客掛	ミシン縫製工
理学療法士、作業療法士	自家用乗用自動車運転者	製材工
歯科衛生士	自家用貨物自動車運転者	木型工
歯科技工士	タクシー運転者	家具工
栄養士	営業用バス運転者	建具製造工
保育士(保母・保父)	営業用大型貨物自動車運転者	製紙工
介護支援専門員(ケアマネジャー)	営業用普通・小型貨物自動車運転者	紙器工
ホームヘルパー	航空機操縦士	プロセッサ工
福祉施設介護員	航空機客室乗務員	オフセット印刷工
弁護士	製鋼工	合成樹脂製品成形工
公会計士、税理士	非鉄金属精錬工	金属・建築塗装工
社会保険労務士	鋳物工	機械製図工
不動産鑑定士	型鍛造工	ボイラー工
幼稚園教諭	鉄鋼熱処理工	クレーン運転工
高等学校教員	圧延伸張工	建設機械作業員
大学准教授	金属検査工	玉掛け作業員
大学講師	一般化学工	発電・変電工
各種学校・専修学校教員	繊維紡糸工	電気工
個人教師、塾・予備校講師	セラミクス製品工	掘削・発破工
記者	陶磁器工	型枠大工
デザイナー	旋盤工	とび工
ワープロ・オペレーター	フライス盤工	鉄筋工
キーパンチャー	金属プレス工	大工
電子計算機オペレーター	鉄工	左官
百貨店店員	板金工	配管工
	電気めっき工	はつり工
	バフ研磨工	土工
	仕上工	港湾荷役作業員
		ビル清掃員
		用務員



平成 29 年
2017

賃金構造基本統計調査報告 BASIC SURVEY ON WAGE STRUCTURE

第 1 卷

Vol. 1

調 査 の 説 明
調 査 結 果 の 概 況
全 国
(産 業 大 分 類)

Explanation of Survey
Outline of Results
Japan
(Major Groups by Industry)

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）

Director-General for Statistics and Information Policy,
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

I 調査の概要

1 調査の内容

- (1) 根拠 この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、賃金構造基本統計調査規則（昭和39年4月労働省令第8号）に基づいて実施された。
- (2) 目的 主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、職業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。
- (3) 調査の範囲 ア 地域 日本国全域である。ただし、次の地域を除く。

北海道	奥尻郡、苫前郡、網走市のうち大宇天売及び大宇雄尻、社支郡、利尻郡
東京都	利根郡、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町、江島及び崎戸町、平島、北松浦郡のうち小旗賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上屋町、里町及び下郷町、鹿児島郡、鹿毛郡、大島郡、瀬戸内町のうち大字与路、大字池田及び大字清阿重、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与邊町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平塚村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

- イ 産業 日本標準産業分類による次の産業である。
 - (1) 鉱業、採石業、砂利採取業
 - (2) 建設業
 - (3) 製造業
 - (4) 電気・ガス・熱供給・水道業
 - (5) 情報通信業
 - (6) 運輸業、郵便業
 - (7) 卸売業、小売業
 - (8) 金融業、保険業
 - (9) 不動産業、物品賃貸業
 - (10) 学術研究、専門・技術サービス業
 - (11) 宿泊業、飲食サービス業
 - (12) 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）
 - (13) 教育、学習支援業
 - (14) 医療、福祉

- (1) 複合サービス事業
- (2) サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）
- ウ 事業所 イに掲げる産業に属する次のに掲げるものから、一定の方法によって抽出された事業所である。
 - (1) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）
 - (2) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

- エ 労働者 ウの事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）のうちから、一定の方法によって抽出された労働者である。
- (4) 調査事項 調査は、次に掲げる事項について行った。
 - ア 事業所に関する事項（事業所票で調査した事項）
 - (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 主要な生産品の名称又は事業の内容
 - (3) 事業所の雇用形態別労働者数
 - (4) 企業全体の常用労働者数
 - (5) 新規卒業者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）
 - イ 労働者に関する事項（個人票で調査した事項）
 - (1) 労働者の番号又は氏名
 - (2) 性別
 - (3) 雇用形態
 - (4) 職業形態（常用労働者に限る。）
 - (5) 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）
 - (6) 年齢
 - (7) 勤続年数（常用労働者に限る。）
 - (8) 労働者の種類
 - (9) 役職又は職種
 - (10) 経験年数

- イ 次の調査事項については、平成29年6月1日から6月30日までの1か月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前1か月の状況について調査した。）
 - (1) 主要な生産品の名称又は事業の内容
 - (2) 新規卒業者の初任給額
 - (3) 実労働日数
 - (4) 所定内実労働時間数
 - (5) 超過実労働時間数
 - (6) きまって支給する現金給与額
 - (7) 超過労働給与額
 - (8) 通勤手当、精進手当及び家族手当
- ウ 昨年1年間の賃与、期末手当等特別給与額については、平成28年1月1日から平成28年12月31日

- 表の(2)に掲げる職種の労働者に限る。）
- (2) 経験年数（役職及び職種一覽表）の(2)に掲げる職種に該当する常用労働者に限る。）
- (3) 実労働日数
- (4) 所定内実労働時間数
- (5) 超過実労働時間数
- (6) きまって支給する現金給与額
- (7) 超過労働給与額
- (8) 通勤手当、精進手当及び家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- (9) 昨年1年間の賃与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）

- (5) 対象年度 ア 次の調査事項については、平成29年6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日現在）の状況について調査した。
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 事業所の所在地
 - (3) 事業所の雇用形態別労働者数
 - (4) 企業全体の常用労働者数
 - (5) 新規卒業者の採用人員
 - (6) 労働者の番号又は氏名
 - (7) 性別
 - (8) 雇用形態
 - (9) 職業形態
 - (10) 最終学歴
 - (11) 年齢
 - (12) 勤続年数
 - (13) 労働者の種類
 - (14) 役職又は職種
 - (15) 経験年数

- イ 次の調査事項については、平成29年6月1日から6月30日までの1か月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前1か月の状況について調査した。）
 - (1) 主要な生産品の名称又は事業の内容
 - (2) 新規卒業者の初任給額
 - (3) 実労働日数
 - (4) 所定内実労働時間数
 - (5) 超過実労働時間数
 - (6) きまって支給する現金給与額
 - (7) 超過労働給与額
 - (8) 通勤手当、精進手当及び家族手当
- ウ 昨年1年間の賃与、期末手当等特別給与額については、平成28年1月1日から平成28年12月31日

- までの1年間の給与額とした。ただし、この期間の途中で雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から平成29年6月30日までの特別給与額とした。
- (6) 実施期間 平成29年7月1日から7月31日までの間とした。
- (7) 調査方法 ア 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）の企画の下に、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員による実地自計調査と併せて行った。
- イ 調査に当たっては、事業所票（様式第1号）及び個人票（様式第2号）を用いて行った。
- (8) 集計 独立行政法人統計センターに委託して行った。

- 2 調査の沿革 この調査は、我が国の賃金構造の実態を詳細に把握することを目的として行われていたもので、昭和23年以来毎年実施されてきた賃金構造に関する一連の調査系列に属するものである。なお、この系列に属する調査の調査範囲、結果表における分類区分及び結果表章事項の過去の変更のあらましは、「調査内容の変遷」としておりである。

- 3 用語の説明 (1) 産業 日本標準産業分類に定める産業をいう。ただし、一部の類似した中分類については合併し、この調査独自の名称をつけ、それぞれ一つの産業として取り扱っている。この場合に用いた略称は、次のとおりである。

日本標準産業分類による名称	略称
(全国、都道府県別共通)	
I 50~55 各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、紅物・金庫材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	I 50~55 卸売業
I 56~61 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	I 56~61 小売業

産業の決定は、調査事業所の主要な生産品の名称又は事業の内容によって、日本標準産業分類の原則に基づいて行っており、産業の取扱い一覽は「集計産

業一覽表」としておりである。
 (注) この調査の産業分類の基準となつてゐる日本標準産業分類は、昭和26年4月、28年3月、29年2月、32年5月、38年1月、42年5月、47年3月、51年5月、59年1月、平成5年10月、14年3月、19年11月及び25年10月に改定されており、それに基づき若干の変更があるので、時系列比較をする際には特に注意を要する。

(2) 企業規模
 調査労働者の属する企業の大きさをいい、その企業に雇用されてゐる全常用労働者数によって区分してゐる。

(3) 労働者
 ここにいう労働者とは、労働基準法第9条にいう労働者(ただし、船員法第1条の規定による船員は調査の対象から除外してゐる。)をいい、「常用労働者」と「臨時労働者」に区分してゐる。

(注) 法人、団体、組合の代表又は執行機関である重役でも、業務執行権や代表権をもたず、工場長、部長などの役職にあつて、一般労働者と同じ給与規則によって給与を受けられる場合には、労働者として扱はれる。また、家族従業員でも、他の労働者と同様に同じように勤務し、同じような給与を受けている場合には、労働者としてゐる。

ア 常用労働者
 常用労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。

(7) 期間を定めずに雇われてゐる労働者

(4) 1か月を超える期間を定めて雇われてゐる労働者
 (イ) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われてゐる労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇われた労働者
 (ロ) 臨時労働者

臨時労働者とは、「ア 常用労働者」に該当しない労働者(日々又は1か月以内の期間を定めて雇われてゐる労働者のうち、4月又は5月に雇われた日数がいづれか月の月において17日以下の労働者)をいう。

(4) 雇用形態

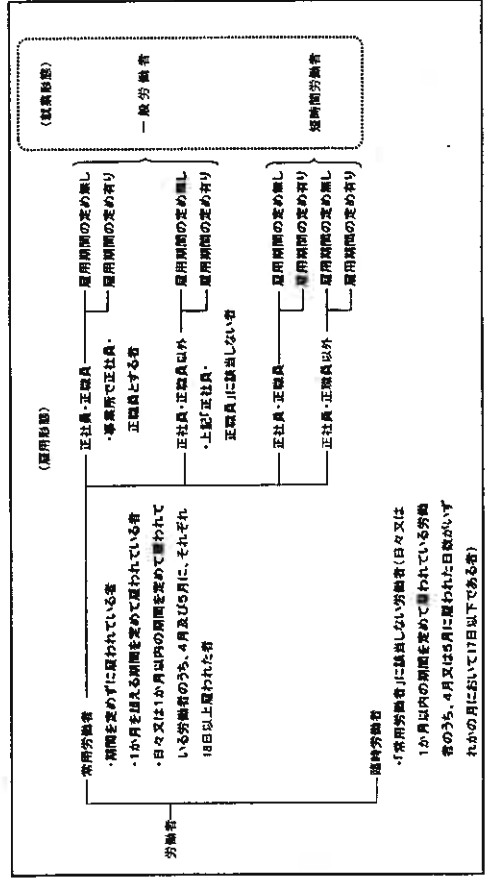
常用労働者のうち、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」の別、「雇用期間の定め無し」と「雇用期間の定め有り」の別、及び「臨時労働者」をいう。

(5) 就業形態

常用労働者のうち、「一般労働者」と「短時間労働者」の別をいう。
 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。

短時間労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

雇用形態と就業形態の関係図



(6) 学歴
 学校卒業その他これに準ずる経歴のうち最も程度の高いものをいう。
 ここにいう学校とは、学校教育法にいう学校又はこれに準ずるものをいう。

現在就学中の者及び中途退学した者は、それ以前に卒業又は修了した課程によることとし、余暇就学などによつて入社時の学歴よりも程度の高い学歴を取得した場合には、その学歴によつてゐる。

学歴は、中学校、高校卒、高等・短大卒及び大学・大学院卒に分けてゐる。それぞれの区分に含めた学歴の程度を具体的に述べれば、次のとおりである。

- ア 中学校卒
 小学校による小学校(旧制)卒業、国民学校令による国民学校卒業、学校教育法による中学校(新制)卒業など通算修業年限がおおむね9年以下の学歴をいう。
- イ 高校卒
 中等学校令による中学校(旧制)卒業又は学校教育法による高等学校(新制)卒業など通算修業年限がおおむね12年程度の学歴をいう。
- ウ 高等・短大卒
 高等学校令による高等学校(旧制)高等科卒業、専門学校令による専門学校卒業、学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業等通算修業年限がおおむね14年程度の学歴をいう。
- エ 大学・大学院卒
 大学令又は学校教育法による大学卒業、大学院卒業等通算修業年限がおおむね16年又はこれ以上である学歴をいう。

(7) 年齢

調査対象期日現在の満年齢をいう。

(8) 勤続年数

労働者がその企業に雇入れられた日から調査対象期日までに勤続した年数をいう。
 勤続年数の算定は、次の原則によつてゐる。

- ア 試用期間、見習期間などは勤続年数に含めない。
- イ 休職期間は勤続年数から除外する。
- ウ 解雇された場合には、以前雇用されていた期間を通算して勤続年数に加える。
- エ 企業の名義変更、分割合併等によつて名称が変わり、形式的に解雇、再雇用の手続きが行われても、実質的に継続して勤務した場合には、前後の年月数を通算する。
- オ 出向労働者の勤続年数は、出向元も通算する。

(9) 労働者の種類

①生産労働者又は②管理・事務・技術労働者の別をいう。この区分は、鉱業、採石業、砂利採取業、をいう。

建設業、製造業又は港湾運送業の常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用されてゐる常用労働者に限る。

生産労働者とは、主として物の生産が行われてゐる現場、建設作業の現場(補助部門を含む。)等における作業に従事する労働者をいい、産業ごとに具体的に例示すれば、次のとおりである。

- 鉱業、採石業、砂利採取業 採炭、採鉱、掘進、坑内運搬、支柱、仕繰、巻上げ、換気、排水、発破、粉砕、選炭、選鉱、運搬、保全、修理等の作業に従事する労働者
- 建設業 建設現場で直接建設作業に従事する労働者
- 製造業 製造、加工、組立、検査、検査、運搬、包装、保全、修理等の作業に従事する労働者
- 港湾運送業 船舶内、沿岸荷役等の作業に従事する労働者
- 管理・事務・技術労働者とは、生産労働者以外の労働者をいう。
- 守衛、夜警は、生産労働者を含め、生産部門で労働するものであつても、事務員、技術員及び主として監督的業務に従事する職員、組長等は管理・事務・技術労働者に含めてゐる。

(10) 役職・職種

労働者が従事してゐる役職又は職種で調査対象となつてゐる役職又は職種をいう。
 役職及び職種の具体的な分類は、次の原則によつてゐる。

- ア 一人の労働者が、役職と職種にまたがる場合には、役職の方へ分類する。
- イ 一人の労働者の行つてゐる仕事は二つの役職又は二つ以上の職種にまたがる場合には、仕事の内容及び責任の程度からみて重要な役職又は職種へ分類する。判断困難の場合には、労働時間の長い方へ分類する。
- ウ 事業所で使われてゐる役職又は職種の名称が、ここで用いてゐる名称と異なつても、内容が同一である場合、あるいは全く同一でなくとも、種類と程度がほぼ同一と思われる場合には、ここで用いてゐる名称の役職又は職種として扱う。
- エ 事業所で使われてゐる役職又は職種の名称が、ここで用いてゐる名称と同一であつても、その内容が異なる場合には、ここで用いてゐる名称の役職又は職種として扱う。
- エ その職種の仕事を行うのに必要な技能を見習修得中の労働者で、その都度指図を受けなければ普通の仕事のできないものは、その職種に分類しない。

(11) 経験年数

調査対象期日現在の職種の仕事に従事した年数をいう。経験年数の算定は、次の原則によつてゐる。

(注) 昭和56年報告以前は中位数を分母としている。

4 調査の設計

(1) 母集団

ア 母集団は、16大産業の常用労働者5人以上の事業所であり、全国で約145万事業所、労働者数は約4,200万人である。

イ サンプルフレームは、事業所については、事業所母集団データベース（平成27年次フレーム）、労働者については、抽出された事業所における労働者名簿、賃金台帳等によっている。

(2) 標本設計

ア 抽出方法

(7) 抽出方法は、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法としている。

(4) 事業所の層化は、都道府県、産業及び事業所規模別に行っている。このため、層化基準によらない集計区分については標本設計の対象とならず、サンプル数が少ない場合に際しては注意を要する。含む場合があり、利用に際しては注意を要する。(9) 目標精度は、常用労働者の1人平均所定内給与額について設定し、結果利用の重要度を考慮し、基本的に、都道府県、産業業及び企業規模別の標準誤差率を5%以内に定めている。

イ 抽出率

(7) 事業所抽出率は都道府県、産業及び事業所規模別に定めている。

労働者の抽出率は、100人以上の事業所については産業及び事業所規模別に、100人未満の事業所については事業所規模別に定めている。

(4) 抽出率算定に用いた調整算式は、(23)～(24)頁のとおりである。

(9) 抽出事業所数及び抽出労働者数
抽出した事業所数は約7万8千事業所、抽出した労働者数は約167万人である。

(3) 推計

ア 推計方法

(7) 月間平均賃金等1か月当たり平均値及び年間賃金その他特別給与額の平均値は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n x_i \cdot f_i}{\sum_{i=1}^n f_i}$$

\bar{x} : 平均値

x_i : i 番目の労働者

f_i : i 番目の労働者の賃金等

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数と

日現在で平成29年度の初任給額として確定したものである。

(23) 労働者数

本調査は抽出調査であり、労働者数は、調査した労働者の数に復元倍率（標本抽出時における抽出率の逆数）を乗じて復元した数である。

(24) 標準労働者

標準労働者とは、学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者としており、具体的には、学歴別に次の条件に該当する者とした。

標準労働者の学歴	係数	要件
専修学校から短大卒業 または短大卒業	15	最終学歴 中卒卒
高校卒業	18	高校卒
高等・短大卒	20	高等・短大卒
大卒	22	大卒・大卒程度
大卒	23	大卒

(25) 特性値

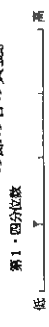
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

ア 分位数を図示すれば、次のとおりである。

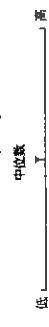
(7) 第1・十分位数…十分分し、低い方から最初の者の賃金。



(4) 第1・四分位数…四分等分し、低い方から最初の者の賃金。



(9) 中位数…二分等分し、真ん中の者の賃金。



(2) 第3・四分位数…四分等分し、高い方から最初の者の賃金。



(4) 第9・十分位数…十分等分し、高い方から最初の者の賃金。



イ 分散係数は、分布の広がりや示す指標の一つであり、次の算式により計算された数値をいう。

一般に、その値が小さいほど分布の広がりの程度が小さいことを示す。

(7) 四分位分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

(4) 十分位分散係数 = $\frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$

給与額も含まれる。1か月を超え、3か月以内の期間で算定される給与についても、6月に支給されたものは含まれ、遅払いなどで支払いが遅れても、6月分となっているものは含まれる。給与改訂に伴う5月分以前の追給額は含まれない。

現金給与のみであり、現物給与は含んでいない。

(18) 1時間当たりきままって支給する現金給与額

労働者ごとにきままって支給する現金給与額を所定内実労働時間数と超過実労働時間数を足した時間数で除したものである。円未満の端数がある場合には、円未満を四捨五入している。

(19) 所定内給与額

きままって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

ア 超過労働給与額は、次の給与の額をいう。

イ 時間外労働手当 所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与

ウ 深夜勤務手当 深夜の勤務に対して支給される給与

エ 休日出勤手当 所定休日の勤務に対して支給される給与

オ 宿直手当 本来の職務外としての宿直勤務に対して支給される給与

カ 交替手当 臨時に交替勤務の早番あるいは後番に対して支給される給与

キ 交替手当 臨時に交替勤務の早番あるいは後番に対して支給される給与

(20) 1時間当たり所定内給与額

労働者ごとに所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものである。円未満の端数がある場合には、円未満を四捨五入している。

(21) 年間賞与その他特別給与額

昨年1年間（原則として平成28年1月から28年12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

賞与、期末手当等特別給与額には、一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた労働契約や就業規則等により支払われた給与又は労働協約があるいは就業規則によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、算定期間が3か月を超えて支払われる給与の額および支給事由の発生が不確定なもの、新しい協約によって過去にさかのぼって算定された給与の追給額も含まれる。

(22) 初任給額

平成29年に採用し、6月30日現在で実際に雇用している新規卒業者（平成29年3月に学校教育法に基づき高校、高等・短大又は大学を卒業した者及び大学院修士課程を修了した者）の所定内給与額から通期手当を除いたものであり、かつ、平成29年6月30

ア 過去において調査対象期間日現在の職務の仕事を従事した年数は、すべて通算する。ただし、休職期間は除く。

イ 技能修得中の見習期間を含め、自動車運転者、有線師などのように、免許を必要とする職種は、免許取得後従事したその職種の仕事に従事した年数をもって経験年数とする。

(12) 実労働日数

労働者が調査対象期間中に実際に労働した日数という。実際に労働しなかった日は、たとえ有給であっても、労働日数には入れない。1日の労働時間が1時間であっても、その日は1日として計算し、交代制の守衛、タクシードライバー等が、午後10時に出勤して午前6時まで労働したような場合には、2日と計算し、さらにその日の午後10時に出勤し、翌日の午前6時まで労働したような場合には、通算して3日と計算している。

(13) 所定内実労働時間数

総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、1日の労働時間ではなく、調査対象期間中に実際に労働した時間数を示す。1か月の所定内実労働時間数を合計して、1時間未満の端数がある場合には、30分未満は切り捨て、30分未満は切り捨てられている。

(14) 超過実労働時間数

事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

(15) 1日当たり所定内実労働時間数

労働者ごとに所定内実労働時間数を実労働日数で除したものである。1時間未満の端数がある場合には、小数点以下第2位を四捨五入して求めている。

(16) 1日当たり超過実労働時間数

労働者ごとに超過実労働時間数を実労働日数で除したものである。1時間未満の端数がある場合には、小数点以下第2位を四捨五入して求めている。

(17) きままって支給する現金給与額

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。現金給与額には、基本給、職務手当、精進手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働

【抽出率算定に用いた誤差算式】

$$\begin{aligned}
(C^{(k)})^2 = & \sum_r \sum_h \left[\frac{1}{M_{rh}} \left(\frac{1}{f_{rh}} - 1 \right) \left(\frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{(\sum_{r=1}^R \sum_{h=1}^L N_{rN} \bar{X}_{rN})^2} (C_{X_{rh}}^{(k)})^2 + \frac{(N_{rh} \bar{Y}_{rh})^2}{(\sum_{r=1}^R \sum_{h=1}^L N_{rN} \bar{Y}_{rN})^2} (C_{Y_{rh}}^{(k)})^2 \right) \right. \\
& - 2 \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})(N_{rh} \bar{Y}_{rh})}{(\sum_{r=1}^R \sum_{h=1}^L N_{rN} \bar{X}_{rN})(\sum_{r=1}^R \sum_{h=1}^L N_{rN} \bar{Y}_{rN})} C_{XY_{rh}}^{(k)} \\
& \left. + \frac{1}{N_{rh}} \frac{1}{f_{rh}} \left(\frac{1}{g_{rh}} - 1 \right) \left(\frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{(\sum_{r=1}^R \sum_{h=1}^L N_{rN} \bar{X}_{rN})^2} (C_{W_{rh}}^{(k)})^2 \right) \right]
\end{aligned}$$

ここで、

- $C^{(k)}$: 目標精度設定区分における企業規模 (k) の 1 人平均所定内給与額の標準誤差率
- r : 目標精度設定区分内における各都道府県、産業の附番号
- h : 事業所規模区分
- X_{rhij} : $Z_{rhij} \times Y_{rhij}$
- Y_{rhij} : 企業規模が k の時 1、それ以外の時 0 となる変数
- Z_{rhij} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h、i 事業所の j 番目の労働者の賃金
- M_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h の母集団事業所数
- N_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h の労働者数
- N_{rhk} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h、i 事業所の労働者数
- m_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h の標本事業所数
- n_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h、i 事業所の標本労働者数
- f_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h における事業所の抽出率
- g_{rh} : (各都道府県、産業 r における) 事業所規模 h における労働者の抽出率

$$\begin{aligned}
\hat{t}_{x_{rhk}} &= \frac{N_{rhk}}{n_{rhk}} \sum_{j=1}^{N_{rhk}} X_{rhkj} \\
\hat{t}_{x_{rh}} &= \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{k=1}^{m_{rh}} \hat{t}_{x_{rhk}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{k=1}^{m_{rh}} \sum_{j=1}^{N_{rhk}} X_{rhkj} \\
\hat{t}_{x_{rh}} &= \frac{1}{m_{rh}} \sum_{k=1}^{m_{rh}} \hat{t}_{x_{rhk}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{k=1}^{m_{rh}} \sum_{j=1}^{N_{rhk}} X_{rhkj} \\
Var(\hat{t}_{x_{rh}}) &= \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{k=1}^{m_{rh}} (\hat{t}_{x_{rhk}} - \hat{t}_{x_{rh}})^2 \\
\hat{t}_{y_{rhk}} &= \frac{N_{rhk}}{n_{rhk}} \sum_{j=1}^{N_{rhk}} Y_{rhkj} \\
\hat{t}_{y_{rh}} &= \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{k=1}^{m_{rh}} \hat{t}_{y_{rhk}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{k=1}^{m_{rh}} \sum_{j=1}^{N_{rhk}} Y_{rhkj} \\
\hat{t}_{y_{rh}} &= \frac{1}{m_{rh}} \sum_{k=1}^{m_{rh}} \hat{t}_{y_{rhk}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{k=1}^{m_{rh}} \sum_{j=1}^{N_{rhk}} Y_{rhkj} \\
Var(\hat{t}_{y_{rh}}) &= \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{k=1}^{m_{rh}} (\hat{t}_{y_{rhk}} - \hat{t}_{y_{rh}})^2
\end{aligned}$$

イ 達成精度
副標本方式に基づき、所定内給与額によって算出している。

$$C\bar{x} = \frac{1}{\sqrt{\epsilon}} \sqrt{\frac{1}{\epsilon-1} \sum_{i=1}^{\epsilon} (\bar{x}_i - \bar{x})^2} \cdot \frac{1}{\bar{x}} \times 100$$

- $C\bar{x}$: 標本誤差率 (%)
 - \bar{x}_i : i 番目の労働者の属する副標本内平均所定内給与額
 - \bar{x} : 平均所定内給与額
 - ϵ : 副標本の数 (= 5)
- なお、調査、企業規模、性別にみた所定内給与額の標本誤差率は各巻頭の参考表のとおりである。

労働者抽出率の逆数を乗じたもの (復元倍率)

n : 各集計区分の標本労働者数

(4) 1 時間当たりの平均賃金又は 1 日当たりの平均所定内実労働時間数は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{x_i}{t_i} \cdot R_i}{\sum_{i=1}^n R_i}$$

- \bar{x} : 平均値
- i : i 番目の労働者
- x_i : i 番目の労働者の賃金又は所定内実労働時間数
- t_i : i 番目の労働者の所定内実労働時間数又は実労働日数
- R_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたもの (復元倍率)
- n : 各集計区分の標本労働者数

(7) 労働者数は、次の式により推計している。

$$F = \sum_{i=1}^n \frac{F_i}{f_i}$$

- F : 労働者数
- F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたもの (復元倍率)
- n : 各集計区分の標本労働者数

(8) 初任給の平均値は、次の式により推計している。

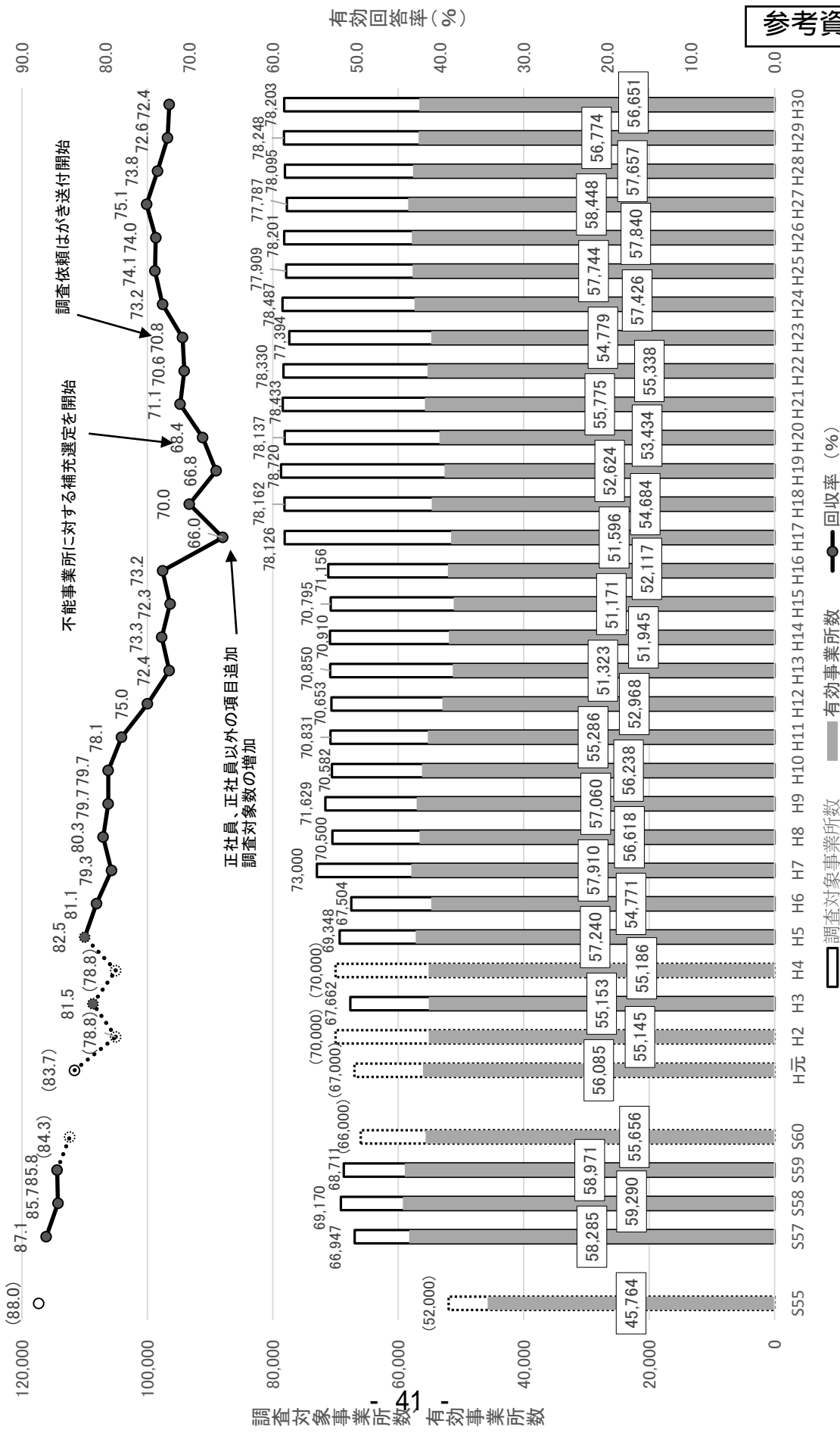
$$\bar{w} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i \cdot i \cdot E_i}{\sum_{i=1}^n i \cdot E_i}$$

- \bar{w} : 平均値
 - i : i 番目の事業所
 - w_i : i 番目の事業所の初任給額
 - E_i : i 番目の事業所の採用人員
 - n : 各集計区分の事業所数
- (9) 採用人員は、次の式により推計している。

$$L = \sum_{i=1}^n i \cdot E_i$$

- L : 採用人員
- $i, E_i \cdot E_i, n$: 上記 (8) に同じ

調査対象事業所数、有効事業所数、回収率の推移



(注) 昭和55、60、平成元、2、4年の確定調査対象事業所数は不明のため、概数で回収率を計算している。

厚生労働省行政効率化推進計画等の取組実績（抄）

※ 平成17年1月31日公表

1．公用車の効率化

（今後の取組計画）

これまでの取組を引き続き推進するとともに、本省・地方支分部局・施設等機関を含め、保有する公用車について、職員運転手の退職時期及び公用車の更新時期等を勘案し、67台削減する。

217台（15年3月末）	206台（15年度）	197台（16年度）	
		193台（17年度）	（24台）
平成17年度予算における削減効果			8,437千円

職員運転手については原則退職後不補充の方針を遵守し、仮に補充する場合には、再任用制度を活用することとする。

これらの取組については、3年後に見直しをする。

なお、所管の独立行政法人に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

（平成25年度までの間で順次実施）

引き続き実施

2．公共調達の効率化

（今後の取組計画）

一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進

・ 公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確

結果を見極めたうえで適切に対応を行う。

平成16年12月までに費用対効果や技術面での課題について検討を行った結果、通信費等の削減を図ることが、可能と判断し、平成18年度を目途に導入する。

7. 統計調査の合理化

(今後の取組計画)

類似調査の一元化等調査の見直し

(1) 全国家庭児童等調査と児童環境調査の統合(平成16年度実施予定)

両調査の類似性・重複性の観点を踏まえ、児童家庭福祉対策を推進していく上での更なる基礎資料とするべく、調査の統合を行った。(平成16年12月実施)

(2) 賃金関係統計調査の見直し(平成17年度実施に向け検討中)

38人(16年度)	38人(16年度)	34人(17年度)
		(4人)
平成17年度予算における削減効果		54,731千円

事務の一層のO A化

(1) システムの最適化

システムの最適化については、担当府省において策定される業務・システムの最適化計画を踏まえて実施していく。

民間委託の推進

22人(16年度)	22人(16年度)	21人(17年度)
		(1人)

労働基準監督署数の年度別推移

年度	労働基準監督署数
42年度	344
43年度	344
44年度	345
45年度	345
46年度	345
47年度	350
48年度	348
49年度	348
50年度	348
51年度	348
52年度	348
53年度	348
54年度	348
55年度	348
56年度	348
57年度	348
58年度	348
59年度	348
60年度	348
61年度	348
62年度	348
63年度	347
元年度	347
2年度	347
3年度	347
4年度	347
5年度	347
6年度	347
7年度	347
8年度	347
9年度	347
10年度	347
11年度	347
12年度	347
13年度	346
14年度	345
15年度	343
16年度	341
17年度	335
18年度	327
19年度	326
20年度	325
21年度	325
22年度	325
23年度	325
24年度	325
25年度	325
26年度	325
27年度	325
28年度	325
29年度	325
30年度	325

※労働基準監督署数には支署を含む。

賃金構造基本統計調査要綱

1. 調査の目的

本調査は、主要産業に雇用される常用労働者について、その賃金の実態を産業、地域、企業規模、労働者の種類、性、職種、雇用形態、学歴、年齢、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

2. 調査の範囲

(1) 地域

全国とする。ただし、別表(1)の地域を除く。

(2) 産業

昭和26年統計委員会告示第6号(統計調査に用いる産業分類の名称及び分類表を定める告示)に定める産業のうち、次に掲げる産業とする。

イ 鉱業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 卸売業、小売業

ホ 金融、保険業

ヘ 不動産業

ト 運輸通信業

チ 電気、ガス、水道業

リ サービス業(別表(2)の産業を除く。)

(3) 事業所

常用労働者5人以上の民営、官営及び公営の事業所のうちから一定の方法で抽出された約100,000事業所とする。

(4) 労働者

(3)の事業所に雇用される労働者のうちから一定の方法で抽出された約2,000,000人とする。

(5) 標本抽出の方法

昭和38年事業所統計調査に基づいて作成した事業所名簿を枠とし、層別2段抽出法により行なう。層別の基準は、産業及び事業所規模とし、

第1段で事業所、第2段で労働者の抽出を行なう。

3 調査事項

(1) 事業所に関する事項

- イ 事業所名
- ロ 事業所の所在地
- ハ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ニ 労働者の種類別常用労働者数
- ホ 企業の全常用労働者数
- ヘ 本社、支社の別
- ト 調査期間
- チ 操業日数

(2) 労働者に関する事項

- イ 氏名又は労働者の番号
- ロ 性
- ハ 労働者の種類
- ニ 職種(別に定める職種に限る。)
- ホ 雇用形態(企業規模10人以上に限る。)
- ヘ 通勤、住込みの別(企業規模5人以上29人以下に限る。)
- ト 最終学歴
- チ 年齢
- リ 勤続年数
- ス 経歴年数
- ル 実労働日数
- ラ 実労働時間数
- リ きまつて支給する現金給与額(超過労働給与額を含む。)
- カ 超過労働給与額(企業規模10人以上に限る。)
- ヨ 特別に支払われた現金給与額(企業規模100人以上に限る。)

4 調査の対象期日

- (1) 調査事項のうち、最終学歴、年齢、勤続年数、経歴年数のように一定の時点における事実については、昭和39年4月30日現在(給与締切

日の定めがある場合には4月の最終給与締切日現在)について調査する。

- (2) 調査事項のうち、操業日数、実労働日数、実労働時間数、きまつて支給する現金給与額、超過労働給与額のように一定の継続する期間内の事実については、昭和39年4月1日から4月30日まで(給与締切日の定めがある場合には、4月の最終給与締切日以前1月間)の分について、労働者に関する事項の特別に支払われた現金給与額については、昭和38年1月1日から昭和38年12月31日までの1年分若しくは調査日現在に近い過去1年間の分について調査する。

5 調査の実施期間

昭和39年5月

6 調査機関

(1) 委任

イ 労働大臣は、調査事務の一部を、都道府県労働基準局長に行なわせる。

ロ 都道府県労働基準局長は、当該都道府県の区域内に所在する調査事業所及びその労働者の調査に関し、労働大臣の定める事務を行なう。

(2) 調査従事者

イ この調査には、統計官以外の者を従事させることができる。

ロ この調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

(イ) 統計調査員は、都道府県労働基準局長が任命する。

(ロ) 統計調査員は、都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、調査票の作成、進捗等の事務を行なう。

7 調査の方法

(1) 調査票

イ この調査は、事業所票(鉱業、建設業及び製造業にあつては様式第1号、その他の産業にあつては様式第3号)、個人票(鉱業、建設業及び製造業にあつては様式第2号、その他の産業にあつては様式第4号)及び追加職種票(様式第5号)によつて行なう。

ロ 様式第1号の事業所票には事業所に関する事項のすべての事項、様式第3号の事業所票には事業所に関する事項のうち労働者の種類別常

用労働者数を除く事項、様式第2号の個人票には労働者に関する事項のすべての事項、様式第4号の個人票には労働者に関する事項のうち労働者の種類を除く事項、様式第5号の追加職種票には労働者に関する事項のうち労働者の種類、雇用形態、通勤・住込みの別、最終学歴、特別に支払われた現金給与額を除く事項を記載する。

(2) 調査票の作成

都道府県労働基準局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員は実地自計の方法により事業所票及び個人票並びに追加職種票をそれぞれ1部作成する。

(3) 調査票の提出

イ 都道府県労働基準局、労働基準監督署の職員及び統計調査員は、(2)により作成された調査票を審査のうえ、都道府県労働基準局長に提出する。

ロ 都道府県労働基準局長は、前項により提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、6月15日までに労働大臣に提出する。

(4) 実地調査

この調査に従事する職員は、統計法第13条の規定により、調査事項について、必要な場所に入り、検査を行ない、調査資料の提出を求め、又は関係者に対し質問することができる。

8 集計事項

第1表 産業、企業規模、労働者の種類、性、学歴、雇用形態及び通勤・住込み別平均年令、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均月間実労働時間数、平均月間きまつて支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間特別に支払われた現金給与額及び労働者数

第2表 産業、企業規模、労働者の種類、性、学歴、年令階級及び勤続年数階級別平均月間きまつて支給する現金給与額、平均年間特別に支払われた現金給与額及び労働者数(勤続年数階級計については、平均勤続年数及び平均月間所定内給与額を加える。)

第3表 産業、企業規模、労働者の種類、性、学歴及び年令階級別平均勤続年数、平均月間きまつて支給する現金給与額、平均月間所定

46.8.5
労働者数

内給与額、平均年間特別に支払われた現金給与額及び労働者数

第4表 産業、企業規模、労働者の種類、性、年令階級及び月間きまつて支給する現金給与額及び労働者数

第5表 産業、企業規模及び職種別平均年令、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均月間実労働時間数、平均月間きまつて支給する現金給与額、平均月間所定内給与額及び労働者数

第6表 産業、企業規模、職種、年令階級及び経験年数階級別平均月間きまつて支給する現金給与額及び労働者数(年令階級計については、平均年令及び平均勤続年数を加える。)

第7表 産業、企業規模、職種及び年令階級別並びに産業、企業規模、職種及び経験年数階級別平均勤続年数、平均月間きまつて支給する現金給与額及び労働者数

第8表 産業、企業規模、職種、年令階級及び月間きまつて支給する現金給与額及び労働者数

第9表 都道府県、産業、企業規模、労働者の種類、性及び通勤・住込み別平均年令、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均月間実労働時間数、平均月間きまつて支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間特別に支払われた現金給与額及び労働者数

第10表 都道府県、産業、企業規模、労働者の種類、性及び年令階級別平均月間きまつて支給する現金給与額及び労働者数

第11表 都道府県、産業及び職種別平均年令、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均月間実労働時間数、平均月間きまつて支給する現金給与額、平均月間所定内給与額及び労働者数

第12表 都道府県、産業、職種及び年令階級別平均月間きまつて支給する現金給与額及び労働者数

第13表 都道府県、企業規模、性、年令階級及び月間きまつて支給する現金給与額及び労働者数

9 集計方法

労働大臣官房労働統計調査部において調査票の審査及び集計を行ない、集計の一部について総理府統計局に委託する。

10 結果の公表

集計完了のものから逐次公表し、昭和40年3月31日までに全部の結果を公表する。

11 関係種類の保存期間及び保存責任者

調査票については3年保存、結果原表については永久保存とし、これらの保存責任者は労働大臣とする。

別表(1)

除外される地域

都道府県名	除外される地域
北海道	利尻郡 礼文郡 苫前郡のうち羽幌町大字天売及び大宇流尻 奥尻郡
東京都	大島支庁(大島町 利島村 新島本村 神津島村) 三宅島支庁(三宅村 御蔵島村) 八丈島支庁(八丈町 青ヶ島村)
島根	周吉郡 隠地郡 海士郡 知夫郡
長崎	福江市 南松浦郡 西彼杵郡のうち崎戸町大字平島及び江の島 北松浦郡のうち小値賀町及び宇久町 上県郡 壱岐郡
鹿児島	名瀬市 西之表市 熊毛郡 大島郡

別表(2)

サービス業のうち除外される産業

- 80 旅館・貸間・下宿業・その他の宿泊所のうち802貸間・下宿業、809その他の宿泊所
- 82 家事サービス業
- 87 娯楽業(映画を除く)のうち872興行団、875置屋・待合・貸席業、876ダンスホール
- 89 法務
- 91 宗教
- 92 他に分類されない専門サービス業
- 93 非営利的団体のうち931経済団体、932労働団体、933学術文化団体、934政治団体、936更生保護団体、938人文科学研究所、939その他の非営利的団体
- 94 その他のサービス業のうち942住宅・建物サービス業、943集会場、944と畜場、949他に分類されないサービス業
- 95 在日外国公務

よる援助を興えず一方的に実施を命ずることは不適當であると考えられたからである。

なお民間において実施される統計調査については、その自主的な発展を阻害しないように、この條では、その中止又は變更を加えることを規定していない。

※『統計法と統計制度』から抜粋

八、指定統計調査の事務の監査

第九條 統計委員會は、必要と認めるときは、關係各行政機關の長又はその他のものを行う指定統計調査の実施の状況を監査し、改善の必要があると認めるときは、意見を内閣總理大臣に上申し、又はこれらのものに對してその改善につき勸告することができる。

指定統計調査が審査承認された内容に従つて良好に實施されているか否かを監査することは、指定統計については統計全般の改善發達を現實に確保するために特に重要であるので、この規定が設けられた。監査の結果、改善の必要があるときは、統計委員會は直接調査實施者に對して勸告することもできるが、また内閣總理大臣に意見を上申して行政的措置を講ずることを求めることができる。第七條の指定統計調査の承認事項に反して行われる調査に對して罰則規定はないが、本條の規定によつて實質的な行政上の處置が講ぜられることになるのである。

九、統計事務職員

第十條 指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、總理府、法務府及び各省の部に統計官を置くことができる。

指定統計調査に関する事務に従事せしめるため、地方公共團體に統計主事を置く。

統計官及び統計主事以外の者は、指定統計調査の事務に従事することはできない。但し統計委員會の承認を得た場合は、この限りでない。

統計官又は統計主事は、上官又は上司の命を受けて、指定統計調査その他の統計調査の事務に従事する。

統計官は、國家公務員法の定めるところにより、第一項に定める行政機關の長が命ずる。

統計主事は、左の各號の一に掲げる資格を有する官吏又は吏員のうちから、地方公共團體の長が命ずる。

- 一 統計調査に関する事務に官吏又は吏員として遡算して三年以上従事した者。但し、統計主事に命ずる場合においては、あらかじめ統計委員會がこの事實を認定することを要するものとする。

二 學校教育法（昭和二十二年法律第二十六號）又は專大學令（大正七年勅令第三百八十八號）

による大學の學部で統計學を履修し、又は數學を専修する學科を修め、學士と稱し得ること。

三 舊專門學校令（明治三十六年勅令第六十一號）による專門學校又は文部大臣がこれと同等以上と認定した學校で統計學を履修し、若しくは數學を専修する學科を修め、卒業したこと。

四 統計委員會が認定した統計職員養成機關若しくは統計講習會の課程を修了したこと又は別に定める統計に関する國家試験に合格したこと。

五 前各號に掲げる資格の外、統計委員會が統計調査に従事するに適當な資格を有すると認定したこと。

第十一條 統計官又は統計主事は、その意に反して、その職務を免ぜられ、又は他の職務に轉せしめられた場合には、統計委員會に、その事情を述べることができる。但し別に勅令で定める場合はこの限りでない。

前項の場合には、統計委員會は、その事情を審査し、これに対する意見を、統計官については、その者の本屬長官に、統計主事については、その者の進退に関する権限を有する者に述べることができる。

177

指定統計調査を有能な職員をして行わしめるために、職員に資格を制限を設ける。これが統計官、統計主事の制度である。統計官は現在の官吏制度においては官名ではなく職名であつて、統計主事も同様である。

第一項及び第二項、この兩項は統計官及び統計主事を置く規定である。統計官については、現在國の行政機關のうち統計官を置く必要のない機關、指定統計調査を行わない機關もあるので特に「置くことができる」と規定した。この規定に基づいて、統計法施行令において統計官を置く國の行政機關を列挙するか、又は統計官を置く機關の長が個々に命令を發して、統計官を置く旨を規定するか、いずれにしても政令又は命令によつて、統計官を置く機關を明示するのが適當であらう。

現在統計官を置いている機關は、統計委員會、總理府統計局、大藏省、農林省、通商産業省、文部省、厚生省、労働省、運輸省、郵政省、電氣通信省、經濟安定本部等の各機關である。なお昭和二十三年九月末現在において、統計官に補職せられた官吏の數は二五四名、統計主事に補職せられた都道府縣吏員の數は五〇四名（國庫補助統計專任職員現員の約五九％）であつた。

第三項 本項においては指定統計調査に従事することのできる職員を統計官又は統計主事に限定しているものであり、この規定が統計官、統計主事制度の根幹である。趣旨は前述のように指定統計の只

178

質性を確保するためには、これに従事する職員が一定の程度以上の能力を有する必要があることに存する。しかしながらこの規定を厳密に適用して有資格者以外の従事を認めないとすれば、現状においては有資格者が少いために調査の実施が不可能となるので、本項の但書を設けて統計委員会の承認を得た場合に限り有資格者以外の職員の従事を認めたのである。そして一方速やかに養成機関の擴充、講習會の開催を行つて本條第六項第四號に基く有資格者の増加を圖つている。

第四項 本項は統計官及び統計主事の職務内容を規定したものである。

第五項 統計官は國家公務員であるため、國家公務員法に基く人事院指令によつてその資格が規定されたが、その内容は統計主事の資格を準用したものである。なおこの人事院指令は「これに関する規則が制定される日まで」の暫定的な規定であり、將來は人事院規則によつて規定されることとなる。 (昭和二十四年七月二十七日、人事院指令第十號)

統計官の補職權者は本條「第一項に定める行政機關の長」であるから、外局長は含まれない。

第六項 本項は統計主事の資格を定めたものである。本項の規定によれば、「官吏又は吏員のうちから」統計主事が命ぜられることになるが、事實上補職せられるのは現在吏員の身分を有するものに限られることはいうまでもない。

179

資格の第一號中統計主事を命ずる場合、統計委員会の認定を要する旨を規定している。これは同號の定める「統計調査に関する事務」の解釋が不統一になることを恐れたためである。しかしながら市町村の統計主事に至るまで統計委員会が認定することは事實上困難であるから、これについては後述第十八條によつて都道府縣知事にその認定事務を委任できることとし、統計委員会の認定は都道府縣の吏員についてのみ行うこととした。なおこの委任を行うに當つては、統計委員会において認定の基準を作成して、各都道府縣知事の行う認定が不統一となるのを防ぐのが適當であらう。

180

要件の第四號に規定する職員養成機関は現在次のようなものがある。これらの養成機関の修業者数は、昭和二十二年度においては總計二七二名であつた。

總理府統計職員養成所

社會教育協會統計職員養成所

文部省統計數理研究所附屬統計職員養成所

又同號に規定する講習會に關しては、統計委員会において定めた準則(統計委員会統計講習會準則、昭和二十二年總理廳告示第八號、昭和二十四年總理廳告示第十三號)に従つて、中央及び全國各都道府縣において開催せられている。昭和二十三年度に開催された講習會の回数は二十三回、受講者

數約三、一六七名である。又向號に定める國家試験は現在はまだ實施されていない。要件の第五號は、特殊な技術を必要とする統計調査について、第一號乃至第四號の資格を有しないが、その調査に關する専門的技術を有する者を従事させる場合に適用される。たとえば、鑛山、機械等の技術者あるいは醫師等の場合がこれである。

なおこの規定はその趣旨からみて、特殊な統計調査に従事せしめるために、各省大臣がその省の職員については一般の統計官の資格の上に更に特殊な資格を定めることをさまたげるものではない。

本法の規定は、國家公務員法の施行に伴う職階制その他一連の公務員の身分に關する規定が確立されれば當然これに移行すべきものであろう。この點は次に述べる統計調査員についても同様であり、職階制の法制的、實體的確立までの經過的規定と考えられよう。國家公務員法及びこれに基く法規との關係については、事實上の問題として運用上研究を要する點がある。これは經過的規定であるためやむを得ないことであらう。

將來職階制が確立される際に統計に關する専門家の格付けされる地位いかんは極めて重大な問題である。本章第一節においても述べたように、その専門的技術について「政府内外で最高の尊敬と權威とを博する」(ライス博士第一報告書より)ことが可能な格付けが必要であらう。

第十一條の規定は、統計事務職員の身分保障に關するものであつて、統計の眞實性を政治的その他特殊の利害によつてゆがめようとする壓迫を受けた場合に、その職員があくまで統計の眞實性を守つて屈しないように保障を興える趣旨である。従つて職員の非違又は怠慢を保護するのではないので一般の公務員に關する懲戒法規等に觸れるものはこの限りでないこともちろんである。

十、統計調査員

第十二條 政府又は地方公共團體の長は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

統計調査員に關する事項は、命令(地方公共團體の長の定める規則を含む)にてこれを定める。

統計調査員は統計法施行以前は、國勢調査員、農林調査員、工場調査員等それぞれの調査に關する個々の令規によつて存在した制度であつたが、本法ではこれを統一的な制度化に進めるために本條の規定を設けたのである。だが、この制度化は、全く今後のことになり、現在はその實狀調査にもとづいて一層の改善策を研究中であるので本法及び施行令の規定も今後の改正整備にまつものである。すなわち、この規定は統計調査員を統一的制度に高めようとする第一歩をふみ出した點にその意義があるのである。

平成30年賃金構造基本統計調査

調査票 記入要領

【お知らせ】

●平成30年調査から
「事業所票」
が変わりました！

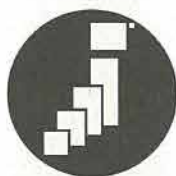
・「常用労働者」、「臨時労働者」
の定義を変更し、「法人番号」を
調査することとしました。

賃金構造基本統計調査は国の最も重要な統計調査の1つです

厚生労働省が毎年7月に実施するこの調査は、労働者の性、年齢、学歴、職種、雇用形態などの属性別にみたわが国の賃金の実態を明らかにするための調査で、特に重要な統計調査（「基幹統計」）として法律（統計法）に基づき実施する調査です。

調査票の記入内容は統計法に基づき保護されます

統計法には、調査項目に回答する義務（報告義務）が定められている一方、安心して調査に協力できるように、調査員をはじめとする調査関係者に対しては、調査で知り得た情報を漏らしてはならないことが義務付けられており、回答いただいた調査票情報は集計して統計を作成する目的のみに使用され、税金徴収や監督指導の目的で利用することはありません。



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

お問い合わせ 調査の内容、調査票の記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、調査票の提出先（水色の封筒の表面に記載）となっている各都道府県の労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。



- 特別給与を支給した抽出労働者が1人もいない場合は、個人票1枚目の備考欄の上又は事業所票の備考欄に「特別給与なし」と記入してください。

「個人票の備考欄」

記入内容（特に(13)実労働日数、(16)きまって支給する現金給与額、(21)特別給与額）が**他の労働者又は通常**の月と比べて著しく異なる者がいる場合に、その理由（例「欠勤のため」「賞与なし」「年俸制」「有給使用」等）を記入してください。

- 超過実労働時間数が「0」で、超過労働給与額がある場合は、その理由を記入してください。（例「深夜手当のみ」「30分未満」等）
- 役職又は職種に該当する抽出労働者や、特別給与を支給した抽出労働者が1人もいない場合は、その旨を1枚目の当欄の上又は事業所票の備考欄に記入してください。（例「該当役職なし」「該当職種なし」「特別給与なし」等）

4 調査票の提出

4-1 記入後の点検

調査票へのご記入ありがとうございます。

提出前に記入もれや記入誤りがないか点検をお願いします。

特に以下の点は見落としやすい箇所のため、よくご確認ください。

事業所票と個人票に共通

都道府県番号と事業所一連番号は、事業所票と個人票で同じ番号になっていますか。

- なお、事業所一連番号は毎年変わります。前回と同じ番号は使用しないでください。

事業所票の抽出労働者数と個人票に記入した人数は一致していますか。

- 性と雇用形態別の内訳が一致しているかご確認ください。

事業所票

記入した人数に、事業主、役員（取締役、理事等）、家族従業者が含まれていませんか。

- 一般の従業者と同様の基準で給与が支払われている場合を除き、上記の者を含めないようにしてください。

新規学卒者の採用人数は、会社全体の人数でなく、事業所単独の人数となっていますか。

- また、大学医学部、歯学部、薬学部、専修学校、各種学校、職業能力開発施設等の卒業者を除いていますか。

個人票

数字（番号）で回答する項目を文字で回答していませんか。（独自様式の調査票の場合）

- 「(3) 性」、「(4) 雇用形態」、「(5) 就業形態」、「(6) 最終学歴」、「(9) 労働者の種類」は番号で回答する項目です。「男」、「女」、「高校卒」のような回答はせず、番号でお答えください。
- 「(12) 経験年数」は調査票に付している番号（1～5）を入力してください。（実際の年数ではありません）

【(12) 経験年数】

1	2	3	4	5
1	1	5	10	15
年	年	年	年	年
未満	4	9	14	以上
	年	年	年	

「(3)性」、「(4)雇用形態」、「(7)年齢」は全員分記入されていますか。

- 上記項目は抽出労働者全員について記入が必要な必須回答項目です。
- なお、(13)実労働日数、(14)所定内実労働時間数、(15)超過実労働時間数、(16)きまって支給する現金給与額、(17)超過労働給与額の各項目も全員分記入が必要な必須回答項目です。

「(8)勤続年数」は、臨時労働者以外の全員に記入されていますか。

- 特に記入もれが多い項目です。

「(14)所定内実労働時間数」には、1か月分の労働時間が記入されていますか。

- 1日分ではありません。

「(16)きまって支給する現金給与額」には「(17)超過労働給与額」が含まれていますか。

- 「(16)きまって支給する現金給与額」には「(18)通勤手当」～「(20)家族手当」も含まれます。
- なお、この調査で記入する金額は円単位ではなく百円単位です。1000は千円ではなく十万円を意味します。

「(17)超過労働給与額」は割増賃金だけでなく基本給部分も含まれていますか。

- 通常の勤務時間以外に労働した場合の残業代は基本給部分を含めた金額を記入してください。また、通常の勤務が深夜帯の場合の深夜手当等は割増賃金部分のみを記入してください。

4-2 提出

調査票の点検が済んだら、各都道府県の労働局又は労働基準監督署より指定された提出期日（水色の封筒の表面に記載）までに、調査票を提出^{※3}してください。

複写式の調査票（同封の様式）の場合

- 事業所票は4枚1組、個人票は3枚1組になっています。
- うち、事業所票の4枚目、個人票の3枚目はそれぞれ「事業所控」となっていますので、切り離して貴事業所において保管してください。
- 残りの調査票（事業所票3枚、個人票2枚）を一緒に提出してください。

エクセル形式の調査票等の場合

- 厚生労働省ホームページからダウンロードしたエクセル形式の調査票や、独自様式で作成した調査票をご使用の場合は、事業所票は3部、個人票は2部をA4で印刷して提出してください。
- また、特に個人票について、2アップ印刷等の縮小印刷、両面印刷は使用せず、見やすく確認しやすい調査票の提出にご協力をお願いします。

ご回答いただきありがとうございました。

※3 セキュリティ上の観点から、誤送信等の可能性があるメールやFAXでの提出は受け付けておりません。



賃金構造基本統計調査 調査用品在中

- ◆賃金構造基本統計調査は、全国の事業所を対象として実施する国の最も重要な調査（基幹統計）の1つです。
- ◆厚生労働省が法律（統計法）に基づき、全国の労働局・労働基準監督署を通じて毎年7月に実施しています。
- ◆この調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定や、労災保険の給付額算定の資料として、また、雇用・労働に係る国の政策検討の基礎資料として活用されています。
- ◆この調査に従事する者には、統計法による守秘義務が課せられており、回答内容は厳格に保護されます。
- ◆封筒の中には、2種類の調査票（『事業所票』と『個人票』）が入っています。
同封の『記入要領（早見表もあります）』を参考に、両方の調査票に御記入ください。
- ◆調査票の提出期限、提出先、記入内容に御不明な点があった場合の問合先はこの封筒の下部に記載しています。

調査への御協力と御回答をよろしくお願いいたします。

調査票は 月 日までに提出してください



政府統計

このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期すことをお約束するものです。

提出先・問合先

労働局又は労働基準監督署

電話 () -

別添

(様式) 【府省等名： 厚生労働省 】

統計調査又は統計の名称	基幹・一般の別	周期・経常・一回限りの別 (注1)	調査期間・調査(統計作成)の頻度・作成時期 (注2)	調査計画又は通知と実態とが異なる場合の内容 (注3・4)	備考 (注5)
賃金構造基本統計調査	基幹	周期 (毎年)	平成28年7月1日 ～7月31日	特段問題なし。	

(注) 総務省政策統括官室(統計基準担当)への報告内容のうち、賃金構造基本統計調査のみ総務省行政評価局が抜粋した。

(抜粋)

貸金構造基本統計調査手引

平成20年

厚生労働省大臣官房統計情報部

目 次

I	賃金構造基本統計調査要綱	2
II	調査実施方法	16
III	調査担当者の業務	17
(I)	調査の実施に伴う業務	17
1	調査の準備	17
2	事業廃止、産業変更、規模変更等による調査事業所の取扱い	17
3	調査票の記入方法の説明及び指導	18
4	調査実施上の注意	23
(II)	調査票回収後の業務	24
1	調査票の点検及び照合	24
2	調査対象事業所名簿の処理	29
3	調査票等の提出	29
IV	労働者抽出率一覧表	35
V	日本標準産業分類	38

調査の改正

平成17年より、調査の改正をしています。主な改正は、以下のとおりです。

事業所票

- ・事業所の労働者数について、常用労働者を「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」に分割し、臨時労働者を新たに調査対象とした。
- ・新規学卒者の初任給額及び採用人員について、管理・事務・技術労働者、生産労働者別区分、中学卒の学歴区分を廃止し、大学院修士課程修了の学歴区分を新設した。

個人票

- ・雇用形態について、常用労働者（「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」のそれぞれの雇用期間の定めの有無別）と臨時労働者の5区分とした。
- ・調査職種について、新たに22職種を追加し、8職種を廃止した。なお、従事する職業ごとに分類した。

I 賃金構造基本統計調査要綱

1 調査の目的

賃金構造基本統計調査(以下「調査」という。)は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、別表1に掲げる地域を除く。

(2) 産業

次に掲げる産業(日本標準産業分類による。)とする。

ア 鉱業

イ 建設業

ウ 製造業

エ 電気・ガス・熱供給・水道業

オ 情報通信業

カ 運輸業

キ 卸売・小売業

ク 金融・保険業

ケ 不動産業

コ 飲食店、宿泊業

サ 医療、福祉

シ 教育、学習支援業

ス 複合サービス事業

セ サービス業(他に分類されないもの) (その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。)

(3) 事業所

(2)に掲げる産業に属する事業所であって、次に掲げるもののうち、一定の方法により抽出された事業所とする。

ア 常用労働者10人以上を雇用する事業所(民営の事業所及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第3号に規定する特定独立行政法人等又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。)

イ 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所(民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。)

(4) 労働者

(3)の事業所に雇用される労働者（船員法(昭和22年法律第100号)第1条の規定による船員を除く。）のうち、一定の方法により抽出された労働者とする。

3 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

(1) 事業所に関する事項

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ウ 事業所の雇用形態別労働者数
- エ 企業全体の常用労働者数
- オ 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

(2) 労働者に関する事項

- ア 労働者の番号又は氏名
- イ 性
- ウ 雇用形態
- エ 就業形態（常用労働者に限る。）
- オ 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）
- カ 年齢
- キ 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ク 労働者の種類（鉱業、建設業、製造業又は港湾運送業に属する事業所であつて、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ケ 役職又は職種（役職については、常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者であつて、別表2の(1)に掲げる役職のものに限る。職種については、別表2の(2)に掲げる職種の労働者に限る。）
- コ 経験年数（別表2の(2)に掲げる職種の常用労働者に限る。）
- サ 実労働日数
- シ 所定内実労働時間数
- ス 超過実労働時間数
- セ きまって支給する現金給与額
- ソ 超過労働給与額
- タ 通勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者及び卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- チ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者及び卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ツ 家族手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者

働者及び卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの)に属する事業所であつて、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。)

テ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額(常用労働者に限る。)

4 調査の対象期日

調査は、6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在)の状況について行う。

ただし、3に掲げる事項のうち、(1)のオ 新規学卒者の初任給額、(2)のサ 実労働日数、シ 所定内実労働時間数、ス 超過実労働時間数、セ きまつて支給する現金給与額、ソ 超過労働給与額、タ 通勤手当、チ 精皆勤手当及びツ 家族手当については、6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前の1か月間)、テ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間(調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間)の状況について行う。

5 調査の実施期間

調査は、毎年7月1日から7月31日まで実施する。

6 調査機関

(1) 調査実施者

ア 厚生労働大臣は、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の配布その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせる。

イ 都道府県労働局長は、アの事務の一部を行うとともに労働基準監督署長にその一部を行わせる。

ウ 労働基準監督署長は、イの事務の一部を行う。

(2) 調査従事者

ア 調査には、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員が従事する。

イ 調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

(7) 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

(4) 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査票の配布、調査票の取りまとめその他調査の実施に伴う事務に従事する。

7 調査の方法

(1) 調査票の様式

調査は、3の(1)に掲げる事業所に関する事項を調査する事業所票(様式第1号)及び3の(2)に掲げる労働者に関する事項を調査する個人票(様式第2号)により行う。

(2) 調査票の作成及び提出

調査は、実地自計の方法により行う。

ア 都道府県労働局長は、調査事業所の事業主に対して(1)の調査票を配布する。

イ 調査票の配布を受けた事業主は、3に掲げる事項をその調査票に記入し、事業所票を3部、個人票を

2部、調査を実施する年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。

ウ 都道府県労働局長は、イにより提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、事業所票及び個人票のうちそれぞれ1部を保管し、事業所票の2部及び個人票の1部を調査を実施する年の8月20日までに厚生労働大臣に提出する。

(3) 実地調査

この調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（昭和22年法律第18号）第13条の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

8 集計事項

主な集計事項は、次のとおりとする。

I 全国に関する事項

1 常用労働者に関する事項

(1) 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項

ア（年齢階級別所定内給与額等）

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

イ（年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等）

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

ウ（年齢階級別所定内給与額分布）

産業、企業規模、性、労働者の種類、雇用形態、学歴、年齢階級、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

エ（標準労働者の学歴、年齢各歳別所定内給与額等）

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、年齢各歳別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び標準労働者数（常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に係る集計は除く。）

オ（標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布）

産業、企業規模、性、労働者の種類、学歴、特定年齢別標準労働者数及び分布特性値

カ（役職、年齢階級別所定内給与額等）

産業、企業規模、性、学歴、役職、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

キ（役職、年齢階級、勤続年数階級別所定内給与額等）

企業規模、性、学歴、役職、年齢階級、勤続年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

ク（役職別所定内給与額分布）

産業、企業規模、役職、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

ケ (職種、年齢階級別所定内給与額等)

企業規模、職種、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

コ (職種、年齢階級、経験年数階級別所定内給与額等)

職種、性、年齢階級、経験年数階級別平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

サ (職種別所定内給与額分布)

職種、性、所定内給与額階級別労働者数及び分布特性値

シ (初任給額等)

産業、企業規模、性、学歴別初任給額及び新規学卒労働者数

ス (初任給額の分布)

産業、企業規模、性、学歴、初任給額階級別新規学卒労働者数及び分布特性値

(2) 短時間労働者に関する事項

ア (短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

イ (短時間労働者の年齢階級、勤続年数階級別1時間当たり所定内給与額等)

産業、企業規模、性、雇用形態、年齢階級、勤続年数階級別平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

ウ (短時間労働者の1時間当たり所定内給与額分布)

産業、企業規模、性、雇用形態、1時間当たり所定内給与額階級別短時間労働者数及び分布特性値

エ (短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等)

職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

2 臨時労働者に関する事項

ア (臨時労働者の年齢階級別1時間当たりきまって支給する現金給与額等)

産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

イ (臨時労働者の1時間当たりきまって支給する現金給与額分布)

産業、企業規模、性、1時間当たりきまって支給する現金給与額階級別臨時労働者数及び分布特性値

ウ (臨時労働者の職種別1時間当たりきまって支給する現金給与額等)

職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

II 都道府県に関する事項

1 常用労働者に関する事項

(1) 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項

ア （年齢階級別所定内給与額等）

地域、産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

イ （職種別所定内給与額等）

地域、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

ウ （初任給額等）

地域、産業、性、学歴別初任給額

(2) 短時間労働者に関する事項

ア （短時間労働者の1時間当たり所定内給与額等）

地域、産業、企業規模、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

9 集計の方法

- (1) 調査票のうち事業所票の審査は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。
- (2) 厚生労働大臣は、調査票のうち個人票の審査及び調査事項の集計を独立行政法人統計センターに委託する。
- (3) 厚生労働大臣は、別紙により打鍵作業を他の者に委託して行わせることができる。

10 結果の公表

厚生労働大臣は、調査の結果について、集計が完了次第、報告書を作成して公表する。

11 関係書類の保存

- (1) 厚生労働大臣は、7の(2)により提出された調査票を調査を実施した年の6月30日から2年間保存し、これに基づいて作成した結果原表を永久に保存する。
- (2) 都道府県労働局長は、7の(2)により保管する調査票を調査を実施した年の6月30日から1年間保存する。

別紙 打鍵作業の委託について

厚生労働大臣は、打鍵作業を他の者に委託して行わせる際に、受託者に秘密保持を厳守させるため、次の措置をとるものとする。

- (1) 契約書に秘密保持に関する規定を設けること。
- (2) 受託者からの誓約書の徴収その他調査票の秘密保持のため必要と認める措置をとること。

Ⅲ 調査担当者の業務

(I) 調査の実施に伴う業務

1 調査の準備

調査対象事業所ごとに所要の調査用品を取揃えるとともに、調査用封筒の所定の位置に事業所あて名シールを貼付し、「調査用品の部数」、「提出期限」及び「提出先」を記入する。

2 事業廃止、産業変更、規模変更等による調査事業所の取扱い

(1) 調査を実施するもの

事由	取扱い
① 産業変更又は事業所規模（事業所の常用労働者計の人数）の変更（変更の内容が調査対象産業及び調査対象規模である場合に限る。）	① 産業変更の場合は、事業所あて名シール及び事業所票の産業分類番号欄を、赤のボールペンで訂正する。
② 事業所の名称、所在地（自県内での変更）、経営者、組織等の変更（調査対象産業である場合に限る。）	②イ 事業所票の備考欄にその該当事項を記入する。 ロ 監督署を異にする所在地の変更があった場合でも調査票のコード番号（「都道府県番号」「事業所一連番号」）をさす。以下同じ。）欄は、変更前の番号をそのまま使用し、調査を実施する。
③ 事業所の分離（調査事業所が場所的に離れた二以上の事業所に分割された場合、あるいは場所的に移動しなくとも、諸帳簿を別にして二以上に別個の事業所に分割された場合をいう。）	③イ 分離した各事業所とも調査対象となる（ただし、(2)に該当する場合には、調査不能として調査を実施しない。）。 ロ <u>コード番号の取扱い</u> 分離した場合のコード番号は、本省において新たな番号を振り出すこととしているので、分離があった場合には、早急に本省に照会する。

(2) 調査不能として調査を実施しないもの

事由	取扱い
① 事業所の休業	1 ①～⑧については、調査対象事業所名簿の不能事由欄の該当する番号に朱書で○印をつけ、調査をうち切る。ただし、調査不能事由コード「⑧ その他」に該当した場合には、その理由を備考欄に記入する。 なお、調査票を作成する必要はない。
② 事業所の廃止	
③ 調査事業所の重複	
④ 他事業所への合併による消滅	
⑤ 調査対象外産業（バー、キャバレー、ナイトクラブ、特殊浴場業等）	
⑥ 事業所規模4人以下の事業所又は事業所規模5人以上9人以下の事業所で企業規模が10人以上の事業所	6 ③については、名簿上の労働者数及び住所により判断する。判断し難い場合は本省に照会する。重複の場合は、事業所一連番号の若い方を残し、もう一方を不能とする。
⑦ 他県への移転、調査対象地域外（8頁別表1参照）への移転、行方不明の事業所	7
⑧ その他	8

規模変更後の調査の要否

		企業全体の常用労働者数		
		10人以上 (企業規模1～7)	5～9人 (企業規模8)	4人以下
事業所全体の常用労働者数	10人以上	○	—	—
	5～9人	×	○	—
	4人以下	×	×	×

○：規模変更後に調査の対象となるもの

×：規模変更後に調査の対象にならないもの

V 日本標準産業分類

平成14年3月改訂

(注) ×印は調査対象としない産業である。 △印は調査対象としない産業が一部ある。

大分類	中分類	小分類
× A 農業	× 01 農業	× 011 耕種農業 × 012 畜産農業 × 013 農業サービス業(園芸サービス業を除く) × 014 園芸サービス業
× B 林業	× 02 林業	× 021 育林業 × 022 素材生産業 × 023 特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く) × 024 林業サービス業 × 029 その他の林業
× C 漁業	× 03 漁業	× 031 海面漁業 × 032 内水面漁業
	× 04 水産養殖業	× 041 海面養殖業 × 042 内水面養殖業
D 鉱業	05 鉱業	051 金属鉱業 052 石炭・亜炭鉱業 053 原油・天然ガス鉱業 054 採石業, 砂・砂利・玉石採取業 055 窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る) 059 その他の鉱業
E 建設業	06 総合工事業	061 一般土木建築工事業 062 土木工事業(舗装工事業を除く) 063 舗装工事業 064 建築工事業(木造建築工事業を除く) 065 木造建築工事業 066 建築リフォーム工事業
	07 職別工事業(設備工事業を除く)	071 大工工事業 072 とび・土工・コンクリート工事業 073 鉄骨・鉄筋工事業 074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業 075 左官工事業 076 板金・金物工事業 077 塗装工事業 078 床・内装工事業 079 その他の職別工事業
	08 設備工事業	081 電気工事業 082 電気通信・信号装置工事業 083 管工事業(さく井工事業を除く) 084 機械器具設置工事業 089 その他の設備工事業

大分類	中分類	小分類
K 金融・保険業	64 貸金業, 投資業等 非預金信用機関	641 貸金業 642 質屋 643 クレジットカード業, 割賦金融業 649 その他の貸金業, 投資業等非預金信用機関
	65 証券業, 商品先物 取引業	651 証券業 652 証券業類似業 653 商品先物取引業, 商品投資業
	66 補助的金融業, 金融 附帯業	661 補助的金融業, 金融附帯業
	67 保険業(保険媒介代 理業, 保険サービ ス業を含む)	671 生命保険業 672 損害保険業 673 共済事業 674 保険媒介代理業 675 保険サービス業
L 不動産業	68 不動産取引業	681 建物売買業, 土地売買業 682 不動産代理業・仲介業
	69 不動産賃貸業・ 管理業	691 不動産賃貸業(貸家業, 貸間業を除く) 692 貸家業, 貸間業 693 駐車場業 694 不動産管理業
M 飲食店, 宿泊業	70 一般飲食店	701 食堂, レストラン 702 そば・うどん店 703 すし店 704 喫茶店 709 その他の一般飲食店
	71 遊興飲食店	711 料亭 × 712 バー, キャバレー, ナイトクラブ 713 酒場, ビヤホール
	72 宿泊業	721 旅館, ホテル 722 簡易宿所 723 下宿業 729 その他の宿泊業
N 医療, 福祉	73 医療業	731 病院 732 一般診療所 733 歯科診療所 734 助産・看護業 735 療術業 736 医療に附帯するサービス業
	74 保健衛生	× 741 保健所 742 健康相談施設 △ 749 その他の保健衛生(×7491検疫所(動物検疫所, 植物防疫所を除く))

大分類	中分類	小分類
N 医療, 福祉	75 社会保険・社会福祉・介護事業	751 社会保険事業団体 752 福祉事務所 753 児童福祉事業 754 老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く) 755 障害者福祉事業 759 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
O 教育, 学習 支援業	76 学校教育	761 小学校 762 中学校 763 高等学校, 中等教育学校 764 高等教育機関 765 特殊教育諸学校 766 幼稚園 767 専修学校, 各種学校
	77 その他の教育, 学習 支援業	771 社会教育 772 職業・教育支援施設 773 学習塾 774 教養・技能教授業 779 他に分類されない教育, 学習支援業
P 複合サービス 事業	78 郵便局(別掲を除く)	781 郵便局 782 郵便局受託業
	79 協同組合(他に分類 されないもの)	791 農林水産業協同組合(他に分類されないもの) 792 事業協同組合(他に分類されないもの)
Q サービス業 (他に分類され ないもの)	80 専門サービス業(他 に分類されないもの)	801 法律事務所, 特許事務所 802 公証人役場, 司法書士事務所 803 公認会計士事務所, 税理士事務所 804 獣医学 805 土木建築サービス業 806 デザイン・機械設計業 807 著述・芸術家業 808 写真業 809 その他の専門サービス業
	81 学術・開発研究機関	811 自然科学研究所 812 人文・社会科学研究所
	82 洗濯・理容・美容・ 浴場業	821 洗濯業 822 理容業 823 美容業 824 公衆浴場業 * 825 特殊浴場業 829 その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	83 その他の生活関連 サービス業	* 831 旅行業 * 832 家事サービス業 833 衣服裁縫修理業 834 物品預り業 835 火葬・墓地管理業 836 冠婚葬祭業 839 他に分類されない生活関連サービス業

(注) 下線及び枠囲いは、当省が付した。

(抜粋)

平成20年賃金構造基本統計調査抽出要領

1 母集団の作成

(1) ソース

- ・平成18年事業所・企業統計調査甲調査に係る磁気テープ（民営事業所分）
（以後、事業所センサス民営名簿と呼ぶ。）
- ・平成18年事業所・企業統計調査乙調査に係る磁気テープ（公営事業所分）
（以後、事業所センサス公営名簿と呼ぶ。）
なお、平成20年賃金構造基本統計調査母集団磁気データ（以降、「母集団磁気データ」とする。）の作成においては、下記データを反映することにより作成することとする。
- ・平成19年賃金構造基本統計調査訂正後調査対象事業所磁気データ（平成19年調査結果による、廃止、重複等による除外、事業所の名称、電話番号、所在地等の修正済みデータ）（以降、「前年マスター」とする。様式は別紙01。）
- ・平成19年賃金構造基本統計調査初任給票結果データ（以降、「前年初任給結果データ」とする。）

(2) 母集団の範囲

(2-1) 民営事業所

ア 対象（ソース）

- ・ 事業所センサス民営名簿のうち、特定独立行政法人を除く全事業所（参考別紙03）

イ 地域

全国（ただし、別紙02に掲げる地域を除く。）

ウ 産業

日本標準産業分類による鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）とする。

ただし、調査技術上の観点から、バー、キャバレー、ナイトクラブ（産業分類番号712）、特殊浴場業（産業分類番号825）の事業所については調査対象から除外する。

エ 事業所規模

- ① 常用労働者を10人以上雇用する事業所
事業所・企業統計調査における「常用雇用者数」が10人以上の事業所とする。
- ② 常用労働者を5人以上9人以下雇用する事業所（ただし、その事業所の属する企業が常用労働者を5人以上9人以下雇用する場合に限る。）
標題事業所を事業所・企業統計調査の結果からは特定できないため、以下の範囲の事業所とする。

(a) 事業所・企業統計調査における「経営組織」が「個人経営」、「法人でない団体」の場合

「常用雇用者数」が5人以上9人以下である事業所とする。「法人でない団体」については、5人以上9人以下の事業所のうち、「本支別」が「単独」または「本所」である事業所とする。

(b) 事業所・企業統計調査における「経営組織」が「株式会社（有限会社を含む）」、「合名会社、合資会社」及び「相互会社」、の場合

「常用雇用者数」が5人以上9人以下である事業所のうち、「会社全体の常用雇用者数」が5人以上9人以下の事業所（「会社全体の常用雇用者数」は「経営組織」が「株式会社（有限会社を含む）」、「合名会社、合資会社」または「相互会社」となっている事業所については、「本支別」が「単独」または「本所」の場合のみ調査されているので、結果としてこの場合のみが対象となる。）とする。

(2-2) 公営事業所

ア 対象（ソース）

- ・ 民営事業所名簿のうち、特定独立行政法人（別紙03）
- ・ 公営事業所名簿のうち、地方公営企業（別紙04）

イ 地域

全国（ただし、別紙02に掲げる地域を除く。）

ウ 産業

別紙04及び別紙05による。

エ 事業所規模

常用労働者を10人以上雇用する事業所

(3) 母集団の補正

(3-1) 事業所の除外

平成19年賃金構造基本統計調査の結果、廃止、重複、合併等の理由により調査不能となった事業所については、「前年マスター」の「種類」、「都道府県番号」、「市区町村番号」、「調査区番号」、「事業所番号」（以後、16年センサスKEYという）と、平成18年事業所・企業統計調査における16年センサスKEYをマッチングすることにより母集団から除外する。

(3-2) 名称、電話番号、郵便番号、所在地の修正

平成19年賃金構造基本統計調査の調査対象事業所名簿の修正情報を、平成18年事業所・企業統計調査の結果より優先させるための変更を行う。

なお、変更作業は、「前年マスター」の16年センサスKEYと平成18年事業所・企業統計調査における16年センサスKEYをマッチングすることにより行う。

(3-3) 平成19年調査結果に基づく産業及び事業所の常用雇用者数の変更

「前年初任給結果データ」の「産業」、「事業所の常用労働者数」及び「事業所の臨時労働者数」を、平成18年事業所・企業統計調査における「事業所の産業分類番号」、「事業所の常用雇用者数」及び「事業所の臨時雇用者数」より優先させるための変更を行う。前年初任給結果データを用いて、「産業」、「事業所の常用労働者数」及び「事業所の臨時労働者数」を更新する。

また、「産業」を更新する際は、「産業表示コード」及び「抽出単位産業コード」(別紙05)を、「事業所の常用労働者数」を更新する際は、「事業所規模コード」(別紙06-1)を、「事業所の臨時労働者数」を更新する際は、「臨雇数規模コード」(別紙06-2)を同時に更新することとする。

なお、変更作業は「前年初任給結果データ」の「16年センサスKEY」と平成18年事業所・企業統計調査における「16年センサスKEY」をマッチングすることにより行うものとする。

2 母集団数の集計及び母集団テキストファイル作成

(1) 母集団数の集計

1で作成した母集団磁気データについて、母集団事業所数、母集団常用労働者数及び母集団臨時労働者数を都道府県、民公区分、別紙05に示す産業及び別紙06-1(1.抽出時の層化基準)に示す事業所規模別に集計する(別紙07の様式のエクセルファイルとし、「母集団事業所数」「母集団常雇数」「母集団臨雇数」欄のみを用いる)。

(2) 母集団テキストファイルの作成

1で作成した母集団磁気データを、テキストファイルに作成し、MOに出力する(様式は別紙08とする)。

ア 付与項目

① 労働基準監督署番号

平成18年事業所・企業統計調査の「都道府県番号」「市区町村番号」「調査区番号」から付与する。

ただし、平成19年賃金構造基本統計調査の調査結果を平成18年事業所・企業統計調査の結果より優先させるための変更を行う。

また、別途賃金福祉統計課で指示する監督署番号の変更も行うこと(監督署の統廃合に対する処理)。

② 産業表示コード、抽出単位産業コード

別紙05による。

③ 企業規模コード

別紙06-3による。

④ 事業所規模コード、臨雇数規模コード

別紙06-1(2.母集団に付与する事業所規模コード)、別紙06-2による。

⑤ 事業所の抽出間隔、抽出サンプルマーク

「3 標本抽出法」で所定の作業を行った後、付与する。

⑥ 19年調査対象マーク、JR・NTTコード

19年調査対象マークについては平成19年調査対象となった事業所について、JR・N

TTコードについては平成19年調査においてコード付加が行われている事業所について、当該事業所の16年センサスKEYと平成16年事業所・企業統計調査における「16年センサスKEY」をマッチングすることにより付与する。

3 標本抽出法

1で作成した母集団磁気データより、以下の方法で標本を抽出する。

(1) 抽出方法

層化系統抽出法による。層化は次のように行う。

「都道府県×産業×事業所規模」

産業区分は、抽出単位産業コード(83区分)による(別紙05)。

事業所規模区分は、事業所規模コード(8区分)による(別紙06-1 1. 抽出時の層化基準)。

(2) 抽出単位

抽出単位は事業所とする。

(3) 抽出事業所数

抽出事業所数は、(2)で作成された母集団テキストファイルを用いて、賃金福祉統計課で決定し、審査解析室へ通知する。

(4) 補充用抽出事業所数

補充抽出事業所数は、平成19年賃金構造基本統計調査不能表集計結果を参考に、賃金福祉統計課でエクセルファイルで作成し、審査解析室へ通知する。

(5) 抽出条件

- ① 抽出は、平成20年分について行う。
- ② 層内の事業所は、民公別(民営→公営)、事業所規模区分、産業分類コード、市区町村コード、調査区コード、事業所コードの若い順に配列する。
- ③ 抽出に用いる抽出間隔は、2で集計された母集団事業所数及び、上記(3)に抽出事業所数に基づき決定するものとする。
- ④ 抽出に当たっては、2分の1ローテーション(全数調査となる層内の事業所を除き、前年調査対象となった事業所のうち半数について事業所を変更する。ただし、3年連続調査対象事業所としない。)を保持する。

(6) 抽出情報の付与

母集団磁気データのうち抽出された事業所について、事業所の抽出間隔、平成20年抽出サンプルマーク、労働者抽出率(常用労働者及び臨時労働者。別紙09)及び個人票枚数(別紙10)を付与する。

(7) 抽出基本表の作成

(4) までに作成された母集団磁気データを用い、抽出基本表(別紙07)をエクセルファイルで作成する。

4 調査対象事業所の重複是正

1～3により作成された母集団磁気データのうち抽出された事業所を、総務省が指定する様式(別紙11)に出力し、調査候補フラグに「1」を、事業所の抽出間隔が「1」の場合のみ全数対象フラグに「2」を付与し、テキストファイルとして総務省に提出する。

別紙11は、調査対象事業所と補充抽出事業所の2ファイルに出力する。

総務省による重複是正処理後、是正対象事業所がある場合には、是正対象数だけ当該層から再抽出を行う。これを調査対象事業所が確定するまで繰り返す。

また、調査対象事業所が確定した後、被調査履歴登録を行うため、調査対象事業所を総務省が指定する様式に再度出力し、調査対象フラグに「1」を付与し、テキストファイルとして総務省に提出する。

なお、重複是正処理後に総務省から受領する事業所の所在地は、平成19年12月末日までの市区町村合併等の情報が反映されているので、母集団磁気データに反映させる。

5 調査対象事業所データメンテナンス

(1) JR・NTTコードの入力

産業分類コード(中分類)が「H37」及び「I42」の事業所のうち、JR・NTTコードの付加されていない事業所について、事業所リスト(様式は別紙12-1)を出力し、賃金福祉統計課において、JR・NTTコードを入力する。

- 1：北海道旅客鉄道(株)
- 2：東日本旅客鉄道(株)
- 3：東海旅客鉄道(株)
- 4：西日本旅客鉄道(株)
- 5：四国旅客鉄道(株)
- 6：九州旅客鉄道(株)
- 7：日本貨物鉄道(株)
- A：東日本電信電話(株)
- B：西日本電信電話(株)
- X：JR・NTT以外

(2) 国立大学法人コードの入力

独立行政法人(経営組織7)について、事業所リスト(様式は別紙12-2)を出力し、賃金福祉統計課において、国立大学法人コードを入力する。

(3) 特定独立行政法人等の名称変更

経営組織が「7」(独立行政法人)でかつ産業分類コード(小分類)が「F152」、「F161」、「F259」(以上、旧印刷・造幣局関係)、「N731」(病院)の事業所については、事業所リスト(様式は別紙13)を出力し、賃金福祉統計課において、事業所の名称変更を行う。

(4) 電話番号の変更

別紙14に掲げる市外局番(変更前)に該当する事業所については、市外局番が変更されている(又は変更される予定の)ため、市外局番(変更後)に対応するように電話番号の変更を行う。

(5) 市区町村合併に伴う住所の変更

別紙15に掲げる市区町村(旧名称)に係る事業所については、市区町村合併或いは区政の施行が行われている(又は行われる予定の)ため、新名称及び新町域名への変更を行う。

(6) 労働基準監督署番号の変更

平成18年事業所・企業統計調査の「都道府県番号」「市区町村番号」「調査区番号」から付与する。

ただし、平成19年賃金構造基本統計調査の調査結果を平成18年事業所・企業統計調査の結果より優先させるための変更を行う。

また、労働基準監督署の統廃合等により、労働基準監督署番号(以降、「監督署番号」とする。)の変更が生じた場合は、別途賃金福祉統計課の指示により、該当する事業所の監督署番号の変更を行う。

(7) 調査一連番号の付与

5(5)までの作業終了後、調査対象事業所を民営、公営別に分け、都道府県コード、労働基準監督署コード、市区町村コード、調査区コード、事業所コード、種類コードの若い順に配列し、都道府県ごとに上記の配列に従って6桁の調査一連番号を次のように付す。

民営事業所

10001X、10002X、10003X、・・・

公営事業所

50001X、50002X、50003X、・・・

ここで、Xは、チェックデジット(別紙16)である。

6 調査対象事業所名簿等の作成

(1) 調査対象事業所名簿等の作成

1～5により作成された母集団磁気データを用いて、平成20年抽出サンプルマークを付した事業所について、以下に示す調査対象事業所名簿、宛名シール等の出力イメージファイル(エクセル形式等)を作成する。

ア 抽出基本表(別紙07(エクセル形式))

イ 都道府県別対象事業所表(別紙17(エクセル形式))

ウ 労働基準監督署別対象事業所数表(別紙18及び別紙19(エクセル形式))

エ 調査対象事業所名簿(別紙20(エクセル形式))

オ 調査対象事業所名簿(最賃重複予定分)(別紙21(エクセル形式))

別紙 2 2 (テキスト形式))

- カ 調査対象事業所名簿 (旧郵政公社に係る分) (別紙 2 3 (エクセル形式))
- キ 調査対象事業所名簿 (旧印刷・造幣に係る分) (別紙 2 4 (エクセル形式))
- ク 調査対象事業所名簿 (J R、N T Tに係る分) (別紙 2 5 (エクセル形式))
- ケ 調査対象事業所名簿 (国立大学法人に係る分) (別紙 2 6 (エクセル形式))
- コ 宛名シール (別紙 2 7 (エクセル形式)) (1 1” × 1 5” 版の用紙サイズに対応) (CSV 形式)
- サ 調査対象事業所名簿 (別紙 2 8 (テキスト形式))
- シ 訂正用調査対象事業所マスターファイル (別紙 2 9 (テキスト形式))
- ス (独) 統計センター委託集計用ファイル磁気データ (別紙 3 0 (テキスト形式))

なお、上記ファイルの送付に要する磁気媒体 (MO) は賃金福祉統計課で用意する。

(2) 作成期限

平成 2 0 年 3 月 1 2 日とする。但し、(1) のスについては、平成 2 0 年 7 月末日とする。

7 母集団磁気データの保存

1 ~ 5 により作成された母集団磁気データは、次回の抽出作業で使用する予定のため、保存することとする。

(注) 下線及び枠囲いは、当省が付した。

賃金構造基本統計調査の検討の取りまとめ

(平成20年からの継続検討及び21年1月の検討事項)

検討事項	結論の出た事項			民間委託した場合の影響等
	20年調査で実施	21年調査で実施予定	22年調査以降で実施予定	
労働局の実施時期の遵守		各労働局の実施スケジュールにおいて、工夫できる方法を検討(実態把握)		全国一律の調査実施の条件で委託すれば実施時期の遵守という点では問題ないが、賃金データを労働局にフィードバックする必要があるかどうかの調整が必要(別紙参照)
実地自計の扱い				実地自計で委託すれば、委託費が膨らむ 通信調査として委託する場合、一旦労働局において通信調査に切り替えて実施する必要はないか
回収率の向上	・補充調査を実施 ・翌年用に名簿の整備	同左	同左	予算の確保と予算と実行の乖離の解消を図りながらも、予算及び民間委託の可能性とセットで検討する必要がある(21年度中に検討)
新産業分類への移行		・新産業分類で実施 ・20年調査分は新産業で遡及計算		当面は、回収率が前年結果を下回らないように目標設定し、評価していく
調査事業所への調査事項の周知		記入要領、調査票早見表の改良	同左	別紙参照
労働局の点検不備(本省の内検作業の負担増)	・調査担当者会議で周知 ・担当者と密に連絡等を実施	同左	同左	

調査に関する事項

賃金構造基本統計調査の検討の取りまとめ

(平成20年からの継続検討及び21年1月の検討事項)

検討事項	結論の出た事項			継続検討事項	民間委託した場合の影響等
	20年調査で実施	21年調査で実施予定	22年調査以降で実施予定		
抽出及び復元	事業所の復元方法		<ul style="list-style-type: none"> ・経済センサスを母集団とする23年調査の時期に併せて、事業所の復元方法を見直す(母集団数/回収数を復元倍率とする)か、現行どおり(抽出率の逆数を復元倍率とする)とするか再検討 	同左	経済センサスを母集団とする23年調査からの民間委託は、抽出作業等のスケジュールへの影響が懸念されるので避けたいところ(企画調整係に確認)
	労働者の抽出(個人票の対象者)及び復元方法		<ul style="list-style-type: none"> ・経済センサスを母集団とする23年調査の時期に併せて、復元方法を見直す(事業所票における労働者数/個人票で回答の得られた労働者数とする) 	同左	
調査項目に関する事項	学歴別初任給の記入方法(大卒の事務系・技術系の扱い)	記入要領に大学卒事務系、技術系の定義を明記			民間委託後の回収率の維持を考慮すれば、調査項目はできるだけシンプルで少ないか
	有休や病休などによる労働日数の扱い			労働日数を記入する必要性を検討(削除する案、実労働日数を所定労働日数とする案なども併せて検討)	
	記入の不備及び修正	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目の記入不備(未記入等)は、当面、類似したデータで補完 ・修正は、当面、現行の修正方法を継続 ・チェックにかかると業務量と修正の効果をできるだけ検証し、業務の効率化を探る 	同左	未記入による記入不備のデータを集計除外する案は、労働者の復元方法を切り替える時期にあわせて整備(経済センサスを母集団とする23年調査)	回収時の調査票点検を委託するか内容によって、記入不備、疑義の扱いの検討が必要
		上限・下限値を超えた件数を把握	同左	同左	設定する上限・下限値を引き続き検討

賃金構造基本統計調査の検討の取りまとめ

(平成20年からの継続検討及び21年1月の検討事項)

検討事項	結論の出た事項			民間委託した場合の影響等
	20年調査で実施	21年調査で実施予定	22年調査以降で実施予定	
事業所票と個人票の不整合		正確な抽出ではないが、業務量(修正)を考慮して、男女別に個人票の対象者を抽出した場合も許容	同左	回収時の調査票点検を委託するか内容によって、記入不備、疑義の扱いの検討が必要
調査対象者の育休や病休者の扱い		抽出する際に長期休業者(育休や病休)は除外し、前後の者を抽出とする	同左	
母集団と調査時で、事業所の規模が大きく乖離した場合の対応(規模が3区分以上変動した場合)	・規模が大きく乖離し、復元数に大きく影響を及ぼす事業所は調査除外	同左	同左	
未記入の所定内実労働時間数、超過労働時間数の補完	類似データや前年実績等で補完	同左	同左	
集計における初任給の下限値の設定と集計除外		全学歴共通の下限値(最低賃金)を設定し集計から除外する	同左	
短時間労働者の集計において、金額による集計除外と上限を超える金額を上限値に置き換えの扱い		・特定産業(N73, O76, O77)は、1時間当たり所定内給与額が3000円を超えた者は集計から除外する ・特定産業以外は、1時間当たり所定内給与額が3000円を超える者について、除外集計も置き換え集計も行わない	同左 ・特定産業は、結果の影響を見つつ、除外とする金額を段階的に引き上げる	
(民営+公営)での集計産業のうち、極小産業の除外		公営のない産業、事業所数や労働者数が極小の産業を集計除外	同左	

調査項目に関する事項

集計に関する事項

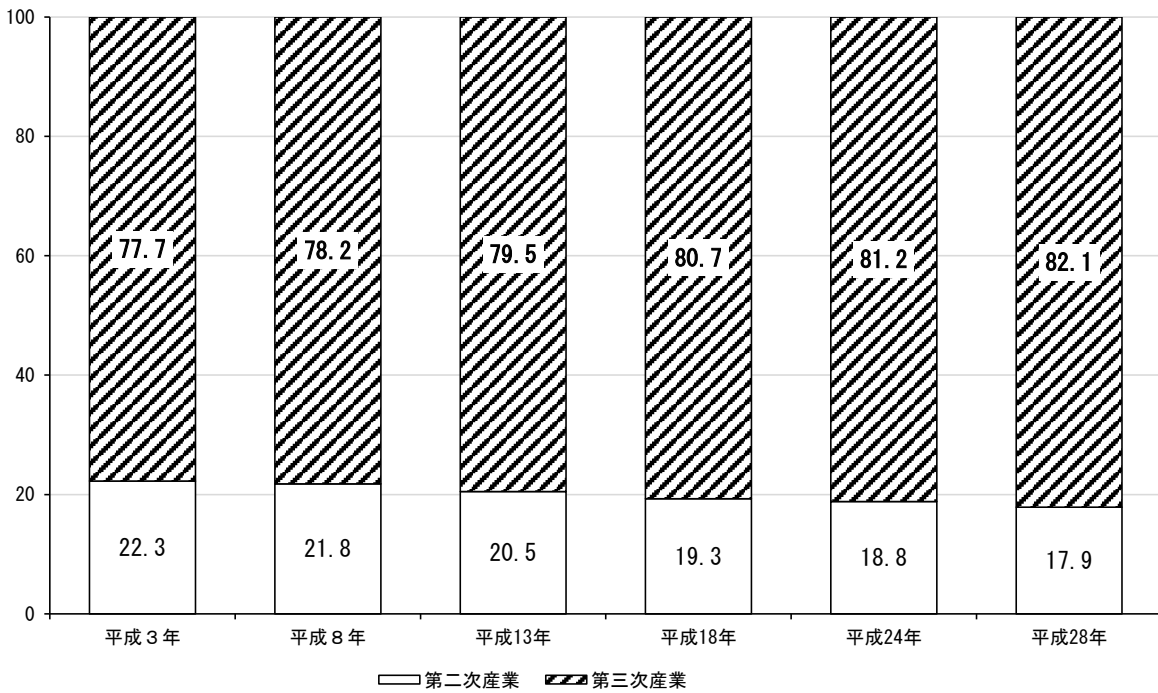
賃金構造基本統計調査の検討の取りまとめ (平成20年からの継続検討及び21年1月の検討事項)

検討事項	結論の出た事項			継続検討事項	民間委託した場合の影響等
	20年調査で実施	21年調査で実施予定	22年調査以降で実施予定		
初任給の賃金階級の見直し		高専・短大卒、大学卒、大学院修士課程修了の賃金階級を変更	同左	同左	
集計表に公表と非公表の集計が混在		使用頻度の低い集計表、集計項目を整備	同左	同左	
報告書と集計表のレイアウトの不一致		報告書や資料作成に適したレイアウトに整備	同左	同左	
極小サンプルの職種の扱い			数年間の労働者数の動向を把握し、精度を考慮して集計除外を検討		
企業規模7区分の集計の追加		企業規模7区分の集計を追加(100~999人、10~99人の区分の入れ替え) -300~999人、100~299人、30~99人、10~29人			
短時間労働者の集計で、卸売・小売業の中分類の集計を追加	特別集計を実施	集計表に中分類の集計表を追加 (見直し完了)			
5~9人規模の扱い(集計の継続、調査の廃止、毎勤への移行など)				引き続き検討 (労働基準局の最低賃金に関する基礎調査との整理が必要)	
その他					

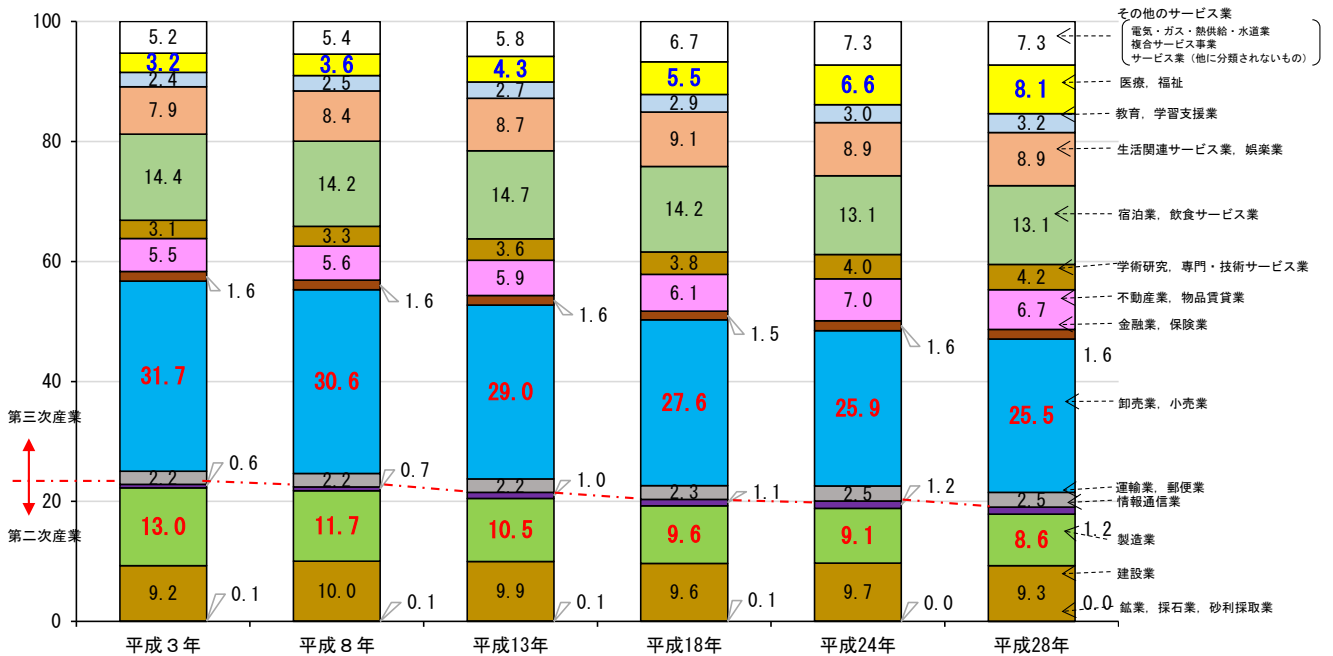
集計に関する事項

サービス産業（第三次産業）の推移等（賃金構造基本調査の調査対象産業）

第二次、第三次産業別民営事業所数のシェアの推移（平成3年～平成28年）



産業大分類別民営事業所数のシェアの推移（平成3年～平成28年）



（出典）平成3年「事業所統計調査」（総務省）、平成8年～平成18年「事業所・企業統計調査」（総務省）、平成24年、28年「経済センサス - 活動調査」（総務省・経済産業省）

（※1）日本標準産業分類（第13回改定）による分類（平成3年から平成18年は、旧分類による集計結果を再編したため、一部、産業大分類間で入り繰りが生じている）

外資系企業数の推移

(各年の状況)

年	外資系企業数(各年3月末現在)
平成9年	2,847
平成10年	3,185
平成11年	3,150
平成12年	3,513
平成13年	3,742
平成14年	3,870
平成15年	4,350
平成16年	4,360
平成17年	4,465
平成18年	4,500
平成19年	4,603
平成20年	5,080
平成21年	4,972
平成22年	5,308
平成23年	5,575
平成24年	5,543
平成25年	5,459
平成26年	5,771
平成27年	5,950
平成28年	5,859
平成29年	5,662

(5年間の増加の状況)

期間	増加率(%)
平成9年～14年	35.9
平成14年～19年	18.9
平成19年～24年	20.4
平成24年～29年	2.1

出典:「外資系企業動向調査」(経済産業省)

<外資系企業>

各年3月末時点で以下の条件を満たす我が国企業を対象

- ①外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業であって、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業
- ②外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している国内法人が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が3分の1超となり、かつ、外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上である企業

(注1)外国投資家とは、本調査においては非居住者である個人、外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に本社を有する法人その他の団体

(注2)接出資比率とは、資本金又は出資金総額に占める外国投資家の株式又は持分の比率です。
間接出資比率とは、外国投資家の国内法人への出資比率に国内法人からの当該企業への出資比率を乗じたもの

(注3)平成22年調査より、金融・保険業及び不動産業も調査対象

(注4)平成23年調査より、持株会社を経由した間接出資のみならず事業会社を含むあらゆる国内法人からの間接出資も対象

(注5)平成22年～25年の外資系企業数は、回収企業数と回収率から算出したもの

統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について

府省名：厚生労働省

1 ガイドラインの改定作業と並行して、どのような検討を行ったのか

(1) 基本的考え方

① 民間委託推進に関する検討会議等の検討経緯

民間委託推進に関する検討会議及びワーキンググループにおける「統計調査の民間委託に係るガイドライン」改定の検討の際には、公共サービス改革法の対象とすることが適切な統計調査業務について、指定統計調査を中心に議論がなされ、その中でも特に実査が国直轄のものを中心に議論されていたことから、厚生労働省においては、民間開放の具体的方策の検討に当たって、指定統計調査の実査の系統(流れ)に着目して検討を進めた。

② 検討に当たっての留意点

厚生労働省の指定統計調査には、毎月勤労統計調査のように都道府県の統計主管課を経由して調査を実施しているものがある一方、以下のような事業主管課を経由して実施している厚生労働行政に密着した調査が多い。

- 都道府県事業主管課、保健所・福祉事務所を経由する調査
人口動態調査、医療施設(静態・動態)調査、患者調査、国民生活基礎調査、
薬事工業生産動態統計調査
- 都道府県労働局、労働基準監督署を経由する調査
賃金構造基本統計調査

(2) 地方公共団体との意見交換及び民間事業者のヒアリング

いくつかの地方公共団体(都道府県等の事業主管課)と非公式ではあるが意見交換を実施するとともに、民間事業者のヒアリングを行った。

① 地方公共団体との意見交換

地方公共団体に実査を委託している調査については、現行の方式、地方公共団体の判断で民間開放していく方式(以下「地方判断方式」という。)、国の直接執行事務に引き上げる方式の3つが考えられるが、地方判断方式は、全ての地方公共団体において否定的であり、国の直接執行事務に引き上げるべきとする意見が多く、現行方式とする意見は少数であった。

地方公共団体の主な意見は以下のとおり。

- 地方判断方式は、地方公共団体における業務量(仕様書作成、契約事務、モニタリング等)がかえって増加するのではないか。
- 医療等の調査の専門性に対応できる民間事業者が存在するか疑問。
- 地方判断による民間委託を行ったことにより回収率が低下した場合、地方公共団体で従来の回収率を維持させる手立てがない。
- 地方判断によるバラバラな民間委託は、全体の結果精度への影響が懸念。

- 現状の調査に係る経費では民間委託は困難。
- 国に必要な統計は国で一元化して実施するのが本来の姿。国の事務とした上で、国から一括して民間委託した方が効率的、統一的な対応がとれるのではないか。
- 国から委託を受けている事務は、地方公共団体でないとできないから地方公共団体が受けているのであって、その事務を国が民間委託可能と判断するのであれば、地方が受ける必要がなく、国が直接民間委託すればよい。
- 統計調査に対する国民の信頼性等を考えると地方公共団体に関わるべき。

② 民間事業者のヒアリング

民間事業者からのヒアリングの結果、現状においては、大規模統計調査の受け皿がないこと及び高い回収率の確保がネックと考えられる。主な点は以下のとおり。

- 全国規模で調査実施可能とする民間事業者は、10社程度。
- 調査員調査では、登録調査員数は500～900人程度で、一定の準備期間があれば最大の1000人程度の確保は可能とする事業者が存在。回収率は良いもので7割程度。
- 郵送調査は、数万単位の調査実績は各社ともあるが、多くは、回収率2割～6割程度。10万事業所調査実績のある事業者もあるが、回収率は5割程度。

上記①及び②を踏まえると、指定統計調査の民間開放については、統計の正確性、信頼性の確保、秘密の保護を前提に、民間事業者の受け皿の問題、地方公共団体の意向等をみながら、慎重に対応していく必要があるものと考えられる。

(3) 公共サービス改革法の対象とする統計調査の洗い出しの方向性

民間委託推進に関する検討会議及びワーキンググループにおける「統計調査の民間委託に係るガイドライン」については、当初、指定統計調査を中心に検討を行ってきたところであるが、最終的には、「国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を民間開放する場合には、公共サービス改革法を積極的に活用する。」との方向で整理されたことを受けて、厚生労働省として、指定統計調査に加え、より高い質の確保を図る必要がある統計調査についても、法の対象とする検討を行った。

2 公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定理由

(1) 社会福祉施設等調査（別紙1）及び介護サービス施設・事業所調査（別紙2）

（選定理由等）

- ① 国直轄の郵送調査として実施している部分があること
- ② 全数調査であり指定統計調査と同等に高い質を確保する必要がある重要な統計調査であること
- ③ 指定統計調査の民間開放を検討するに当たってのモデルになると考えられること
平成20年度は、国直轄の郵送で実施している部分について、公共サービス改革法の対象調査として実施するとともに、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げることについても検討を行う。
平成21年度は、検討結果を踏まえ、地方公共団体に委託している部分を国の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施する。

(2) 就労条件総合調査（別紙3）

（選定理由等）

- ① 国直轄（都道府県労働局経由）の調査であること
- ② 企業の賃金・労働時間制度等を総合的に把握する調査であり、指定統計調査と同等に高い質を確保する必要がある重要な統計調査であること
- ③ 指定統計調査の民間開放を検討するに当たってのモデルになると考えられること
平成20年度から、都道府県労働局経由を本省の事務に引き上げ、公共サービス改革法の対象調査として実施する。

3 その他、統計調査業務の民間開放について具体的な取組（検討中のものを含む）があれば記載してください

(1) 医療施設静態調査（指定統計調査）及び患者調査（指定統計調査）

3年周期で平成23年度に実施を予定している医療施設静態調査及び患者調査について、2(1)の調査における実施状況をみながら、国の事務に引き上げるのか、地方判断方式で行うのか、現行方式を維持するのかを平成21年度中に結論を得る。

(2) 賃金構造基本統計調査（指定統計調査）

都道府県労働局を經由して実施している賃金構造基本統計調査について、平成23年度以降の調査の実施に当たって、2(2)の調査における実施状況をみながら、本省の事務に引き上げるのか、都道府県労働局単位での民間開放を行うのか、現行方式を維持するのかを平成21年度中に結論を得る。

(3) 国民生活基礎調査（指定統計調査）

調査方法の多様化（自計方式、郵送・オンライン調査の導入等）などの見直しを行うため、平成20年度に試験調査等を実施し、地方判断方式による民間開放を行うかどうかを含め、平成21年度中に結論を得る。

平成28年3月 日

賃金構造基本統計調査の見直しについて(案)

趣旨

賃金構造基本統計調査については、平成17年以来大きな見直しが行われておらず、この間の社会情勢、調査環境の変化等に対応した見直しが必要な時期に来ている。そこで、調査結果の品質の確保、社会ニーズに的確に対応した統計情報の提供といった観点から、必要な見直しを検討する。

主な見直しの内容

- 職種区分の見直し(統計基準との整合性の確保、ホワイトカラー職種の充実等)
- 復元方法の見直し(復元倍率に回収率を考慮し、母集団をより近似できる集計値とする)
- 調査系統・調査方法の見直し(民間ノウハウの活用、オンライン調査の実施)
- ※ この他、役職の見直し、学歴区分の見直し(大学院卒の新設)、3手当の廃止等についても検討

スケジュール

- H28年度 改正案の詳細決定、試験調査の概算要求、統計委員会における未諮問統計の確認
- H29年度 試験調査の実施、試験調査結果を踏まえた改正案の修正、オンライン調査準備の概算要求、総務省審査、改正案の統計委員会での審議、統計センターとの調整
- H30年度 新調査に係る概算要求、規則改正、入札、電子調査票の作成
- H31年度 新調査の実施(オンライン調査の開始)

職種区分の見直しについて

趣旨

賃金構造基本統計調査においては、特定の職種に該当する場合のみ職種番号を記入することとなり、その対象はブルーカラーの職種に偏っている。また、独自の職業区分を用いていることから、日本標準職業分類と整合性がなく、他の調査との比較が困難となっている。
労働異動の活発化や職務に基づく賃金体系の拡大といった変化を背景として、職種別賃金把握のニーズが増加していると考えられることから、職種区分の大幅な見直しを検討する。

基本的な方向性

- ① 他の統計調査との比較可能性を向上させため、統計基準たる日本標準職業分類と整合的なものとする。
- ② 過去の調査結果の有用性をできるだけ維持する観点から、職種区分の変更の前後における接続性を可能な限り確保する。
- ③ 近年の職業構造・賃金構造を可能な限りの確に把握することができるようにする。
- ④ 政策の検討、行政運営等のための必要性に可能な限り応えられるようにする。
- ⑤ 職種区分の変更により、報告者の負担を増大させないようにする。

具体的な変更案

- 全職業を網羅する体系とし、全労働者の職種番号を記入する方式に変更する。このため、「労働者の種類」は調査項目から削除する。
- 新職種区分では、原則として、日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とするが、現行の職種区分との接続性を確保するために必要な場合等は、中分類より細かい単位の区分を設ける。
- 記入者負担を考慮し、調査項目から「経験年数」を削除する（経験年数に代えて、勤続年数による集計を行う。）ことを検討。

復元方法の見直しについて

趣旨

賃金構造基本統計調査においては、回収率を考慮せず、抽出率の逆数(母集団数/抽出事業所数)を復元倍率としているため、復元された労働者数が母集団労働者数と乖離しており、回収率の低下に伴い、その乖離は近年一層大きくなっている。また、都道府県、規模、産業毎に回収率が異なることから、復元した労働者の構成比についても母集団のそれを正確に近似しているとは言えず、これが平均賃金に影響を与えていることは否定できない(例えば、東京の回収率が下がると全国平均の賃金が下がる。)

こうした問題を改善するため、復元倍率を回収率を考慮したもの(母集団数/有効回答事業所数)に変更することを検討する。

検証結果

- 過去10年について、現行の復元方法と新復元方法で全国平均の一般労働者の所定内給与額を比較すると、新方式の方が700～2,700円(0.2～0.9%)低くなっているが、平成26年は、新方式の方が300円(0.1%)高くなっている。
- 現行方式と新方式による平均賃金の差異は、①産業別の回収率のばらつき、②事業所規模別の回収率のばらつき、③都道府県別の回収率のばらつきによって発生するが、①及び②は新方式の方が低くなる要因、③は新方式が高くなる要因となっており、この3つの強弱により現行方式と新方式の大小関係が決まる。

方向性と課題

上記検証結果から、全国平均の数値を見る限り、復元方法を変更しても過去との接続性等に大きな問題は生じないと考えられることから、復元方法を変更する方向で進める。

ただし、新方式は回収率により復元倍率に変化するため、推計値の分散が現行方式よりも大きくなると考えられ、これは、職種別等細かい集計ほどその影響が顕著になると考えられることから、その影響について、引き続き検証する。

調査方法・調査系統の見直しについて

課題

賃金構造基本統計調査の調査事務は、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員及び統計調査員が担っているが、行政事務の合理化や予算の削減が強く求められる中で従前とおり資源を調査事務に割くことが困難となりつつあり、また調査環境の悪化も相まって、回収率は低下傾向にある。こうした状況を改善するため、民間のノウハウを積極的に活用しつつ、オンライン調査や郵送調査を導入することにより、調査方法を合理化し、回収率の向上、調査結果の品質の維持・向上を図ることを検討する。

検討の方向性

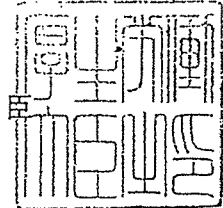
- 調査の企画、標本事業所の抽出、データ審査、集計、分析、公表を除く全ての調査事務(調査用品の印刷、調査対象事業所への配付、調査票の回収、督促、調査票の審査、調査対象事業所への確認、調査対象事業所からの問い合わせ対応、穿孔、オンライン用電子調査票の開発・設定等)を民間事業者に委託する方向で検討する。
ただし、一定規模以下の事業所(例えば5～9人)については、引き続き従前の調査系統で調査を実施する案も用意し、両案で省内調整を行う。
- 当初は会計法に基づき包括民間委託とし、その後、公共サービス改革法に基づく民間契約への移行を検討する。
- 各労働局で回収した賃金構造基本統計調査の調査票を独自に集計し最低賃金審議会の審議に活用している場合には、民間業者より労働局へ調査票の写しを送付する等の対応案を検討。



厚生労働省発政統 0219 第 3 号
平成 30 年 2 月 19 日

総務大臣 殿

厚生労働大臣

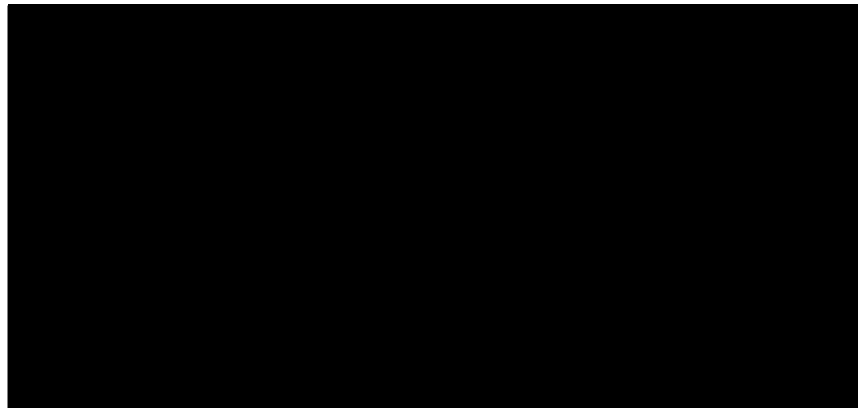


一般統計調査の実施について（申請）

下記調査の実施について、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

賃金構造基本統計調査 試験調査



申請事項記載書

1 調査の名称

賃金構造基本統計調査 試験調査

2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする「賃金構造基本統計調査」の調査内容の見直し（調査対象職種の見直し、学歴区分の変更等）及び調査方法・調査機関の見直し（郵送調査の導入、調査業務の民間委託）の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

ア 事業所票

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所

(ア) 常用労働者 10 人以上を雇用する事業所（民営の事業所に限る。）

(イ) 常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者 5 人以上 9 人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

イ 個人票

上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条の規定による船員を除く。）

4 報告を求める者

(1) 数

ア 事業所票

約 1800 事業所（母集団約 140 万事業所）

イ 個人票

約 3 万 6000 人（母集団約 4200 万人）

（注）母集団の値はいずれも事業所母集団データベースによる。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

事業所を第 1 次抽出単位、労働者を第 2 次抽出単位とする層化二段抽出法を用いる。

ア 事業所票

事業所母集団データベースによる事業所名簿に基づき、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

イ 個人票

アの事業所に雇用される労働者から無作為抽出により事業主が選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

ア 事業所票

- ① 事業所の名称及び所在地並びに法人番号
- ② 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ③ 事業所の雇用形態別労働者数
- ④ 企業全体の常用労働者数
- ⑤ 新規学卒者の初任給額及び採用人員

イ 個人票

- ① 労働者の番号又は氏名
- ② 性
- ③ 雇用形態
- ④ 就業形態（常用労働者に限る。）
- ⑤ 最終学歴（常用労働者に限る。）
- ⑥ 年齢
- ⑦ 勤続年数（常用労働者に限る。）
- ⑧ 役職（常用労働者であって、別表の1に掲げる役職のものに限る。）
- ⑨ 職種（職種の分類は、別表の2のとおり。）
- ⑩ 経験年数（常用労働者に限る。）
- ⑪ 実労働日数
- ⑫ 所定内実労働時間数
- ⑬ 超過実労働時間数
- ⑭ きまって支給する現金給与額
- ⑮ 超過労働給与額
- ⑯ 通勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑰ 精皆勤手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）
- ⑱ 家族手当（製造業に属する事業所であって、常用労働者99人以下を雇用する事業所及び卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業（他に分類されないもの）に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業

所に雇用される常用労働者に限る。)

⑲ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。）

(2) 基準となる期日又は期間

平成30年5月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、5月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、アの⑤新規学卒者の初任給額、イの⑪実労働日数、⑫所定内実労働時間数、⑬超過実労働時間数、⑭きまって支給する現金給与額、⑮超過労働給与額、⑯通勤手当、⑰精皆勤手当及び⑱家族手当については、平成30年5月1日から5月31日までの期間（給与締切日の定めがある場合には5月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑲昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、平成29年1月1日から12月31日までの期間（平成29年1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、6月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、6月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から平成30年5月31日までの期間）の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ()

本調査については、郵送調査により、厚生労働者が委託した民間事業者から報告者に調査票を配布・回収する方法で行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成30年6月1日から6月30日まで実施する。

8 集計事項

別添「賃金構造基本統計調査 試験調査 集計事項」に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

統計委員会又は厚生労働統計の整備に関する検討会の資料として公表予定。

(2) 公表の期日

平成30年12月以降（予定）

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用

する。

集計結果の職種別表章においては、日本標準職業分類を使用するが、分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：1年

調査票の内容を記録した電磁的記録：常用

(2) 保存責任者

記入済み調査票：厚生労働省賃金福祉統計官

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

別表

1 調査する役職

部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職
-----	-----	-----	-----	--------

2 職種の分類

管理的職業従事者
研究者
製造技術者
建築技術者
土木技術者
測量技術者
システムコンサルタント・設計者
ソフトウェア作成者
その他の情報処理・通信技術者
その他の技術者
医師
歯科医師
獣医師
薬剤師
保健師
助産師
看護師
准看護師
診療放射線技師
臨床検査技師
理学療法士，作業療法士
歯科衛生士
歯科技工士

その他の医療技術者
栄養士
他に分類されない保健医療従事者
保育士
介護専門支援員（ケアマネージャー）
他に分類されない社会福祉専門職業従事者
法務従事者
公認会計士，税理士
その他の経営・金融・保険専門職業従事者
幼稚園教員
小・中学校教員
高等学校教員
大学教授
大学准教授
大学講師
その他の大学教員
各種学校・専修学校教員
他に分類されない教員
宗教家
著述家，記者，編集者
美術家，写真家，映像撮影者
デザイナー
音楽家，舞台芸術家
個人教師
他に分類されない専門的職業従事者
庶務・人事事務員
企画事務員
受付・案内事務員
秘書
電話応接事務員
総合事務員
その他の一般事務従事者
会計事務従事者
生産関連事務従事者
営業・販売事務従事者
外勤事務従事者
運輸・郵便事務従事者
データ・エントリー装置操作員
その他の事務用機器操作員
百貨店店員
スーパー店チェッカー
その他の販売店員
その他の商品販売従事者

販売類似職業従事者
自動車営業職業従事者
機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く）
金融営業職業従事者
保険営業職業従事者
その他の営業職業従事者
介護職員（医療・福祉施設等）
訪問介護従事者
看護助手
その他の保健医療サービス職業従事者
理容・美容師
クリーニング職，洗張職
その他の生活衛生サービス職業従事者
飲食物調理従事者
飲食物給仕従事者
航空機客室乗務員
身の回り世話従事者（航空機客室乗務員を除く）
娯楽場等接客員
その他の接客・給仕職業従事者
居住施設・ビル等管理人
その他のサービス職業従事者
警備員
他に分類されない保安職業従事者
農林漁業従事者
製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者
鋳物製造・鍛造従事者
金属工作機械作業従事者
金属プレス従事者
鉄工，製缶従事者
板金従事者
金属彫刻・表面処理従事者
金属溶接・溶断従事者
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）
化学製品製造従事者
窯業・土石製品製造従事者
パン・洋生菓子製造従事者
食料品・飲料・たばこ製造従事者（パン・洋生菓子を除く）
紡織・衣服・繊維製品製造従事者
木・紙製品製造従事者
印刷・製本従事者
ゴム・プラスチック製品製造従事者
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

電気機械器具組立従事者
自動車組立従事者
その他の機械組立従事者
はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具整備・修理従事者
自動車整備・修理従事者
その他の機械整備・修理従事者
製品検査従事者（金属製品）
製品検査従事者（金属製品を除く）
はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者
電気機械器具検査従事者
その他の機械検査従事者
画工，塗装・看板制作従事者
生産関連作業従事者（画工，塗装・看板制作を除く）
生産類似作業従事者
鉄道運転従事者
バス運転者
営業用乗用自動車運転者
その他の乗用自動車運転者
営業用大型貨物自動車運転者
営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）
自家用貨物自動車運転者
その他の自動車運転従事者
航空機操縦士
車掌
他に分類されない輸送従事者
発電員，変電員
クレーン・ウインチ運転従事者
建設・さく井機械運転従事者
その他の定置・建設機械運転従事者
型枠大工
とび職
鉄筋作業従事者
大工
左官
配管従事者
その他の建設従事者
電気工事従事者
土木従事者，鉄道線路工事従事者
ダム・トンネル掘削従事者，採掘従事者
船内・沿岸荷役従事者
その他の運搬従事者
ビル・建物清掃員
その他の清掃従事者

包装従事者

その他の運搬・清掃・包装等従事者

賃金構造基本統計調査 試験調査 集計事項

①常用労働者に関する事項

ア 一般労働者（短時間労働者を除いたもの）に関する事項

(年齢階級別所定内給与額等)

第1表 産業、企業規模、性、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(役職別所定内給与額等)

第2表 産業、企業規模、性、学歴、役職別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

(職種別所定内給与額等)

第3表 企業規模、職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間所定内実労働時間数、平均月間超過実労働時間数、平均月間きまって支給する現金給与額、平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数

イ 短時間労働者に関する事項

(短時間労働者の年齢階級別1時間当たり所定内給与額等)

第4表 産業、企業規模、性、雇用形態、学歴、年齢階級別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

(短時間労働者の職種別1時間当たり所定内給与額等)

第5表 職種、性別平均年齢、平均勤続年数、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たり所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び短時間労働者数

②臨時労働者に関する事項

(臨時労働者の年齢階級別1時間当たりきまって支給する現金給与額等)

第6表 産業、企業規模、性、年齢階級別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1日当たり所定内実労働時間数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

(臨時労働者の職種別1時間当たりきまって支給する現金給与額)

第7表 職種、性別平均年齢、平均月間実労働日数、平均1時間当たりきまって支給する現金給与額及び臨時労働者数

③回答状況に関する事項

第8表 産業、企業規模別回収率及び有効回答率

第9表 調査事項別未記入率

賃金構造基本統計調査試験調査の標本設計について

事業所を産業（「建設業」「製造業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「その他の産業」の6区分）×事業所規模（「30人以上」「10～29人」「5～9人」の3区分）に層化し、各層における特定の属性を持つ事業所割合（有効な回答を行う事業所の割合等）の標準誤差が5%以内になるように標本数を決定する。

具体的には、各層ごとに、

$$C = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}}$$

C : 標準誤差

N : 母集団事業所数

n : 標本事業所数

p : ある属性を持つ事業所割合（0.5のとき C が最大）

という計算式に基づき、 $p=0.5$ の場合でも C が5%以下となるように、標本事業所数 (n) を決定する。

賃金構造基本統計調査 試験調査の実施の必要性

1. 目的・必要性

賃金構造基本統計調査については、平成17年以来大きな見直しが行われておらず、昨今の社会情勢、調査環境の変化を踏まえ、必要な見直しを行うことを検討している。具体的には、①学歴区分について、「大学・大学院卒」及び「高専・短大卒」を細分化すること、②調査対象職種の見直しを行い、全労働者について職種を調査すること、③調査組織及び調査方法について、厚生労働省の地方支分部局である都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員が担っている調査事務を民間に委託し、オンライン調査や郵送調査を導入すること等を検討している。

調査の見直しにより調査結果の品質が大きく低下した場合、各種の政策決定・行政運営に支障が生じる他、社会の情報基盤としての統計データを広く国民に提供するという公的統計の役割を損なうこととなる。そこで、予定する調査の変更の影響を事前に把握し、見直しの内容や調査用品の内容等を検討する際の基礎資料を得るため、試験調査を実施する必要がある。

なお、上記の見直しについては、統計委員会における未諮問基幹統計に関する審議等においてその必要性が指摘されている。

2. 参考

(平成29年3月31日付け 統計委員会「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成28年度下半期審議分)」)(抜粋)

II 未諮問基幹統計に関する審議結果

1 賃金構造基本統計

(2) 確認結果

ア 統計の精度向上に向けた取組

(エ) 実査上の課題

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの調査の効率化について検討が必要である。

イ 調査事項の見直し

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本調査の調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるか等を検討しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。

(平成 29 年 9 月 「基本計画部会国民生活・社会統計ワーキンググループ審議結果報告」(第 82 回基本計画部会資料))(抜粋)

3 労働統計の整備

このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える。

【賃金構造基本統計調査】

- 調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討すること。

調査内容の変遷

区 分		昭和23年～25年 個人別賃金調査	26～28年 職業別賃金調査	29年4月 職業別等賃金実態調査 個人別賃金調査	30年～32年4月 職種別等賃金実態調査	33年4月 賃金構造基本調査
調 査 範 囲	地 域	全 国 (23年) 全 国 (24年) 一都府県 (25年)	特 定 地 域 (26年) 特 定 都 市、 特有ブロック (27年) 全 国 (28年)	全 国	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	鉱業 製造業 ガス、電気、水道業 商業 金融業 運輸通信業 ただし25年は卸売及び小売の 一部とサービス業の一部との 計14産業	鉱業 建設業 製造業 卸売及び小売業 金融及び保険業 不動産業 運輸通信及びその他の公益事 業 サービス業 ただし28年は建設業及び サービス業を除く産業	鉱業 建設業 製造業 卸売及び小売業 金融及び保険業 不動産業 運輸通信及びその他の公益事 業	鉱業 建設業 製造業 卸売及び小売業 金融及び保険業 不動産業 運輸通信及びその他の公益事 業	鉱業 建設業 製造業 卸売、小売業 金融、保険業 不動産業 運輸通信業 電気、ガス、水道業
	事 業 所 規 模	30人以上の事業所 ただし25年は1人以上	100人以上 (26年) 50人以上 (27年) 30人以上 (28年)	10 人 以 上	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	事 業 所 の 種 類	民 営 (23年) 民 営 (25年) 民官公営 (24年)	民 営 の み	民 官 公 営	左 に 同 じ	左 に 同 じ
結 果 表 章 に お け る 分 類 区 分	地 域	全国・都道府県別 (23年) 全 国 (24年) 全 国 地 域 別 (25年)	特定地域別 (26年) 特定都市別、特有ブロック別 (27年) 都道府県別 (28年)	全 国 計 都 道 府 県 別	全 国 計	左 に 同 じ
	産 業	23年 27産業 24年 38産業 25年 12産業	26年は計のほか 24産業 27年は計のほか 12産業 28年は計のほか 25産業	職業別 計、大6、中43 個人別 計、大6、中36	30年 計、大7、中43 31年 計、大6、中36 32年 計、大7、中44、特4	計、大8、中29、小21
	役 職 (職 階)	な し	な し	な し	な し	な し
	職 種	23年) なし 24年) なし 25年の職種はサービス業の18 職種	85職種 (26年) 共通20職種特有 (化学) 51職種 (27年) 共通7職種特有91職種 (28年)	共通 13職種 特有 346職種	共通 特有 30年 13職種 346職種 31年 13職種 349職種 32年 12職種 364職種	共通 2職種 特有 198職種
	企 業 規 模	23年 3区分 24年 計のみ 25年 7区分	26年は3区分又は5区分 27年は3区分又は7区分 28年は計のみ	計、 1,000人以上、 500～999人、 100～499人、 30～99人、 10～29人	左 に 同 じ	計、 1,000人以上、 100～999人、 10～99人 特別集計として 500～999人、 100～499人、 30～99人、 0～29人
	労 働 者 の 種 類	労務者、職員 (23年) なし (24, 25年)	常用労働者	労務者、職員	常用労働者	労務者、職員
	就 業 形 態	な し	な し	な し	な し	な し
	雇 用 形 態	な し	な し	な し	な し	な し
	性	男 女 別	な し	男 女 別	職種とともに性を指定	男 女 別
	年 齢	年齢階級別 11区分 (23年) 12区分 (24年) 9区分 (25年)	年齢階級別 9区分 (26年) 10区分 (27年、28年)	年齢階級別 9区分 4区分 3区分	年齢階級別 9区分	年齢階級別 8区分 6区分 特別集計は9区分
	勤 続	勤続年数階級別 9区分 (24, 25年)	経験年数階級別9区分 (26年) 経験年数階級別9区分 (27年、28年)	勤続又は経験年数階級別 9区分	勤続又は経験年数階級別 9区分	なし ただし特別集計は勤続年数階 級別9区分
	学 歴	24年 あり 23年) なし 25年)	26年は4区分 28年は7区分	4区分 小学新中卒 旧中新高卒 旧高専短大卒 旧大新大卒	左 に 同 じ	職員 (男) 及び男子労働者は 4区分 小学新中卒、旧中新高卒、 旧高専短大卒、旧大新大卒 その他は2区分 小学新中卒、旧中新高卒以 上
結 果 表 章 事 項	平 均 年 齢	○	○	○	○	○
	平 均 勤 続 年 数	○	○	○	○	○
	実 労 働 時 間 数	○ただし25年はなし	○ただし26年はなし	○	○	○
	所 定 内 実 労 働 時 間 数	な し	な し	な し	な し	な し
	超 過 実 労 働 時 間 数	な し	な し	な し	な し	な し
	実 労 働 日 数	○	○	○	○	○
	き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額	○	○	○	○	○
	所 定 内 給 与 額	な し	な し	な し	な し	な し
	超 過 労 働 給 与 額	な し	な し	な し	な し	な し
	1 時 間 当 たり き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額	な し	な し	な し	な し	な し
1 時 間 当 たり 所 定 内 給 与 額	な し	な し	な し	な し	な し	
年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	○	○	な し	な し	な し	
表 章 区 分	新 規 学 卒 者	な し	な し	な し	な し	な し
	標 準 労 働 者	な し	な し	な し	な し	な し

調査内容の変遷

区 分		34、35年4月 賃金構造基本調査	36年4月 賃金実態総合調査	37、38年4月 特定条件賃金調査	39年4月 賃金構造基本統計調査	40、41年4月 賃金構造基本統計調査
調 査 範 囲	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	左 に 同 じ	33年のほか、 サービス業を追加	33 年 に 同 じ	36 年 に 同 じ	33 年 に 同 じ
	事 業 所 規 模	左 に 同 じ	5 人 以 上	10 人 以 上	5 人 以 上	10 人 以 上
	事 業 所 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
結 果 表 章 に お け る 分 類 区 分	地 域	左 に 同 じ	全 国 計 都 道 府 県 別	全 国 計	全 国 計 都 道 府 県 別	左 に 同 じ
	産 業	34年 計、大7、中14、小27 35年 計、大8、中23、小29	計、大9、中62、小63	計、大7、中10	計、大9、中64、小23	計、大8、中26、小2
	役 職 (職 階)	な し	な し	な し	な し	な し
	職 種	共通 2職種 102職種 34年 3職種 87職種 特有 102職種 87職種	共通 8職種 特有 425職種	な し	職員の職種 12職種 特定職種 382職種	共通 8職種 特有 88職種
	企 業 規 模	計 1,000人以上、 100～99人、 10～99人	計、 1,000人以上 500～999人、 100～499人、 30～99人、 10～29人、 5～9人	計、 1,000人以上、 500～999人、 100～499人、 30～99人、 10～29人	36年に同じ ただし職種及び府県別は 計、 1,000人以上、 100～999人、 10～99人、 5～9人	37年に同じ ただし職種及び府県別は 計、 1,000人以上、 100～999人、 10～99人
	労 働 者 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	就 業 形 態	な し	な し	な し	な し	な し
	雇 用 形 態	な し	な し	な し	な し	な し
	性	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	年 齢	年齢階級別 8区分 6区分	年齢階級別 9区分	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	勤 続	なし ただし35年は年齢階級別の特 定勤続又は経験年数階級別	勤続年数階級別 9区分	年齢階級別の特 定勤続年数階級	勤続年数階級別 9区分 経験年数階級別 4区分	左 に 同 じ
	学 歴	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	全労働者、男子労働者及び 職員(男)は4区分 小学新中卒、旧中高卒、 旧高専短大卒、旧大新大卒 その他は2区分 小学新中卒、旧中高卒以 上
結 果 表 章 事 項	平 均 年 齢	○	○	○	○	○
	平 均 勤 続 年 数	○	○	○	○	○
	実 労 働 時 間 数	○	○	○	○	○
	所 定 内 実 労 働 時 間 数	な し	な し	な し	な し	な し
	超 過 実 労 働 時 間 数	な し	な し	な し	な し	な し
	実 労 働 日 数	な し	○	な し	○	○
	き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額	○	○	○	○	○
	所 定 内 給 与 額	○ただし34年はなし	○	○	○	○
	超 過 労 働 給 与 額	○ただし34年はなし	○	○	な し	な し
	1 時 間 当 たり き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額	○ただし34年のみ	な し	な し	な し	な し
1 時 間 当 たり 所 定 内 給 与 額	な し	な し	な し	な し	な し	
年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	な し	○	な し	○	○	
表 章 区 分	新 規 学 卒 者	な し	な し	な し	な し	な し
	標 準 労 働 者	な し	な し	な し	な し	な し

調査内容の変遷

区 分		42年4月 賃金構造基本統計調査	43、44年6月 賃金構造基本統計調査	45年6月 賃金構造基本統計調査	46、47年6月 賃金構造基本統計調査	48年6月 賃金構造基本統計調査
調査 範囲	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	全国 (46年) 全国 (沖縄県を含む47県、47年)	全国 (47県)
	産 業	36 年 に 同 じ	33 年 に 同 じ	36 年 に 同 じ	33 年 に 同 じ	36年のほか 電気・ガス・水道業に 熱供給業を追加
	事 業 所 規 模	5 人 以 上	10 人 以 上	5 人 以 上	10 人 以 上	5 人 以 上
	事 業 所 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
結 果 表 章 に お け る 分 類 区 分	地 域	全 国 計 都 道 府 県 別	左 に 同 じ	全 国 計 都 道 府 県 別	左 に 同 じ	全 国 計 都 道 府 県 別 大、小地域別
	産 業	計、大9、中40、小27	計、大8、中24、小12	計、大9、中28、小16	計、大8、中24、小11	計、大9、中38、小33
	役 職 (職 階)	な し	な し	部長、課長、係長、職長	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	職 種	共通 12職種 特有 112職種	共通 12職種 43年 9職種 44年 9職種 特有 112職種 92職種	共通 9職種 特有 140職種	共通 9職種 特有 111職種	共通 9職種(10人以上) 特有 131職種(10人以上) サービス業関係22職種 (5~9人)
	企 業 規 模	計、 1,000人以上、 100~999人、 10~99人、 5~9人 ただし職種別集計には 5~9人はない	計、 1,000人以上、 100~999人、 10~99人、	42年に同じ ただし職階は鉱業、建設業、 製造業500人以上 その他の産業(サービス 業を除く)100人以上	45年に同じ ただし5~9人はない	45 年 に 同 じ
	労 働 者 の 種 類	生産労働者 管理・事務・技術労働者	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	就 業 形 態	な し	な し	一般労働者 パートタイム労働者	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	雇 用 形 態	な し	な し	な し	な し	な し
	性	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	年 齢	年齢階級別 9区分	年齢階級別 特定年齢別 43年 9区分 4区分 44年 9区分 41区分	年齢階級別 9区分 特定年齢別 41区分	左 に 同 じ	年齢階級別 12区分 特定年齢別 51区分
	勤 続	勤続年数階級別 9区分 経験年数階級別 5区分	左 に 同 じ	左 に 同 じ (ただし一般労働者のみ)	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	学 歴	全労働者、男子労働者及び管理・事務・技術労働者(男)は4区分 小学新中卒、旧中新高卒、高専短大卒、旧大新大卒 その他は2区分 小学新中卒、旧中新高卒以上	男子労働者及び管理・事務・技術労働者(男)は4区分 小学新中卒、旧中新高卒、高専短大卒、旧大新大卒 その他は2区分 小学新中卒、旧中新高卒以上	左 に 同 じ	左 に 同 じ	男子、女子労働者及び管理・事務・技術労働者(男、女)は4区分 小学新中卒、旧中新高卒、高専短大卒、旧大新大卒 その他は2区分 小学新中卒、旧中新高卒以上
	結 果 表 章 事 項	平 均 年 齢	○	○	○	○
平 均 勤 続 年 数		○	○	○	○	○
実 労 働 時 間 数		○	○	○	○	○
所 定 内 実 労 働 時 間 数		な し	な し	○	○	○
超 過 実 労 働 時 間 数		な し	な し	な し	な し	な し
実 労 働 日 数		な し	な し	○ただし5~9人、パート タイム労働者のみ	○ただしパートタイム 労働者のみ	左 に 同 じ
き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		○	○	○	○	○
所 定 内 給 与 額		○	○	○	○	○
超 過 労 働 給 与 額		な し	な し	な し	な し	な し
1 時 間 当 たり き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		な し	な し	○ただしパートタイム 労働者のみ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
1 時 間 当 たり 所 定 内 給 与 額	な し	な し	な し	な し	な し	
年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	○	○	○	○	○	
表 章 区 分	新 規 学 卒 者	な し	○ただし所定内給与額	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	標 準 労 働 者	な し	○ただし43年はなし	○	○	○

調査内容の変遷

区 分		49年6月 賃金構造基本統計調査	50年6月 賃金構造基本統計調査	51年6月 賃金構造基本統計調査	52年6月 賃金構造基本統計調査	53年6月 賃金構造基本統計調査
調査 範囲	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	事 業 所 規 模	10 人 以 上	左 に 同 じ	5 人 以 上	10 人 以 上	左 に 同 じ
	事 業 所 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左に同じ（但し官公営については公労法又は地公労法の適用事業所に限る。）	左 に 同 じ	左 に 同 じ
結 果 表 章 に お け る 分 類 区 分	地 域	45年に同じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	計、大9、中25	計、大9、中27	計、大9、中33	計、大9、中28	左 に 同 じ
	役 職（職階）	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	職 種	共通 9職種 特有 130職種	共通 9職種 特有 120職種	男 88職種 女 33職種	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	企 業 規 模	46、47年に同じ	左 に 同 じ	計（10人以上）、1,000人以上、100～999人、10～99人、5～9人 1. 職階は、計（100人以上）、1,000人以上、500～999人、100～499人 建設業、製造業については、計（100人以上）、5,000人以上、1,000～4,999人、100～999人 2. 初任給は、計（10人以上）、1,000人以上、300～999人、100～299人、10～99人	51年に同じ ただし5～9人はない。	左 に 同 じ
	労 働 者 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	就 業 形 態	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	雇 用 形 態	な し	な し	な し	な し	な し
	性	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	年 齢	年齢階級別 12区分	年齢階級別 11区分	年齢階級別 11区分 特定年齢別 41区分	左 に 同 じ	年齢階級別 12区分 特定年齢別 41区分
	勤 続	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	学 歴	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	結 果 表 章 事 項	平 均 年 齢	○	○	○	○
平 均 勤 続 年 数		○	○	○	○	○
実 労 働 時 間 数		○	○	な し	な し	な し
所 定 内 実 労 働 時 間 数		○	○	○	○	○
超 過 実 労 働 時 間 数		な し	な し	○	○	○
実 労 働 日 数		左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		○	○	○	○	○
所 定 内 給 与 額		○	○	○	○	○
超 過 労 働 給 与 額		な し	な し	な し	な し	な し
1 時 間 当 たり き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		左 に 同 じ	左 に 同 じ	な し	な し	な し
1 時 間 当 たり 所 定 内 給 与 額	な し	な し	○ただしパートタイム労働者のみ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	
年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	○	○	○	○	○	
表 章 区 分	新 規 学 卒 者	左 に 同 じ	な し	○ただし所定内給与額から通勤手当を除いたもので初任給として確定したもの	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	標 準 労 働 者	な し	○（51年発表）	○	○	○

調査内容の変遷

区 分		54年6月 賃金構造基本統計調査	55、56年6月 賃金構造基本統計調査	57、58、59年6月 賃金構造基本統計調査	60、61年6月 賃金構造基本統計調査	62年6月 賃金構造基本統計調査
調査 範囲	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	事 業 所 規 模	5 人 以 上	10 人 以 上	5 人 以 上	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	事 業 所 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ (但し官公営については国 労法又は地公労法の適用事 業所に限る。)
結 果 表 章 に お け る 分 類 区 分	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	計、大9、中38	計、大9、中37	計、大9、中39	計、大9、中40	左 に 同 じ
	役 職 (職 階)	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	職 種	男 89職種 女 37職種	男 99職種 女 40職種	左 に 同 じ	男 101職種 女 40職種	左 に 同 じ
	企 業 規 模	51年に同じ	計 (10人以上)、1,000人以上、 100~999人、10~99人 1. 職階は、計 (100人以上)、 1,000人以上、500~999人、 100~499人 2. 初任給は、計 (10人以上)、 1,000人以上、300~999人、 100~299人、10~99人	計 (10人以上)、1,000人以上、 100~999人、10~99人、5~9人 1. 職階は、計 (100人以上)、 1,000人以上、500~999人、 100~499人 2. 初任給は、計 (10人以上)、 1,000人以上、300~999人、 100~299人、10~99人	計 (10人以上)、1,000人以上、 100~999人、10~99人、5~9人 1. 職階は、計 (100人以上)、 1,000人以上、500~999人、 100~499人 2. 60年の初任給は、左に同じ。 61年から、計 (10人以上)、 1,000人以上、100~999人、 10~99人	左 に 同 じ
	労 働 者 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	就 業 形 態	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	雇 用 形 態	な し	な し	な し	な し	な し
	性	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	年 齢	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	勤 続	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	勤続年数階級別 (一般労働者 9区分 パートタイム労働者 4区分) 経験年数階級別 5区分 (ただし一般労働者のみ)	左 に 同 じ
	学 歴	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	結 果 表 章 事 項	平 均 年 齢	○	○	○	○
平 均 勤 続 年 数		○	○	○	○	○
実 労 働 時 間 数		な し	な し	な し	な し	な し
所 定 内 実 労 働 時 間 数		○	○	○	○	○
超 過 実 労 働 時 間 数		○	○	○	○	○
実 労 働 日 数		左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		○	○	○	○	○
所 定 内 給 与 額		○	○	○	○	○
超 過 労 働 給 与 額		な し	な し	な し	な し	な し
1 時 間 当 たり き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		な し	な し	な し	な し	な し
表 章 区 分	1 時 間 当 たり 所 定 内 給 与 額	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	○	○	○	○	○
	新 規 学 卒 者	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
標 準 労 働 者	○	○	○	○	○	

調査内容の変遷

区 分		63年6月 賃金構造基本統計調査	平成元年、2年、3年6月 賃金構造基本統計調査	4年、5年、6年6月 賃金構造基本統計調査	7年6月 賃金構造基本統計調査	8年、9年、10年、11年、12年6月 賃金構造基本統計調査
調査 範囲	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	事 業 所 規 模	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	事 業 所 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
結 果 表 章 に お け る 分 類 区 分	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	計、大9、中59	計、大9、中60	計、大9、中62	左 に 同 じ	計、大9、中64
	役 職 (職 階)	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	職 種	男 82職種 女 36職種	男 101職種 女 40職種	左 に 同 じ	116職種 (全・男・女)	左 に 同 じ
	企 業 規 模	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	労 働 者 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	就 業 形 態	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	雇 用 形 態	な し	な し	な し	な し	な し
	性	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	年 齢	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	勤 続	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	学 歴	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	結 果 表 章 事 項	平 均 年 齢	○	○	○	○
平 均 勤 続 年 数		○	○	○	○	○
実 労 働 時 間 数		な し	な し	な し	な し	な し
所 定 内 実 労 働 時 間 数		○	○	○	○	○
超 過 実 労 働 時 間 数		○	○	○	○	○
実 労 働 日 数		左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		○	○	○	○	○
所 定 内 給 与 額		○	○	○	○	○
超 過 労 働 給 与 額		な し	な し	な し	な し	な し
1 時 間 当 たり き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		な し	な し	な し	な し	な し
表 章 区 分	1 時 間 当 たり 所 定 内 給 与 額	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	○	○	○	○	○
	新 規 学 卒 者	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	標 準 労 働 者	○	○	○	○	○

調査内容の変遷

区 分		13年、14年6月 賃金構造基本統計調査	15年6月 賃金構造基本統計調査	16年6月 賃金構造基本統計調査	17年、18年、19年、20年6月 賃金構造基本統計調査	21年6月 賃金構造基本統計調査
調 査 範 囲	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	左 に 同 じ	左 に 同 じ	鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）	左 に 同 じ	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）
	事 業 所 規 模	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	事 業 所 の 種 類	左 に 同 じ (但し公営については国等労法又は地公労法の適用事業所に限る。)	左 に 同 じ (但し公営については地公労法又は特定独法労法の適用事業所に限る。)	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
結 果 表 章 に お け る 分 類 区 分	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	左 に 同 じ	左 に 同 じ	計、大14、中69	左 に 同 じ	計、大16、中92
	役 職 (職 階)	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	部長級、課長級、係長級、職長級	左 に 同 じ
	職 種	115職種 (全・男・女) 新設5、廃止5、 名称変更5 2職種を統合し1職種	左 に 同 じ	左 に 同 じ	129職種 (男女計・男・女) 新設22、廃止8、定義変更2	左 に 同 じ
	企 業 規 模	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	計(10人以上)、1,000人以上、 100~999人、10~99人、5~9人 役職は、 計(100人以上)、1,000人以上、 500~999人、100~499人	左 に 同 じ
	労 働 者 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	就 業 形 態	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	一般労働者、短時間労働者	左 に 同 じ
	雇 用 形 態	な し	な し	な し	・常用労働者のうち 正社員・正職員、正社員・正職員以外 雇用期間の定め有り、雇用期間 の定め無し ・臨時労働者	左 に 同 じ
	性	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左に同じ(男女計・男・女)	左 に 同 じ
	年 齢	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	勤 続	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	学 歴	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	男、女及び管理・事務・技術労働者(男、女)は4区分 中学卒、高校卒、高専・短大卒、大学・大学院卒 その他は2区分 中学卒、高校卒以上	左 に 同 じ
結 果 表 章 事 項	平 均 年 齢	○	○	○	○	○
	平 均 勤 続 年 数	○	○	○	○	○
	実 労 働 時 間 数	な し	な し	な し	な し	な し
	所 定 内 実 労 働 時 間 数	○	○	○	○	○
	超 過 実 労 働 時 間 数	○	○	○	○	○
	実 労 働 日 数	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額	○	○	○	○	○
	所 定 内 給 与 額	○	○	○	○	○
	超 過 労 働 給 与 額	な し	な し	な し	な し	な し
	1 時 間 当 たり き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額	な し	な し	な し	○ (ただし臨時労働者のみ)	左 に 同 じ
1 時 間 当 たり 所 定 内 給 与 額	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	○ (ただし短時間労働者のみ)	左 に 同 じ	
年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	○	○	○	○	○	
表 章 区 分	新 規 学 卒 者	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	標 準 労 働 者	○	○	○	○	○

調査内容の変遷

区 分		22年6月 賃金構造基本統計調査	23年、24年、25年、26年6月 賃金構造基本統計調査	27年6月 賃金構造基本統計調査	28年、29年6月 賃金構造基本統計調査
調査 範囲	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	事 業 所 規 模	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	事 業 所 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ (但し公営については地公労 法又は行政執行人労法の適 用事業所に限る。)	左 に 同 じ
結 果 表 章 に お け る 分 類 区 分	地 域	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	産 業	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	役 職 (職 階)	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	職 種	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	企 業 規 模	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	労 働 者 の 種 類	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	就 業 形 態	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	雇 用 形 態	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	性	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	年 齢	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	勤 続	勤続年数階級別 (一般労働者 9区分 短時間労働者 8区分) 経験年数階級別 5区分 (ただし一般労働者のみ)	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	学 歴	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	結 果 表 章 事 項	平 均 年 齢	○	○	○
平 均 勤 続 年 数		○	○	○	○
実 労 働 時 間 数		な し	な し	な し	な し
所 定 内 実 労 働 時 間 数		○	○	○	○
超 過 実 労 働 時 間 数		○	○	○	○
実 労 働 日 数		左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		○	○	○	○
所 定 内 給 与 額		○	○	○	○
超 過 労 働 給 与 額		な し	な し	な し	な し
1 時 間 当 たり き ま っ て 支 給 す る 現 金 給 与 額		左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
1 時 間 当 たり 所 定 内 給 与 額	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	
年 間 賞 与 そ の 他 特 別 給 与 額	○	○	○	○	
表 章 区 分	新 規 学 卒 者	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ	左 に 同 じ
	標 準 労 働 者	○	○	○	○

資料8

回収率向上に向けた工夫・好事例

1/2

準備・配付

☆前年の実施状況と照合し、改廃や対象外事業所を事前把握
◎補充作業を早期に実施可能

☆返信用切手を貼付、受取人払い扱いとする
◎調査拒否が少ない

☆対象となる事業所が多い企業に、事前に電話連絡（本社一括などの確認）
◎本社一括は調査拒否が少ない
◎電話で協力依頼ができる

☆局長名、署長名などの依頼状の添付や労働局の封筒を使用
◎事業所の協力が得やすい

☆事業所に対し、調査説明会を開催
◎事前に改廃等の情報が得られる（早期の補充作業が可能）
◎直接調査用品を渡せる
◎事業所の協力が得やすい

☆配付時期と回収時期の間隔を空けない
◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

回収・督促

☆提出期限の直後（2日後当たり）に電話で提出確認や督促
◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

☆未提出事業所を实地回収
◎回収しやすい

☆債金台帳を監督署に持参してもらい、その場で記入（監督署の隣で小規模事業所の一部）
◎持参した事業所は回収できる

☆数多く電話督促をする
◎回収しやすい

☆实地回収を希望する事業所は訪問し回収
◎回収できる
△すべての対応は困難

☆督促後は提出期限を早期設定
◎未提出を防止
△業務量が多くなる

☆督促履歴を記録
◎事業所との対応がスムーズ

☆事業所への連絡や督促の電話は時間・時期を考慮（お盆を避ける、昼休み、9時前、5時以降を避ける）
◎不快感を待たれない

拒否の対応

☆拒否した事業所に、調査の趣旨、必要性を分かりやすく丁寧に説明
◎回収に繋がる

☆調査拒否した事業所の本社に、債金室長自ら出向き、説得、協力要請
◎回収に繋がる

☆本社の指示がないと提出できないとする事業所には、本社に連絡し、提出要請
◎回収に繋がる

☆クレームがあった事業所には、職員が直接出向き説得する
◎回収に繋がる

☆拒否が担当者レベルか経営者レベルか見極め
◎拒否内容に合わせた職員の対応が可能（署長が対応、督促打ち切りなど）

その他

☆労働局のHPPや団体、広報誌等に調査の掲載や協力依頼
◎広く調査を周知できる
◎関係団体を通して拒否等を防止できる

☆名簿に、実施状況を詳細に記録（翌年調査の実施の参考とする）
◎連続実施となる事業所の状況が把握できる

☆県の結果を作成して配付
◎全国の結果より県の結果の方が身近となるため、協力を得やすい

☆調査以外の業務で、事業所に連絡するときや事業所に出向いた際には、調査の趣旨や調査協力を日頃から伝えておく
◎調査の周知、調査協力が得やすい

☆事業所からの問い合わせ、苦情その他対応した状況を記録し、業務効率化を図り、督促などに作業時間をさく
◎督促に時間をかければ、回収に繋がる

H22

回収率向上に向けた工夫・好事例

準備

- ☆前年の実施状況と照合し、改廃や対象外事業所を事前把握
 - ◎補充作業を早期に実施可能
- ☆返信用切手を貼付、受取人払い扱いとする
 - ◎調査拒否が少くない
- ☆対象となる事業所が多い企業に、事前に電話連絡（本社一括などの確認）
 - ◎本社一括は調査拒否が少ない
 - ◎電話で協力依頼ができる
- ☆局長名、署長名などの依頼状の添付や労働局の封筒を使用
 - ◎事業所の協力が得やすい
- ☆事業所に対し、調査説明会を開催
 - ◎事前に改廃等の情報が得られる（早期の補充作業が可能）
 - ◎直接調査用品を渡せる
 - ◎事業所の協力が得やすい
- ☆配付時期と回収時期の間隔を空けない
 - ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

回収、督促

- ☆提出期限の直後（2日後当たり）に電話で提出確認や督促
 - ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる
- ☆未提出事業所を实地回収
 - ◎回収しやすい
- ☆貸金台帳を監督署に持参してもいい、その場で記入（監督署の隣で小規模事業所の一部）
 - ◎持参した事業所は回収できる
- ☆数多く電話督促をする
 - ◎回収しやすい
- ☆实地回収を希望する事業所は訪問し回収
 - ◎回収できる
 - △すべての対応は困難
- ☆督促後は提出期限を早期設定
 - ◎未提出を防止
 - △業務量が多くなる
- ☆督促履歴を記録
 - ◎事業所との対応がスムーズ
- ☆事業所への連絡や督促の電話は時間・時期を考慮（お盆を避ける、昼休み、9時前、5時以降を避ける）
 - ◎不快感を待たれない

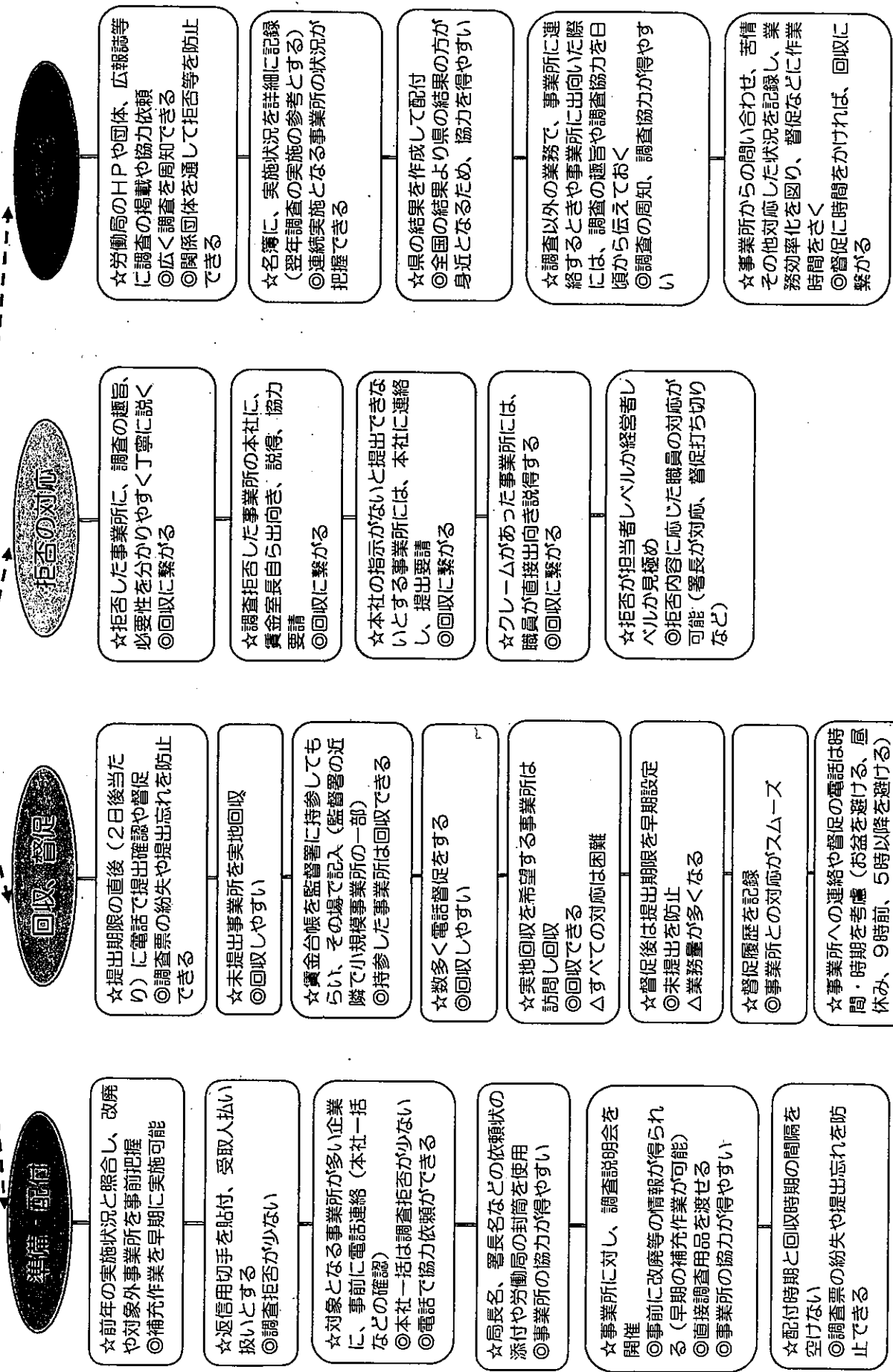
拒否の対応

- ☆拒否した事業所に、調査の趣旨、必要性を分かりやすく丁寧に説く
 - ◎回収に繋がる
- ☆調査拒否した事業所の本社に、貸金室長自ら出向き、説得、協力要請
 - ◎回収に繋がる
- ☆本社の指示がないと提出できないとする事業所には、本社に連絡し、提出要請
 - ◎回収に繋がる
- ☆フレームがあった事業所には、職員が直接出向き説得する
 - ◎回収に繋がる
- ☆拒否が担当者レベルか経営者レベルか見極め
 - ◎拒否内容に応じた職員の対応が可能（署長が対応、督促打ち切りなど）

その他

- ☆労働局のHPや団体、広報紙等に調査の掲載や協力依頼
 - ◎広く調査を周知できる
 - ◎関係団体を通して拒否等を防止できる
- ☆名簿に、実施状況を詳細に記録（翌年調査の実施の参考とする）
 - ◎連続実施となる事業所の状況が把握できる
- ☆県の結果を作成して配付
 - ◎全国の結果より県の結果の方が身近となるため、協力を得やすい
- ☆調査以外の業務で、事業所に連絡するときや事業所に出向いた際には、調査の趣旨や調査協力を日頃から伝えておく
 - ◎調査の周知、調査協力が得やすい
- ☆事業所からの問い合わせ、苦情その他対応した状況を記録し、業務効率化を図り、督促などに作業時間をさく
 - ◎督促に時間をかければ、回収に繋がる

回収率向上に向けた工夫・好事例



回収率向上に向けた工夫・好事例

準備・配付

- ☆前年の実施状況と照合し、改廃や対象外事業所を事前把握
- ◎補充作業を早期に実施可能

- ☆返信用切手を貼付、受取人払いとする
- ◎調査拒否が少ない

- ☆対象となる事業所が多い企業に、事前に電話連絡（本社一括などの確認）
- ◎本社一括は調査拒否が少ない
- ◎電話で協力依頼ができる

- ☆局長名、署長名などの依頼状の添付
- ◎事業所の協力が得やすい

- ☆事業所に対し、調査説明会を開催
- ◎事前に改廃等の情報が得られる（早期の補充作業が可能）
- ◎直接調査用品を渡せる
- ◎事業所の協力が得やすい

- ☆配付時期と回収時期の間隔を空けない
- ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

回収・督促

- ☆提出期限の直後（2日後当たり）に電話で提出確認や督促
- ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

- ☆未提出事業所を实地回収
- ◎回収しやすい

- ☆資金台帳を監督署に持参してもらい、その場で記入（監督署の隣で小規模事業所の一部）
- ◎持参した事業所は回収できる

- ☆数多く電話督促をする
- ◎回収しやすい

- ☆实地回収を希望する事業所は訪問し回収
- ◎回収できる
- △すべての対応は困難

- ☆督促後は提出期限を早期設定
- ◎未提出を防止
- △業務量が多くなる

- ☆督促履歴を記録
- ◎事業所との対応がスムーズ

- ☆事業所への連絡や督促の電話は時間・時期を考慮（お盆を避ける、休み、9時前、5時以降を避ける）
- ◎不快感を待たれない

拒否の対応

- ☆拒否した事業所に、調査の趣旨、必要性を分かりやすく丁寧に説く
- ◎回収に繋がる

- ☆調査拒否した事業所の本社に、資金室長自ら出向き、説得、協力要請
- ◎回収に繋がる

- ☆本社の指示がないと提出できないとする事業所には、本社に連絡し、提出要請
- ◎回収に繋がる

- ☆クレームがあった事業所には、職員が直接出向き説得する
- ◎回収に繋がる

- ☆拒否が担当者レベルか経営者レベルか見極め
- ◎拒否内容に応じた職員の対応が可能（署長が対応、督促打ち切りなど）

その他

- ☆労働局のHPや団体、広報誌等に調査の掲載や協力依頼
- ◎広く調査を周知できる
- ◎関係団体を通して拒否等を防止できる

- ☆名簿に、実施状況を詳細に記録（翌年調査の実施の参考とする）
- ◎連続実施となる事業所の状況が把握できる

- ☆県の結果を作成して配付
- ◎全国の結果より県の結果の方が身近となるため、協力を得やすい

- ☆調査以外の業務で、事業所に連絡するときはや事業所に向いた際には、調査の趣旨や調査協力を日頃から伝えておく
- ◎調査の周知、調査協力が得やすい

- ☆事業所からの問い合わせ、苦情その他対応した状況を記録し、業務効率化を図り、督促などに作業時間をさく
- ◎督促に時間をかければ、回収に繋がる

回収率向上に向けた工夫・好事例

準備・配付

☆前年の実施状況と照合し、改廃や対象外事業所を事前把握
◎補充作業を早期に実施可能

☆対象となる事業所が多い企業に、事前に電話連絡（本社一括などの確認）
◎本社一括は調査拒否が少ない
◎電話で協力依頼ができる

☆局長名、署長名などの依頼状の添付
◎事業所の協力が得やすい

☆事業所に対し、調査説明会を開催
◎事前に改廃等の情報が得られる（早期の補充作業が可能）
◎直接調査用品を渡せる
◎事業所の協力が得やすい

☆配付時期と回収時期の間隔を空けない
◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

回収、督促

☆提出期限の直後（2日後当たり）に電話で提出確認や督促
◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

☆未提出事業所を実地回収
◎回収しやすい

☆貸金台帳を監督署に持参してもらい、その場で記入（監督署の隣で小規模事業所の一部）
◎持参した事業所は回収できる

☆数多く電話督促をする
◎回収しやすい

☆実地回収を希望する事業所は訪問し回収
◎回収できる
△すべての対応は困難

☆督促後は提出期限を早期設定
◎未提出を防止
△業務量が多くなる

☆督促履歴を記録
◎事業所との対応がスムーズ

☆事業所への連絡や督促の電話は時間・時期を考慮（お盆を避ける、昼休み、9時前、5時以降を避ける）
◎不快感を待たれない

拒否の対応

☆拒否した事業所に、調査の趣旨、必要性を分かりやすく丁寧に説く
◎回収に繋がる

☆調査拒否した事業所の本社に、貸金室長自ら出向き、説得、協力要請
◎回収に繋がる

☆本社の指示がないと提出できないとする事業所には、本社に連絡し、提出要請
◎回収に繋がる

☆クレームがあった事業所には、職員が直接出向き説得する
◎回収に繋がる

☆拒否が担当者レベルか経営者レベルか見極め
◎拒否内容に応じた職員の対応が可能（署長が対応、督促打ち切りなど）

その他

☆労働局のHPPや団体、広報誌等に調査の掲載や協力依頼
◎広く調査を周知できる
◎関係団体を通して拒否等を防止できる

☆名簿に、実施状況を詳細に記録（翌年調査の実施の参考とする）
◎連続実施となる事業所の状況が把握できる

☆県の結果を作成して配付
◎全国の結果より県の結果の方が身近となるため、協力を得やすい

☆調査以外の業務で、事業所に連絡するときや事業所に出向いた際には、調査の趣旨や調査協力を日頃から伝えておく
◎調査の周知、調査協力が得やすい

☆事業所からの問い合わせ、苦情その他対応した状況を記録し、業務効率化を図り、督促などに作業時間をさく
◎督促に時間をかければ、回収に繋がる

H26

回収率向上に向けた工夫・好事例

準備・配付

☆前年の実施状況と照合し、改廃や対象外事業所を事前把握
 ◎補充作業を早期に実施可能

☆対象となる事業所が多い企業に、事前に電話連絡（本社一括などの確認）
 ◎本社一括は調査拒否が少ない
 ◎電話で協力依頼ができる

☆局長名、署長名などの依頼状の添付
 ◎事業所の協力が得やすい

☆事業所に対し、調査説明会を開催
 ◎事前に改廃等の情報が得られる（早期の補充作業が可能）
 ◎直接調査用品を渡せる
 ◎事業所の協力が得やすい

☆配付時期と回収時期の間隔を空けない
 ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

回収・督促

☆提出期限の直後（2日後当たり）に電話で提出確認や督促
 ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

☆未提出事業所を实地回収
 ◎回収しやすい

☆貸金台帳を監督署に持参してもらい、その場で記入（監督署の隣で小規模事業所の一部）
 ◎持参した事業所は回収できる

☆数多く電話督促をする
 ◎回収しやすい

☆实地回収を希望する事業所は訪問し回収
 ◎回収できる
 △すべての対応は困難

☆督促後は提出期限を早期設定
 ◎未提出を防止
 △業務量が多くなる

☆督促履歴を記録
 ◎事業所との対応がスムーズ

☆事業所への連絡や督促の電話は時間・時期を考慮（お盆を避ける、昼休み、9時前、5時以降を避ける）
 ◎不快感を待たれない

拒否の対応

☆拒否した事業所に、調査の趣旨、必要性を分かりやすく丁寧に説明
 ◎回収に繋がる

☆調査拒否した事業所の本社に、資金室長自ら出向き、説得、協力要請
 ◎回収に繋がる

☆本社の指示がないと提出できないとする事業所には、本社に連絡し、提出要請
 ◎回収に繋がる

☆クレームがあった事業所には、職員が直接出向き説得する
 ◎回収に繋がる

☆拒否が担当者レベルが経営者レベルが見極め
 ◎拒否内容に応じた職員の対応が可能（署長が対応、督促打ち切りなど）

その他

☆労働局のHPPや団体、広報誌等に調査の掲載や協力依頼
 ◎広く調査を周知できる
 ◎関係団体を通して拒否等を防止できる

☆名簿に、実施状況を詳細に記録（翌年調査の実施の参考とする）
 ◎連続実施となる事業所の状況が把握できる

☆県の結果を作成して配付
 ◎全国の結果より県の結果の方が身近となるため、協力を得やすい

☆調査以外の業務で、事業所に連絡するときや事業所に出向いた際には、調査の趣旨や調査協力を日頃から伝えておく
 ◎調査の周知、調査協力が得やすい

☆事業所からの問い合わせ、苦情その他対応した状況を記録し、業務効率化を図り、督促などに作業時間をさく
 ◎督促に時間をかければ、回収に繋がる

回収率向上に向けた工夫・好事例

準備・配付

☆前年の実施状況と照合し、改廃や対象外事業所を事前把握
 ◎補充作業を早期に実施可能

☆対象となる事業所が多い企業に、事前に電話連絡（本社一括などの確認）
 ◎本社一括は調査拒否が少ない
 ◎電話で協力依頼ができる

☆局長名、署長名などの依頼状の添付
 ◎事業所の協力が得やすい

☆事業所に対し、調査説明会を開催
 ◎事前に改廃等の情報が得られる（早期の補充作業が可能）
 ◎直接調査用品を渡せる
 ◎事業所の協力が得やすい

☆配付時期と回収時期の間隔を空けない
 ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

回収・督促

☆提出期限の直後（2日後当たり）に電話で提出確認や督促
 ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

☆未提出事業所を実地回収
 ◎回収しやすい

☆貸金台帳を監督署に持参してもらい、その場で記入（監督署の隣で小規模事業所の一部）
 ◎持参した事業所は回収できる

☆数多く電話督促をする
 ◎回収しやすい

☆実地回収を希望する事業所は訪問し回収
 ◎回収できる
 △すべての対応は困難

☆督促後は提出期限を早期設定
 ◎未提出を防止
 △業務量が多くなる

☆督促履歴を記録
 ◎事業所との対応がスムーズ

☆事業所への連絡や督促の電話は時間・時期を考慮（お盆を避ける、昼休み、9時前、5時以降を避ける）
 ◎不快感を待たれない

拒否の対応

☆拒否した事業所に、調査の趣旨、必要性を分かりやすく丁寧に説明
 ◎回収に繋がる

☆調査拒否した事業所の本社に、賃金室長自ら出向き、説得、協力要請
 ◎回収に繋がる

☆本社の指示がないと提出できないとする事業所には、本社に連絡し、提出要請
 ◎回収に繋がる

☆クレームがあった事業所には、職員が直接出向き説得する
 ◎回収に繋がる

☆拒否が担当者レベルか経営者レベルか見極め
 ◎拒否内容に届いた職員の対応が可能（署長が対応、督促打ち切りなど）

その他

☆労働局のHPPや団体、広報誌等に調査の掲載や協力依頼
 ◎広く調査を周知できる
 ◎関係団体を通して拒否等を防止できる

☆名簿に、実施状況を詳細に記録（翌年調査の実施の参考とする）
 ◎連続実施となる事業所の状況が把握できる

☆県の結果を作成して配付
 ◎全国の結果より県の結果の方が身近となるため、協力を得やすい

☆調査以外の業務で、事業所に連絡するときや事業所に向いた際には、調査の趣旨や調査協力を日頃から伝えておく
 ◎調査の周知、調査協力が得やすい

☆事業所からの問い合わせ、苦情その他対応した状況を記録し、業務効率化を図り、督促などに作業時間をさく
 ◎督促に時間をかければ、回収に繋がる

回収率向上に向けた工夫・好事例

準備・配付

- ☆前年の実施状況と照合するなど、改廃や対象外事業所を事前把握
 - ◎補充作業を早期に実施可能
- ☆対象となる事業所が多い企業に、事前に電話連絡（本社一括などの確認）
 - ◎本社一括は調査拒否が少ない
 - ◎電話で協力依頼ができる
- ☆局長名、署長名などの依頼状の添付
 - ◎事業所の協力が得やすい
- ☆事業所に対し、調査説明会を開催
 - ◎事前に改廃等の情報が得られる（早期の補充作業が可能）
 - ◎直接調査用品を渡せる
 - ◎事業所の協力が得やすい
- ☆配付時期と回収時期の間隔を空けない
 - ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

回収・督促

- ☆提出期限の直後（2日後当たり）に電話で提出確認や督促
 - ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる
- ☆未提出事業所を实地回収
 - ◎回収しやすい
- ☆貸金台帳を監督署に持参してもらい、その場で記入（監督署の隣で小規模事業所の一部）
 - ◎持参した事業所は回収できる
- ☆数多く電話督促をする
 - ◎回収しやすい
- ☆实地回収を希望する事業所は訪問し回収
 - ◎回収できる
 - △すべての対応は困難
- ☆督促後は提出期限を早期設定
 - ◎未提出を防止
 - △業務量が多くなる
- ☆督促履歴を記録
 - ◎事業所との対応がスムーズ
- ☆事業所への連絡や督促の電話は時間・時差を考慮（お盆を避ける、昼休み、9時前、5時以降を避ける）
 - ◎不快感を待たれない

拒否の対応

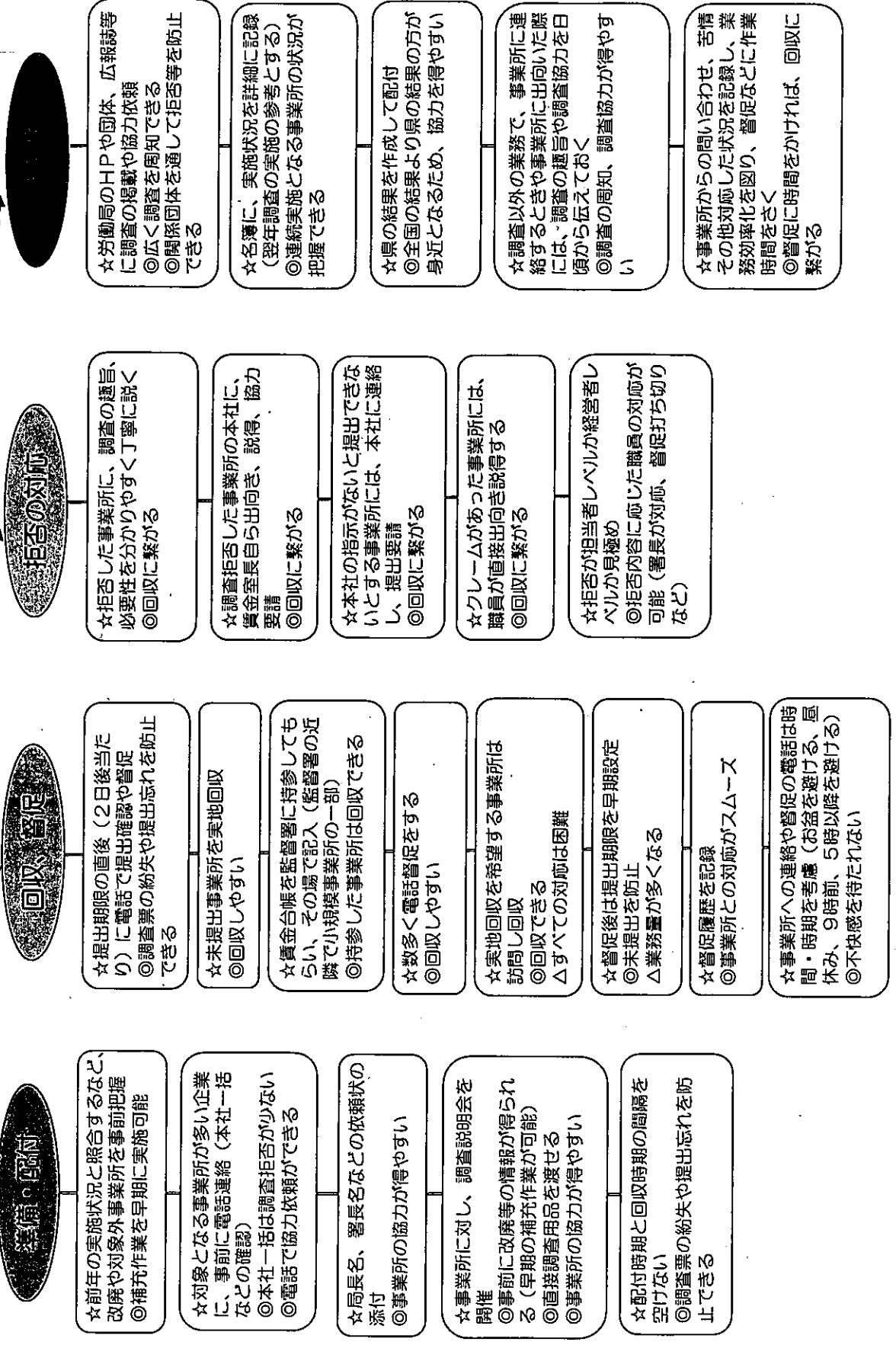
- ☆拒否した事業所に、調査の趣旨、必要性を分かりやすく丁寧に説明
 - ◎回収に繋がる
- ☆調査拒否した事業所の本社に、貸金室長自ら出向き、説得、協力要請
 - ◎回収に繋がる
- ☆本社の指示がないと提出できないうとする事業所には、本社に連絡し、提出要請
 - ◎回収に繋がる
- ☆クレームがあった事業所には、職員が直接出向き説得する
 - ◎回収に繋がる
- ☆拒否が担当者レベルが経営者レベルが見極め
 - ◎拒否内容に納得した職員の対応が可能（署長が対応、督促打ち切りなど）

その他

- ☆労働局のHPPや団体、広報誌等に調査の掲載や協力依頼
 - ◎広く調査を周知できる
 - ◎関係団体を通して拒否等を防止できる
- ☆名簿に、実施状況を詳細に記録（翌年調査の実施の参考とする）
 - ◎連続実施となる事業所の状況を把握できる
- ☆県の結果を作成して配付
 - ◎全国の結果より県の結果の方が身近となるため、協力を得やすい
- ☆調査以外の業務で、事業所に連絡するときや事業所に出向いた際には、調査の趣旨や調査協力を日頃から伝えておく
 - ◎調査の周知、調査協力が得やすい
- ☆事業所からの問い合わせ、苦情その他対応した状況を記録し、業務効率化を図り、督促などに作業時間をさく
 - ◎督促に時間をかければ、回収に繋がる

H29

回収率向上に向けた工夫・好事例



回収率向上に向けた工夫・好事例

H30

準備・配慮

- ☆前年の実施状況と照合するなど、改廃や対象外事業所を事前把握
 - ◎補充作業を早期に実施可能
- ☆対象となる事業所が多い企業に、事前に電話連絡(本社一括などの確認)
 - ◎本社一括は調査拒否が少ない
 - ◎電話で協力依頼ができる
- ☆局長名、署長名などの依頼状の添付
 - ◎事業所の協力が得やすい
- ☆事業所に対し、調査説明会を開催
 - ◎事前に改廃等の情報が得られる(早期の補充作業が可能)
 - ◎直接調査用品を渡せる
 - ◎事業所の協力が得やすい
- ☆配付時期と回収時期の間隔を空けない
 - ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる

回収・督促

- ☆提出期限の直後(2日後当たり)に電話で提出確認や督促
 - ◎調査票の紛失や提出忘れを防止できる
- ☆未提出事業所を実地回収
 - ◎回収しやすい
- ☆貸金台帳を監督署に持参してもらい、その場で記入(監督署の隣で小規模事業所の一部)
 - ◎持参した事業所は回収できる
- ☆数多く電話督促をする
 - ◎回収しやすい
- ☆実地回収を希望する事業所は訪問し回収
 - ◎回収できる
 - △すべての対応は困難
- ☆督促後は提出期限を早期設定
 - ◎未提出を防止
 - △業務量が多くなる
- ☆督促履歴を記録
 - ◎事業所との対応がスムーズ
- ☆事業所への連絡や督促の電話は時間・時期を考慮(お盆を避ける、風休み、9時前、5時以降を避ける)
 - ◎不快感を待たれない

拒否の対応

- ☆拒否した事業所に、調査の趣旨、必要性を分かりやすく丁寧に説く
 - ◎回収に繋がる
- ☆調査拒否した事業所の本社に、貸金室長自ら出向き、説得、協力要請
 - ◎回収に繋がる
- ☆本社の指示がないと提出できないとする事業所には、本社に連絡し、提出要請
 - ◎回収に繋がる
- ☆クレーンがあった事業所には、職員が直接出向き説得する
 - ◎回収に繋がる
- ☆拒否が担当者レベルか経営者レベルが見極め
 - ◎拒否内容に応じた職員の対応が可能(署長が対応、督促打ち切りなど)

その他

- ☆労働局のHPや団体、広報誌等に調査の掲載や協力依頼
 - ◎広く調査を周知できる
 - ◎関係団体を通して拒否等を防止できる
- ☆名簿に、実施状況を詳細に記録(翌年調査の実施の参考とする)
 - ◎連続実施となる事業所の状況が把握できる
- ☆県の結果を作成して配付
 - ◎全国の結果より県の方が身近となるため、協力を得やすい
- ☆調査以外の業務で、事業所に連絡するときや事業所に向いた際には、調査の趣旨や調査協力を日頃から伝えておく
 - ◎調査の周知、調査協力が得やすい
- ☆事業所からの問い合わせ、苦情その他対応した状況を記録し、業務効率化を図り、督促などに作業時間をさく
 - ◎督促に時間をかければ、回収に繋がる

総統企第298号
平成16年10月8日

統計審議会会長
竹内 啓 殿

総務大臣
麻生 太郎

諮問第296号
賃金構造基本統計調査の改正等について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「賃金構造基本統計調査の改正計画及び屋外労働者職種別賃金調査の中止計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

厚生労働省は、賃金構造基本統計調査（指定統計第94号を作成するための調査）について、雇用・就業形態の多様化を踏まえ、賃金構造をよりの確に把握するため、常用労働者に該当しない労働者についての調査を新たに実施し、及び調査事項等の改正を行うとともに、屋外労働者職種別賃金調査（指定統計第53号を作成するための調査）について、屋外労働者の職種別賃金に関する統計需要の減少を踏まえ、平成16年調査をもって中止することとし、一部の職種を賃金構造基本統計調査において調査することを計画している。

今回の改正計画等については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応、報告者負担の軽減等の観点から検討する必要がある。

公的統計の整備に関する基本的な計画 第Ⅰ期～第Ⅲ期（抜粋）

○公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）（抜粋）

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。

○公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）（抜粋）

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

（前略）

また、統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

第一に、社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。

（略）

○公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）（抜粋）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
<p>2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備</p>	<p>◎ <u>賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。</u>また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p><u>平成32年(2020年)調査の企画時期までに結論を得る。</u></p>

平成27年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(平成28年度下半期審議分)

平成29年 3月31日
総務省統計委員会

Ⅱ 未諮問基幹統計に関する 審議結果

1 賃金構造基本統計

賃金構造基本統計（以下この節において「本統計」という。）は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）（以下この節において「厚生労働省」という。）が作成している基幹統計である。

本統計の利活用は多岐にわたっており、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されるほか、最低賃金の決定や労災保険の給付額算定の資料として、また、雇用、労働に係る国の政策検討の基礎資料として用いられている。

なお、平成16年12月10日の統計審議会における答申（以下この節において「前回答申」という。）以降、同審議会及び統計委員会に対し、本統計を作成するための基幹統計調査である賃金構造基本統計調査（以下この節において「本調査」という。）の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

（1）確認を行った事項

基本計画部会では、委員から提出のあった確認要望事項も踏まえ、資料5のとおり確認すべきポイントを設定した上で、以下のとおりアからエの4項目に大別して確認を行った。

<p>ア 統計の精度向上に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標本設計、推計方法等の現状と、分かりやすく情報提供するための取組 ・ 推計方法（特に労働者数）の改善に向けた取組 ・ バイアス（賃金水準）のチェック（他の賃金統計との比較、乖離の要因分析） ・ 実査上の課題（回収率の現状と回収率の向上に向けた取組、調査方法、調査機関の現状と改善）
<p>イ 調査事項の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえた調査事項の見直しの必要性（調査対象職種、学歴区分） ・ 単月の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更する余地
<p>ウ 調査結果等の利活用の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年調査の見直しによる平均賃金等の断層の検証状況 ・ 調査結果の公表内容の充実 ・ 公表の更なる早期化の余地 ・ 匿名データの提供に関する方針と今後の取組
<p>エ 前回答申の「今後の課題」への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣労働者の実態把握の方法等についての検討 ・ 常用労働者数により把握されている企業規模のよりの確な把握 ・ 退職制度の見直しが賃金に与える影響について、計量的に捉える調査手法、集計事項等の検討 ・ 雇用・就業形態の多用化に対応した「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等の検討

(2) 確認結果

ア 統計の精度向上に向けた取組

(ア) 標本設計、推計方法等の現状と、分かりやすく情報提供するための取組

(主な論点)

- ・ 母集団情報、標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度）、調査結果の推計方法について、現状と分かりやすく情報提供するための取組の状況はどうか。

(資料6 p.53 参照)

統計が正しく理解され、利用されるためには、標本設計、推計方法等に関する情報を統計利用者に分かりやすく提供することが必要である。

本調査は、母集団情報として事業所母集団データベースを利用しており、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法により調査対象事業所及び労働者を抽出している。また、常用労働者の1人平均所定内給与額について目標精度を設定し、基本的に、都道府県、産業及び企業規模別に標準誤差率が5%以内になるように調査対象事業所数を決定している。

調査結果の推計値については、平均所定内給与額等は個々の調査した労働者の所定内給与額等を復元倍率⁴で加重平均して推計しており、労働者数は調査した労働者の数に復元倍率を乗じて推計している。

厚生労働省は、これらの情報をウェブサイト上に掲載しており、また、平成23年調査から、調査報告書の利用上の一般的注意に、労働者数は加重平均により給与額等を算定する際に用いるものであることを明記するなど、統計利用者への利便性の向上を図っている。

しかしながら、標本設計に関する詳細な情報は、統計利用者にとって有用な情報であるが、本調査の各層の抽出率や標本規模は公表されていないことから、今後、何らかの方法で統計利用者に提供することについて検討が必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本調査に係る標本設計に関する詳細な情報は、本統計が正しく理解された上で、適切に利用されるために有用な情報であることから、現在公表されていない各層の抽出率や標本規模について、ウェブサイト上に掲載するなど、統計利用者への提供についてさらに進めていくことが必要である（可能なものから順次実施）。

⁴ 復元倍率は、調査対象である労働者の事業所抽出率の逆数と労働者抽出率の逆数を乗じたものである。

(イ) 推計方法（特に労働者数）の改善に向けた取組

(主な論点)

- ・ 労働者数の推計値は、他の統計に比べてどのような特徴があるか。現在の推計方法にどのような問題があるか。
- ・ 未回収率を考慮した抽出率調整の導入について、どのように考えているか。
- ・ ベンチマーク（経済センサスなど）によるチェック及び調整は可能か。

(資料6 p.54～56 参照)

質の高い統計を作成するためには、母集団情報に正しく復元できる推計方法を採用することが重要である。

本統計と各種統計⁵の労働者構成を性別、学歴別、産業別、年齢階級別に比較すると、一部に乖離が生じている。また、本統計と労働力統計及び毎月勤労統計の労働者の対前年増減率を比較すると、マイナスとプラスが逆転する年があるなど、大幅な乖離が生じている。さらに、本統計の労働者数と経済構造統計及び母集団情報である事業所母集団データベースの労働者数を比較すると、いずれも本統計の労働者数が大幅に下回っていることが判明した。これらの要因として、厚生労働省は、本統計の労働者数の推計に当たって、回収率を考慮していないことなどを挙げている。

これを解決するためには、近年7割台で推移している回収率を100%に近づけていくことが必要であるが、直ちに回収率を向上させることは困難と考えられる。そこで、次善の方策として本統計の労働者数の推計に当たって、回収率を考慮することにより、母集団情報の労働者数などと近い水準になることが期待できる。これについて、厚生労働省は、推計方法を変更した場合、復元倍率が回収率により変動するため、賃金額等の集計値に与える影響等を検証した上で、推計方法の変更について検討したいとしている。

本統計の労働者構成や労働者の対前年増減率、さらに労働者数については、他の統計に比べ乖離が生じている現状からすると、こうした推計方法の見直しによって、推計精度の改善が期待できることから、労働者数の推計については、必要な検証を行った上で、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある。

また、本統計の推計方法では、回収率が低い場合、母集団情報の労働者数よりも少なく推計されることから、本統計が適切に利用されるためには、企業規模別、産業別などの回収率の情報が重要である。このため、これらの情報を統計利用者に提供することについて検討が必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 労働者数の推計については、集計値に与える影響等を検証した上で、回収率を考慮した推計方法に変更する必要がある（統計委員会への諮問時期までに結論）。
- ・ 企業規模別、産業別などの回収率の提供について検討が必要である（平成29年度から検討）。

⁵ 各種統計は、経済構造統計（経済センサスにより作成される統計）、就業構造基本統計、労働力統計、毎月勤労統計を指す。

(ウ) バイアス（賃金水準）のチェック（他の賃金統計との比較、乖離の要因分析）

（主な論点）

- ・ 他の賃金統計（毎月勤労統計）との比較により、本統計の賃金水準にバイアスはみられるか。賃金水準に乖離が生じている場合、どのような要因が考えられるか。

（資料6 p.57～58 参照）

統計の特徴を明らかにし、統計利用者に利用する際の注意点などを周知するためには、類似する他の統計と比較し、乖離の要因分析を行うことが有効である。

本統計と毎月勤労統計は、調査対象の事業所規模や公営事業所の扱いが異なっているため、両統計を正確に比較することは困難⁶であるが、こうした条件の下で一般労働者の賃金水準を比較すると、年によってバラツキがあるものの、本統計の賃金の方がやや低くなる傾向がある。また、一般労働者の所定内給与額の対前年増減率を比較すると、本統計の方が振幅は大きい傾向にある。これらの要因として、厚生労働省は、動態調査である毎月勤労統計調査では、標本事業所を一定期間固定する等の措置がなされているのに対して、構造調査である本調査では、平成21年以降、標本事業所の抽出を毎年行っていることが考えられるとしている。

このように、他の賃金統計と賃金水準を比較することにより、本統計の特徴が明らかになり、統計利用者の本統計への理解が深まるとともに、利用する際に注意すべき点が周知できることなどから、こうした特徴を統計利用者に提供していく必要がある。

また、より正確な統計間の比較を行うためには、各統計の調査対象範囲を揃えて比較することが必要である。さらに、本統計は賃金の構造を詳細にみる構造統計である一方で、毎月勤労統計は景気の動向をみる動態統計であるので、こうした役割等の違いを統計利用者に提供していく必要がある。

（課題解決に向けた今後の取組の方向性）

- ・ 本統計と他の賃金統計（毎月勤労統計）との比較により、本統計の特徴を明らかにし、その特徴を統計利用者に提供していく必要がある。また、より正確な統計間の比較を行うため、各統計の調査対象範囲を揃えて比較する必要がある。

（可能なものから順次実施）

- ・ 本統計は構造統計であり、毎月勤労統計は動態統計であるので、こうした役割等の違いを統計利用者に提供していく必要がある（順次実施）。

⁶ 本調査は常用労働者5～9人の民営事業所は企業規模が常用労働者5～9人の事業所のみを対象とし、公営事業所は地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第3号に規定する地方公営企業等及び行政執行法人の労働関係に関する法律第2条第1号に規定する行政執行法人の事業所を対象としている。毎月勤労統計調査は常用労働者5人以上の全ての民営・公営事業所を対象としている。

(エ) 実査上の課題

(主な論点)

- ・ 近年の回収率はどのような状況か。また、回収率の向上を図るため、どのような対策が講じられてきたか。
- ・ 調査方法、調査機関は、実査上どのような問題があるか。オンライン調査、郵送調査の導入の方向性はどうか。
- ・ 本社一括調査など、調査対象事業所の負担軽減、回収率の向上方策が検討・実施されているか。

(資料6 p.59 参照)

限られた統計リソースの中で、統計の精度向上を図るためには、報告者負担の軽減や調査の効率化などの方策を講ずるとともに、統計への理解を深めることが重要である。

(回収率の現状と回収率の向上に向けた取組)

本調査の平成 23 年から 27 年までの回収率をみると、事業所回収率は 7 割台であるが、若干上昇傾向にある。また、労働者回収率⁷はほぼ 100%となっている。厚生労働省は、回収率の向上を図るため、①平成 18 年調査から、同省のウェブサイト上にエクセル形式の調査票を掲載、②平成 20 年調査から、調査不能となった事業所について、あらかじめ準備しておいた予備名簿から補充調査を実施、③平成 23 年調査から、改廃が多く発生する小規模事業所に対して、協力依頼はがきを送付、④平成 25 年調査から、同省のウェブサイト上に記入要領、事業主向け Q & A を掲載するなどの取組を行っている。

こうした厚生労働省の取組により回収率が一定程度向上したと考えられる。今後も、推計精度を向上させるためにも、様々な方法を活用して回収率の向上に努める必要がある。

(調査方法、調査機関の現状と改善)

本調査は、都道府県労働局、労働基準監督署（以下「各労働局等」という。）を經由する調査員調査で実施されており、データ審査、集計及び結果表の作成は、独立行政法人統計センターが行っている。

厚生労働省は、本調査の実査上の課題として、①労務管理の本社集中化が進んでおり、調査対象事業所から本社に調査票を送付し、本社が調査票を作成するといった非効率なケースが増加していること、②調査を効率化するためには、オンライン調査が有効であるが、各労働局等で調査の進行管理を行っているため、全国的なオンラインシステムの導入が必要であること、③各労働局等の職員が減少しており、督促や疑

⁷ 労働者回収率は、回答常用労働者数 ÷ (事業所の常用労働者数 × 常用労働者数の抽出率) で求めたものである。労働者の抽出は、厚生労働省が指定した抽出率により、調査対象事業所が行っており、規模の小さい事業所では、労働者を抽出せずに全労働者を回答している事業所も存在するため、労働者回収率が 100%を上回っている。

義照会が十分にできず、有効回答率が低下していることを挙げている。また、これらの課題に対応するには、調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査を導入することが必要としている。

本調査は、各労働局等を経由する調査員調査で実施されているが、上記のとおり様々な課題があることから、調査対象事業所の負担軽減や調査の効率化を図るため、調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの導入について検討が必要である。

その際には、報告量の多い調査対象事業所に配慮し、オンライン調査に限定するのではなく、電子媒体を含めた電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 今後も様々な方法を活用して回収率の向上に努める必要がある（継続実施）。
- ・ 調査方法を見直し、オンライン調査や郵送調査の実施、さらには本社一括調査などの調査の効率化について検討が必要である。その際には、電子媒体を含めた電子的なデータでの報告も可能とすることについて検討が必要である。（統計委員会への諮問時期までに結論）

イ 調査事項の見直し

(主な論点)

- ・ 社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項（調査対象職種、学歴区分）の見直しが必要ではないか。
- ・ きまって支給する現金給与総額などは単月の調査事項のため、調査結果に振れが生じている可能性があることから、調査対象期間を年や四半期に変更する余地はないか。

(資料6 p.60 参照)

社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえた有用な統計を作成するためには、調査事項の不断の見直しが重要である。

(調査対象職種、学歴区分の見直し)

本調査の調査対象職種は、直近に見直しが行われた平成17年調査から10年以上が経過し、この間の統計間比較のニーズの高まりや、労働移動の活発化、職務に基づく賃金体系の拡大といった変化を背景とした職種別賃金把握のニーズの高まりなどに的確に対応していくことが必要となっている。

また、本調査の学歴区分は、大学・大学院卒が一つの区分となっているが、労働者に占める大学院卒業者の増加を背景に、見直しが必要となっている。

厚生労働省は、これらのニーズに対応するため、調査対象職種について、①統計基

準である日本標準職業分類と統合的な区分に見直すこと、②全職業を網羅すること、③新職種は、日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とし、現行の職種との接続性、労働者数、政策の検討、行政運営等のための必要性等を勘案して、必要に応じて細分化又は統合するといった見直しを検討している。また、学歴について、大学卒と大学院卒に区分することを検討している。

本調査は平成 17 年調査以降、調査事項の見直しは行われていないが、調査対象職種や学歴については、厚生労働省が進めている見直しを引き続き進める必要がある。

一方で、職種については、中分類では人数が多い職種があることから、さらに細かく分類すること、幅広い職種が適切に調査できるようにすること、また、学歴については、正社員の短時間勤務が制度化されていることなどから、短時間労働者についても学歴を把握することが望ましいとの意見があった。

今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。

(単月の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更する余地)

本調査は、労働者の属性ごとに賃金等を把握する構造調査である。厚生労働省は、その目的を達成するため、労働者の個人ごとに毎年6月分の賃金、実労働日数、実労働時間数を調査している。このため、これらの調査事項について、調査対象期間を年や四半期にすると、①12 か月分又は3か月分の合算した合計値を記入させることになり、報告者の著しい負担増となること、②調査対象期間中に雇用形態、就業形態、役職や職種などが変わる労働者が増加することで、属性別の賃金額等が不正確になるおそれがあること、③調査方法を変更することで、過去調査との接続ができなくなり、時系列でみることが困難となること、④年で調べる場合、現在よりも公表が遅れ、統計利用者に不都合が生じる可能性があることから、慎重な検討が必要としている。

こうした多くの課題があることから、単月の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、慎重に検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本調査の調査対象職種や学歴区分については、調査票の記入が適切に行えるかを検証しつつ、利用者ニーズ等を踏まえて見直しを進める必要がある。今後も社会情勢、利用者ニーズ等を踏まえ、調査事項の見直しを随時行う必要がある。
(継続実施)
- ・ 単月(6月分)の調査事項の調査対象期間を年や四半期に変更することについては、本調査の目的に鑑みると、多くの課題があることから、慎重に検討する必要がある(平成29年度から検討)。

ウ 調査結果等の利活用の向上

(主な論点)

- ・ 平成 17 年調査から、雇用形態や就業形態の区分が変更となったが、これらの変更により平均賃金等に断層は生じていないか。
- ・ 産業別の分布表について、調査結果を拡充できないか。
- ・ 調査結果の更なる公表の早期化は可能か。
- ・ 今後の匿名データの提供に関して、調査実施者の基本的な考え方及び今後の取組の方向性はどうか。

(資料 6 p. 61～64 参照)

統計の利活用を向上させるためには、利用者ニーズ等に沿った統計を速やかに提供するとともに、二次利用など様々な利用形態に対応した統計データを提供することが重要である。

(平成 17 年調査の見直しによる平均賃金等の断層の検証状況)

本調査は、平成 17 年調査から、雇用形態を常用労働者と臨時労働者に区分し、さらに、常用労働者を正社員・正職員、正社員・正職員以外、雇用期間の定めの有無に区分している。また、就業形態のパートタイム労働者を短時間労働者に名称変更している。

厚生労働省は、こうした変更の影響を検証するため、①平成 16 年と平成 17 年の賃金額を比較したところ、一般労働者については大きな変化はないが、短時間労働者については、増加幅がやや大きくなっていること、②平成 16 年と 17 年の一般労働者の分布を比べると、平成 17 年の方が全体的に山が低くなるとともに、賃金の低い労働者の割合が増加していること、③平成 16 年と 17 年の短時間労働者の分布を比べると、平成 17 年の方が全体的に山が低くなるとともに、賃金の低い労働者の割合が減少する一方、賃金の高い労働者の割合が増加していることが判明した。

これらの要因として、厚生労働省は、調査対象に臨時労働者を追加したことにより、特に短時間労働者が正確に把握されるようになったこと、また、常用労働者を正社員・正職員、正社員・正職員以外に区分したことにより、契約社員や短時間正社員などが正確に区分されるようになったことを挙げている。

このように、平成 17 年調査の見直しによって労働者の雇用形態や就業形態がより正確に把握できるようになったことにより、平均賃金等に何らかの影響を与えたと考えられる。

今後も調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、統計利用者に提供する必要がある。

(調査結果の公表内容の充実、公表の更なる早期化)

本調査は、7月に調査が実施され、翌年2月に全ての結果表が政府統計の総合窓口に掲載されている。また、翌年6月には、これらの結果表に標準誤差率を加えた調査報告書が刊行されている。こうした中で、産業別の分布表を充実することについて、

厚生労働省は、結果表の確定から公表までの3週間程度で、公表する全ての統計表を作成、確認することが必要であるため、結果表を増やすには、公表時期を遅らせなければ困難としている。今後、新たな分布表については、オーダーメイド集計で対応できるよう関係機関と協議すること、利用者ニーズを踏まえて結果表のスクラップアンドビルドを検討することとしている。

また、公表の更なる早期化については、上記のとおり現行の処理体制では困難なことから、厚生労働省は、各労働局等を経由している現行の調査方法を見直すことによる実査期間の短縮化、オンライン調査の実施によるデータ入力期間の短縮化が図れないか検討することとしている。

こうした検討は、結果表の充実を図りつつ、公表の更なる早期化を図るといった双方の課題に対応するものと評価できる。引き続き、利用者ニーズ等を踏まえ、新たな分布表についてオーダーメイド集計や本調査の結果表での提供、さらに調査の効率化による公表の更なる早期化について検討する必要がある。

(匿名データの提供に関する方針と今後の取組)

本調査は、事業所票と個人票から構成されており、事業所を対象とする調査ではあるが、調査対象事業所内で労働者のリサンプリングなどを行えば、個人票データは実質的に世帯標本調査と同等のデータとなると考えられる。

現在の結果表では、「きまって支給する現金給与額」等に関する基本的な集計結果は公表されているものの、その内訳や労働者の属性のより詳細なクロス集計結果などは公表されていない。本調査の個人票データは、他の統計調査では得られない詳細な賃金等の個別データの貴重な情報源であり、労働経済など各種の研究・分析に極めて有用と考えられることから、個人票に関する匿名データを作成する必要性は高いと言える。しかし、賃金構造を詳細に分析するためには、都道府県、産業、企業規模などの情報が必要となるが、こうした事業所票の情報を付加した場合、他の事業所・企業系の調査と同様に、比較的容易に労働者の所属する企業が特定されるおそれがある。

このように、本調査においても、事業所、企業が特定されやすいという他の事業所・企業系の調査と同様な課題があるため、厚生労働省は、有用な匿名データを作成するためには、例えば、都道府県に代わる地域情報をどのように提供するか等の研究や、利用者ニーズ等を踏まえた匿名データの作成の必要性について検討が必要としている。

また、事業所・企業系の調査の匿名データについては、政府統計において提供実績がなく、秘匿措置などの技術的な手法が確立していないなど解決すべき問題もある。

こうした課題はあるが、事業所コードなど個別識別子を削除し、事業所内でサンプリングを行う、地域や産業の情報を大括りにするなどの対応により、企業が特定されるリスクは相当程度低下すると考えられるので、利用者ニーズと秘密保護のバランスを考慮することによって、特に個人票データについては、有用な匿名データを作成することは十分可能と考えられる。このため、本調査の匿名データについては、まずは匿名化が可能な個人票から提供することについて、前向きに検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 調査の大幅な見直しを行った場合には、調査結果の検証を行い、その結果を統計利用者に提供する必要がある（次回見直し時から実施）。
- ・ 利用者ニーズ等を踏まえ、新たな分布表についてオーダーメイド集計や本調査の結果表での提供、さらに調査の効率化による公表の更なる早期化について検討する必要がある（継続実施）。
- ・ 匿名データについては、政府全体での検討状況を踏まえつつ、まずは匿名化が可能な個人票から提供することについて検討する必要がある（平成 29 年度から検討）。

エ 前回答申の「今後の課題」への対応

(主な論点)

- ・ 本調査は、直接雇用されている者を調査の対象としているが、間接雇用である派遣労働者の実態把握の方法等について、検討の状況はどうか。
- ・ 常用労働者数により把握されている企業規模に派遣労働者数を加えるなど、よりの確な企業規模の把握について、検討の状況はどうか。
- ・ 退職給付の一部を賃金へ上乘せするなど、退職制度の見直しが賃金に与える影響について、計量的に捉える調査手法、集計事項等の検討の状況はどうか。
- ・ 雇用・就業形態の多用化に対応した「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえた検討の状況はどうか。

(資料 6 p. 65～67 参照)

(派遣労働者の実態把握の方法)

厚生労働省は、本調査は事業所調査であり、企業全体の派遣労働者数を把握することは調査負担が過大となること、派遣先の事業所では派遣労働者の賃金は把握できないことから、派遣労働者の実態については、本調査ではなく、派遣労働者実態調査⁸で把握しており、今後も同調査で把握することとしている。

これについては、本調査で派遣労働者の賃金を把握することは困難と認められ、派遣労働者実態調査で賃金等の実態が把握されていることから、本調査で派遣労働者の実態把握を見送ることはやむを得ない。

(企業規模の的確な把握)

厚生労働省は、①本調査は事業所調査であり、企業全体の派遣労働者数を把握することは、調査負担が過大となること、②同省において、本調査と経済センサス-基

⁸ 厚生労働省が実施する一般統計調査であり、派遣労働者の就業の有無や派遣先での就業中の賃金、派遣労働による年間収入などが把握されている。

礎調査をマッチングし、派遣労働者を含めた企業規模の試算値と、従来の常用労働者による企業規模の集計値について平均賃金、労働者数を比較したところ、大きな差はみられなかったこと、③経済センサス-活動調査などの調査でも、企業規模は派遣労働者を含まない常用労働者数を用いて集計されていることから、本調査の企業規模は従来どおり常用労働者数により把握したいとしている。

これについては、事業所調査で企業全体の派遣労働者数を把握することは報告者負担が増加することや、他の事業所・企業統計との比較可能性等を勘案すると、現行どおり常用労働者数で企業規模を把握することはやむを得ない。

（退職制度の見直しが賃金に与える影響を計量的に捉える調査手法等の検討）

厚生労働省は、平成25年就労条件総合調査⁹によると、過去3年間に退職一時金を縮小又は廃止し、毎月の給与を拡大した企業の割合は0.0%であり、退職制度の見直しが賃金に与える影響は極めて軽微と考えられることから、調査事項の見直しは行わないこととしている。

これについては、退職給付の一部を賃金に上乘せするなどの退職制度の見直しについては、現時点では賃金に与える影響はほとんどないことから、現行どおり本調査で把握しないことは適当である。

（「正社員・正職員」の概念の明確化及び呼称の適切性等の検討）

厚生労働省は、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を検討する過程において、本調査の「正社員・正職員」の概念については事業所・企業における処遇に基づく区分として整理されたことから、引き続き「正社員・正職員」として把握することとしている。また、同ガイドラインに沿って、常用労働者の定義を変更することとしている。

これらの対応については、同ガイドラインに沿ったものであり、また、本調査は常用労働者の内訳区分として、雇用期間を有期と無期に区分して把握しており、より客観的な指標であることから、適当である。

⁹ 厚生労働省が実施する一般統計調査であり、賃金制度、退職金制度については5年に一度のローテーション項目として把握されている。

総政企第9号

平成29年1月11日

各府省統計主管部局長等会議構成員 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）

統計法遵守に係る各府省等所管の統計調査等一斉点検について

昨年末、一般統計調査において不正な事務処理を行っていたことが発覚し、職員が処分されるという事案がありました。本件は、一統計のみならず、政府統計全体や行政そのものに対する国民・企業等の信頼を損ないかねない極めて重大な事案であり、今後、同様の事案が決して起こらぬよう、各府省等におかれましては、徹底していただきたいと存じます。

また、今回の事案を踏まえ、各府省等の所管する統計について、統計法遵守の状況を、以下の視点で一斉点検させていただきます。対象は、基幹統計調査及び一般統計調査並びに統計調査以外の方法により作成する基幹統計の全てとします。

<点検の視点>

○【基幹統計調査及び一般統計調査】

周期調査・・・直近で行った統計調査について、総務大臣の承認を受けた当該調査計画の内容と異なるものとなっていないかどうか（一回限りの統計調査も同様）

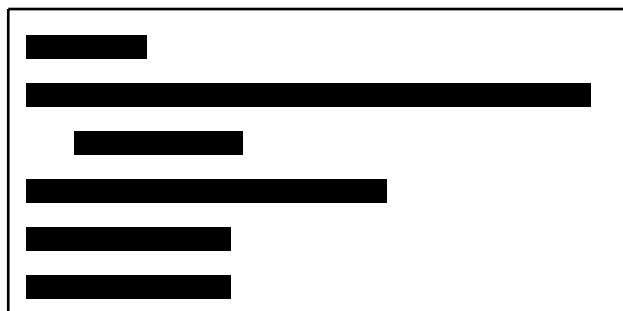
経常調査・・・現在行っている統計調査について、総務大臣の承認を受けた当該調査計画の内容と異なるものとなっていないかどうか

○【統計調査以外の方法により作成する基幹統計】

現在作成している又は直近で作成した統計について、総務大臣に通知した作成方法の内容と異なるものとなっていないかどうか

上記の点検について、別添様式にまとめていただき、1月20日（金）15:00までに、下記連絡先宛てに報告してください。なお、当報告を踏まえて、更に詳細なヒアリングを行うことも想定しておりますので、御承知おきください。また、報告いただいた点検結果は、後日公表させていただきますので、御承知おきください。

御協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。|



(様式)

【府省等名：】

統計調査又は統計の名称	基幹・一般の別	周期・経常・一回限りの別 <small>(注1)</small>	調査期間・調査(統計作成)の頻度・作成時期 <small>(注2)</small>	調査計画又は実態と異なる場合の内容 <small>(注3・4)</small>	備考 <small>(注5)</small>

【記入上の注意】

- (注1) 「周期」とは1年以上の周期で行われる調査(又は作成される統計)、「経常」とは1年未満の周期(毎月、毎四半期、每半年など)で行われる調査(又は作成される統計)を言います。
- (注2) 周期調査(又は一回限りの統計調査)については、直近の調査期間(平成〇〇年〇月〇日～〇月〇日)を記載してください。経常調査については、「毎月」「毎四半期」のように、調査の頻度を記載してください。また、統計調査以外の方法により作成する統計については、周期的に作成する場合は、直近の作成時期、経常的に作成する場合は、「毎月」「毎四半期」のように記載してください。
- (注3) 総務大臣から承認を受けた調査計画又は総務大臣に対してなされた通知の内容と異なる取扱いをしている実態があった場合、具体的数字を含めその詳細を記載してください。

【具体例】

- ・調査対象の範囲について、調査計画上〇〇の範囲としているが、実際には△△も対象になっている。
- ・母集団情報について、調査計画上〇〇名簿を使うこととしているが、実際には〇〇を用いている。

- ・報告者数について、調査計画800としているが、実際には1000になっている。
- ・集計事項について、調査計画800とされた集計事項の一部を実際には公表していない。
- ・公表時期について、調査計画800の公表時期よりも実際には1か月遅れている。

(注4) 一般統計調査については、統計法上、軽微変更として申請を要しないものがありますが、今回の照会は、これらに該当する場合についても報告願います。

(注5) 軽微変更として申請を要しないものに該当する場合は、その旨、記載願います。また、それ以外に特段記載すべき事項があれば併せて記載してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

第1回賃金構造基本統計調査の改善に関する ワーキンググループ

議事次第

【日 時】

平成29年7月14日（金）10:00～12:00

【場 所】

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）会議室
（中央合同庁舎5号館21階11号室）

【議 事】

- 1 統計委員会による未諮問基幹統計の確認における賃金構造基本統計に係る指摘事項について
- 2 賃金構造基本統計調査の復元方法の見直しについて
- 3 賃金構造基本統計調査の調査事項の見直しについて
 - （1）職種区分
 - （2）学歴区分

【配付資料】

- 資料1 賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループについて
- 資料2 統計委員会による未諮問基幹統計の確認における賃金構造基本統計に係る指摘事項
- 資料3 賃金構造基本統計調査の復元方法の見直しについて
- 資料4-1 賃金構造基本統計調査の職種区分の見直しについて
- 資料4-2 賃金構造基本統計調査の新職種区分（案）
- 資料4-3 賃金構造基本統計調査の新職種区分（案）と現行の職種区分、日本標準職業分類の関係
- 資料4-4 日本標準職業分類の分類数と賃金構造基本統計調査の職種区分数
- 資料5 賃金構造基本統計調査の学歴区分の見直しについて

参考資料1 賃金構造基本統計調査の職種別労働者数

参考資料2 国勢調査及び就業構造基本調査における職業別雇用者数

参考資料3 賃金構造基本統計調査の現行の職種解説

第2回賃金構造基本統計調査の改善に関する ワーキンググループ

議事次第

【日 時】

平成30年1月26日（金） 14：00～16：00

【場 所】

厚生労働省専用第20会議室（中央合同庁舎5号館17階8号室）

【議 事】

- 1 賃金構造基本統計調査の復元方法の見直しについて
- 2 賃金構造基本統計調査の調査事項の見直しについて
 - (1) 職種区分
 - (2) 学歴区分
- 3 賃金構造基本統計調査の試験調査について
- 4 その他

【配付資料】

- 資料1 賃金構造基本統計調査の復元方法の見直しについて
- 資料2-1 賃金構造基本統計調査の職種区分の見直しについて
- 資料2-1 (別紙) 賃金構造基本統計調査の調査対象職種の
見直しに関する御意見
- 資料2-2 賃金構造基本統計調査の学歴区分の見直しについて
- 資料2-2 (別紙) 学歴区分を増やした場合の調査票イメージ
- 資料3 賃金構造基本統計調査試験調査について
- 資料4 賃金構造基本統計と毎月勤労統計の比較について (案)
-
- 参考資料1 産業別に見た新復元方法による賃金の試算結果
- 参考資料2 国勢調査の職業分類(小分類)と賃金構造基本統計調査の新
職種区分案の対応表
- 参考資料3 統計委員会による未諮問基幹統計の確認における賃金構造
基本統計に係る指摘事項
- 参考資料4 賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査の相違について

第3回賃金構造基本統計調査の改善に関する ワーキンググループ

議事次第

【日 時】

平成30年12月7日（金） 10:00～12:00

【場 所】

厚生労働省専用第13会議室（中央合同庁舎5号館21階8号室）

【議 事】

1. 賃金構造基本統計調査試験調査の結果の概要について
2. 賃金構造基本統計調査の調査事項の見直しについて
 - (1) 職種区分
 - (2) 学歴区分
 - (3) その他

【配付資料】

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 賃金構造基本統計調査試験調査の結果の概要 |
| 資料2-1 | 賃金構造基本統計調査の職種区分の見直しについて |
| 資料2-2 | 区分の見直しを検討している主な職種 |
| 資料2-3 | 職種、経験年数と勤続年数の関係別労働者数（試験調査） |
| 資料3 | 賃金構造基本統計調査の学歴区分の見直しについて |
| 参考資料1 | 賃金構造基本統計調査試験調査の調査票、アンケート票 |
| 参考資料2 | 国勢調査の職業分類（小分類）と賃金構造基本統計調査の新職種区分案の対応表（第2回ワーキンググループ時点） |
| 参考資料3 | 職種、経験年数と勤続年数の関係別労働者数（本体調査）
（第14回厚生労働統計の整備に関する検討会資料） |

基幹統計の点検及び今後の対応について

平成31年1月24日
総務省

経緯及び点検方法

経緯

毎月勤労統計における不適切事案を受けて、各府省において点検を実施し、総務省において結果をとりまとめた。

対象：基幹統計(56)

点検項目：毎月勤労統計の事案を踏まえ、以下の項目について調査

- ・調査対象の選定方法(全数調査／抽出調査の別、抽出方法、抽出率、報告者数等)について、総務大臣が承認した調査計画や対外的な説明のとおり行われているか。
抽出調査においては、必要な復元推計が行われているか。

※集計プログラムにおける 復元処理の点検を含む

- ・加工統計(6)について、総務大臣に通知された作成方法で行われているか

このほか、各府省において把握した不適切な事案について報告を求めた。

点検方法：各府省が統計幹事を中心に自ら点検を実施し、総務省がその結果をとりまとめ

実施府省：基幹統計所管の府省等

(内閣府、総務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

点検結果及び今後の対応 ①

点検結果

- 毎月勤労統計のように、承認された計画や対外的な説明内容に照らして、実際の調査方法、復元推計の実施状況に問題のある事案はなかった。
- このほか、以下の報告があった。
 - ・事業者の誤記載により一部誤った結果数値を公表しており訂正が必要(1統計)
 - ・計画上の集計事項の中に集計、公表されていない事項(9統計)
 - ・都道府県の抽出方法が細部において国が示したものと相違(1統計)
 - ・その他手続等の問題(16統計)

これらについては、調査結果の訂正等、必要な対応が行われる。



今後の対応

- 今後については、さらなる信頼回復に向けて、統計委員会に新たな専門部会(仮称)を設置して、基幹統計に加えて一般統計についても、再発防止、統計の品質向上を目指した検証を行うよう要請

点検結果及び今後の対応 ②

○結果数値の訂正が必要なもの

統計名	概要及び今後の対応
建設工事統計 (国土交通省)	<p>【概要】平成30年12月27日の建設工事受注動態統計調査(大手50社調査)の結果(平成30年11月分)公表後、外部から「施工高」及び「手持ち工事高」が他の月と比べて大きな数値となっているとの指摘を受け、国土交通省において精査を行ったところ、事業者からの報告内容に誤記載があり、公表値が実態よりも大きい値で公表されていることが判明した。更に確認したところ、他の7事業者についても誤記載などが判明。</p> <p>【今後の対応】 <u>正確な値を確認した上で訂正して公表する。</u></p>

○計画上の集計事項の中に集計・公表されていないものがある

統計名	概要及び今後の対応
住宅・土地統計、経済構造統計、 全国消費実態統計(総務省) 法人企業統計(財務省) 学校教員統計(文部科学省) 毎月勤労統計(厚生労働省) 建築着工統計、鉄道車両等生産 動態統計(国土交通省) 経済産業省企業活動基本統計 (経済産業省)	<p>【概要】 集計・公表が行われなかった事項 住宅・土地統計(都市計画地域区分・市区町村別)、経済構造統計(本所所在地・会社以外の法人等別)、全国消費実態統計(耐久消費財普及率・取得時期別)、法人企業統計(損害保険業の公表事項のうち配当率、配当性向、内部留保率(年次別調査))、学校教員統計(教員個人調査)、毎月勤労統計(産業、規模及び一人平均きままって支給する給与階級別事業所数)、建築着工統計(用途別、構造別、大都市別表等)、鉄道車両等生産動態統計(車種別改造・修理総計)、経済産業省企業活動基本統計(社外取締役の有無)</p> <p>【今後の対応】 <u>計画変更により対応済もしくは集計事項の必要性を再検討し、集計事項の取扱いを決定する。公表については、速やかに実施。</u></p>

点検結果及び今後の対応 ③

○都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違していたもの

統計名 概要及び今後の対応	
建築着工統計 (国土交通省)	【概要】 一部の都道府県における抽出作業の手順が、国土交通省が示している手順と細部において相違していた(抽出の出発番号や抽出間隔が異なる等)。 【今後の対応】 当該都道府県に対して改めて適切な手順で抽出するよう指示する。

○その他手続等の問題があるもの

問題と今後の対応		統計名
計画変更手続の未実施	標本抽出に用いる母集団名簿を新しいものに変更したが、総務大臣への変更申請手続が行われていなかった ⇒調査計画の変更手続を実施	1統計 ・商業動態統計(経済産業省)
告示が未修正	標本抽出方法を告示において、必要な修正が行われていなかった ⇒告示の修正を実施	1統計 ・建築着工統計(国土交通省)
公表期日の遅延	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から遅延 ⇒期日どおりの公表を行う等	14統計 ・学校教員統計、社会教育統計(文部科学省) ・菓子工業生産動態統計、医療施設統計、患者統計(厚生労働省) ・牛乳乳製品統計、農業経営統計(農林水産省) ・経済産業省企業活動基本統計(経済産業省) ・建築着工統計、自動車輸送統計、港湾統計、造船機統計、鉄道車両等生産動態統計、法人土地・建物基本統計(国土交通省)
公表方法の変更	計画上の公表方法(インターネット、印刷物等)のうち、実施していないものがある ⇒計画どおりの公表方法を実施済みしくは調査計画の変更手続を実施等	4統計 ・ガス事業生産動態統計(経済産業省) ・自動車輸送統計、港湾統計、造船機統計(国土交通省)

[参考]基幹統計(56)の一覧

府省名	基幹統計名	府省名	基幹統計名
内閣府	・国民経済計算(注1)	農林水産省	・農林業構造統計
	・国勢統計		・牛乳乳製品統計
	・住宅・土地統計		・作物統計
	・労働力統計		・海面漁業生産統計
	・小売物価統計		・漁業構造統計
総務省	・家計統計	経済産業省	・木材統計
	・個人企業経済統計		・農業経営統計
	・科学技術研究統計		・工業統計
	・地方公務員給与実態統計		・経済産業省生産動態統計
	・就業構造基本統計		・商業統計
	・全国消費実態統計		・ガス事業生産動態統計
	・社会生活基本統計		・石油製品需給動態統計
	・経済構造統計(注2)		・商業動態統計
	・産業連関表(注1)(注3)		・特定サービス産業実態統計
	・人口推計(注1)		・経済産業省特定業種石油等消費統計
財務省	・法人企業統計	国土交通省	・経済産業省企業活動基本統計
	・民間給与実態統計		・鉱工業指数(注1)
国税庁	・学校基本統計	・港湾統計	・港灣統計
	・学校保健統計	・造船機械統計	・造船機械統計
	・学校教員統計	・建築着工統計	・建築着工統計
	・社会教育統計	・鉄道車両等生産動態統計	・鉄道車両等生産動態統計
	・人口動態統計	・建設工事統計	・建設工事統計
	・毎月勤労統計	・船員労働統計	・船員労働統計
	・薬事工業生産動態統計	・自動車輸送統計	・自動車輸送統計
厚生労働省	・医療施設統計	・内航船舶輸送統計	・内航船舶輸送統計
	・患者統計	・法人土地・建物基本統計	・法人土地・建物基本統計
	・賃金構造基本統計		
	・国民生活基礎統計		
	・生命表(注1)		
	・社会保障費用統計(注1)		

(注1) 基幹統計のうち、「統計調査以外の方法により作成する統計」(いわゆる加工統計)に該当する。(計6統計)

(注2) 経済構造統計は、総務省及び経済産業省の共管である。

(注3) 産業連関表は、総務省の外、内閣府、金融庁、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省も作成者となっている。

第 131 回 統計委員会 議事次第

日 時 平成 31 年 1 月 30 日（水）12:30～15:30

場 所 都道府県会館 101 大会議室

議 事

- (1) 諮問第 121 号「全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について」
- (2) 諮問第 122 号「民間給与実態統計調査の変更について」
- (3) 諮問第 123 号「学校基本調査の変更について」
- (4) 諮問第 124 号「毎月勤労統計調査の変更について」
- (5) 部会に属すべき委員の指名について
- (6) 部会の審議状況について
- (7) 毎月勤労統計調査について
- (8) 基幹統計の点検結果について

配布資料

- 資料 1-1 諮問第 121 号「全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について」の概要
- 資料 1-2 諮問第 121 号「全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について」
- 資料 2-1 諮問第 122 号「民間給与実態統計調査の変更について」の概要
- 資料 2-2 諮問第 122 号「民間給与実態統計調査の変更について」
- 資料 3-1 諮問第 123 号「学校基本調査の変更について」の概要
- 資料 3-2 諮問第 123 号「学校基本調査の変更について」
- 資料 4-1 諮問第 124 号「毎月勤労統計調査の変更について」の概要
- 資料 4-2 諮問第 124 号「毎月勤労統計調査の変更について」
- 資料 5 部会に属すべき委員の指名について
- 資料 6 国民経済計算体系的整備部会の審議状況について（報告）
- 資料 7-1 統計委員会における「毎月勤労統計」の審議について
- 資料 7-2 日本統計学会・日本経済学会・歴代国民経済計算部会長からの要望書
- 資料 7-3 毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見

- 資料 8 毎月勤労統計調査について
- 資料 9－1 毎月勤労統計の再集計値公表を受けた平成 29 年度国民経済計算年次推計
（フロー編）再推計結果について
- 資料 9－2 雇用者報酬における 2015 年以前への遡及推計について
- 資料 10－1 基幹統計の点検及び今後の対応について（報告）
- 資料 10－2 厚生労働省からの追加報告
- 資料 10－3 賃金構造基本統計調査の実施状況等について
- 資料 10－4 統計委員会の対応について（案）

- 参考 1 第 129 回統計委員会 議事概要
- 参考 2 第 122 回統計委員会 議事録
- 参考 3 第 123 回統計委員会 議事録
- 参考 4 第 124 回統計委員会 議事録
- 参考 5 基幹統計調査の承認の状況
- 参考 6 政省令の制定改廃の状況

厚生労働省からの追加報告

○賃金構造基本統計

	概要	今後の対応
調査票の配布・回収方法	総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収ともほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていた。	今後、平成31年度の調査実施に向け、統計委員会における審議も踏まえながら、適正な調査実施に向けた改善を実施
報告を求める期間	調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があった。	
調査対象の範囲	調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。	

賃金構造基本統計調査の 実施状況等について

2019年1月30日

厚生労働省政策統括官(統計・情報
政策、政策評価担当)

賃金構造基本統計調査の概要

調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革

- 昭和23年に「個人別賃金調査」の名称で調査を開始以降、毎年実施。昭和39年から現在の調査名称に変更

調査実施課

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付賃金福祉統計室

調査範囲 及び 報告者数

- 日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「農業・林業」及び「漁業」等を除く16産業に属する事業所
- 常用労働者5人以上を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5人以上を雇用する公営事業所
⇒約8万事業所（母集団：約140万事業所）
- 上記事業所に雇用される労働者
⇒約170万人（母集団：約4,200万人）

調査票及び調査事項

【事業所票】

- 事業内容、雇用形態別労働者数（常用労働者・臨時労働者）、企業全体の常用労働者数、新規学卒者の初任給額及び採用人員等

【個人票】

- 労働者の性、雇用形態、就業形態、最終学歴、年齢、勤続年数、役職又は職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、通勤手当・精皆勤手当・家族手当・賞与・期末手当等特別給与額等

調査期日

毎年6月30日現在（ただし、個人票のきまって支給する給与額等については6月1か月間、また、個人票の賞与・期末手当等特別給与額については調査実施前年の1月1日から12月31日までの間）

調査組織

厚生労働省－都道府県労働局－労働基準監督署－調査員－報告者

結果公表

- 概要：調査実施翌年の3月
- 詳細：調査実施翌年の6月

「賃金構造基本統計調査」に係る今般の事案の概要について

1. 調査員調査により実施するとしている配布・回収とも郵送調査により実施していたことについて

- 調査計画では、調査員調査により実施するとしているが、実際は調査票の配布・回収ともほぼ全ての事業所について郵送調査により実施していた。
- 調査員は実際に任命されており、事業所からの照会対応（調査の説明）、調査票の審査、事業所への疑義照会、未提出事業所への督促などに携わっていた。

2. 報告を求める期間について

- 調査計画では、提出期限について「調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する」と規定しているが、実際は、これよりも早い提出期限を定め報告者である事業所に通知している例があった。

3. 調査対象の範囲について

- 調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業,飲食サービス業」を含めているが、そのうち産業小分類766「バー,キャバレー,ナイトクラブ」については抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。

統計の品質確保のために講じている対策

1. 報告者の利便性及び回収率の確保のための対策

- 調査票を記入する際に必要な労働者の抽出方法の具体例や、調査項目を詳細に解説した冊子「調査票記入要領」とともに、実際に調査票を記入する際のポイントを1枚紙にまとめた「記入要領早見表」を併せて事業所に送付している。また「調査票記入要領」及び「記入要領早見表」は、いずれも厚生労働省ホームページから電子媒体でダウンロードすることができるようにしている。
- 事業所でデータ管理されている賃金帳簿などからの転写を可能とするため、Excel形式の調査票を厚生労働省ホームページに掲載し、ダウンロードしてパソコンによる調査票入力ができるようにしている。
Excel形式の調査票には、事業所の産業や常用労働者数等を入力することによる抽出率、抽出労働者数等の自動計算機能や、記入不要の項目がグレーで表示されるなどの入力支援機能を付与している。
- 事業所からの照会の多い事項について、Q&Aとして厚生労働省ホームページに掲載している。
- 調査票未提出の事業所に対して、はがきにより提出を促す、統計調査員が電話確認を行う、労働局職員から提出のお願いを行う等の回収努力を行っている。
- 傘下の調査対象事業所分を一括して本社等に回答してもらい、本社一括調査を実施している。
- 事業所の廃止、調査対象外など調査不能となった事業所の代替となる事業所を改めて抽出し、調査を実施する補充調査を実施している。

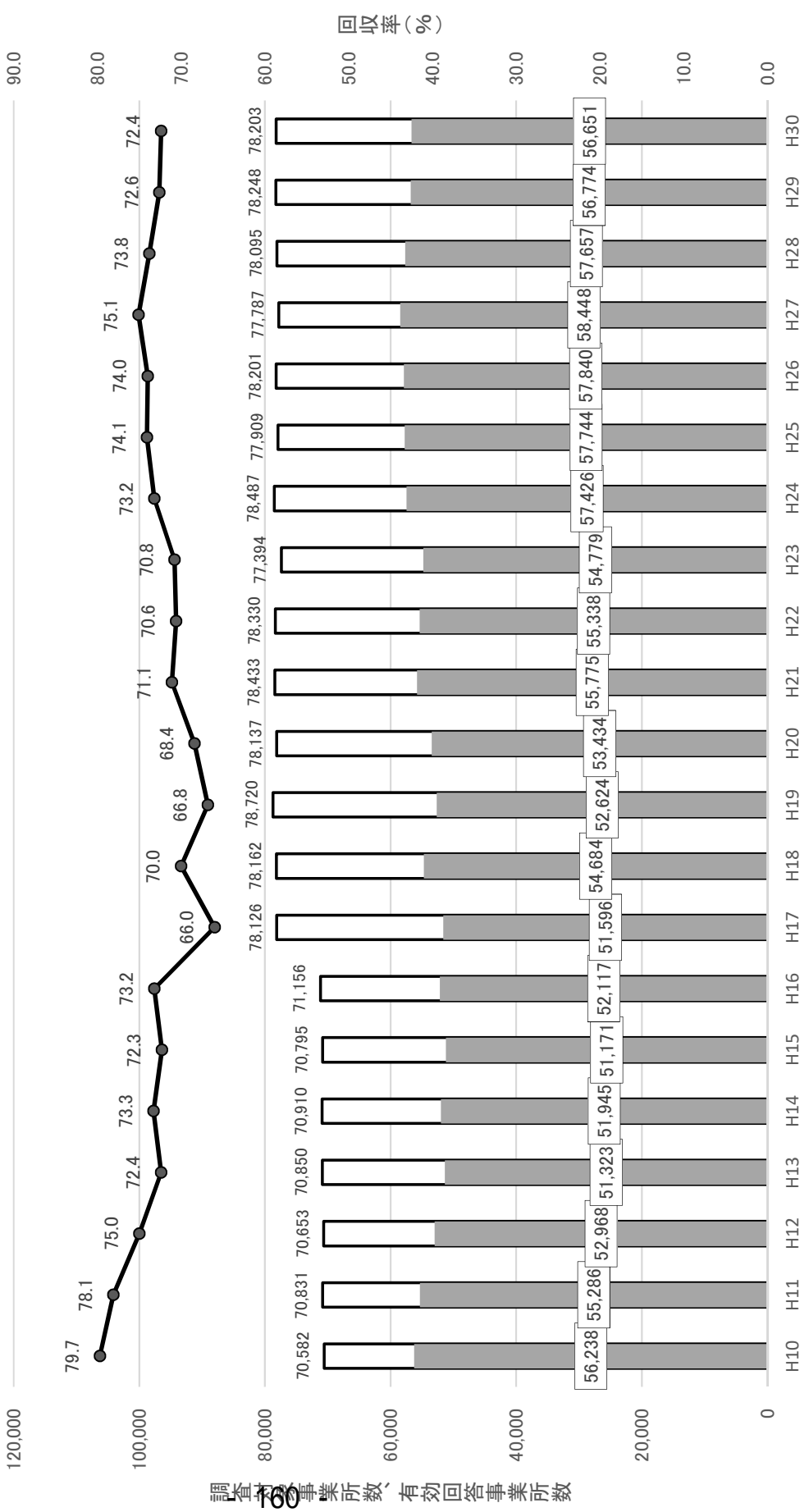
2. 記入の正確性を確保するための対策

- 返送された調査票については、各労働局において職員及び統計調査員が記入項目の不備や誤りの点検を行い、疑義がある場合は電話で事業所への確認を行っている。
なお、本省においても職員が再度点検、確認を行った後にデータ化し、集計を委託している独立行政法人統計センターにおいて、機械的エラーチェック、審査を経た後に集計している。

回収率の状況について

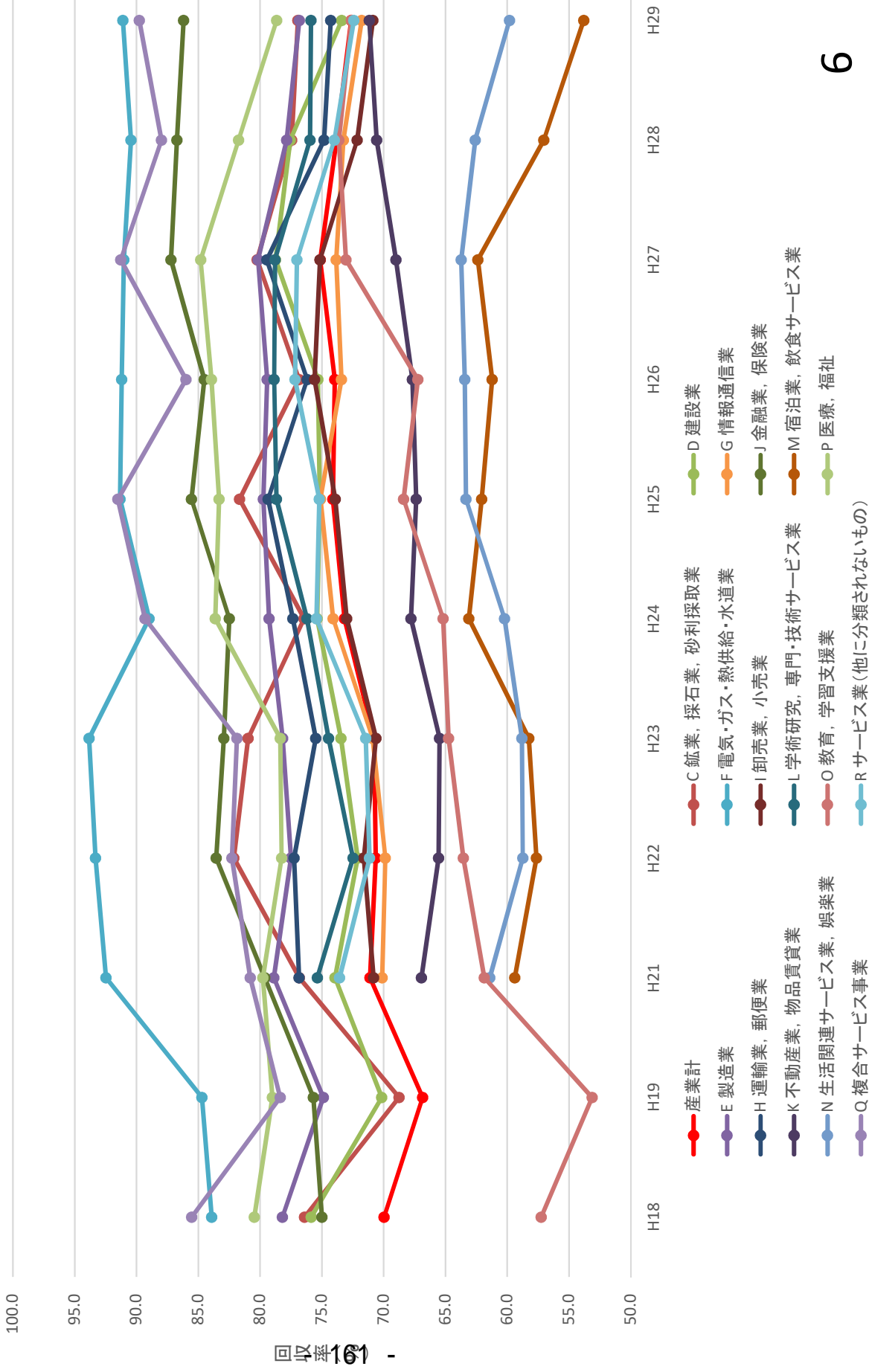
- 最近の回収率は、70%台で安定的に推移しており、平成30年で72.4%。
- 回収率向上策として、平成20年頃よりExcel形式の調査票の掲載、補充調査等の方策を実施することにより、回収率は一定の水準を維持。

調査対象事業所数、有効回答事業所数、回収率の推移



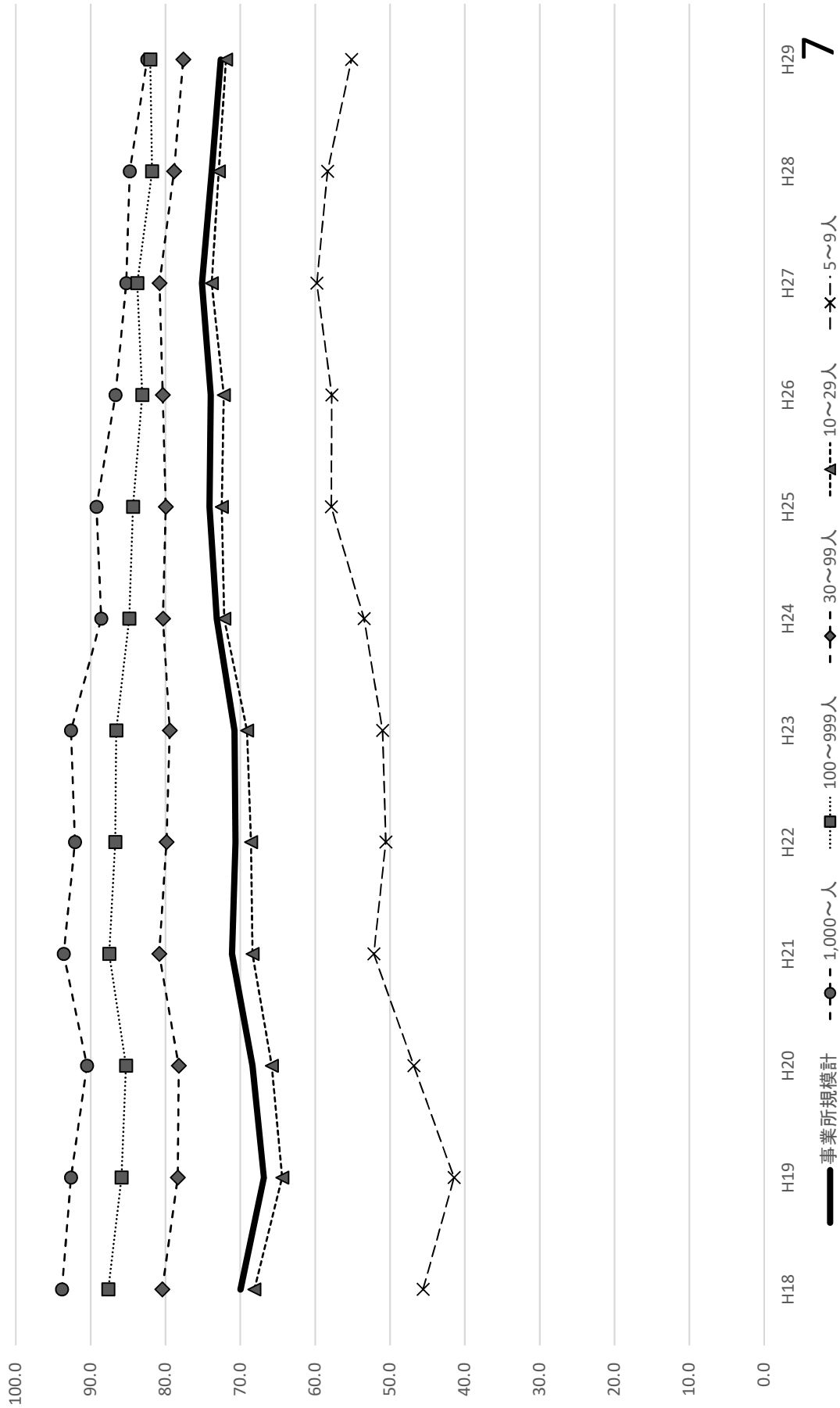
○ 産業別にみると、産業間のばらつきはあつきはあるものの、明確な減少傾向は見られない。

産業別回収率の推移



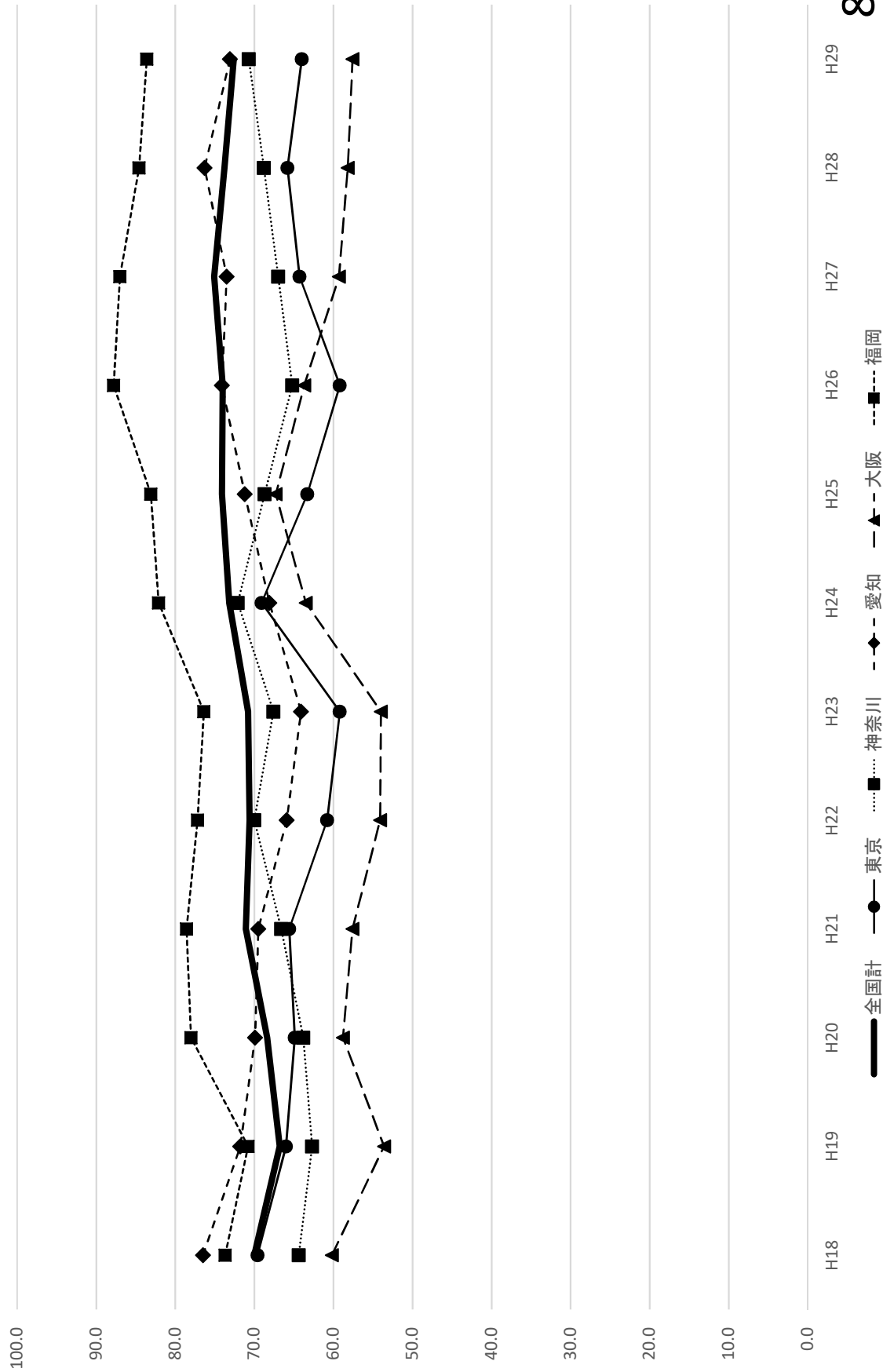
○ 事業所規模別にみると、事業所規模間の格差が縮小し、大規模事業所で低下傾向。
 ○ 大規模事業所で回収率が低下しているが、今後オンライン調査（電子媒体を含む電子データによる提出を含む）の導入を検討しており、システム化の進んでいる大規模事業所の回収率の改善を図る。

事業所規模別回収率の推移



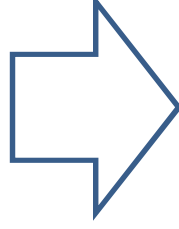
○ 郵送調査により特に回収率の低下が懸念される都市圏においても、減少傾向はみられない。
 (全都道府県の結果は別紙1を参照)

都道府県計と大都市圏(東京、神奈川、愛知、大阪、福岡)の回収率の推移



今後の調査方法について

- 郵送調査であっても、回収率は一定の水準を維持しており、また詳細な記入要領の作成や、統計調査員がしっかりと審査を行うこと等により、正確性も確保できていると考えている。
- 標準誤差率をみても、目標精度（都道府県、産業大分類、企業規模別に5%以内）は労働者数の少ない一部の層を除きおおむね達成できており、調査の目的を完遂していると考えている。（別紙2参照）



今後は、現状を踏まえ、調査方法について検討を行い、適切な調査実施に向けた改善を行う。

- また、さらなる回収率の維持・向上をめざして、
- オンライン調査（電子媒体を含む電子データでの提出を含む）の導入
 - 本社一括調査の手法見直し
 - 効果的な督促の実施（労働局の知見を活かし工夫しつつ、本省でも好事例を把握）の方策を実施予定。

「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の取扱いについて

1. 背景

- 賃金構造基本統計調査において、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」が調査対象から除外されている理由としては、夜間営業が主であることから、調査員調査を実施した際に調査票の回収が困難なことなどが背景と考えられる。
- 本来、本調査では「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象範囲から除外するべきところ、長らく調査計画の変更・承認手続きを怠っていたものである。そのことを真摯に反省しつつ、速やかに必要な手続きを実施したい。なお、統計調査に際して「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象から除外することは、その他の基幹統計等においても例がある。

165

2. バー、キャバレー、ナイトクラブを除外することによる影響

- 「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の常用雇用者数は、経済センサスに基づき作成された事業所母集団データベース（平成29年次フレーム）において、事業所規模10人以上かつ賃金構造基本統計調査の調査対象産業である事業所に限定すると全体の0.2%であり、当該業種が与える影響はほとんどないものと考ええる。

調査産業計	宿泊業・飲食 サービス業	バー、キャバレー、 ナイトクラブ	
	労働者数(人)	労働者数(人)	調査産業計に 対する割合(%)
労働者数(人)	3,207,461	71,718	0.2
39,538,012			2.2

資料出所：平成31年賃金構造基本統計調査の母集団データ(事業所母集団データベース(平成29年次フレーム)による)

※常用雇用者10人以上を雇用する事業所についての数値である。

※「事業所母集団データベース(平成29年次フレーム)」とは、「平成28年経済センサス-活動調査」を基礎として、各種行政記録情報等により整備した母集団情報である。

賃金構造基本統計調査 都道府県別回収率の推移 (%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国計	70.0	66.8	68.4	71.1	70.6	70.8	73.2	74.1	74.0	75.1	73.8	72.6
01 北海道	72.4	67.9	69.4	72.6	66.7	75.6	79.8	80.3	82.3	83.7	83.3	83.6
02 青森	74.8	72.1	69.0	74.2	76.5	73.3	75.8	79.5	76.3	79.5	79.0	71.0
03 岩手	77.1	75.8	68.3	84.0	78.3	82.7	82.1	89.3	86.6	88.8	87.3	84.3
04 宮城	61.7	55.0	60.6	59.5	64.0	51.5	67.1	70.4	71.2	70.0	71.7	66.6
05 秋田	80.0	78.7	77.9	79.5	82.0	81.7	84.5	82.3	85.4	86.3	87.3	86.7
06 山形	73.1	70.9	71.7	76.4	77.7	73.2	76.3	74.4	77.3	77.8	79.0	80.6
07 福島	66.2	61.3	69.8	69.1	67.2	60.2	68.1	70.0	72.6	77.8	74.3	77.4
08 茨城	62.3	59.8	52.4	55.7	59.2	57.1	62.4	64.2	66.8	62.4	61.3	62.4
09 栃木	70.8	69.7	73.3	74.3	77.7	77.5	74.9	74.6	77.9	82.1	79.7	72.6
10 群馬	60.1	55.9	58.9	69.1	65.9	66.1	65.3	64.6	68.3	69.1	57.9	63.6
11 埼玉	68.7	66.4	65.4	69.4	70.9	72.4	74.0	76.8	75.1	77.6	78.6	77.1
12 千葉	67.7	67.1	68.2	68.5	68.7	70.2	75.2	78.2	82.7	81.1	69.7	70.7
13 東京	69.6	66.0	64.9	65.6	60.8	59.2	69.1	63.3	59.2	64.3	65.8	64.0
14 神奈川	64.4	62.7	63.8	66.6	70.0	67.6	72.1	68.7	65.2	67.0	68.8	70.7
15 新潟	80.1	75.7	76.8	83.2	82.2	79.6	83.1	84.9	87.3	88.0	87.0	85.5
16 富山	64.2	66.6	71.3	72.3	72.9	72.9	75.4	79.4	78.9	79.5	77.1	74.9
17 石川	74.1	68.2	72.2	75.7	77.7	79.8	77.9	80.1	76.9	84.0	82.0	83.9
18 福井	75.3	66.8	69.6	77.3	78.4	79.2	79.1	79.7	77.2	80.7	82.0	78.1
19 山梨	72.1	69.6	73.8	74.4	76.0	79.5	73.2	78.7	73.0	73.7	66.1	66.5
20 長野	76.6	73.8	74.0	76.8	76.3	80.2	76.1	78.1	72.9	75.9	79.2	82.3
21 岐阜	69.0	67.4	68.0	66.3	68.5	71.2	77.3	74.0	73.9	71.5	70.0	71.4
22 静岡	65.2	64.0	69.0	68.2	69.4	70.1	73.1	74.5	69.6	72.4	67.8	73.5
23 愛知	76.5	71.8	69.9	69.5	65.9	64.1	68.1	71.2	74.1	73.5	76.3	73.1
24 三重	73.3	70.2	65.9	68.2	69.7	71.9	74.3	70.9	78.3	84.9	76.0	70.2
25 滋賀	58.5	59.3	61.7	65.6	68.1	64.3	62.9	66.0	71.9	70.3	72.0	71.7
26 京都	69.1	66.3	67.2	71.1	60.3	65.7	69.6	70.6	69.2	66.9	65.0	63.2
27 大阪	60.2	53.6	58.8	57.6	54.1	54.0	63.5	67.3	63.7	59.3	58.2	57.6
28 兵庫	66.3	65.8	65.8	70.2	64.0	70.5	71.0	69.3	70.9	71.2	78.1	74.1
29 奈良	67.4	64.8	59.0	69.1	67.3	67.3	65.6	63.2	72.5	72.6	66.3	58.0
30 和歌山	61.8	54.8	64.8	67.3	71.0	72.2	70.4	68.4	64.7	66.9	68.5	66.6
31 鳥取	80.1	80.9	76.8	82.3	78.0	78.0	73.2	75.7	73.6	73.7	72.8	74.0
32 島根	78.8	76.2	77.8	82.8	81.7	82.1	80.1	81.7	82.8	84.9	80.8	80.6
33 岡山	61.7	59.4	63.2	67.5	71.2	74.8	71.4	73.7	70.0	73.0	76.7	74.7
34 広島	80.1	76.9	70.3	78.6	83.8	78.1	77.3	81.1	79.2	76.9	72.2	67.2
35 山口	76.3	75.5	82.3	82.5	85.1	84.1	82.0	85.3	82.4	85.7	79.8	76.9
36 徳島	68.3	62.8	56.6	53.5	59.9	61.3	62.5	59.8	59.3	62.3	68.6	66.9
37 香川	70.8	65.1	64.7	71.0	71.5	70.7	66.2	67.3	72.5	76.5	78.4	71.3
38 愛媛	77.6	70.7	74.7	77.6	80.0	78.4	78.8	78.2	80.8	78.8	73.4	76.9
39 高知	62.9	64.4	65.2	68.9	69.8	71.9	69.9	70.6	74.8	76.6	69.1	69.6
40 福岡	73.7	70.8	78.0	78.6	77.2	76.4	82.1	83.1	87.8	87.0	84.6	83.6
41 佐賀	74.1	74.5	78.0	78.2	83.2	79.7	79.2	82.4	78.3	76.7	76.4	76.4
42 長崎	63.8	57.3	74.5	83.7	87.7	90.3	84.4	85.3	86.2	87.9	84.3	79.1
43 熊本	76.5	76.1	79.6	86.6	83.3	82.8	83.5	86.5	84.6	92.7	88.8	86.6
44 大分	70.9	58.7	65.7	69.0	66.7	70.0	73.0	78.6	73.0	77.7	76.5	73.8
45 宮崎	73.6	65.9	72.6	66.0	73.9	74.6	61.2	68.3	67.9	71.0	70.8	69.0
46 鹿児島	74.9	73.2	73.6	73.8	72.7	76.0	77.4	82.5	80.9	80.5	80.6	74.9
47 沖縄	73.2	78.0	75.1	77.4	70.2	72.2	81.4	82.6	80.4	74.4	66.6	67.4

都道府県、産業、企業規模別所定内給与額の標準誤差率

別紙2

企業規模計(平成29年)

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.06	1.32	0.57	0.11	0.21	0.48	0.16	0.20	0.22	0.44	0.25	0.27	0.26	0.12	0.26	0.18	0.06
01 北海道	0.46	1.89	0.46	0.62	1.69	0.92	1.45	0.56	0.91	0.93	1.40	0.27	1.24	0.72	1.57	0.18	0.76
02 青森	0.56	2.23	1.38	0.57	1.54	2.65	0.73	1.39	1.51	2.26	1.83	2.03	1.83	1.23	1.71	0.83	1.07
03 岩手	0.53	4.22	2.15	0.61	1.31	0.80	1.73	1.04	1.76	2.10	0.81	1.13	1.38	0.89	0.79	2.65	0.55
04 宮城	0.20	5.63	0.94	0.58	4.24	0.94	1.53	0.75	0.79	1.40	1.37	1.55	1.28	1.33	1.12	1.10	0.88
05 秋田	0.66	3.65	0.64	0.72	1.45	1.21	0.40	1.36	0.79	1.56	3.09	1.55	1.98	1.24	1.86	1.16	1.22
06 山形	0.29	3.00	0.72	0.53	1.50	0.98	1.74	0.81	2.18	1.53	0.99	1.28	1.34	0.49	1.99	0.19	0.68
07 福島	0.13	1.72	1.30	0.43	0.48	0.67	0.82	0.68	0.56	0.82	1.32	1.43	1.43	1.25	0.65	0.92	0.37
08 茨城	0.61	2.22	2.32	0.69	3.05	0.69	0.45	1.75	1.33	2.50	1.12	1.04	0.27	0.73	2.51	1.11	1.05
09 栃木	0.28	1.60	1.15	0.77	2.57	1.41	0.53	0.63	1.60	1.95	0.90	2.05	1.11	1.18	1.06	1.50	0.34
10 群馬	0.65	4.46	1.86	0.56	1.42	1.08	0.83	1.75	1.00	1.53	0.74	2.38	2.66	2.08	1.80	1.54	0.24
11 埼玉	0.26	2.18	1.78	0.27	1.15	1.18	0.76	0.74	0.25	0.88	1.25	1.96	1.42	0.78	1.14	1.64	0.56
12 千葉	0.40	5.24	1.53	0.99	1.01	1.28	0.88	1.12	1.49	1.51	0.44	0.89	0.52	2.02	1.63	1.04	0.41
13 東京	0.28	3.68	2.17	0.51	0.77	0.79	0.56	0.28	0.67	0.94	0.49	0.98	0.61	0.26	1.10	1.10	0.25
14 神奈川	0.36	1.87	0.89	0.48	0.85	1.39	0.45	0.49	0.85	1.15	0.77	2.11	0.59	1.81	1.09	0.90	0.66
15 新潟	0.23	2.62	0.86	0.37	2.32	1.48	1.11	0.56	2.78	1.46	2.67	1.28	1.26	1.81	0.93	1.40	1.01
16 富山	0.57	4.23	1.05	0.43	1.42	1.35	0.33	0.92	1.24	1.09	1.69	0.84	1.71	1.60	2.70	1.76	1.07
17 石川	0.41	2.44	1.06	0.52	1.86	1.12	0.65	1.27	1.21	0.78	2.10	1.15	0.91	1.33	1.02	1.99	1.34
18 福井	0.20	1.99	2.38	0.43	1.54	2.81	2.71	0.42	2.10	1.29	2.23	3.31	1.28	1.32	1.89	0.65	1.52
19 山梨	0.54	3.29	1.65	0.47	2.57	1.05	0.75	0.84	1.03	1.86	0.99	2.60	1.33	0.69	1.73	2.32	0.90
20 長野	0.47	1.62	1.87	0.50	1.84	1.09	0.53	1.38	0.80	3.55	1.36	2.03	1.78	1.01	1.87	1.02	0.74
21 岐阜	0.55	1.67	1.05	0.47	1.85	1.75	1.94	0.51	1.50	1.41	1.55	1.65	1.24	1.81	2.33	1.11	0.77
22 静岡	0.40	3.47	1.00	0.66	1.55	0.58	1.16	1.27	1.12	1.12	0.80	1.48	1.72	2.19	1.66	1.04	1.19
23 愛知	0.21	2.77	1.31	0.19	0.56	0.80	0.32	1.71	0.57	0.96	0.69	0.50	1.13	1.25	1.40	1.54	0.32
24 三重	0.36	4.29	0.71	0.39	3.37	2.94	0.52	1.27	0.33	1.85	0.61	1.58	0.97	2.31	1.15	1.32	0.49
25 滋賀	0.24	5.78	3.16	0.54	1.29	1.99	0.91	1.26	1.75	1.75	0.98	1.45	1.07	2.35	0.97	1.29	1.04
26 京都	0.51	5.65	1.21	0.50	0.43	1.25	0.45	0.73	2.23	1.13	0.50	0.80	0.97	1.08	2.51	2.05	1.47
27 大阪	0.22	3.93	1.39	0.38	0.37	1.04	1.24	0.39	1.32	1.32	1.14	0.43	1.09	0.78	0.99	0.87	0.74
28 兵庫	0.24	3.21	0.90	0.47	0.53	1.94	0.50	0.78	1.82	1.13	0.82	1.42	1.54	0.65	1.15	1.60	0.86
29 奈良	0.67	6.72	2.99	0.50	1.40	1.26	1.02	1.24	2.06	1.62	1.98	2.03	1.14	0.93	2.75	2.81	1.48
30 和歌山	0.69	3.86	1.96	0.73	1.14	1.86	1.66	1.83	2.17	1.17	1.43	3.02	1.64	1.44	2.67	1.67	0.80
31 鳥取	0.46	3.19	2.33	0.91	1.63	1.66	0.53	0.94	2.06	2.53	1.70	1.80	4.40	2.53	1.25	1.64	0.88
32 島根	0.62	7.68	2.31	0.77	1.11	2.11	1.34	1.45	0.59	1.05	1.96	1.91	1.49	1.19	2.96	2.28	1.16
33 岡山	0.85	3.70	1.72	0.67	1.08	0.76	1.38	1.03	0.79	2.91	2.39	1.72	1.62	0.90	2.73	1.45	0.61
34 広島	0.34	2.57	1.20	0.41	1.46	0.77	0.46	0.79	2.77	1.12	1.33	2.56	1.00	0.99	1.44	2.12	1.36
35 山口	0.32	1.21	1.32	0.38	1.09	1.45	1.61	0.74	1.57	0.51	2.55	1.49	1.39	1.70	2.09	2.09	1.08
36 徳島	0.23	1.53	2.67	0.87	0.45	1.49	1.77	1.62	1.33	1.97	1.73	2.35	1.70	2.71	0.63	4.39	1.69
37 香川	0.74	1.87	3.21	0.60	6.20	2.20	0.60	1.36	2.05	1.45	1.42	2.12	1.48	0.22	2.56	1.31	1.51
38 愛媛	0.43	4.22	0.79	0.65	2.24	0.37	1.09	0.41	1.46	2.00	1.36	2.00	1.42	1.44	1.37	0.58	0.64
39 高知	0.46	2.16	0.60	0.35	1.58	1.68	0.80	1.26	2.80	1.33	1.94	2.24	1.39	3.05	1.81	0.95	1.69
40 福岡	0.23	2.75	1.98	0.89	0.85	1.19	0.52	0.38	1.02	0.57	0.67	1.09	0.78	0.77	1.41	1.64	0.81
41 佐賀	1.20	7.03	0.98	0.34	3.69	1.50	1.26	1.82	1.86	1.62	2.62	2.04	1.17	2.12	3.35	1.27	1.65
42 長崎	0.50	2.44	0.69	1.04	1.51	1.13	1.09	1.02	1.03	2.20	0.90	1.67	1.23	1.00	0.96	0.49	0.55
43 熊本	0.76	3.24	0.81	0.35	1.73	0.99	1.05	0.38	1.13	1.41	0.78	2.55	0.72	0.95	2.86	1.94	0.57
44 大分	0.35	1.13	1.06	0.38	2.04	1.10	0.78	0.79	1.63	1.60	1.08	1.45	0.65	1.82	1.43	2.52	0.96
45 宮崎	0.57	3.03	0.50	0.58	2.23	0.84	1.02	1.02	1.47	3.43	0.76	1.10	0.93	1.07	2.47	1.58	0.63
46 鹿児島	0.54	1.95	2.10	0.74	0.96	0.31	1.35	0.92	2.47	1.41	1.45	2.71	0.71	0.56	1.60	2.23	0.19
47 沖縄	0.74	4.33	2.06	0.80	0.68	1.36	1.69	1.93	1.80	0.65	2.49	0.58	2.04	1.46	3.21	3.23	0.96

「…」は、計数が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模1,000人以上(平成29年)

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.12	3.84	1.67	0.18	0.31	0.66	0.30	0.21	0.32	0.73	0.35	0.63	0.39	0.56	0.16	0.15	0.19
01 北海道	0.60	-	9.44	1.72	2.03	1.47	2.23	1.36	0.88	1.08	2.48	3.58	1.66	1.21	2.34	0.47	1.71
02 青森	0.94	-	6.65	2.83	1.60	2.32	2.99	1.42	2.22	4.10	8.48	8.92	2.68	3.62	4.35	1.99	3.59
03 岩手	1.30	-	4.81	1.52	1.16	1.39	4.98	3.36	2.28	3.49	1.09	4.14	1.95	1.37	4.53	3.30	1.77
04 宮城	0.37	-	3.23	1.04	4.60	1.09	1.52	1.86	0.85	2.76	2.55	2.08	2.11	1.77	1.21	2.08	0.81
05 秋田	1.30	5.53	9.30	2.05	2.24	2.62	0.74	2.42	0.86	2.27	3.30	2.21	3.44	3.16	3.61	1.35	2.46
06 山形	0.61	-	4.08	2.68	1.93	3.13	1.26	3.17	2.45	4.47	3.18	4.28	2.18	1.76	3.79	1.15	1.23
07 福島	0.81	-	8.05	0.52	4.35	4.35	1.64	1.72	0.86	1.60	3.21	2.40	3.66	3.27	3.07	1.25	2.09
08 茨城	0.77	-	8.91	0.64	3.24	0.82	1.89	1.91	1.33	2.87	1.05	2.60	1.22	3.82	3.82	1.18	2.68
09 栃木	0.26	-	1.79	0.91	2.59	1.83	1.71	2.42	1.75	9.18	1.10	4.98	2.35	1.24	1.29	1.05	1.00
10 群馬	0.69	-	3.66	0.52	1.73	4.33	2.03	2.11	1.44	1.37	2.20	7.31	5.13	1.97	9.28	2.83	1.64
11 埼玉	0.33	-	1.77	0.62	1.39	1.41	1.31	0.57	0.23	1.29	2.23	2.09	3.36	1.19	1.56	1.88	1.61
12 千葉	0.47	9.24	1.08	1.42	1.27	2.83	0.94	1.11	1.57	3.59	0.57	1.10	0.91	3.13	2.23	1.84	0.45
13 東京	0.39	4.78	3.39	0.64	0.90	1.03	0.61	0.40	0.85	1.52	1.03	1.51	0.81	0.55	0.75	1.35	0.23
14 神奈川	0.33	-	1.70	0.49	0.90	2.42	0.94	1.00	0.96	1.44	1.20	2.06	1.07	2.36	1.12	1.09	0.91
15 新潟	0.32	3.87	3.96	0.90	2.62	1.59	0.89	1.52	3.43	4.25	2.40	3.85	0.98	1.65	4.00	2.61	0.94
16 富山	0.96	-	8.63	1.14	1.62	3.05	1.33	1.30	1.94	2.81	1.13	4.13	2.00	2.30	4.89	3.86	1.45
17 石川	1.04	-	3.53	1.45	2.15	1.06	0.86	2.28	1.37	2.08	2.57	2.63	1.83	2.00	2.00	1.56	3.01
18 福井	0.58	-	1.56	1.14	1.43	2.82	3.02	0.76	2.96	3.01	2.46	5.26	4.13	3.16	3.92	1.60	1.94
19 山梨	0.80	-	3.13	1.13	2.91	3.92	1.82	1.51	1.84	1.99	3.26	6.61	3.20	2.21	8.82	4.12	3.14
20 長野	0.61	-	6.42	1.63	1.94	4.10	0.50	2.42	0.64	2.52	2.01	1.47	6.06	2.12	3.80	4.61	2.57
21 岐阜	0.93	-	2.28	1.23	2.38	3.87	4.30	1.24	2.00	1.25	3.82	4.76	4.48	2.07	1.86	2.40	1.60
22 静岡	0.13	-	4.41	0.48	1.73	4.28	1.46	1.17	1.93	2.13	1.62	4.92	1.58	2.26	3.57	1.96	0.64
23 愛知	0.32	-	0.22	0.44	0.29	1.00	0.57	3.04	0.64	1.29	0.95	1.65	0.85	2.05	1.52	2.38	0.75
24 三重	0.45	-	2.87	0.24	3.70	4.88	1.69	1.26	0.61	3.21	3.29	2.68	3.91	4.10	4.10	2.67	0.75
25 滋賀	0.49	-	5.30	0.24	1.49	2.81	1.45	1.44	2.04	4.57	3.59	2.20	3.55	4.97	2.30	2.82	1.58
26 京都	0.23	-	4.54	0.92	0.81	2.36	1.41	1.54	2.43	4.93	1.04	2.83	2.52	1.38	2.18	3.22	0.56
27 大阪	0.44	-	1.09	0.56	0.33	1.06	1.86	1.14	1.76	1.79	2.32	1.31	1.52	0.82	1.99	1.03	2.05
28 兵庫	0.42	-	3.41	0.60	0.55	2.57	1.01	1.04	2.12	2.00	1.22	2.22	1.00	1.22	2.14	1.82	0.89
29 奈良	0.44	-	3.38	1.25	1.73	2.54	0.99	2.44	1.45	1.24	2.00	4.41	2.16	1.32	2.68	2.81	1.78
30 和歌山	0.30	-	1.89	1.16	1.38	3.32	1.47	2.97	2.58	6.37	2.67	2.43	5.99	1.37	3.35	3.07	2.43
31 鳥取	1.55	-	1.70	1.76	0.96	3.51	1.60	2.74	0.99	4.59	2.90	1.08	3.14	4.08	5.94	2.95	3.81
32 島根	0.89	-	1.70	1.76	1.13	2.37	3.57	3.42	0.99	4.59	1.65	5.46	4.62	3.16	2.92	2.28	2.36
33 岡山	1.24	-	12.77	0.57	1.42	1.18	1.83	2.38	1.02	5.31	3.46	3.26	3.13	2.28	3.37	1.29	1.13
34 広島	0.51	-	1.38	0.94	2.01	1.58	2.39	1.16	3.07	2.40	1.38	7.56	5.52	1.81	1.10	2.57	1.17
35 山口	0.59	-	2.49	1.79	1.79	2.08	2.86	2.35	2.07	2.56	2.72	4.82	2.18	1.14	1.67	2.94	2.19
36 徳島	0.77	-	6.06	1.21	0.93	5.39	0.76	2.09	1.56	3.27	...	2.76	2.18	2.86	2.23	7.75	5.19
37 香川	1.19	-	5.53	1.36	6.55	2.62	0.39	2.32	2.01	0.61	2.96	3.13	0.29	1.95	4.10	1.56	2.43
38 愛媛	0.45	-	2.09	0.88	2.36	1.68	4.65	2.54	1.78	7.30	3.25	1.96	4.11	3.04	5.91	1.72	2.39
39 高知	1.52	-	2.11	3.78	1.37	1.40	4.65	4.02	2.83	4.00	0.80	4.28	4.24	3.62	4.74	2.13	5.59
40 福岡	0.52	8.04	2.60	0.40	1.06	1.47	0.91	1.12	1.32	1.72	1.61	1.81	0.89	1.70	2.43	1.75	2.58
41 佐賀	0.82	-	4.59	1.89	4.04	2.12	3.02	1.84	2.63	4.21	4.26	6.31	1.27	1.42	3.27	2.20	2.76
42 長崎	1.07	-	2.04	1.40	2.32	2.35	2.48	2.81	1.31	5.94	1.14	3.57	3.59	3.85	4.54	1.57	1.09
43 熊本	0.98	-	1.95	1.58	1.80	2.11	1.56	2.36	1.65	1.08	1.60	4.70	1.25	1.85	3.24	2.76	1.22
44 大分	0.31	-	2.07	0.98	2.31	0.99	1.39	1.29	2.06	3.49	4.83	2.24	1.69	2.07	1.88	2.49	1.56
45 宮崎	1.01	-	2.82	0.94	3.42	1.82	1.35	3.41	2.88	4.23	3.91	3.29	1.76	2.89	2.75	2.83	2.70
46 鹿児島	0.26	2.73	5.12	1.55	1.68	1.78	2.11	1.25	2.68	2.36	2.83	5.14	3.54	2.18	3.12	2.84	1.29
47 沖縄	2.06	-	6.51	4.58	0.78	4.50	1.04	2.82	1.70	1.81	2.05	3.91	5.99	2.45	7.58	3.23	1.74

「...」は、計数が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.08	2.50	0.31	0.15	1.01	0.81	0.24	0.35	0.49	0.60	0.42	0.57	0.24	0.35	0.35	0.55	0.37
01 北海道	0.87	2.38	1.37	1.30	1.39	1.50	2.83	0.51	3.52	1.69	2.91	5.16	1.68	2.58	2.10	0.59	1.35
02 青森	1.57	4.14	3.48	1.42	2.95	2.02	0.33	1.69	3.14	2.48	3.77	3.88	0.61	3.79	3.79	0.92	1.17
03 岩手	1.36	12.66	9.16	1.24	7.33	1.89	1.98	1.06	2.18	2.09	2.79	0.67	2.05	1.40	3.69	1.41	0.78
04 宮城	0.32	-	2.76	0.53	3.61	0.95	1.45	0.97	3.65	1.76	3.85	3.57	2.73	2.81	1.18	3.65	1.41
05 秋田	1.13	-	3.16	0.89	6.59	1.17	1.59	2.90	1.22	4.46	3.29	3.29	1.74	3.18	2.98	1.87	1.39
06 山形	0.63	-	1.65	0.55	2.17	1.59	2.14	1.78	2.24	4.41	1.26	1.86	2.53	2.05	1.97	0.92	2.23
07 福島	0.50	-	2.93	0.60	2.32	0.89	1.52	1.37	1.25	2.58	2.14	2.65	2.07	2.19	1.46	1.93	1.62
08 茨城	0.96	6.41	2.18	2.18	1.48	1.23	1.32	2.98	3.12	3.75	1.71	2.28	1.35	2.28	3.65	1.35	0.71
09 栃木	0.46	4.67	2.79	0.44	3.42	0.95	3.04	2.02	0.72	4.25	3.33	6.92	1.91	1.65	4.16	3.28	0.82
10 群馬	1.23	2.97	3.06	1.25	16.31	1.25	1.08	2.52	1.83	3.85	3.24	3.24	2.68	3.23	2.11	0.71	0.57
11 埼玉	0.93	2.31	2.12	0.45	2.23	1.39	1.84	0.71	1.06	0.52	2.26	2.79	0.57	0.61	2.53	1.09	0.49
12 千葉	0.50	7.82	1.57	1.47	7.33	1.77	2.01	1.51	3.26	1.29	1.11	2.36	2.57	2.00	1.60	2.26	0.53
13 東京	0.41	3.81	0.94	1.26	4.57	1.45	0.70	0.66	0.44	1.01	1.01	1.61	0.76	1.30	1.82	2.38	0.54
14 神奈川	0.53	2.98	1.34	0.88	3.06	2.54	0.73	0.42	1.13	1.37	1.39	3.15	0.96	0.72	1.53	0.73	1.11
15 新潟	0.47	3.20	3.81	0.83	2.70	1.82	2.05	1.48	1.57	1.28	1.63	1.09	2.22	0.78	1.74	1.26	0.60
16 富山	0.79	-	1.92	0.98	1.65	1.47	1.04	2.18	1.33	1.93	1.94	2.39	2.44	1.56	3.89	1.70	2.22
17 石川	0.45	-	3.87	0.48	3.86	2.67	1.65	1.08	1.21	1.94	1.94	1.85	3.07	3.05	2.92	4.06	1.13
18 福井	0.65	-	3.24	1.81	4.01	2.05	6.03	0.74	1.94	2.51	2.98	3.69	2.89	1.85	1.49	1.49	2.12
19 山梨	0.66	8.14	2.55	0.83	4.22	1.05	0.61	1.25	3.02	1.30	4.32	2.98	2.03	1.51	3.85	1.33	0.82
20 長野	0.74	-	2.55	0.57	3.52	2.53	0.93	1.34	1.48	5.49	2.63	2.08	2.17	1.40	2.69	2.40	1.33
21 岐阜	1.15	-	2.82	0.89	6.51	1.44	1.04	1.33	1.88	3.53	2.44	2.72	3.37	2.52	4.04	4.79	1.62
22 静岡	1.18	-	2.85	1.61	1.05	1.95	1.54	3.02	2.33	1.68	2.59	1.94	4.79	4.10	3.00	1.83	3.43
23 愛知	0.17	-	1.77	0.45	2.78	1.86	1.03	1.15	1.70	1.64	1.61	1.71	1.40	0.88	0.97	1.02	0.69
24 三重	0.31	6.70	2.65	0.47	2.17	4.15	1.10	2.42	1.70	1.68	1.93	3.41	1.18	2.97	1.10	1.14	1.21
25 滋賀	0.52	-	3.69	0.60	5.22	2.64	1.79	2.39	1.61	1.75	1.17	2.29	2.43	2.84	1.58	1.67	0.90
26 京都	0.73	7.49	1.37	0.83	6.58	0.91	0.38	2.11	4.05	2.81	1.21	2.06	1.06	1.22	2.88	2.15	2.60
27 大阪	0.34	6.19	3.06	0.47	1.61	1.56	1.32	0.65	1.14	1.65	0.49	1.31	2.11	1.39	1.49	0.69	0.67
28 兵庫	0.18	6.64	1.47	0.70	5.83	2.06	1.45	1.66	2.77	2.59	0.97	2.38	2.04	1.57	1.50	1.80	1.50
29 奈良	1.26	-	6.94	1.37	2.06	4.85	5.37	2.02	2.99	5.02	3.75	3.12	2.52	1.02	3.19	-	2.18
30 和歌山	1.24	-	2.97	1.50	2.35	2.45	2.47	1.79	2.60	2.75	5.08	3.39	9.35	3.75	4.55	1.65	1.65
31 鳥取	1.10	-	1.17	0.91	-	3.80	2.26	2.22	3.60	1.88	3.84	3.59	4.02	1.65	1.48	1.24	1.11
32 島根	0.92	-	3.19	0.82	-	2.73	2.22	2.25	2.00	1.88	3.81	3.07	1.22	3.12	3.87	-	1.11
33 岡山	0.78	5.81	2.11	0.90	3.79	1.57	1.42	1.36	2.54	2.18	2.01	4.87	2.59	1.50	2.87	3.63	1.12
34 広島	0.33	-	2.25	0.22	0.77	1.02	1.39	0.90	2.40	1.38	2.28	2.27	1.77	1.59	2.00	1.68	1.87
35 山口	0.78	1.62	3.71	0.68	1.31	2.60	0.88	0.62	0.85	1.73	4.29	2.36	3.04	2.19	2.19	1.69	1.07
36 徳島	0.87	-	5.48	0.66	5.14	1.67	1.00	1.50	3.49	3.32	2.37	2.75	1.71	3.27	1.63	10.61	0.76
37 香川	0.59	-	2.99	0.91	1.55	3.72	1.35	0.98	4.23	2.10	3.22	5.13	2.43	1.66	1.66	-	1.40
38 愛媛	0.71	-	1.85	1.02	3.59	0.60	2.27	2.25	2.17	1.25	1.43	3.67	2.41	1.95	2.87	2.72	0.98
39 高知	1.07	2.85	2.46	0.28	7.03	2.26	1.76	0.92	1.64	3.36	3.50	3.69	1.28	5.78	2.49	2.14	2.47
40 福岡	0.47	7.29	4.05	2.24	1.32	1.64	0.78	1.25	1.61	0.95	1.97	1.66	1.74	1.61	2.17	2.20	0.70
41 佐賀	2.27	-	2.06	0.50	1.91	4.47	1.48	3.29	2.80	4.13	5.27	3.02	3.23	4.61	5.03	4.32	0.81
42 長崎	1.46	-	0.66	0.61	3.51	2.77	3.17	0.78	1.93	2.72	2.25	3.06	2.84	0.85	4.21	1.70	2.26
43 熊本	1.14	3.68	3.18	0.34	5.60	1.82	1.11	0.58	1.48	3.84	3.88	4.90	2.19	0.61	3.51	0.82	1.54
44 大分	0.97	6.09	1.52	0.91	1.74	1.48	1.48	2.05	2.62	2.53	3.88	2.34	1.74	2.42	2.34	3.94	0.68
45 宮崎	1.02	-	2.39	1.70	4.11	1.17	2.68	1.70	1.22	8.91	3.90	1.82	3.96	1.66	2.68	1.30	0.83
46 鹿児島	1.14	3.35	1.75	1.87	3.75	0.56	1.05	1.51	0.93	2.03	2.99	2.41	1.92	1.39	2.77	2.30	0.90
47 沖縄	1.22	-	2.40	1.54	4.67	1.55	3.62	1.12	2.52	1.01	2.14	1.69	2.82	1.37	5.30	-	0.91

[...]は、計数が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃借業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
01	全国計	0.09	0.30	0.21	0.47	1.27	0.18	0.21	0.70	0.52	0.69	0.39	0.45	0.35	0.48	1.45	0.29
02	北海道	0.56	0.77	1.21	2.22	1.36	0.63	1.08	2.15	0.69	1.91	2.79	0.92	3.13	0.92	2.89	0.44
03	青森	1.02	1.74	0.54	0.78	4.21	0.32	1.82	15.27	2.93	2.66	4.42	3.42	1.12	2.36	2.36	1.53
04	岩手	0.68	1.44	0.77	2.55	2.03	0.80	1.30	3.03	3.25	2.06	2.54	1.35	1.63	1.96	3.71	1.61
05	宮城	0.47	1.12	0.77	-	2.43	2.04	1.54	5.84	2.08	1.83	3.91	1.43	0.67	2.74	4.87	0.81
06	秋田	0.19	0.61	0.68	2.12	2.94	0.91	1.83	1.22	2.34	1.53	0.81	3.88	1.18	1.78	-	1.42
07	山形	0.48	0.85	1.12	1.81	1.77	2.01	2.04	2.05	1.87	1.01	1.84	2.75	1.22	1.72	-	1.48
08	福島	0.47	1.50	1.12	3.65	1.83	0.55	1.47	5.58	1.03	2.85	1.37	1.99	1.37	1.52	5.20	0.56
09	茨城	0.51	2.69	2.01	6.89	2.26	0.34	2.92	3.74	2.16	1.12	1.12	0.41	1.05	1.28	-	1.74
10	栃木	0.93	3.16	1.53	6.95	4.21	1.14	0.91	3.31	1.53	0.78	3.79	2.10	1.79	2.64	-	1.13
11	群馬	0.85	2.19	1.28	2.63	0.64	1.85	1.58	7.01	2.42	1.99	3.18	3.73	2.44	3.53	...	0.93
12	埼玉	0.15	2.22	0.35	2.56	1.99	1.03	2.47	1.82	2.67	1.57	1.94	2.64	0.58	3.10	3.54	0.85
13	千葉	0.58	2.17	0.86	1.56	2.63	0.58	1.86	7.09	1.32	0.65	1.15	2.24	1.18	2.28	13.30	1.40
14	東京	0.43	0.89	0.75	1.59	2.25	1.37	0.49	1.62	1.51	0.74	1.40	1.56	1.27	3.96	6.55	1.38
15	神奈川	0.70	0.88	0.79	3.27	0.96	0.56	1.39	3.25	1.07	0.97	1.48	1.11	0.56	2.84	3.88	0.50
16	新潟	0.41	1.23	1.05	2.29	1.79	1.82	0.34	5.28	3.09	5.87	1.64	1.22	1.47	1.17	-	2.09
17	富山	0.31	1.02	0.49	1.43	2.10	0.90	1.06	3.88	1.38	3.19	1.88	2.06	1.00	1.09	4.82	1.38
18	石川	0.51	1.29	1.00	2.70	0.80	0.91	1.06	4.57	2.31	2.61	1.43	2.81	1.71	1.42	-	0.94
19	福井	0.88	1.99	1.13	3.53	4.00	4.12	0.64	4.72	0.96	2.98	5.03	3.50	2.90	4.69	5.46	2.57
20	山梨	1.04	3.17	1.43	3.74	1.57	1.43	1.29	1.99	2.80	2.25	2.65	1.66	2.79	2.56	-	1.03
21	長野	0.43	1.66	0.72	2.32	1.99	1.10	1.31	3.26	4.53	3.04	3.53	2.91	1.15	1.01	-	1.53
22	岐阜	0.48	1.28	0.70	2.82	1.97	1.51	1.31	3.26	1.74	3.91	4.65	1.10	2.50	1.00	3.00	0.50
23	静岡	0.31	1.99	0.77	4.65	1.81	1.35	1.60	5.33	1.44	1.45	1.12	1.76	2.92	1.58	1.78	1.01
24	愛知	0.37	2.45	0.58	8.43	2.06	1.19	0.41	4.97	0.97	1.18	1.42	1.76	0.91	4.13	4.31	0.69
25	三重	0.61	0.75	1.52	5.83	2.05	2.36	1.78	3.22	5.74	2.51	2.74	1.43	0.83	0.86	-	0.97
26	滋賀	0.51	3.72	0.54	4.86	2.81	0.99	1.83	5.03	1.83	1.42	3.07	2.52	2.55	2.94	1.64	2.04
27	京都	0.82	2.00	1.26	1.80	7.41	1.82	0.53	4.89	2.18	1.64	1.92	1.79	1.80	3.46	8.69	0.70
28	大阪	0.40	1.81	0.74	3.78	2.65	1.59	1.06	2.91	1.92	2.45	3.36	1.80	1.03	3.11	3.14	0.75
29	兵庫	0.68	1.78	0.38	1.69	4.44	1.87	2.21	2.12	1.73	1.48	2.17	3.14	1.09	2.56	6.08	1.58
30	奈良	0.87	3.12	1.49	4.92	1.26	2.49	3.22	0.68	2.62	2.20	1.87	1.85	2.23	3.81	-	1.31
31	和歌山	1.21	4.59	0.74	5.55	2.49	1.68	1.34	2.77	2.02	1.85	6.37	3.86	2.00	2.87	-	2.00
32	鳥取	0.71	2.46	1.57	6.86	2.41	2.79	3.99	2.70	2.54	2.06	1.42	6.14	1.63	6.67	4.44	0.72
33	島根	0.81	2.83	0.94	1.79	3.02	1.73	0.99	3.61	2.10	2.43	2.35	1.09	1.18	1.68	-	0.69
34	岡山	1.00	2.49	1.70	2.21	0.77	1.12	0.61	2.72	3.22	3.97	2.46	1.29	1.10	2.47	6.36	0.26
35	広島	0.93	1.41	0.26	4.22	1.14	1.38	3.95	7.45	1.21	3.89	3.60	1.23	1.37	2.39	-	2.36
36	山口	1.01	1.93	1.05	3.60	0.97	3.51	1.91	1.53	1.14	2.05	1.92	1.75	3.20	2.36	-	0.89
37	徳島	0.94	2.56	1.54	5.93	3.58	3.16	2.08	1.29	2.42	2.65	3.97	6.76	0.94	5.47	2.64	1.50
38	香川	1.12	2.52	0.52	5.60	1.94	1.41	1.25	5.43	2.99	2.91	3.07	1.70	0.84	5.47	2.30	1.51
39	愛媛	0.50	1.34	0.63	6.71	2.60	1.02	2.12	1.03	1.15	3.52	3.66	1.60	2.19	2.54	-	0.79
40	高知	0.66	0.54	0.84	3.12	1.04	1.42	2.06	5.29	2.54	4.89	2.26	4.28	2.30	2.00	11.60	1.62
41	福岡	0.27	1.27	0.82	2.69	0.92	1.02	1.73	3.17	1.49	1.31	1.57	0.93	3.16	0.65	4.43	2.06
42	佐賀	0.49	1.44	1.03	2.35	2.73	1.19	1.85	3.94	3.47	3.62	3.92	2.20	3.16	1.55	...	2.38
43	長崎	0.23	0.84	1.79	-	2.87	1.01	1.85	1.87	2.58	3.63	1.50	2.16	0.99	0.95	1.77	1.02
44	熊本	0.52	0.70	0.87	2.08	1.73	2.73	1.76	2.24	1.90	3.92	2.82	1.47	2.31	2.35	2.99	0.96
45	大分	0.36	1.28	0.93	2.76	0.93	0.52	1.13	3.88	1.89	1.89	2.77	2.14	1.36	2.60	-	1.27
46	宮崎	0.44	1.34	0.89	2.70	1.53	0.54	0.51	1.84	3.52	0.56	2.87	1.43	1.30	3.39	3.12	1.34
47	鹿児島	0.97	2.16	1.08	2.70	0.66	1.33	2.59	3.43	2.11	1.78	2.26	2.47	1.20	1.38	6.72	0.55
48	沖縄	0.29	3.62	0.52	3.88	1.09	1.05	3.05	3.23	0.99	3.26	2.34	3.02	2.30	2.91	-	1.71

「...」は、計数が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

都道府県、産業、企業規模別所定内給与額の標準誤差率

企業規模統計(平成27年)

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.06	0.80	0.31	0.09	0.14	0.34	0.26	0.24	0.52	0.23	0.30	0.17	0.17	0.19	0.23	0.44	0.34
01 北海道	0.61	2.62	0.77	0.87	1.51	0.72	0.42	1.03	0.86	1.37	1.68	1.37	0.82	1.20	1.32	1.68	0.46
02 青森	0.71	1.57	0.48	0.46	1.11	1.12	0.83	0.92	0.74	1.85	1.60	2.06	2.06	2.14	2.68	1.54	2.21
03 岩手	0.39	1.59	1.27	0.32	0.74	1.10	0.62	0.97	1.34	2.91	1.46	1.11	1.11	1.06	1.62	0.71	0.53
04 宮城	0.26	3.73	2.22	0.65	0.73	0.55	1.46	1.29	1.46	1.99	2.96	3.21	3.21	1.16	1.98	0.53	1.18
05 秋田	0.90	2.26	1.15	0.73	0.90	1.55	1.21	1.76	2.35	2.42	2.47	1.28	1.28	1.47	3.16	2.71	0.41
06 山形	0.25	3.15	1.62	0.42	1.48	0.48	1.58	0.89	1.68	3.41	1.98	1.43	1.43	1.66	1.09	2.20	0.88
07 福島	0.58	3.17	1.55	0.41	1.45	1.35	0.77	1.47	1.86	3.12	2.63	2.82	2.82	1.22	2.67	1.21	0.86
08 茨城	0.37	3.32	0.92	0.36	1.80	1.23	1.45	0.77	2.45	1.29	1.45	0.90	0.90	1.35	2.97	3.24	0.62
09 栃木	0.30	2.56	1.20	0.43	2.21	1.77	1.41	1.33	2.86	1.62	1.61	1.10	1.10	1.44	1.44	1.36	0.71
10 群馬	0.31	7.07	2.14	0.48	1.76	0.51	1.41	0.97	1.19	0.52	1.48	0.99	0.99	2.37	1.29	3.51	1.23
11 埼玉	0.50	1.75	0.90	1.11	0.77	0.56	1.45	0.50	2.02	0.92	1.15	0.61	0.65	0.79	1.17	2.02	0.69
12 千葉	0.51	1.39	1.65	0.22	1.05	1.29	0.58	0.37	1.85	0.65	1.23	1.13	1.13	0.86	2.62	1.78	0.87
13 東京	0.35	2.56	0.65	0.78	1.00	0.48	0.95	0.76	1.64	0.53	1.26	0.71	0.71	0.48	2.17	1.86	0.79
14 神奈川	0.15	4.17	1.77	0.47	1.10	0.35	0.99	0.76	1.05	1.38	0.82	0.59	0.59	0.59	2.02	1.47	0.43
15 新潟	0.65	1.60	0.64	0.61	1.63	0.58	1.39	0.64	2.34	1.20	2.49	1.12	1.05	0.94	2.99	1.49	0.62
16 富山	0.26	2.24	3.11	0.59	1.00	0.92	1.52	0.69	2.51	1.11	1.37	2.38	1.33	0.99	1.85	1.82	0.54
17 石川	0.35	3.59	1.82	0.58	0.63	1.41	2.58	0.96	2.54	1.49	1.71	0.99	0.87	0.98	2.66	0.90	1.31
18 福井	0.88	3.51	1.86	0.37	0.95	0.76	2.24	1.10	1.24	0.97	1.11	2.02	2.02	1.22	3.49	1.32	1.04
19 山梨	0.36	2.06	0.73	0.90	1.91	0.94	0.46	0.46	1.94	1.65	1.80	2.45	3.40	1.46	0.93	1.63	1.85
20 長野	0.22	2.25	1.34	0.66	1.69	1.63	0.37	0.86	2.57	2.79	2.24	2.80	2.80	0.69	1.41	1.70	0.97
21 岐阜	0.45	1.93	0.73	0.39	3.07	0.92	0.62	0.90	2.17	2.23	1.95	1.26	2.78	1.22	0.95	1.42	2.03
22 静岡	0.40	3.19	2.81	0.56	0.56	0.72	1.32	1.07	4.76	2.64	1.61	1.61	2.62	1.60	3.10	0.67	3.68
23 愛知	0.31	1.57	0.81	0.46	2.14	0.63	1.28	1.10	1.02	0.84	1.14	0.88	0.82	1.87	0.58	1.69	1.06
24 三重	0.19	2.69	1.36	0.10	1.46	0.95	0.99	1.25	2.23	2.81	3.45	0.77	1.24	1.28	0.26	1.76	1.50
25 滋賀	0.28	-	0.80	0.60	0.47	1.03	0.92	0.60	1.75	2.38	2.05	1.98	1.63	1.81	1.13	1.89	0.94
26 京都	0.43	3.18	1.60	0.34	1.35	1.27	0.92	0.58	1.12	0.84	2.87	1.01	1.24	1.77	2.43	3.30	0.77
27 大阪	0.30	3.81	1.18	0.69	0.83	0.85	0.51	1.16	0.71	1.87	1.14	0.63	0.97	0.57	1.31	1.57	1.28
28 兵庫	0.66	4.37	2.03	0.43	2.07	1.20	3.17	0.81	1.28	0.94	1.20	0.79	1.09	2.48	0.98	2.12	1.56
29 奈良	0.46	9.13	1.16	0.76	1.47	2.64	1.26	0.47	1.03	3.87	1.84	1.45	1.27	1.13	1.70	4.92	0.97
30 和歌山	0.72	6.61	1.65	1.18	1.66	1.54	1.68	0.80	3.59	0.62	3.08	1.27	4.17	1.60	1.70	1.23	0.26
31 鳥取	0.48	2.83	1.35	0.39	2.24	1.71	1.76	0.48	0.92	2.57	2.18	4.50	0.88	1.70	1.56	1.48	0.37
32 島根	0.36	4.32	1.26	0.79	0.58	1.25	0.98	0.87	0.98	2.96	1.62	2.84	2.14	1.26	1.96	1.11	1.23
33 岡山	0.60	2.28	1.28	0.81	0.76	0.74	0.69	0.45	0.73	1.45	3.75	1.60	1.81	0.73	3.41	1.46	1.32
34 広島	0.53	2.72	0.99	0.48	0.52	1.00	1.21	0.98	0.80	0.48	1.51	2.17	0.93	1.84	1.70	0.84	1.69
35 山口	0.67	1.83	2.25	0.68	1.23	0.53	1.30	0.71	1.75	1.27	2.88	1.93	2.75	2.28	2.76	1.13	1.18
36 徳島	0.56	1.11	0.85	0.21	1.67	2.09	1.84	0.79	1.90	1.88	2.55	1.12	1.86	2.02	1.87	1.29	2.54
37 香川	0.44	2.47	1.12	1.11	3.42	0.94	0.59	1.43	2.18	1.18	1.25	1.25	0.99	0.90	1.63	2.82	0.62
38 愛媛	0.32	1.94	1.81	0.44	1.30	0.77	1.34	0.45	1.91	3.36	3.00	1.39	2.20	1.74	1.65	1.64	1.06
39 高知	1.69	1.29	0.91	0.40	0.95	1.09	0.76	1.46	1.56	3.04	0.31	4.64	1.56	1.37	4.53	1.46	1.21
40 福岡	0.38	1.75	0.50	0.49	0.91	0.58	0.34	1.22	0.60	1.04	1.43	0.13	0.57	2.11	4.53	2.05	0.40
41 佐賀	1.55	3.35	2.97	0.95	2.57	1.79	1.40	1.72	2.78	1.36	2.01	0.99	1.25	1.61	5.41	2.44	1.11
42 長崎	1.16	2.51	0.99	0.79	1.26	1.30	0.58	0.77	1.16	8.36	2.50	0.83	2.03	2.63	4.25	1.70	0.90
43 熊本	0.60	2.53	2.81	0.61	0.99	0.78	1.54	1.33	1.59	0.62	3.94	1.13	1.05	1.04	2.27	1.66	0.87
44 大分	1.13	3.48	1.01	0.86	1.89	0.72	2.28	0.94	2.05	2.94	1.72	2.77	2.10	1.78	3.49	2.26	0.93
45 宮崎	1.15	1.61	1.52	0.74	3.34	0.87	1.06	1.49	1.06	1.75	2.13	0.94	2.30	2.66	3.75	1.10	1.36
46 鹿児島	0.48	3.25	1.09	0.44	2.02	0.61	1.45	0.79	1.87	1.71	3.24	0.46	1.40	1.47	1.32	1.18	0.70
47 沖縄	0.64	1.92	0.80	0.64	1.21	1.58	0.69	1.57	1.27	0.82	1.54	0.39	2.64	1.77	1.85	1.40	1.01

「…」は、記載が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模1,000人以上(平成27年)

	調査産業計	C鉱業・採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.17	2.48	0.92	0.26	0.16	0.84	0.64	0.45	0.63	0.54	0.60	0.32	0.65	0.38	0.74	0.58	0.79
01 北海道	0.45	6.40	2.14	0.92	1.29	1.59	1.67	1.91	0.94	0.94	1.90	1.70	1.60	2.63	1.31	0.97	0.97
02 青森	0.34	-	6.42	0.64	1.33	1.61	2.27	3.17	0.77	6.55	6.81	4.83	5.37	1.12	1.89	2.29	5.09
03 岩手	0.66	-	6.28	2.16	0.83	0.97	1.13	1.45	1.69	5.70	2.27	4.52	6.04	3.28	2.74	2.12	1.29
04 宮城	0.81	-	2.95	0.64	0.83	2.01	1.05	2.24	1.89	2.39	2.39	2.82	5.65	3.94	3.94	0.85	1.20
05 秋田	1.81	7.43	5.35	3.24	1.54	1.93	2.19	2.70	2.76	3.69	6.15	7.52	1.05	3.97	4.56	3.65	2.48
06 山形	0.74	-	5.84	1.40	1.10	3.37	2.45	5.29	1.89	...	4.07	2.84	2.27	1.74	1.89	3.91	3.24
07 福島	0.97	-	2.74	1.07	1.51	2.66	1.07	2.98	2.60	5.17	7.45	0.97	2.82	3.84	3.84	1.90	2.63
08 茨城	0.70	-	4.62	1.12	2.76	2.67	1.63	2.11	2.66	4.16	2.16	2.74	5.38	4.04	4.04	3.82	0.29
09 栃木	0.26	-	7.43	0.92	2.48	1.71	0.77	2.00	3.33	1.55	1.52	2.62	4.48	2.37	1.40	1.61	1.84
10 群馬	0.49	-	3.84	0.89	1.77	2.95	2.50	2.64	1.13	3.49	3.33	3.10	1.77	1.88	1.88	5.33	2.19
11 千葉	1.04	-	2.67	2.51	0.90	1.49	3.42	1.44	2.95	3.89	2.05	0.71	2.14	4.04	1.60	2.62	1.39
12 東京都	0.40	2.44	1.52	1.04	1.08	3.24	1.21	0.90	2.01	0.64	0.82	1.98	2.83	2.69	2.45	2.26	2.45
13 東京都	0.48	1.59	1.21	1.31	1.14	1.16	1.23	1.37	1.99	0.67	1.56	0.55	0.88	0.70	1.03	1.94	1.24
14 東京都	0.16	-	1.45	0.78	1.01	1.01	0.68	1.29	1.43	1.40	0.93	0.42	1.59	1.35	2.49	1.51	0.88
15 東京都	0.99	4.82	2.97	0.69	2.24	3.21	2.50	1.75	2.26	5.88	1.19	4.15	1.94	0.35	8.31	1.75	2.19
16 東京都	0.88	-	1.16	0.79	1.44	3.51	6.42	0.78	3.85	6.71	3.83	3.98	1.70	1.78	3.23	3.79	1.83
17 東京都	0.32	-	4.34	1.21	1.00	2.49	2.73	0.85	3.55	8.91	4.69	2.82	1.54	2.22	2.28	0.85	2.76
18 東京都	0.62	-	3.27	1.21	1.00	3.47	0.55	1.97	2.02	6.56	1.80	6.24	3.59	1.31	2.51	3.04	-
19 東京都	0.71	-	5.31	1.84	2.18	1.89	0.85	1.97	2.93	4.37	2.44	2.15	5.51	6.28	1.58	3.63	3.44
20 東京都	0.77	-	3.61	1.24	1.95	6.22	0.33	1.40	1.90	3.92	12.02	3.04	8.31	3.74	3.51	1.17	1.27
21 東京都	0.54	-	7.74	0.34	3.09	1.71	0.81	2.34	2.44	1.11	1.86	1.79	2.10	0.67	6.58	1.49	4.94
22 東京都	1.55	-	8.15	1.22	0.65	2.35	1.37	2.19	5.44	2.69	1.95	1.07	2.43	1.94	1.39	1.77	7.90
23 東京都	0.35	-	2.36	0.70	2.24	1.63	1.12	0.36	1.16	4.41	1.54	0.72	2.03	2.76	2.32	2.18	2.63
24 東京都	0.37	-	2.24	0.27	1.76	2.66	0.75	1.11	3.11	3.94	3.21	2.71	1.68	2.31	1.90	2.31	0.94
25 東京都	0.58	-	3.36	0.76	0.66	3.70	1.68	2.26	1.68	6.00	5.31	1.72	3.35	1.98	2.21	2.39	0.53
26 東京都	0.67	-	3.04	1.24	1.46	2.76	1.06	1.30	1.04	2.47	4.53	1.96	1.01	2.18	3.38	4.22	0.28
27 東京都	0.52	-	2.18	1.15	0.93	1.91	1.37	0.95	0.81	2.52	2.32	0.70	1.71	1.19	2.63	1.76	2.49
28 東京都	1.10	-	5.10	0.60	2.22	2.31	5.00	1.10	1.83	2.76	1.14	2.51	1.93	3.09	2.47	2.59	1.81
29 東京都	0.55	-	3.43	1.07	1.44	4.74	2.52	0.93	1.27	9.78	1.84	3.53	-	0.82	2.62	4.92	2.28
30 東京都	1.35	-	6.26	2.34	1.70	5.42	1.37	1.12	3.54	7.22	3.14	1.77	7.64	1.10	3.57	1.41	5.26
31 東京都	0.68	-	5.33	1.82	3.16	1.73	1.93	0.86	1.53	11.58	3.64	3.29	5.04	2.75	1.20	3.83	3.31
32 東京都	0.55	-	4.10	1.42	0.96	2.08	1.89	3.57	1.79	9.66	7.50	3.39	6.78	2.34	2.27	1.61	0.84
33 東京都	0.93	-	6.46	1.48	0.62	1.91	1.11	1.25	1.41	2.54	1.88	4.48	4.85	0.83	3.97	2.14	2.55
34 東京都	0.91	-	6.27	1.02	0.43	5.52	1.90	1.69	0.76	1.79	0.82	4.13	3.52	2.25	2.68	1.11	5.13
35 東京都	0.39	-	2.46	0.55	0.98	4.69	1.99	2.34	1.37	3.18	4.91	4.34	2.48	3.20	2.18	1.14	3.69
36 東京都	0.84	-	2.28	0.46	1.89	1.37	2.78	1.91	2.18	8.34	-	4.45	5.92	3.71	4.65	1.68	4.19
37 東京都	0.96	-	3.84	1.95	3.77	2.83	1.58	1.57	2.82	5.88	2.05	4.81	2.77	3.93	2.45	2.83	1.45
38 東京都	0.26	-	15.70	0.71	1.54	1.90	5.13	0.47	1.96	3.41	4.51	3.93	4.89	3.85	2.82	1.79	1.79
39 東京都	1.46	-	4.94	1.00	1.06	1.73	3.19	3.98	1.67	6.34	5.78	4.96	5.12	1.95	4.78	2.38	2.49
40 東京都	0.35	-	1.20	0.36	1.26	0.82	1.49	0.76	0.74	2.70	2.08	1.41	0.91	1.25	2.87	2.80	0.95
41 東京都	1.37	-	8.29	2.69	3.34	3.66	2.92	2.70	2.55	5.33	2.94	4.80	2.24	2.16	3.44	3.54	2.72
42 東京都	2.01	-	4.16	3.30	1.62	1.80	2.54	2.55	1.44	9.93	1.99	3.12	2.64	1.95	6.43	2.40	2.55
43 東京都	0.40	-	5.72	0.44	1.05	2.67	4.28	1.67	1.88	1.80	3.29	2.22	3.02	3.21	2.56	1.42	4.39
44 東京都	0.85	-	4.40	1.42	2.10	2.54	4.28	1.02	2.70	2.96	5.57	2.96	6.33	2.39	5.50	2.35	2.70
45 東京都	2.06	-	11.24	1.92	4.14	3.69	2.89	2.41	1.29	2.26	4.24	3.81	2.84	3.42	6.66	1.41	1.73
46 東京都	1.84	10.34	3.01	1.32	2.31	3.80	1.72	1.79	2.66	10.31	2.21	3.18	6.52	2.84	1.89	1.54	0.47
47 東京都	0.49	-	-	2.38	1.27	1.83	2.13	1.88	2.00	5.29	7.33	3.42	8.10	1.32	5.01	1.45	3.74

「...」は、計数が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模100～999人(平成27年)

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.14	0.90	0.32	0.10	0.82	0.30	0.24	0.24	0.20	0.66	0.75	0.47	0.39	0.25	0.44	0.46	0.39
01 北海道	0.90	0.96	2.37	1.55	2.82	1.38	1.26	1.26	0.78	1.97	4.39	2.44	0.98	0.84	2.35	2.73	0.18
02 青森	1.90	2.41	3.97	0.83	-	2.47	0.93	0.93	5.47	5.03	1.63	1.56	3.22	3.68	4.10	2.39	4.82
03 岩手	0.68	-	2.48	0.68	1.65	1.65	1.51	1.50	1.40	2.32	3.00	3.29	2.61	1.42	3.26	6.29	3.08
04 宮城	0.47	-	5.23	0.97	9.68	0.69	1.95	1.38	3.46	2.10	2.39	2.58	3.51	4.19	3.55	1.12	1.00
05 秋田	0.65	-	1.80	1.13	1.51	2.66	1.03	1.67	2.33	3.58	3.07	1.63	2.10	2.28	3.55	1.61	0.87
06 山形	0.76	-	3.43	0.78	3.63	0.55	2.17	0.72	6.46	5.83	5.60	3.02	2.21	2.43	1.96	1.98	1.52
07 福島	0.55	-	2.75	0.53	1.59	1.21	2.96	1.71	2.16	6.43	1.72	1.24	3.66	1.03	4.20	1.18	1.48
08 茨城	1.17	-	3.77	0.80	4.41	1.66	0.77	0.77	1.87	1.17	1.31	2.00	3.56	1.32	4.73	5.46	1.78
09 栃木	0.55	-	3.67	1.15	4.26	2.27	1.50	1.50	1.07	1.86	7.76	1.74	2.21	2.69	2.65	1.10	1.55
10 群馬	0.84	-	3.09	1.26	-	0.66	1.58	1.11	3.55	1.92	1.61	2.02	4.41	2.73	2.64	1.36	1.43
11 埼玉県	0.44	1.15	2.37	0.55	0.76	1.22	2.27	0.67	2.74	2.03	1.00	1.20	0.83	1.60	2.29	0.84	1.26
12 千葉県	1.05	5.33	1.54	0.39	5.72	3.53	0.51	1.01	1.05	3.71	4.28	1.03	2.39	1.45	4.00	1.11	2.12
13 東京都	0.75	2.39	0.56	0.59	2.93	0.59	1.32	0.86	0.69	1.14	2.33	0.85	1.24	0.76	5.10	0.97	1.72
14 神奈川県	0.65	5.31	3.12	1.07	4.79	0.97	1.71	1.68	1.92	1.83	1.79	1.28	1.37	1.04	1.67	5.45	0.93
15 新潟	0.87	4.24	1.40	0.42	0.50	1.55	3.57	1.01	3.23	2.94	5.09	1.59	2.33	0.75	3.59	1.18	2.57
16 富山	0.59	-	3.87	0.88	3.31	1.15	1.80	0.33	0.88	1.28	2.62	2.73	2.12	2.80	4.21	2.64	1.14
17 石川	0.77	-	2.00	1.59	-	1.67	1.21	1.21	2.47	1.22	1.57	1.57	1.28	4.22	1.93	3.36	0.72
18 福井	1.77	-	4.88	0.58	-	0.82	1.07	1.51	1.68	6.52	5.88	2.04	2.96	2.10	4.53	0.48	2.46
19 山梨	1.11	-	2.25	1.10	3.45	2.66	0.70	1.35	1.67	5.12	2.40	2.88	2.88	0.86	2.78	0.49	3.64
20 岐阜	0.41	-	2.99	0.99	3.61	2.77	1.31	1.26	4.32	2.82	2.03	3.34	5.14	1.76	2.06	2.87	1.76
21 静岡県	0.68	-	2.24	0.79	9.03	1.30	2.07	3.10	6.68	7.47	5.85	2.53	3.26	3.21	1.46	5.17	2.96
22 愛知県	0.86	-	6.40	0.64	3.37	2.64	2.13	1.91	2.84	5.45	0.94	1.87	4.06	4.59	6.12	3.37	1.39
23 三重	0.38	-	2.49	0.93	1.99	0.79	2.31	1.12	2.07	1.51	0.89	0.95	1.42	1.22	2.58	1.73	1.70
24 滋賀	0.50	-	3.27	0.34	11.33	1.33	2.18	1.86	2.52	5.43	6.66	1.93	0.87	1.04	0.78	1.82	3.13
25 京都	0.57	-	4.35	0.85	6.09	1.70	1.41	1.67	1.97	2.95	1.24	2.61	3.77	2.68	1.66	3.07	1.25
26 大阪	0.92	6.62	2.02	1.39	-	1.58	2.63	1.40	3.70	1.14	2.96	1.70	1.07	3.11	3.88	0.67	1.12
27 兵庫県	0.71	-	2.08	0.61	1.48	1.08	1.82	0.96	1.64	3.01	2.37	0.83	1.99	2.02	1.70	1.93	0.57
28 奈良	0.53	11.06	2.43	0.81	4.42	0.42	1.08	0.66	1.07	2.44	1.77	0.58	1.34	1.69	1.29	2.32	2.31
29 和歌山	1.10	-	3.03	1.24	3.07	6.94	3.39	1.80	0.93	5.53	3.46	2.25	4.71	1.48	3.28	-	2.49
30 鳥取	0.96	-	2.92	0.93	-	1.19	1.05	2.64	4.14	3.17	5.14	2.30	3.80	3.18	2.43	0.94	1.67
31 島根	0.99	-	4.12	0.63	-	1.65	1.49	1.12	2.68	9.09	2.89	3.41	1.07	1.60	4.02	0.51	0.87
32 岡山	0.79	4.22	3.81	0.70	2.05	0.88	2.26	1.12	1.67	1.84	1.87	2.26	2.37	1.43	4.12	2.24	2.39
33 広島	0.54	3.47	1.11	0.98	1.79	1.16	2.55	0.91	3.15	2.90	4.78	1.03	1.97	1.19	2.86	2.77	2.58
34 山口	1.13	5.05	2.18	1.24	3.23	1.27	3.25	0.56	1.67	1.89	3.71	2.12	2.92	2.09	2.74	1.47	1.27
35 徳島	1.40	2.02	5.11	1.80	1.88	1.48	1.92	1.78	4.46	4.94	2.42	1.97	2.18	1.54	4.71	1.76	2.89
36 香川	1.27	-	7.47	0.92	2.19	2.91	5.60	1.27	5.75	2.98	3.44	4.44	2.41	1.85	4.69	4.08	3.86
37 愛媛	0.87	-	0.79	1.37	2.15	1.74	2.34	1.83	1.52	2.21	1.55	2.02	2.35	2.08	3.11	-	1.09
38 高知	0.98	-	2.18	0.99	1.26	1.14	1.32	1.30	1.46	4.47	1.52	1.97	2.32	2.04	2.67	1.63	2.57
39 福岡	4.17	1.33	1.74	0.98	3.18	2.29	1.52	2.11	3.39	-	5.00	3.18	1.78	1.56	7.90	2.91	3.04
40 佐賀	0.84	5.80	2.29	0.90	4.20	1.09	0.86	0.46	1.14	2.10	1.60	2.49	0.43	2.91	2.38	2.43	0.69
41 長崎	2.80	7.44	2.66	0.91	4.20	2.54	3.84	3.84	2.71	2.71	2.21	1.92	2.55	1.18	8.55	3.12	0.96
42 熊本	1.80	-	1.26	0.97	2.48	3.55	1.70	1.03	3.57	3.80	4.66	1.56	2.06	5.25	5.76	2.75	3.82
43 大分	1.53	1.89	3.37	1.20	3.87	1.34	2.84	1.36	3.59	1.96	1.21	0.86	1.88	3.36	4.23	2.67	1.58
44 宮崎	2.15	5.63	0.89	1.19	1.61	0.61	2.74	2.00	0.96	6.83	0.48	1.52	3.13	2.05	4.93	2.69	1.61
45 鹿児島	2.42	-	3.93	0.86	3.65	1.49	1.84	3.57	2.28	4.41	4.48	3.44	3.15	2.77	6.55	2.06	1.64
46 沖縄	1.04	2.21	4.05	1.40	2.82	1.13	1.47	1.53	1.34	1.78	2.41	1.21	3.11	2.58	3.21	0.68	1.07
47	1.37	-	2.96	0.70	7.13	1.58	1.33	2.43	1.37	3.37	2.44	0.67	3.83	2.45	3.91	-	0.55

「…」は、計数が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模10～99人(平成27年)

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.18	1.28	0.37	0.26	0.67	0.57	0.49	0.54	0.76	0.70	0.74	0.46	0.80	0.26	0.64	1.65	0.45
01 北海道	0.71	2.42	1.50	1.18	1.91	0.69	0.67	1.43	4.71	1.88	2.71	1.64	2.96	0.69	1.85	4.40	0.57
02 青森	0.58	1.41	0.79	1.44	0.88	1.59	0.54	1.09	8.92	2.75	3.52	2.37	1.52	2.01	1.48	2.53	0.96
03 岩手	0.49	1.59	1.40	0.42	2.36	1.91	0.44	0.66	3.16	3.61	0.90	1.62	0.30	2.33	0.84	3.70	0.47
04 宮城	0.50	3.73	3.69	2.86	3.87	1.28	0.44	1.69	3.81	2.70	4.44	3.24	2.21	1.14	2.14	5.71	1.78
05 秋田	0.77	2.26	0.88	0.60	4.43	1.46	2.25	5.39	4.80	1.69	2.82	3.90	2.45	2.85	1.92	-	1.59
06 山形	0.81	3.15	2.21	0.99	2.13	1.18	2.28	1.59	1.32	1.82	2.33	1.86	2.46	3.05	1.10	2.46	0.68
07 福島	0.80	3.17	2.12	1.12	3.79	2.32	1.25	1.67	4.13	1.79	3.16	0.53	5.36	3.45	4.10	4.10	1.54
08 茨城	0.58	3.32	1.20	1.09	4.35	0.84	0.41	1.46	1.96	1.78	2.49	2.98	1.69	1.15	3.89	2.06	2.61
09 栃木	0.47	2.56	1.85	0.54	1.42	2.08	1.41	1.96	1.29	4.72	2.86	3.22	3.22	2.05	1.47	3.29	1.78
10 群馬	0.49	7.07	2.92	0.62	2.62	2.72	0.68	0.71	1.84	1.97	2.77	2.63	1.48	1.42	1.95	-	2.06
11 埼玉	0.45	2.11	1.31	1.09	4.22	2.85	0.88	1.30	2.79	1.81	1.23	2.71	1.25	2.14	2.08	2.44	0.64
12 千葉	0.55	2.15	3.23	0.81	0.62	2.25	2.32	2.01	5.67	1.53	2.55	1.89	2.39	1.94	1.92	1.20	0.97
13 東京	0.26	6.94	0.77	0.71	1.80	0.93	2.32	0.90	1.90	2.57	2.55	0.94	2.38	0.88	2.07	2.38	0.99
14 神奈川	0.66	4.06	3.62	1.05	3.17	0.52	0.61	0.71	1.47	1.90	2.17	2.63	1.34	0.97	3.90	10.55	0.90
15 新潟	0.68	1.28	1.25	1.03	2.29	0.34	1.98	1.78	1.26	3.50	3.14	1.42	1.25	2.51	1.82	-	0.95
16 富山	0.89	2.24	3.79	0.52	2.35	2.46	2.59	0.70	2.72	4.74	3.82	2.71	1.30	1.01	2.25	-	1.13
17 石川	1.61	3.59	1.20	0.63	4.82	4.19	2.77	1.59	2.27	1.96	2.41	0.70	2.33	1.92	7.53	2.69	2.48
18 福井	0.49	3.51	1.37	1.38	8.38	1.37	3.04	1.87	5.04	0.23	3.99	3.76	2.09	1.65	3.71	8.03	1.87
19 山梨	0.95	2.06	1.12	1.06	2.86	1.57	2.56	1.11	7.76	1.94	2.08	2.40	5.97	2.71	3.06	-	0.95
20 長野	0.72	2.25	1.98	1.04	2.17	0.82	0.67	1.20	1.87	3.44	2.92	1.82	3.40	0.80	1.71	-	1.21
21 岐阜	0.65	1.93	1.02	0.51	3.38	1.03	1.29	1.07	2.39	2.70	2.33	1.44	6.96	2.97	2.80	9.63	1.58
22 愛知	0.21	3.19	0.76	1.24	2.85	1.62	2.03	1.15	1.34	3.01	6.33	2.14	3.68	1.13	4.37	3.16	1.31
23 静岡	0.83	1.57	2.03	1.06	2.66	0.93	0.99	3.27	2.16	2.80	2.08	1.48	3.51	4.16	0.25	8.67	1.26
24 三重	0.62	2.69	1.25	0.69	4.74	1.28	0.93	1.56	3.27	4.89	3.68	1.04	3.39	1.99	3.24	3.13	1.01
25 滋賀	0.70	-	1.19	1.57	5.86	2.77	0.67	0.55	7.15	1.83	2.88	3.40	2.07	4.37	2.71	4.65	1.87
26 京都	0.58	5.05	2.96	0.99	2.92	2.28	1.38	0.84	6.63	2.30	3.47	1.25	4.81	1.68	1.09	11.96	1.67
27 大阪	0.71	3.81	1.23	0.69	3.95	1.47	1.38	3.13	4.03	1.08	2.24	1.60	2.50	1.61	2.86	6.48	0.96
28 兵庫	0.66	4.22	4.64	1.39	1.76	1.47	1.20	1.39	1.60	2.07	4.07	2.39	1.19	4.73	1.34	5.37	1.38
29 奈良	0.54	9.13	1.00	1.54	3.91	3.68	1.71	1.34	1.71	4.07	1.45	3.08	2.70	2.30	2.86	-	1.03
30 和歌山	0.39	6.61	3.04	1.52	4.34	2.20	2.67	1.05	2.97	5.62	3.68	1.95	7.53	3.21	4.31	-	1.00
31 鳥取	0.65	2.83	1.25	0.49	1.90	3.87	2.57	0.93	3.75	2.00	3.51	5.99	0.70	1.44	5.06	5.78	1.63
32 島根	0.53	4.87	0.95	1.32	4.53	3.40	1.16	0.90	4.97	4.03	2.08	4.20	2.49	3.00	2.68	6.82	1.56
33 岡山	0.78	3.95	2.58	1.18	1.57	1.54	0.77	1.51	5.53	1.63	5.74	2.71	1.92	1.67	2.47	1.18	0.85
34 広島	0.38	3.67	0.72	1.08	3.32	2.81	1.39	3.13	4.18	2.26	1.71	3.80	1.27	1.55	0.53	2.27	0.26
35 山口	0.48	1.61	2.45	1.68	4.89	2.70	1.39	1.04	4.33	2.15	2.72	2.73	4.09	5.16	2.37	2.62	1.83
36 徳島	1.34	1.11	1.42	0.85	3.59	2.58	1.30	1.72	4.12	2.06	4.18	1.78	1.75	3.63	3.64	10.30	2.36
37 香川	0.68	2.47	0.99	0.83	13.11	1.07	1.93	3.27	4.42	1.26	2.32	2.95	1.06	4.66	1.20	3.69	1.21
38 愛媛	0.66	1.94	2.26	0.63	-	2.24	1.47	0.87	6.67	4.05	4.99	1.95	1.72	1.26	0.53	1.35	0.71
39 高知	1.08	2.12	0.92	0.63	4.88	1.55	0.73	1.52	2.11	2.67	1.18	6.81	3.92	2.55	3.14	2.17	1.28
40 福岡	0.57	1.25	1.33	1.37	2.66	2.38	1.00	4.30	3.68	1.07	1.60	1.58	1.23	3.43	1.13	3.51	0.78
41 佐賀	0.83	4.57	2.51	0.59	2.18	1.31	3.72	1.86	8.92	2.24	1.98	2.41	1.98	1.98	2.51	9.77	2.24
42 熊本	0.43	2.51	1.02	1.47	2.51	1.22	1.33	1.82	2.46	9.28	2.24	1.09	1.27	2.53	1.46	3.25	0.90
43 鹿嶋	1.22	3.07	2.79	1.47	6.20	2.09	0.36	1.37	1.28	0.99	5.97	2.02	1.34	1.39	4.81	2.62	0.55
44 大分	0.77	2.80	1.22	0.69	2.96	2.48	1.90	1.03	4.53	3.06	3.40	4.13	3.57	1.25	2.16	4.85	1.41
45 宮崎	0.41	1.61	0.90	0.76	2.94	2.90	2.72	1.72	5.47	1.54	2.89	1.89	2.99	4.39	1.44	2.62	1.77
46 鹿児島	0.90	4.25	1.20	0.98	1.88	1.01	1.78	0.92	2.84	2.41	5.66	2.32	1.01	2.18	2.08	4.69	1.06
47 沖縄	0.78	1.92	1.01	0.80	2.74	3.34	1.72	1.42	2.09	1.61	1.81	1.09	4.66	4.19	3.46	7.24	1.62

「…」は、記載が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

都道府県、産業、企業規模別所定内給与額の標準誤差率

企業規模計(平成22年)

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃借業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.11	0.87	0.29	0.13	0.09	0.77	0.28	0.17	0.33	0.58	0.46	0.20	0.50	0.66	0.58	0.54	0.13
01 北海道	0.58	2.74	0.74	0.88	0.71	0.90	0.91	0.76	0.74	0.74	1.62	1.21	1.17	1.03	1.06	2.34	0.66
02 青森	0.53	3.24	2.47	0.58	1.67	2.24	1.00	0.75	1.97	2.25	1.52	2.55	0.78	1.47	3.86	2.89	1.12
03 岩手	0.39	2.54	0.92	0.63	2.04	2.23	0.63	1.09	4.99	2.91	1.33	0.98	0.95	1.65	1.65	0.95	1.42
04 宮城	0.27	4.63	1.02	0.78	5.12	2.65	0.88	0.99	2.19	1.23	2.45	2.12	1.78	0.80	2.36	2.61	1.01
05 秋田	0.40	3.52	0.57	0.64	2.33	0.94	0.69	0.79	2.87	1.38	1.10	0.95	1.12	2.25	1.71	1.72	0.74
06 山形	0.46	0.68	1.22	0.64	1.09	1.02	1.23	1.21	1.34	5.72	1.85	1.85	1.62	1.20	2.78	1.99	1.15
07 福島	0.41	3.08	1.18	0.75	1.65	1.66	1.23	0.86	0.68	2.76	3.05	1.91	1.38	1.00	2.09	1.91	0.32
08 茨城	0.42	2.91	3.86	0.49	2.06	1.82	1.17	1.53	3.30	1.30	1.37	2.33	1.38	1.38	0.98	1.13	1.69
09 栃木	0.21	4.05	2.26	0.54	4.04	1.01	1.17	0.55	1.32	1.73	0.98	0.75	0.85	1.73	2.34	1.45	2.08
10 群馬	0.58	0.94	4.18	0.51	2.25	1.34	0.53	1.49	1.22	2.53	4.26	1.96	1.13	1.43	1.33	3.01	1.72
11 埼玉	0.70	0.79	0.79	0.51	1.04	1.14	1.96	2.58	1.19	1.83	1.95	1.53	1.96	1.10	1.68	1.28	1.59
12 千葉	0.41	2.99	2.04	0.23	1.79	0.80	0.40	1.17	2.31	1.97	0.87	1.26	1.15	0.97	2.14	2.14	0.66
13 東京	0.33	3.37	0.62	0.52	0.97	1.27	0.24	1.44	0.81	1.33	1.28	0.73	3.00	0.64	0.63	4.81	0.30
14 神奈川	0.16	1.52	0.62	0.52	0.97	2.11	0.32	1.44	0.50	0.50	2.20	0.28	0.73	0.67	1.68	0.86	0.52
15 新潟	0.25	1.34	0.41	0.70	2.84	1.27	1.70	0.76	3.04	1.28	6.43	1.45	0.83	1.03	2.51	1.63	1.37
16 富山	0.41	1.85	0.68	0.79	1.80	2.67	2.53	0.74	2.24	1.02	1.28	3.45	1.17	0.71	1.40	1.46	0.41
17 石川	0.55	5.08	1.65	0.57	1.43	3.18	1.57	0.40	2.32	1.47	1.23	1.45	2.53	1.38	2.48	0.57	0.43
18 福井	0.63	4.31	2.71	1.15	1.13	0.95	1.19	0.57	1.73	3.89	1.98	1.84	2.63	0.77	2.60	0.60	1.06
19 山梨	0.39	1.32	0.94	1.23	1.13	1.72	1.21	1.45	1.75	2.09	3.96	3.26	1.95	1.07	5.33	1.51	0.95
20 長野	0.33	3.98	1.61	0.51	1.88	1.24	1.44	0.88	2.20	1.43	2.71	1.04	2.29	1.21	2.24	0.89	0.72
21 岐阜	0.22	2.46	0.49	0.60	1.20	1.11	1.61	0.79	1.92	1.15	2.49	1.04	2.27	0.80	2.21	1.46	0.45
22 静岡	0.41	4.95	0.75	0.41	2.22	1.81	1.33	1.06	2.02	1.11	1.87	1.71	1.14	2.34	3.46	0.71	3.22
23 愛知	0.49	2.45	1.60	0.44	0.59	0.92	0.65	0.80	0.80	1.22	1.33	0.66	1.68	0.57	1.34	2.20	1.87
24 三重	0.61	2.45	1.18	0.50	0.75	0.79	0.76	0.73	5.22	1.44	2.57	2.45	2.33	1.07	3.73	1.09	0.79
25 滋賀	0.32	2.85	1.80	0.40	1.44	0.71	0.88	1.06	1.37	1.64	2.12	1.99	2.33	0.88	1.76	1.42	1.16
26 京都	0.18	2.47	2.55	0.74	1.87	1.67	0.94	0.67	1.70	1.54	1.95	2.11	0.89	1.80	0.97	2.17	1.14
27 大阪	0.52	7.15	2.19	0.77	0.87	1.70	0.62	0.64	0.22	0.46	1.61	1.00	0.91	1.24	3.34	1.34	0.85
28 兵庫	0.43	3.16	0.91	0.45	0.81	1.19	1.14	0.72	0.46	2.63	1.26	1.81	1.04	0.88	2.17	2.18	1.14
29 奈良	1.06	11.47	2.91	0.75	1.18	1.70	0.80	0.87	1.30	1.56	3.48	1.69	0.84	2.09	5.12	2.06	1.14
30 和歌山	0.41	4.25	0.82	0.90	0.83	1.67	0.48	1.36	1.72	3.38	2.24	2.58	2.47	1.09	1.10	2.08	2.54
31 鳥取	0.62	4.80	1.63	1.58	2.03	1.47	0.94	0.92	1.14	4.53	1.61	1.18	3.47	1.59	1.05	1.52	1.23
32 島根	0.61	2.58	0.51	0.74	1.40	1.62	1.30	0.94	0.81	1.78	2.63	0.98	0.88	2.60	1.61	0.69	0.68
33 岡山	0.77	4.04	2.10	0.71	0.56	1.95	1.57	0.34	1.44	0.95	0.87	4.60	0.79	1.26	2.21	1.24	0.98
34 広島	0.44	2.24	0.56	0.40	2.02	0.91	1.27	0.56	1.18	1.66	1.74	0.67	3.27	0.95	3.25	1.23	2.15
35 山口	1.44	1.95	0.68	0.61	1.53	2.06	3.04	0.27	1.31	1.58	2.24	2.49	1.26	1.89	5.20	2.01	0.87
36 徳島	0.61	2.56	1.57	0.88	2.64	1.52	0.86	1.42	1.38	1.44	1.69	2.12	2.73	0.50	2.33	3.13	1.68
37 香川	0.22	7.48	0.77	0.49	1.78	0.86	0.35	1.18	1.05	2.72	1.24	0.93	2.21	1.76	1.31	2.99	0.58
38 愛媛	0.35	4.49	2.10	0.58	5.34	0.72	1.65	1.21	1.33	1.21	1.82	1.85	3.92	1.05	0.92	2.49	0.82
39 高知	0.74	3.06	3.06	0.32	3.39	1.32	1.27	0.69	2.85	1.09	1.78	2.09	2.30	0.72	2.32	1.35	0.77
40 福岡	0.39	3.56	1.69	0.95	1.94	1.46	0.81	1.19	0.95	2.90	0.95	0.72	0.74	2.00	1.70	1.05	2.03
41 佐賀	0.41	2.19	1.56	0.77	1.05	2.57	0.76	0.80	3.22	3.17	1.03	0.98	1.09	1.01	1.42	0.68	1.64
42 長崎	0.45	1.98	1.89	0.88	0.92	1.36	0.80	1.70	2.28	0.62	0.79	2.33	1.13	3.47	2.07	1.90	0.38
43 熊本	0.85	1.61	2.45	0.91	1.32	2.14	1.20	1.37	2.20	5.56	1.55	0.69	0.69	1.01	3.04	1.19	0.81
44 大分	0.31	1.80	0.56	0.42	1.98	1.54	1.54	1.47	1.05	2.20	1.32	0.69	3.41	1.38	1.01	2.75	0.86
45 宮崎	0.43	1.62	0.98	0.70	1.31	1.79	1.64	0.68	2.14	1.52	1.17	2.82	2.66	1.50	1.63	2.00	0.78
46 鹿児島	0.80	2.54	1.70	1.13	1.16	2.22	1.84	2.01	1.91	0.37	2.31	0.76	0.91	1.39	2.02	1.99	1.13
47 沖縄	0.79	2.33	0.83	0.90	3.12	1.40	0.84	1.62	2.17	3.01	1.54	0.99	1.85	1.57	3.96	1.99	0.93

「…」は、計数が僅少で計数不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模1,000人以上(平成22年)

	調査産業計	C鉱業・採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.09	2.72	0.71	0.12	0.16	1.26	0.70	0.21	0.54	1.71	0.46	0.34	2.75	0.23	0.84	1.50	0.77
01 北海道	0.30	5.77	2.01	1.57	1.04	1.93	1.47	1.43	0.96	5.49	5.35	2.84	2.02	1.99	2.03	6.11	0.92
02 青森県	0.64	-	6.33	4.52	2.01	3.13	4.08	2.82	2.08	6.64	6.53	6.53	3.97	5.86	6.27	4.99	4.16
03 岩手県	0.78	-	2.51	1.33	2.54	6.28	1.43	1.77	8.04	12.57	2.14	4.05	7.65	3.56	2.86	3.85	8.49
04 宮城県	0.92	-	3.70	1.43	5.23	6.27	1.15	0.68	2.81	1.33	1.74	4.15	3.18	3.18	2.99	1.79	2.10
05 秋田県	1.18	6.10	3.97	2.01	2.66	2.23	1.18	2.47	3.75	4.60	6.88	2.86	7.71	2.57	4.81	5.60	2.71
06 山形県	0.95	-	10.47	2.22	1.99	4.28	2.51	1.38	2.15	19.38	3.74	13.37	4.46	2.74	8.30	3.32	1.30
07 福島県	0.53	-	6.66	1.28	1.95	6.12	1.88	2.28	1.41	3.34	11.98	3.56	2.91	4.29	6.01	2.08	1.76
08 茨城県	0.61	-	3.26	0.70	2.19	3.66	2.32	2.29	3.88	3.62	2.72	1.66	6.67	2.19	5.23	2.96	2.69
09 栃木県	1.00	-	11.92	0.65	3.87	2.31	1.70	0.67	1.09	7.98	1.35	3.05	2.29	2.61	1.22	2.93	2.93
10 群馬県	1.20	-	12.80	0.78	3.78	5.41	2.42	1.71	1.48	6.48	2.14	5.12	4.42	5.70	3.97	4.43	2.62
11 埼玉県	1.32	-	2.86	1.82	1.26	1.51	3.75	3.25	1.28	2.43	1.65	0.84	2.99	4.52	5.21	2.27	1.29
12 千葉県	0.29	8.89	6.47	0.59	1.90	1.53	1.15	1.26	2.81	2.13	0.98	1.32	1.26	1.07	2.20	2.00	1.90
13 東京都	0.44	4.69	1.03	0.84	0.65	2.96	0.82	0.83	1.32	3.38	1.34	0.92	8.00	0.64	1.91	7.23	1.65
14 神奈川県	0.42	-	1.38	1.05	1.06	3.20	1.64	1.99	0.77	0.73	1.54	1.14	3.44	0.76	3.16	2.12	0.90
15 新潟県	0.59	1.55	1.60	1.41	2.83	1.12	1.80	1.18	3.63	7.82	6.66	6.74	2.18	0.91	3.41	3.19	1.43
16 富山県	0.70	-	2.04	1.67	1.93	2.41	3.62	1.45	3.08	5.31	8.11	4.58	3.29	1.52	5.44	6.87	4.88
17 石川県	0.76	-	5.27	1.41	1.42	2.12	2.47	1.58	3.27	1.64	2.57	3.23	3.43	1.83	2.98	1.85	1.85
18 福井県	0.56	-	5.08	1.96	0.95	2.23	3.79	2.89	3.25	9.01	1.41	9.20	4.35	1.13	3.61	1.83	1.64
19 山梨県	1.02	-	3.22	1.81	1.19	2.06	1.30	2.12	2.23	6.44	2.30	4.80	2.06	1.54	7.05	2.61	3.13
20 長野県	0.74	-	13.17	1.50	1.97	5.08	4.91	3.08	2.95	1.90	5.37	1.13	3.24	2.32	2.09	2.09	1.80
21 岐阜県	0.66	-	2.35	1.16	1.42	2.92	4.01	2.24	2.89	4.22	5.83	3.00	3.63	3.54	2.10	2.36	5.52
22 静岡県	0.69	-	3.15	0.70	2.21	3.00	2.10	2.94	2.28	5.98	0.62	1.33	5.06	1.21	9.39	1.31	4.07
23 愛知県	0.28	-	3.26	0.52	0.50	1.82	1.73	0.99	0.88	4.71	2.79	2.57	1.42	2.17	2.83	2.14	1.38
24 三重県	0.95	-	6.13	0.30	0.71	5.71	2.71	1.89	6.33	4.73	5.46	3.06	3.90	5.55	6.58	5.87	2.27
25 滋賀県	0.29	-	4.23	0.28	1.44	1.73	2.15	2.03	1.30	8.31	3.83	2.60	7.50	2.32	2.01	2.90	1.53
26 京都府	0.38	-	10.85	1.15	1.85	6.50	2.47	2.00	2.01	5.21	3.79	5.74	2.42	4.92	2.73	2.76	2.28
27 大阪府	0.78	-	4.76	1.89	0.87	2.19	1.08	1.01	0.29	1.75	1.24	1.16	1.42	2.52	1.42	1.54	0.79
28 兵庫県	0.47	-	0.59	0.62	1.03	1.52	2.10	1.28	1.21	0.97	0.73	4.25	1.66	0.86	3.10	3.05	1.40
29 奈良県	0.39	-	4.19	1.05	1.13	3.57	1.05	2.24	1.39	5.58	3.33	4.33	1.70	4.87	4.76	1.77	1.92
30 和歌山県	0.96	-	1.99	1.40	0.69	6.28	2.98	0.67	2.88	8.27	3.85	10.37	3.23	3.03	3.85	14.29	2.21
31 鳥取県	1.77	-	5.83	4.40	1.98	1.15	0.37	1.87	1.68	-	4.73	2.61	2.48	5.13	3.79	4.10	3.96
32 島根県	1.22	-	0.89	0.73	1.50	2.00	3.97	5.18	1.20	5.02	2.65	4.41	4.33	2.70	2.96	...	2.34
33 岡山県	1.20	-	3.51	0.42	0.33	1.53	1.97	1.38	1.85	5.29	2.15	5.43	4.33	2.82	6.45	3.00	3.17
34 広島県	0.52	-	1.05	1.30	1.63	1.45	1.96	1.55	1.15	3.25	4.77	1.58	3.04	1.60	2.97	1.50	4.46
35 山口県	0.97	-	2.79	1.57	1.36	5.09	3.43	0.87	1.95	...	4.46	5.29	1.42	1.56	4.41	4.54	1.23
36 徳島県	0.82	-	4.56	2.41	3.07	2.30	2.28	0.91	1.54	...	6.75	14.49	4.57	2.64	2.61	6.13	5.54
37 香川県	0.63	-	1.99	1.26	2.18	2.13	1.84	2.71	1.14	5.19	5.74	4.51	3.91	1.40	3.77	3.22	2.29
38 愛媛県	0.85	-	4.59	1.53	7.34	1.08	4.64	1.56	1.29	9.91	2.58	4.52	3.10	6.06	3.10	3.20	2.68
39 高知県	1.84	4.45	9.86	5.31	8.09	2.46	2.34	2.72	3.18	7.39	3.19	11.94	7.69	3.55	-	7.28	3.29
40 福岡県	0.47	9.78	0.96	1.12	2.35	1.14	1.65	1.75	1.14	4.55	1.83	1.89	1.24	0.47	0.47	3.21	6.09
41 佐賀県	0.63	-	3.79	1.49	1.44	4.45	1.55	2.14	4.15	6.41	5.99	2.80	2.87	4.01	5.09	1.24	3.84
42 熊本県	0.89	-	5.96	0.92	1.37	2.96	2.69	1.86	2.47	4.71	2.54	3.35	2.21	5.93	5.12	3.28	1.29
43 鹿児島県	0.94	-	5.57	0.73	1.12	2.68	2.78	2.78	2.60	1.80	1.74	1.74	3.20	2.03	4.62	3.49	2.31
44 大分県	0.66	-	1.96	0.38	2.87	2.27	2.70	1.81	0.93	6.65	2.61	1.61	1.83	0.96	1.93	4.66	5.00
45 宮崎県	1.15	-	1.74	1.72	1.72	8.24	1.55	1.14	3.38	0.56	3.53	1.61	3.84	0.87	6.73	2.27	3.29
46 鹿児島県	2.23	4.00	2.67	1.82	0.62	4.37	1.49	3.29	2.15	2.69	8.28	2.42	8.53	6.15	6.61	8.53	5.08
47 沖縄県	2.57	-	16.01	9.75	3.31	4.02	3.59	1.16	3.15	10.64	-	3.91	4.38	2.35	10.76	1.74	4.55

「...」は、計数が僅少で計数不能を示す。「-」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模100～999人(平成22年)

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.08	1.65	0.69	0.22	0.74	0.72	0.21	0.35	0.61	1.03	0.79	0.42	0.18	0.21	0.87	0.17	0.33
01 北海道	1.02	4.38	2.09	1.67	1.76	1.61	1.95	1.14	2.11	3.55	1.73	2.50	2.01	1.97	2.77	1.66	0.95
02 青森	1.27	-	4.09	0.38	-	2.30	0.58	0.87	0.81	3.88	2.49	2.50	2.52	1.45	5.70	4.80	0.75
03 岩手	0.84	-	0.84	1.22	2.77	2.52	2.09	2.05	3.87	4.04	-	1.06	1.68	1.43	2.45	1.41	0.87
04 宮城	0.87	-	0.87	1.21	...	1.76	1.81	3.17	4.54	1.88	3.60	3.32	2.12	1.54	4.01	3.41	2.88
05 秋田	0.44	-	2.32	0.79	4.34	1.56	0.34	0.98	2.30	5.81	0.97	2.63	0.65	1.80	1.11	2.95	2.01
06 山形	0.55	...	3.34	0.55	12.64	1.62	1.79	1.82	2.72	12.54	...	2.63	5.66	0.64	2.72	3.03	1.24
07 福島	0.99	-	2.22	1.02	1.28	1.74	1.64	1.43	1.68	-	2.99	5.41	3.65	1.70	3.20	2.51	1.42
08 茨城	0.38	4.65	5.15	0.63	4.45	2.92	2.70	2.60	3.25	3.51	1.49	3.05	1.94	2.39	1.16	0.84	2.33
09 栃木	0.79	4.32	1.56	0.91	1.60	1.36	2.00	0.79	5.81	25.00	2.88	2.19	1.60	1.55	2.28	1.78	3.26
10 群馬	0.79	5.06	3.16	0.91	16.40	1.37	1.43	2.31	1.73	2.99	3.48	2.35	1.55	1.98	1.93	4.02	2.28
11 埼玉	1.50	1.02	0.95	0.92	1.33	2.72	0.99	4.42	1.12	2.43	2.68	1.67	3.96	1.66	4.47	1.90	3.51
12 千葉	0.97	3.02	4.24	0.41	1.92	1.34	0.88	2.77	0.83	1.39	1.93	2.70	1.95	2.85	2.85	2.21	0.35
13 東京	0.81	3.41	0.80	1.23	1.85	0.99	1.17	1.81	1.16	1.04	1.90	1.41	0.94	1.72	2.36	1.00	0.34
14 神奈川	0.38	4.86	0.62	0.75	3.16	2.70	0.92	0.65	1.16	1.49	7.96	0.47	1.26	1.52	1.96	1.10	1.14
15 新潟	0.36	-	2.67	0.74	3.07	4.43	4.19	0.65	2.59	1.74	5.50	2.49	1.47	1.94	3.40	2.33	3.19
16 富山	0.33	-	2.32	0.74	4.23	4.43	1.36	1.75	1.99	1.30	5.50	5.65	2.80	1.35	2.54	2.39	0.78
17 石川	0.86	-	2.27	0.85	-	4.41	1.78	1.43	1.05	2.29	5.33	2.51	2.88	1.48	3.20	0.94	1.15
18 福井	0.86	-	1.83	0.75	-	0.98	1.65	1.88	3.76	3.92	5.17	3.20	3.30	2.09	2.29	1.08	0.96
19 山梨	0.41	5.27	1.17	1.29	3.66	1.89	2.39	1.74	2.48	2.68	8.81	4.41	2.60	1.70	5.38	2.06	1.58
20 長野	0.70	-	3.35	0.80	6.12	2.20	2.45	1.77	1.69	5.13	4.88	3.41	2.42	1.07	3.70	0.78	1.98
21 岐阜	0.54	-	1.81	1.01	3.96	2.19	2.40	1.68	4.02	2.94	3.30	1.84	2.39	4.20	1.08	1.52	4.07
22 愛知	0.32	-	1.26	0.74	2.32	1.86	2.77	2.00	3.25	2.36	2.63	2.68	1.22	5.04	3.89	2.18	4.62
23 静岡	0.84	-	2.37	0.74	4.47	0.69	1.83	1.64	1.50	2.86	2.13	2.57	1.19	0.34	1.79	3.03	3.04
24 三重	0.72	8.39	5.36	1.36	3.22	1.90	0.34	0.97	2.09	3.75	4.76	6.09	1.71	3.54	1.04	1.17	2.06
25 滋賀	0.76	-	4.50	0.91	-	3.13	2.91	0.92	4.93	2.19	1.30	2.40	2.35	1.22	3.27	2.22	0.98
26 京都	0.54	6.42	4.25	0.93	-	1.36	1.93	1.42	2.82	1.73	1.20	2.64	2.30	3.34	0.83	2.21	1.63
27 大阪	0.97	7.15	2.76	0.66	-	2.79	2.69	1.16	1.33	1.25	3.17	1.35	1.90	0.85	5.29	5.10	1.69
28 兵庫	0.83	4.11	2.00	1.01	8.54	2.62	1.47	2.02	2.68	2.84	3.62	3.22	1.20	3.13	2.69	2.85	2.31
29 奈良	2.09	-	4.90	0.82	2.04	8.38	7.10	1.60	4.39	1.57	3.27	5.08	1.91	1.08	5.19	-	4.58
30 和歌山	0.68	-	4.98	1.51	3.03	2.86	2.37	2.02	2.50	4.59	5.54	2.97	12.80	1.07	2.03	2.92	4.21
31 鳥取	0.99	-	2.45	1.49	-	1.67	2.53	2.09	1.13	11.07	3.31	1.79	4.87	3.84	1.28	1.79	1.69
32 島根	0.76	-	1.27	0.75	-	2.08	1.71	2.04	1.76	3.32	4.64	2.77	2.43	1.79	0.88	2.48	2.48
33 岡山	0.83	11.15	3.82	1.16	2.32	2.07	1.32	1.84	0.92	2.27	0.96	9.16	2.58	3.22	7.50	1.17	0.93
34 広島	0.93	3.33	1.67	0.85	3.06	2.29	0.48	1.51	2.04	2.21	1.96	2.27	4.71	1.41	3.91	1.78	2.72
35 山口	3.48	3.36	1.41	0.94	1.97	3.21	1.10	1.62	2.44	2.65	2.04	3.03	2.53	5.37	8.80	2.34	1.52
36 徳島	1.78	-	4.81	0.18	3.03	1.35	1.10	1.53	3.20	3.33	7.38	2.31	5.64	1.15	5.24	2.64	3.19
37 香川	0.44	-	3.45	0.71	1.41	1.87	1.03	1.05	4.24	8.11	2.35	2.32	2.47	2.16	3.23	5.30	3.19
38 愛媛	0.66	-	4.99	0.61	2.71	1.60	2.18	0.55	4.00	2.29	3.97	2.38	4.74	2.16	1.87	3.93	3.19
39 高松	1.31	4.02	7.20	1.12	4.43	1.42	1.83	0.78	4.65	4.03	4.98	2.09	1.50	2.52	3.19	1.82	1.57
40 福岡	0.52	-	0.79	0.65	3.54	2.54	0.90	1.94	0.56	3.81	1.75	0.67	3.32	2.14	3.18	0.98	1.82
41 佐賀	0.67	-	2.62	0.98	5.18	1.75	3.36	1.65	7.29	3.39	-	2.53	1.59	1.58	1.65	2.74	1.94
42 長門	1.53	-	2.41	1.13	5.30	3.00	1.10	1.94	2.56	7.11	2.39	4.27	3.32	5.19	4.32	4.36	0.95
43 熊本	1.31	2.10	5.38	1.26	2.41	1.98	1.35	1.22	1.07	7.52	4.65	0.64	1.27	2.42	4.02	1.69	1.51
44 大分	1.03	5.43	2.93	0.22	2.09	1.22	3.29	3.73	2.75	6.00	5.74	1.52	4.18	1.15	2.52	5.27	1.43
45 宮崎	1.10	-	1.06	1.16	3.86	1.16	3.00	2.16	1.59	10.20	1.92	3.21	8.13	3.18	2.71	1.66	2.58
46 鹿児島	1.00	-	2.22	1.15	5.51	3.01	2.41	0.68	3.03	1.91	1.63	1.09	5.22	2.09	2.56	3.02	0.88
47 沖縄	1.69	-	2.25	2.48	1.16	2.21	1.59	2.12	1.83	1.93	2.58	1.06	1.97	3.02	4.70	-	1.24

「...」は、計数が僅少で計数不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模10～99人(平成22年)

	調査産業計	C鉱業、採石業、砂利採取業	D建設業	E製造業	F電気・ガス・熱供給・水道業	G情報通信業	H運輸業、郵便業	I卸売業、小売業	J金融業、保険業	K不動産業、物品賃貸業	L学術研究、専門・技術サービス業	M宿泊業、飲食サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業	O教育、学習支援業	P医療、福祉	Q複合サービス事業	Rサービス業(他に分類されないもの)
全国計	0.20	0.64	0.28	0.23	1.01	1.09	0.49	0.45	0.70	0.66	0.92	0.49	0.30	0.22	0.35	0.66	0.40
01 北海道	0.50	1.67	0.67	1.25	1.98	1.18	1.29	1.35	2.14	3.44	4.42	0.35	1.21	1.62	1.79	5.07	1.22
02 青森	0.69	3.24	2.54	1.05	3.51	3.94	1.67	2.23	4.02	1.64	1.78	3.30	1.32	1.53	3.29	1.53	1.31
03 岩手	0.37	2.54	0.89	0.90	2.07	3.30	1.79	1.05	5.11	1.82	2.15	1.59	2.02	1.55	0.92	13.19	1.46
04 宮城	0.54	4.63	1.04	1.18	1.93	1.12	1.61	1.04	2.39	2.25	5.54	1.71	2.46	1.55	3.40	4.79	0.64
05 秋田	0.41	4.26	0.60	1.02	2.56	0.46	0.78	0.58	5.03	1.32	1.63	1.02	1.87	2.34	2.47	2.14	1.55
06 山形	0.48	1.37	1.09	0.40	1.22	1.68	2.82	2.00	2.57	3.29	1.47	1.81	2.57	1.97	1.97	-	1.58
07 福島	0.41	3.08	1.49	1.84	4.45	4.24	1.90	0.99	5.38	2.96	3.48	3.45	2.66	1.96	1.20	2.14	0.81
08 茨城	0.72	2.27	3.80	0.99	4.30	1.99	1.38	1.17	3.25	0.87	3.21	6.64	2.56	2.47	1.08	2.79	1.28
09 栃木	0.68	5.51	3.37	1.45	5.61	3.05	1.30	2.04	1.09	1.31	4.39	2.07	0.99	2.47	4.28	1.20	0.48
10 群馬	0.73	2.30	3.88	0.93	4.48	3.00	1.08	1.15	7.29	3.30	8.37	3.32	1.86	1.09	2.72	2.64	2.18
11 埼玉	0.80	4.02	1.39	0.87	3.05	1.27	3.68	0.98	6.66	4.16	5.22	1.19	2.63	0.98	2.68	7.97	1.49
12 千葉	0.52	3.86	1.71	0.59	2.92	2.53	0.96	2.56	3.48	3.80	5.76	3.68	1.74	1.50	1.46	3.30	0.67
13 東京	0.70	1.59	2.92	0.98	3.65	1.80	0.26	1.80	0.73	1.29	3.12	0.82	1.49	0.54	1.19	2.06	0.57
14 神奈川	0.55	1.52	0.69	0.45	2.21	2.65	0.73	1.42	3.32	1.85	7.28	0.79	1.76	0.43	5.21	2.86	1.10
15 新潟	0.56	1.80	1.04	1.71	2.20	2.33	2.13	0.90	7.42	1.59	7.42	0.93	1.22	1.37	1.42	2.28	0.52
16 富山	0.52	1.85	0.79	1.40	2.02	2.04	0.31	0.95	2.07	1.27	1.61	1.47	2.42	1.46	3.55	1.93	1.18
17 石川	0.61	5.08	2.38	0.62	5.79	4.90	1.75	1.26	3.89	1.55	1.65	1.89	3.01	1.49	3.52	2.05	0.75
18 福井	0.81	4.31	3.02	1.86	5.02	1.75	2.73	1.25	3.32	5.11	2.19	1.87	5.56	1.14	5.29	2.08	1.57
19 山梨	0.44	1.57	0.79	1.62	3.12	2.52	2.42	1.76	1.43	1.99	5.49	2.60	2.50	1.07	5.88	5.05	1.65
20 長野	0.51	3.98	1.06	0.42	4.55	1.03	4.40	1.40	2.99	2.11	1.92	4.31	1.31	2.27	2.32	6.85	0.48
21 岐阜	0.85	2.46	1.00	1.12	6.61	1.61	2.63	1.69	9.78	0.42	4.75	2.94	3.40	1.55	7.14	2.46	1.69
22 愛知	0.54	4.95	1.55	1.13	3.76	2.11	1.58	1.01	10.20	1.52	5.38	2.07	0.63	0.80	2.55	1.18	3.28
23 静岡	0.79	2.45	1.73	1.12	8.23	1.64	4.35	1.56	2.13	1.05	5.38	1.23	1.03	0.60	1.54	3.86	1.03
24 三重	1.11	1.86	2.12	0.88	4.55	1.56	1.23	1.12	5.64	2.11	3.51	2.06	4.25	2.26	6.88	4.23	0.69
25 滋賀	0.48	2.85	1.55	0.99	6.08	3.46	3.11	1.65	2.40	3.85	3.42	2.06	2.71	3.42	2.16	4.07	1.46
26 京都	0.54	2.88	2.91	1.30	5.56	4.69	2.35	0.97	4.64	4.37	3.21	1.79	2.12	2.66	1.31	4.37	0.95
27 大阪	0.79	-	1.00	0.93	1.57	1.36	0.59	2.47	2.86	0.61	0.82	1.92	1.38	1.67	1.22	9.60	0.69
28 兵庫	0.24	3.16	1.81	0.98	7.71	2.58	3.48	1.35	2.53	4.14	3.57	3.12	1.03	2.35	0.65	0.45	1.49
29 奈良	1.18	11.47	7.63	1.10	3.52	2.61	2.24	1.42	5.99	2.14	5.60	5.75	2.17	6.90	8.40	11.00	1.59
30 和歌山	0.41	4.25	1.16	0.47	4.47	2.29	2.14	2.21	1.76	3.44	1.15	2.03	2.47	2.38	1.01	3.88	1.98
31 鳥取	0.47	4.80	1.25	0.33	3.95	3.54	3.28	1.17	3.53	3.83	2.06	1.03	4.53	2.07	5.62	2.09	1.78
32 島根	0.71	2.58	0.71	1.64	2.07	3.27	1.26	2.30	2.53	1.45	6.29	1.55	1.41	2.54	2.22	1.25	1.52
33 岡山	0.62	2.39	2.60	1.10	2.31	2.78	1.91	1.06	3.03	1.69	3.01	2.18	1.66	3.89	2.53	2.83	1.74
34 広島	0.92	2.60	1.35	0.38	8.69	1.88	6.18	0.88	3.73	1.98	1.65	2.85	2.89	1.36	7.02	3.75	1.13
35 山口	1.24	1.95	1.04	0.90	6.22	1.64	1.89	0.35	6.68	3.35	2.91	2.97	1.88	1.60	4.02	2.14	1.13
36 徳島	0.50	2.56	1.62	0.76	3.79	3.04	3.18	1.85	0.86	1.94	2.23	2.04	1.88	2.55	1.53	5.03	2.98
37 香川	0.49	7.48	1.09	0.94	-	1.90	2.38	0.99	2.07	2.46	4.32	2.03	3.08	1.93	2.33	8.25	1.09
38 愛媛	0.66	4.49	1.48	0.84	3.47	4.08	1.81	2.19	2.21	2.06	2.33	1.84	4.23	2.52	3.38	5.06	1.64
39 高松	0.51	9.86	2.78	0.85	5.10	1.50	1.93	1.35	2.91	2.18	1.38	2.31	1.17	2.43	2.23	7.34	0.58
40 福岡	0.78	3.23	2.72	1.30	2.22	1.29	0.74	2.41	2.47	2.86	0.97	0.94	0.99	1.97	1.60	2.23	2.01
41 佐賀	0.63	2.19	1.32	0.61	2.78	1.20	2.24	1.44	1.86	4.40	1.80	2.06	1.44	3.11	1.83	2.40	1.93
42 熊本	1.02	1.98	1.33	1.14	11.26	1.39	0.50	2.07	1.41	1.35	2.09	2.91	2.92	3.28	1.16	1.70	0.65
43 鹿嶋	1.43	1.77	2.00	0.97	2.16	1.68	1.86	1.54	3.68	3.13	2.07	2.43	1.79	2.06	5.32	4.69	1.38
44 大分	0.87	3.86	0.70	1.16	2.13	3.40	1.56	1.88	1.75	1.38	1.78	1.17	4.31	2.87	4.31	5.18	0.53
45 宮崎	0.63	1.62	1.38	0.83	3.00	2.27	3.47	1.86	3.04	2.64	1.88	2.55	3.16	1.48	1.62	5.12	1.90
46 鹿児島	0.69	2.14	1.94	1.56	2.56	2.24	2.21	1.96	5.60	1.15	2.13	0.88	2.05	1.38	2.73	5.15	0.84
47 沖縄	0.45	2.33	0.87	0.73	-	2.31	2.53	1.66	2.85	2.98	1.26	1.41	1.73	1.19	3.34	5.52	1.48

「…」は、計数が僅少で計数不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

都道府県、産業、企業規模別所定内給与額の標準誤差率

企業規模計(平成17年)

	調査産業計	D鉱業	E建設業	F製造業	G電気・ガス・熱供給・水道業	H情報通信業	I運輸業	J卸売・小売業	K金融・保険業	L不動産業	M飲食店・宿泊業	N医療・福祉	O教育・学習支援業	P複合サービス事業	Qサービス業
全国計	0.07	0.65	0.42	0.15	0.18	0.50	0.15	0.36	0.47	0.25	0.14	0.21	0.25	0.50	0.15
01 北海道	0.33	1.86	0.71	0.60	1.75	0.69	0.57	0.54	2.29	1.37	0.87	1.43	0.84	1.22	1.17
02 青森	0.32	1.97	0.85	0.63	1.36	0.69	0.78	2.21	3.77	2.65	4.09	0.64	0.85	1.04	0.63
03 岩手	0.59	0.88	2.24	0.30	1.22	1.62	0.39	1.62	1.91	1.81	2.04	1.94	2.06	1.74	0.51
04 宮城	0.44	2.31	1.00	0.53	3.30	1.17	1.83	0.64	0.93	1.47	1.59	4.25	2.36	1.04	1.46
05 秋田	0.75	4.37	0.67	0.69	2.11	1.22	1.55	0.37	2.80	2.53	1.71	1.39	2.41	3.15	1.76
06 山形	0.20	1.92	0.95	0.50	0.67	1.28	1.04	1.13	3.06	7.56	1.53	2.69	1.65	1.43	0.55
07 福島	0.77	1.66	1.97	0.35	2.31	0.87	1.40	1.28	1.61	5.07	3.24	4.05	1.78	4.02	1.16
08 茨城	0.33	2.18	2.51	0.28	2.62	0.96	0.71	2.16	2.50	2.11	3.60	2.55	1.40	2.03	0.86
09 栃木	0.37	5.65	1.66	0.73	2.15	0.16	0.40	1.47	3.04	2.43	0.49	1.10	1.63	3.12	1.86
10 群馬	0.66	1.18	1.41	0.28	0.79	0.94	1.21	1.92	1.59	0.90	1.83	2.66	1.50	2.39	1.87
11 埼玉	0.44	1.52	1.68	0.45	1.18	0.48	0.54	0.88	1.94	1.87	1.25	2.77	1.53	2.78	0.62
12 千葉	0.62	1.95	2.41	0.36	0.42	1.30	0.69	1.03	4.97	1.29	3.31	2.99	0.92	3.05	0.86
13 東京	0.28	2.09	0.68	0.32	0.94	0.68	0.32	0.84	0.29	0.77	2.06	2.24	0.84	1.83	0.53
14 神奈川	0.27	3.72	1.47	0.58	0.94	1.67	0.85	0.42	1.57	1.97	0.35	1.55	1.18	2.63	1.05
15 新潟	0.34	0.67	0.57	0.50	2.45	1.33	1.20	1.22	1.67	2.45	2.31	1.03	0.59	3.28	0.59
16 富山	0.28	3.89	1.47	0.76	0.91	1.35	1.09	1.68	1.35	2.20	1.60	1.60	1.58	2.69	1.49
17 石川	0.61	3.99	4.19	0.47	1.36	0.89	1.04	1.10	0.82	2.14	3.05	1.60	0.87	1.78	1.35
18 福井	0.67	1.41	1.20	0.70	0.92	0.52	1.70	1.68	2.26	4.10	1.96	1.96	0.50	2.65	0.94
19 山梨	0.54	3.77	4.01	1.00	1.55	2.34	2.04	1.48	1.94	1.25	3.80	2.93	1.89	1.51	1.81
20 長野	0.39	1.27	0.59	0.82	3.24	0.93	1.20	1.33	2.74	0.96	1.78	1.24	0.94	2.82	1.04
21 岐阜	0.35	2.01	2.71	0.73	3.70	0.82	1.02	1.02	3.39	5.30	1.18	2.54	0.75	2.53	1.10
22 静岡	0.27	1.51	1.16	0.40	2.38	1.11	0.87	0.90	1.54	1.80	1.65	2.54	1.48	1.16	0.99
23 愛知	0.18	2.49	1.52	0.17	0.85	0.45	0.86	0.45	1.22	1.14	1.33	1.43	1.22	2.91	1.06
24 三重	0.32	3.77	1.47	0.82	2.82	1.90	0.99	1.93	2.72	1.94	1.59	2.26	0.71	2.15	0.84
25 滋賀	0.40	3.11	1.08	0.23	1.41	0.74	0.67	1.66	4.50	3.21	2.22	2.81	1.51	3.25	1.26
26 京都	0.60	1.71	1.82	0.98	0.88	0.87	0.41	1.01	2.16	1.35	2.19	5.48	1.19	9.48	0.99
27 大阪	0.43	1.06	1.20	0.73	1.33	0.58	0.70	1.36	0.44	2.54	1.30	0.82	0.53	1.46	1.13
28 兵庫	0.75	7.08	0.98	0.96	2.38	2.37	0.97	1.02	2.29	1.43	3.64	2.33	1.09	1.17	0.17
29 奈良	0.70	6.34	2.74	0.98	2.14	2.63	0.67	2.37	4.49	3.88	2.33	2.69	1.70	3.86	2.39
30 和歌山	1.01	3.00	3.04	0.89	2.38	2.14	1.95	1.65	1.54	3.95	2.62	5.49	1.57	2.02	2.30
31 鳥取	0.32	2.43	2.00	0.42	1.21	1.63	0.82	0.73	3.62	2.73	1.52	1.42	1.55	2.06	1.65
32 島根	0.55	3.08	2.64	1.11	1.77	0.97	2.02	0.67	3.29	1.28	2.69	1.79	2.42	1.81	0.76
33 岡山	0.48	1.55	2.56	1.34	2.10	1.22	0.44	1.47	2.43	4.67	1.94	1.00	1.47	5.20	1.27
34 広島	0.45	1.68	1.16	0.39	1.50	0.83	0.74	1.77	1.72	1.06	2.69	1.88	1.91	1.50	0.41
35 山口	0.50	1.75	2.54	0.45	0.89	0.72	0.96	1.48	3.26	1.49	1.77	2.11	1.08	3.14	1.21
36 徳島	0.52	2.10	1.73	0.28	3.11	1.99	1.51	1.52	2.27	7.86	3.07	2.57	2.32	2.56	1.43
37 香川	0.25	2.53	0.82	0.43	4.88	1.04	1.23	0.63	1.52	2.75	2.05	1.93	1.38	3.29	0.57
38 愛媛	0.47	4.18	1.16	0.59	1.03	0.90	1.50	1.40	2.55	5.27	0.96	1.03	3.29	0.98	1.44
39 高松	0.73	2.37	1.83	1.34	2.32	0.64	1.09	3.33	2.62	1.74	3.00	1.74	2.16	1.97	1.40
40 福岡	0.40	3.45	1.15	0.70	1.46	0.63	0.63	0.47	1.23	1.84	1.04	1.52	1.13	1.15	0.39
41 佐賀	0.45	1.34	3.41	0.49	2.35	1.90	1.46	1.37	1.25	3.39	1.71	1.88	2.63	2.87	1.25
42 長崎	0.20	3.21	2.33	0.49	1.45	1.16	0.91	1.12	5.01	1.35	2.55	1.21	2.10	2.67	1.09
43 熊本	0.47	0.56	1.07	0.82	2.92	1.12	1.11	0.62	1.82	2.88	1.03	2.51	1.90	1.77	1.36
44 大分	0.55	0.12	1.42	1.32	1.91	1.09	1.12	1.90	0.95	2.34	3.01	1.58	2.46	2.82	0.96
45 宮崎	0.88	2.63	2.23	0.59	2.32	2.31	1.19	2.21	3.07	2.89	1.23	2.76	0.84	1.65	2.48
46 鹿児島	0.55	2.96	2.02	1.30	1.37	1.02	1.44	0.79	2.13	1.41	1.22	2.44	1.04	1.65	2.48
47 沖縄	0.49	6.17	2.50	1.08	1.41	1.81	0.79	1.55	3.87	1.38	1.70	0.75	1.45	1.68	0.81

「…」は、計数が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模1,000人以上(平成17年)

	調査産業計	D鉱業	E建設業	F製造業	G電気・ガス・熱供給・水道業	H情報・通信業	I運輸業	J卸売・小売業	K金融・保険業	L不動産業	M飲食店・宿泊業	N医療・福祉	O教育・学習支援業	P複合サービス事業	Qサービス業
01 全国計	0.14	1.50	1.07	0.12	0.19	0.62	0.29	0.61	0.71	0.79	0.94	0.70	0.28	0.88	0.16
02 北海道	1.15	-	1.55	0.78	2.34	2.65	2.91	1.70	3.11	5.03	3.00	3.80	1.12	2.53	1.09
03 青森	1.69	-	-	1.45	1.50	6.51	3.12	3.74	5.10	2.71	14.31	1.35	4.04	-	2.80
04 岩手	0.72	-	6.27	1.01	1.30	1.22	2.47	1.66	2.42	9.72	4.91	1.29	2.68	-	2.77
05 宮城	0.30	-	1.03	0.86	3.39	1.43	3.83	0.99	0.81	4.16	1.97	3.01	2.08	6.53	1.86
06 秋田	1.31	10.52	-	2.17	2.00	1.19	2.71	2.23	4.27	6.40	5.26	1.80	4.94	-	1.64
07 山形	0.84	-	4.78	1.69	0.51	5.22	3.57	1.64	3.94	10.11	11.97	3.73	2.82	3.01	4.51
08 福島	1.45	-	1.68	1.08	2.28	1.21	2.21	1.94	5.47	13.03	10.91	4.95	4.30	-	2.64
09 茨城	0.28	-	3.30	0.47	2.77	0.73	1.07	2.30	2.41	1.14	4.07	2.32	1.35	-	0.45
10 栃木	0.74	-	-	0.77	1.98	1.65	1.13	3.59	3.14	4.00	4.36	3.06	4.41	8.51	2.57
11 群馬	0.82	-	3.43	0.83	1.11	0.54	1.69	1.71	1.64	2.43	4.50	8.17	3.11	2.83	2.13
12 埼玉	0.62	-	2.30	0.72	0.89	0.88	0.30	1.00	2.68	2.85	3.82	2.79	1.10	4.23	1.54
13 千葉	1.17	3.78	3.30	0.91	0.45	1.92	1.03	1.41	4.27	0.97	8.29	3.65	1.22	-	2.01
14 東京	0.11	2.64	2.07	0.14	0.97	0.92	1.04	0.78	0.36	1.09	2.65	0.96	0.32	7.17	1.16
15 神奈川	0.21	-	1.91	0.70	0.83	2.89	1.29	1.29	1.86	3.27	1.68	5.21	1.81	3.49	1.72
16 新潟	0.62	5.80	2.03	1.11	3.47	1.48	1.28	3.65	2.80	-	3.81	2.24	1.41	5.46	2.25
17 富山	0.93	-	5.98	1.11	1.17	1.98	1.85	4.32	0.81	8.58	3.73	3.50	2.69	-	4.60
18 石川	1.27	-	11.74	0.76	1.48	2.33	1.63	2.19	1.00	10.71	7.04	3.13	2.17	-	1.33
19 福井	0.80	-	1.79	1.12	0.96	5.26	2.05	2.30	3.61	17.39	6.24	1.60	1.12	-	3.14
20 岐阜	1.51	-	8.36	2.39	1.83	5.72	4.53	1.21	1.23	1.82	5.80	7.85	2.51	4.13	2.32
21 長野	0.68	-	5.57	1.60	3.45	2.53	3.49	2.15	2.18	1.82	5.76	2.68	3.39	2.96	2.43
22 静岡	0.39	-	4.65	0.68	3.75	3.87	0.85	2.27	3.51	6.89	7.01	1.01	2.46	5.10	1.24
23 愛知	0.38	-	2.33	0.70	2.77	1.87	1.54	0.42	2.23	4.77	3.91	2.43	1.14	3.98	2.55
24 三重	0.26	-	3.64	0.06	0.96	1.05	1.29	1.16	1.17	2.75	1.44	1.58	0.53	2.66	1.10
25 滋賀	0.88	-	1.60	1.09	2.37	1.87	0.41	4.36	3.21	4.28	6.48	1.13	2.45	-	2.17
26 京都	0.72	-	4.73	0.58	1.62	2.48	1.48	1.75	4.71	3.48	3.48	5.40	2.71	-	1.18
27 大阪	0.96	-	2.98	1.59	0.94	1.73	0.38	1.34	1.99	5.55	6.46	5.22	1.62	-	0.66
28 兵庫	0.45	-	1.62	0.94	1.49	0.61	0.94	2.20	0.80	11.12	1.09	0.88	1.18	4.84	0.54
29 奈良	0.81	-	2.38	1.24	1.33	2.87	0.78	1.86	2.75	4.48	5.94	4.01	1.73	3.61	1.33
30 和歌山	1.61	-	2.28	3.19	2.35	4.01	0.74	2.74	4.42	10.68	5.88	2.64	2.64	2.68	5.77
31 鳥取	0.65	-	1.19	1.89	2.33	4.37	2.81	2.91	2.72	-	3.39	3.47	1.87	7.25	2.46
32 島根	0.52	-	4.46	0.92	1.82	4.75	1.38	2.98	5.19	-	6.59	1.01	3.96	-	5.76
33 岡山	0.78	-	-	2.12	1.80	2.69	2.64	3.36	3.47	-	...	2.85	4.00	5.73	2.95
34 広島	1.16	-	1.91	1.56	1.86	3.02	0.68	4.93	2.51	9.26	4.93	3.14	2.72	-	2.02
35 山口	0.40	-	1.26	0.84	2.06	1.44	1.20	1.76	1.75	2.40	4.96	1.91	2.67	3.73	1.56
36 徳島	0.35	-	2.17	0.85	0.90	2.72	1.19	2.76	3.45	22.34	2.56	2.92	2.90	-	4.43
37 香川	0.33	-	1.64	1.05	3.31	2.60	2.54	3.43	2.53	5.07	12.45	3.48	2.67	3.93	2.86
38 愛媛	0.53	-	3.42	1.99	5.35	1.84	2.22	0.92	2.36	7.42	3.27	2.89	1.86	3.54	4.29
39 高松	1.00	-	-	1.89	1.02	1.67	2.10	2.74	3.92	-	8.45	3.39	2.30	-	1.63
40 福岡	1.82	9.48	11.05	4.01	2.91	2.50	2.34	4.04	3.76	-	6.24	2.41	4.22	4.68	1.91
41 佐賀	0.25	10.33	1.69	0.69	1.52	1.02	0.80	0.72	1.55	2.15	4.92	5.16	1.76	12.87	1.20
42 熊本	1.03	-	1.56	1.48	2.47	1.77	3.75	6.39	1.83	-	3.55	3.48	2.83	2.30	3.55
43 鹿児島	0.99	-	1.74	1.10	1.60	1.80	2.46	5.32	5.38	6.35	8.54	3.71	3.15	6.30	2.14
44 大分	1.00	-	4.12	1.09	3.17	3.05	1.20	2.57	2.08	5.86	6.95	1.29	2.59	-	2.32
45 宮崎	1.00	-	6.77	0.72	2.49	3.05	1.48	2.57	1.05	10.20	9.16	3.57	3.89	-	2.98
46 鹿児島	0.66	-	3.14	0.72	3.17	4.49	1.48	2.57	3.73	10.33	4.19	5.15	2.75	7.27	3.86
47 沖縄	1.37	6.76	3.14	2.26	1.57	1.39	1.27	2.85	2.66	2.34	2.10	12.38	1.94	-	1.55
	1.07	-	-	12.24	1.39	3.20	4.38	3.84	6.17	9.62	11.59	15.97	1.75	3.30	4.80

「…」は、計数が僅少で計算不能を示す。
「-」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模100～999人(平成17年)

	調査産業計	D鉱業	E建設業	F製造業	G電気・ガス・熱供給・水道業	H情報通信業	I運輸業	J卸売・小売業	K金融・保険業	L不動産業	M飲食店・宿泊業	N医療・福祉	O教育・学習支援業	P複合サービス事業	Qサービス業
全国計	008	1.27	0.27	0.59	0.97	0.38	0.19	1.04	0.54	0.27	0.31	0.57	0.33	0.71	
01 北海道	0.23	4.27	0.79	0.84	2.91	1.02	0.50	2.01	1.94	3.88	1.23	0.79	0.82	1.60	
02 青森	0.84	2.89	3.03	1.16	—	1.41	3.38	4.38	20.99	3.88	2.34	2.16	1.06	0.44	
03 岩手	0.49	—	0.93	0.79	2.49	3.24	1.99	3.60	6.33	2.14	1.69	3.42	4.05	1.12	
04 宮城	0.19	—	2.89	1.05	6.85	1.50	1.43	5.93	3.74	2.06	1.29	2.40	1.07	1.94	
05 秋田	0.67	4.46	2.52	0.75	7.09	2.26	1.34	3.91	6.61	6.14	1.82	2.37	3.44	4.83	
06 山形	0.58	3.16	1.03	0.46	3.17	0.94	2.13	2.30	9.24	3.45	1.82	4.32	1.39	1.00	
07 福島	0.97	4.51	0.94	0.94	2.93	1.49	2.85	1.39	3.17	5.60	3.99	1.07	6.11	2.84	
08 茨城	1.08	3.57	0.89	0.89	3.44	1.16	3.24	2.49	7.87	3.53	3.85	1.59	3.21	0.86	
09 栃木	0.73	8.09	1.76	1.33	—	1.47	0.65	3.36	5.00	1.60	0.47	1.87	4.99	2.45	
10 群馬	0.63	4.03	2.10	0.90	—	1.38	2.49	4.94	2.25	2.25	1.40	0.91	2.71	0.92	
11 埼玉	0.67	2.00	2.07	1.37	1.69	1.57	2.29	1.86	2.37	4.24	3.20	0.81	3.08	0.56	
12 千葉	0.89	2.69	2.40	1.18	2.71	2.08	2.49	8.47	2.15	4.37	4.51	1.98	3.51	0.58	
13 東京	0.62	1.28	2.32	0.84	6.75	0.95	1.22	1.29	0.72	2.10	4.23	1.05	2.79	0.73	
14 神奈川	0.41	6.77	4.79	0.63	4.35	1.15	1.12	1.10	1.88	0.63	1.01	1.02	2.83	0.73	
15 新潟	0.49	0.99	1.52	0.59	1.77	1.95	2.39	1.50	3.24	2.61	1.33	0.96	5.16	0.88	
16 富山	0.42	—	0.89	0.68	0.67	1.35	1.98	2.90	5.08	2.46	1.84	2.34	2.82	2.16	
17 石川	0.40	—	2.09	0.77	3.42	1.24	2.14	3.01	6.21	4.49	2.07	2.58	2.43	1.77	
18 福井	0.83	—	3.37	1.25	—	0.89	2.43	3.06	3.38	3.48	3.48	1.00	1.92	1.52	
19 山梨	0.44	6.67	2.20	1.48	0.80	1.49	2.76	4.77	3.46	6.77	6.65	1.68	1.72	2.23	
20 岐阜	0.59	—	3.44	1.01	4.98	1.01	2.18	5.89	2.25	4.03	1.43	2.28	3.82	0.58	
21 岐阜	0.58	—	0.69	1.20	9.79	1.12	3.23	4.11	6.03	1.12	1.43	2.35	3.45	1.32	
22 静岡	0.85	—	1.78	1.05	2.39	1.81	1.09	1.06	1.29	1.87	3.67	4.15	1.32	2.21	
23 愛知	0.75	5.19	1.89	0.68	3.58	0.69	0.87	1.85	1.21	1.89	3.16	0.83	5.90	2.48	
24 三重	0.78	5.12	2.28	0.50	—	3.72	2.08	3.56	10.53	2.38	4.75	1.42	2.03	1.22	
25 滋賀	0.69	—	2.62	0.75	2.23	1.51	2.30	4.06	—	2.42	2.94	2.17	2.44	1.01	
26 京都	1.95	4.02	1.40	1.02	5.56	2.62	1.58	3.84	1.27	2.65	8.48	2.07	10.92	3.39	
27 大阪	0.45	—	2.59	1.06	2.83	1.35	1.22	1.58	0.82	2.78	1.33	0.95	2.55	1.52	
28 兵庫	1.29	—	1.37	1.82	3.80	0.67	2.69	1.98	1.58	2.19	3.01	2.06	3.40	1.35	
29 奈良	1.41	—	4.44	1.18	3.25	3.58	4.00	6.58	4.17	5.75	3.84	2.04	3.40	1.35	
30 和歌山	2.67	—	6.18	0.54	—	5.22	4.39	3.64	—	3.03	9.39	2.07	2.23	1.64	
31 鳥取	0.57	1.38	0.39	0.89	—	2.19	1.63	1.59	10.18	3.40	3.15	2.16	2.16	1.38	
32 島根	0.66	—	2.97	0.79	—	0.66	1.63	4.69	—	3.45	2.34	6.37	1.66	1.76	
33 岡山	0.51	16.35	3.86	1.57	—	4.14	1.25	4.87	7.81	5.74	2.55	1.99	4.27	1.83	
34 広島	0.37	2.21	1.68	0.13	1.01	0.98	3.90	2.44	3.10	4.26	3.21	2.33	1.98	1.25	
35 山口	0.62	1.85	2.12	1.34	2.54	1.76	2.09	6.99	2.97	1.54	2.57	0.39	3.75	2.14	
36 徳島	0.52	—	1.84	1.35	3.42	2.34	3.40	3.21	8.33	4.15	2.36	2.98	3.74	2.69	
37 香川	1.10	—	1.99	1.08	2.57	1.98	4.00	1.53	—	2.40	3.07	2.33	—	1.70	
38 愛媛	0.86	—	2.59	0.87	1.81	1.46	2.88	4.26	2.24	2.43	2.55	1.90	1.54	4.44	
39 高知	1.11	6.84	3.99	2.08	4.97	1.10	2.88	3.04	8.58	3.18	2.33	3.50	2.13	2.70	
40 福岡	0.58	—	2.77	1.05	3.62	0.99	2.26	1.83	1.20	1.56	0.92	2.16	1.56	0.77	
41 佐賀	0.80	4.68	1.60	0.83	—	3.05	2.82	3.08	—	2.44	2.72	3.62	3.41	2.05	
42 長崎	0.86	5.77	3.83	1.45	5.20	2.47	2.47	0.74	10.37	2.99	1.91	1.62	3.97	2.12	
43 熊本	0.63	2.74	4.23	1.08	2.53	1.36	1.32	2.50	3.72	2.27	2.20	1.96	1.83	1.51	
44 大分	0.71	0.19	1.48	1.68	2.85	2.50	2.90	1.65	6.74	5.57	2.00	7.32	3.12	1.27	
45 宮崎	1.36	4.09	5.12	0.55	1.65	2.59	1.26	2.35	6.16	2.50	3.53	2.15	3.55	0.84	
46 鹿児島	0.94	5.08	5.09	1.02	1.22	1.85	0.92	5.30	4.92	0.87	2.87	0.82	1.84	2.26	
47 沖縄	1.25	—	0.68	1.24	2.19	1.53	1.67	3.04	3.75	2.27	3.18	2.16	—	1.81	

「…」は、計数が僅少で計算不能を示す。
「—」は、該当する数値がない場合を示す。

企業規模10～99人(平成17年)

	調査産業計	D鉱業	E建設業	F製造業	G電気・ガス・熱供給・水道業	H情報通信業	I運輸業	J卸売・小売業	K金融・保険業	L不動産業	M飲食店・宿泊業	N医療・福祉	O教育・学習支援業	P複合サービス事業	Qサービス業
全国計	0.11	0.19	0.32	0.19	0.39	0.50	0.12	0.43	1.52	0.52	0.54	0.62	0.27	1.32	0.50
北海道	0.61	2.16	1.03	0.58	4.02	0.50	1.54	1.13	4.86	1.57	0.54	4.06	2.41	2.64	1.16
01 青森	0.56	1.71	0.75	1.58	1.50	2.33	1.51	3.88	1.13	3.04	5.14	4.06	2.38	2.24	1.00
02 岩手	0.89	0.88	1.81	0.43	1.93	1.27	0.49	1.78	8.02	1.87	3.12	4.07	7.37	10.94	2.00
03 宮城	1.21	2.31	1.48	1.37	2.49	2.46	2.59	2.48	5.59	0.53	2.57	4.16	4.16	2.25	1.72
04 秋田	0.86	1.89	1.06	0.77	5.06	1.47	1.84	0.96	5.44	2.03	1.62	1.22	2.28	2.07	1.23
05 山形	0.40	3.34	1.33	1.21	2.98	1.59	0.98	1.34	2.69	8.31	1.70	6.16	2.22	4.48	0.67
06 福島	2.01	1.66	1.67	1.51	8.30	0.86	1.67	3.19	7.83	4.06	3.25	10.99	1.71	6.29	1.81
07 茨城	0.80	3.09	2.65	1.52	1.63	2.80	0.80	0.68	8.74	1.60	3.70	3.57	2.23	5.20	2.38
08 栃木	0.69	1.27	2.13	1.49	4.82	2.27	0.81	1.53	8.74	4.55	1.62	2.33	2.41	5.20	1.71
09 群馬	1.08	3.05	1.85	1.43	2.03	1.74	1.27	1.69	7.28	2.05	2.17	7.79	4.16	0.67	2.56
10 埼玉	0.71	3.07	2.31	0.49	2.00	0.92	1.18	2.77	5.30	4.53	2.54	5.08	5.47	3.47	1.57
11 埼玉	0.79	1.48	0.73	1.16	3.84	3.60	1.47	2.26	2.61	3.20	6.73	2.37	1.60	3.02	1.12
12 千葉	0.72	4.39	1.77	0.61	3.30	1.12	2.83	1.54	2.62	1.34	4.04	2.79	2.24	3.52	2.69
13 東京	0.47	3.86	1.49	0.97	5.17	1.31	1.76	1.28	2.64	2.75	2.98	3.43	1.37	4.11	1.58
14 神奈川	0.94	1.82	0.90	1.50	1.06	1.87	0.91	1.07	3.21	2.75	3.12	1.99	1.39	3.43	1.04
15 新潟	0.60	3.89	1.43	0.98	5.81	1.04	2.00	2.80	3.16	2.61	2.27	2.50	2.95	4.85	0.98
16 富山	0.45	3.99	3.45	0.62	5.65	1.53	2.00	0.35	3.29	1.53	2.31	3.88	0.58	2.21	3.46
17 石川	0.79	1.41	1.29	1.62	6.41	1.02	4.31	1.77	3.23	4.17	2.88	2.80	0.98	4.82	1.92
18 福井	1.70	3.91	7.30	0.97	3.59	1.22	1.97	2.63	4.11	1.47	1.86	3.78	1.38	4.45	2.60
19 山梨	0.44	1.27	1.52	0.58	1.74	1.48	1.73	1.38	4.29	1.36	2.42	1.22	2.62	3.98	2.18
20 長野	0.42	2.01	3.10	1.15	1.63	2.02	1.08	0.96	11.74	5.51	2.32	2.16	1.03	2.60	1.40
21 岐阜	1.01	1.51	2.21	1.08	2.50	1.59	0.45	2.09	1.74	2.18	2.67	2.33	2.66	4.54	2.00
22 静岡	0.50	2.48	2.34	0.40	2.73	2.23	1.48	1.47	2.09	2.51	2.33	3.27	3.71	3.46	1.20
23 愛知	0.44	3.94	2.07	1.27	7.59	0.90	1.79	2.80	4.43	5.22	3.04	2.87	3.17	4.45	1.69
24 三重	0.29	3.11	2.11	1.41	6.07	2.00	2.31	1.91	4.36	3.68	4.10	3.48	1.76	7.86	2.17
25 滋賀	0.70	1.65	2.14	1.01	5.49	0.98	2.17	2.41	5.13	2.63	2.37	7.09	0.79	5.50	1.13
26 京都	0.99	1.06	1.44	0.87	3.56	1.26	0.99	1.46	6.95	2.15	4.48	2.43	1.14	2.89	1.78
27 大阪	0.24	7.08	1.77	1.15	5.78	3.16	1.77	0.83	1.95	2.63	4.46	4.05	0.74	2.67	1.44
28 兵庫	0.66	6.34	3.16	0.84	5.77	3.18	1.27	2.87	8.30	5.51	3.27	5.08	3.54	...	0.90
29 奈良	0.19	3.00	3.45	1.28	8.72	0.92	2.01	2.37	4.51	3.95	2.42	1.94	0.95	3.49	3.64
30 和歌山	0.54	2.90	2.12	0.82	2.27	2.12	1.83	1.86	4.04	4.18	3.14	1.33	0.42	3.00	3.02
31 鳥取	0.95	3.08	2.82	1.45	1.84	1.93	1.85	1.33	0.97	1.28	2.24	1.91	1.59	3.02	0.43
32 島根	0.54	0.77	2.81	0.29	2.72	1.82	0.64	0.93	3.45	3.42	3.37	3.07	1.78	11.80	2.09
33 岡山	0.84	1.67	1.24	1.42	6.08	0.81	0.62	1.80	11.39	1.17	0.99	1.54	2.89	3.07	0.90
34 広島	1.24	2.12	3.36	0.84	1.01	1.61	1.67	0.62	3.89	1.85	0.99	3.08	2.98	4.02	3.10
35 山口	1.11	2.10	1.70	1.54	1.62	2.95	1.51	1.60	1.72	9.37	3.28	4.17	1.34	10.81	2.08
36 徳島	0.47	2.53	2.54	0.75	—	0.69	1.00	1.34	3.23	1.10	1.52	4.34	2.93	4.01	1.52
37 香川	0.52	4.18	1.06	1.40	—	1.66	1.27	1.82	3.30	1.30	1.52	1.65	6.33	4.16	1.53
38 愛媛	1.36	0.74	1.60	1.36	3.26	1.77	2.04	4.00	3.66	8.11	5.08	1.70	4.56	2.35	2.41
39 高知	0.87	4.07	1.41	1.73	2.63	1.03	3.10	2.21	5.24	2.52	1.54	2.77	0.45	1.40	1.22
40 福岡	1.28	1.08	4.34	1.27	4.69	2.79	0.48	4.48	4.97	3.39	2.80	2.39	3.00	1.17	1.22
41 佐賀	1.17	3.25	2.33	0.56	4.82	2.27	1.03	2.67	2.63	1.48	3.52	3.72	3.73	...	0.91
42 長崎	1.31	1.25	1.13	1.55	5.01	1.94	2.31	0.78	5.36	2.04	2.13	6.97	3.72	2.40	1.84
43 熊本	0.85	1.19	1.98	2.18	3.77	1.69	2.34	3.21	4.03	4.12	1.84	3.30	2.84	1.85	1.41
44 大分	0.69	1.36	2.54	1.46	3.17	2.09	3.00	3.62	0.99	2.72	2.45	3.30	1.21	1.80	2.59
45 宮崎	0.16	2.09	3.20	1.01	3.04	3.12	1.75	1.54	1.32	1.77	2.19	2.25	3.64	1.51	2.42
46 鹿児島	0.89	6.17	3.01	1.14	—	1.51	0.98	1.00	2.13	2.78	4.47	6.24	1.47	4.14	1.00
47 沖縄															

「...」は、計数が僅少で計算不能を示す。
「—」は、該当する数値がない場合を示す。

